

令和7年12月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 11月28日	頁
会期日程	3
議事日程	3
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
市長の提案理由説明	9
決算審査特別委員長報告	13
(質疑・討論・採決)	17
議会改革特別委員長中間報告	20
(質疑・討論)	21
散会	22
◎会議録第2号 12月2日	
議事日程	25
出席欠席者名	25
開議	27
質疑・一般質問	27
7番 今中真之助議員	27
1 主権者教育と選挙管理体制全般について	27
2 農業経営基盤強化構想の進捗と、農地集積・みどり戦略・所得補償・自給率向上に向けた取組について	30
3 国の制度活用による市の活性化と職員負担軽減について	36
4 地域運営組織（RMO）を活用した地域課題の解決と持続可能な地域づくりについて	46
5 宇土マリーナについて	53
12番 檜崎政治議員	63
1 地域運営組織（RMO）及び指定地域共同活動団体への移行について	64

2	松橋産交ターミナル廃止後の生活への影響と交通空白地域への対応状況について	66
3	障害者控除対象者認定書の周知及び申請支援体制の強化について	72
14番	中口俊宏議員	79
1	国旗・国歌について	79
2	宇土市の施政方針について	81
	散会	85

◎会議録第3号 12月3日

	議事日程	89
	出席欠席者名	89
	開議	91
	質疑・一般質問	91
15番	藤井慶峰議員	91
1	市政4期目を振り返って	91
2	飯塚川の改修について	97
18番	福田慧一議員	100
1	介護保険の施設等に対する財政支援について	100
2	木造住宅の耐震化促進について	104
3	小・中学校の図書室の充実について	107
4	宇土市内の土砂災害危険区域について	111
1番	土黒功司議員	114
1	子どもの安全を守る。宇土市の未来をつくる「通学路の安全対策」について	115
2	多目的市民交流施設整備に関する事業規模・優先順位・運営モデルについて	119
3	地域価値の向上へ。「稼ぐ力」と「暮らしの質」を高める地域自走モデルの実現について	128
	散会	134

◎会議録第4号 12月4日

	議事日程	137
	出席欠席者名	137

開議	139
質疑・一般質問	139
3番 中野洋一議員	139
1 物価高対策について	139
2 交流人口・関係人口増加への取組について	140
3 災害対策について	146
4 技術系市職員向け奨学金返還支援制度について	148
4番 浦本晴美議員	150
1 こどもまんなか社会を実現するサービスの在り方について	151
2 男女共同参画・女性活躍推進事業の未来について	159
5番 佐美三 洋議員	163
1 J R三角線の乗車状況等について	163
2 J R三角線における市の理解・認識について	167
3 J R三角線利用促進に向けた取組について	169
4 J R三角線に関する市としての方向性について	173
常任委員会に付託（議案第88号から議案第103号まで、議案第105号及び議案第106号）	182
常任委員会に付託（請願・陳情）	182
散会	182

◎会議録第5号 12月15日

議事日程	189
出席欠席者名	190
開議	192
地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	192
(質疑・討論)	194
各常任委員長報告	194
1 総務市民常任委員長報告	194
2 経済建設常任委員長報告	196
3 文教厚生常任委員長報告	198
(質疑・討論・採決)	201
議案第 92号 指定管理者の指定について	206
(質疑・討論・採決)	206

議案第 95号	指定管理者の指定について……………	207
	(質疑・討論・採決)……………	207
議案第 97号	指定管理者の指定について……………	208
	(質疑・討論・採決)……………	208
請願、陳情について……………		209
	(質疑・討論・採決)……………	209
議案第104号	宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	210
	(討論・採決)……………	210
諮問第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	211
	(討論・採決)……………	211
委員会の閉会中の継続審査及び調査について(採決)……………		211
	(追加日程)	
議案第107号	令和7年度宇土市一般会計補正予算(第6号)について……………	212
発議第 7号	外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書……………	213
発議第 8号	介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書……………	216
発議第 9号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書……………	217
発議第 10号	安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める意見書……………	218
閉会……………		220
署名……………		223

第 1 号

1 1 月 2 8 日 (金)

令和7年12月宇土市議会定例会会議録 第1号

1. 会期日程

(会期18日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
11月28日	金	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明 決算審査特別委員長報告 質疑・討論・採決 議会改革特別委員長中間報告 質疑・討論
11月29日	土		休会	(市の休日)
11月30日	日		休会	(市の休日)
12月1日	月	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
12月2日	火	10:00	本会議	質疑・一般質問
12月3日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問
12月4日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
12月5日	金	10:00	委員会	経済建設常任委員会
12月6日	土		休会	(市の休日)
12月7日	日		休会	(市の休日)
12月8日	月	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
12月9日	火	10:00	委員会	総務市民常任委員会
12月10日	水		休会	議事整理
12月11日	木		休会	議事整理
12月12日	金		休会	議事整理
12月13日	土		休会	(市の休日)
12月14日	日		休会	(市の休日)
12月15日	月	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

2. 議事日程

令和7年11月28日(第1号) 午前10時02分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 88号 宇土市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 89号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 90号 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 91号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 7 議案第 92号 指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 93号 指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 94号 指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 95号 指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 96号 指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 97号 指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 98号 公有水面埋立免許出願に係る意見について
- 日程第 14 議案第 99号 令和7年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 15 議案第 100号 令和7年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 16 議案第 101号 令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 17 議案第 102号 令和7年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第 18 議案第 103号 令和7年度宇土市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 19 議案第 104号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 20 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 21 議案第 105号 宇土市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 22 議案第 106号 宇土市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

報告第 15号 専決処分の報告について

専決第 13号 訴えの提起について

日程第23 決算審査特別委員長報告（質疑・討論・採決）

日程第24 議会改革特別委員長中間報告（質疑・討論）

3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

4. 出席議員（18人）

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐美三 洋 君	6番 小 崎 憲 一 君
7番 今 中 真之助 君	8番 西 田 和 徳 君
9番 園 田 茂 君	10番 宮 原 雄 一 君
11番 柴 田 正 樹 君	12番 檜 崎 政 治 君
13番 野 口 修 一 君	14番 中 口 俊 宏 君
15番 藤 井 慶 峰 君	16番 山 村 保 夫 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

5. 欠席議員（なし）

6. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長 元 松 茂 樹 君	副 市 長 光 井 正 吾 君
教 育 長 前 田 一 孝 君	総 務 部 長 山 口 裕 一 君
企画財政部長 野 口 泰 正 君	市民環境部長 加 藤 敬 一 郎 君
健康福祉部長 江 河 一 郎 君	経 済 部 長 山 崎 恵 一 君
建 設 部 長 草 野 一 人 君	教 育 部 長 池 田 和 臣 君
会 計 管 理 者 春 木 咲 子 さん	秘 書 政 策 課 長 渡 邊 聡 君
総 務 課 長 上 木 淳 司 君	危 機 管 理 課 長 内 田 雅 之 君
企 画 課 長 松 下 修 也 君	ま ち づ くり 推 進 課 長 木 村 る み さん
財 政 課 長 北 谷 太 示 君	

7. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長 田尻清孝君 次長兼議事係長兼庶務係長 薦田昌臣君
議事係参事 村田有美さん 庶務係参事 中山裕輝君

午前10時02分開会

-----○-----

○事務局長（田尻清孝君） 本日の会議に先立ちまして、福田議員が通算35年以上在籍した議員に贈呈される総務大臣感謝状を受彰されました。

ただいまから、感謝状の伝達式を行います。

福田議員、前のほうにお願いいたします。伝達は、野口議長からお願いいたします。

○議長（野口修一君） 感謝状。熊本県宇土市、福田慧一殿。あなたは、35年以上の長きにわたり市議会議員として地方自治の振興・発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって、ここに深く感謝の意を表します。令和7年10月20日。総務大臣、村上誠一郎

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（田尻清孝君） 以上をもちまして、伝達式を終了いたします。御協力ありがとうございました。

-----○-----

○議長（野口修一君） ただいまから、令和7年12月宇土市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君） 事務報告をいたします。

令和7年9月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告として配布しておりますので御覧ください。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野口修一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番、中野洋一君、15番、藤井慶峰君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（野口修一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月15日までの18日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から12月15日までの18日間と決定いたしました。

-----○-----

- 日程第 3 議案第 88号 宇土市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 89号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 90号 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 91号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 7 議案第 92号 指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 93号 指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 94号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第 95号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第 96号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第 97号 指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第 98号 公有水面埋立免許出願に係る意見について
- 日程第14 議案第 99号 令和7年度宇土市一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第15 議案第100号 令和7年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第16 議案第101号 令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第17 議案第102号 令和7年度宇土市水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 議案第103号 令和7年度宇土市下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第104号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第20 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 2 1 議案第 1 0 5 号 宇土市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

日程第 2 2 議案第 1 0 6 号 宇土市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

報告第 1 5 号 専決処分の報告について

専決第 1 3 号 訴えの提起について

○議長（野口修一君） 日程第 3、市長提出議案第 8 8 号から、日程第 2 2、議案第 1 0 6 号までの 2 0 件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） おはようございます。

本日ここに、令和 7 年 1 2 月市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私共に御多用の中に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま令和 7 年度市区町村議会議員総務大臣感謝状を受けられました福田議員に対しまして、心からお喜びを申し上げます。本市議会におきましては、3 5 年以上の長きにわたり御在職いただいた議員は初めてでございます。その御功績に改めて深く敬意を表します。市政発展のため、市に対して厳しく、そして時には優しい御提言をいただくなど、多大なる御尽力を賜りましたことに、市民を代表して厚く御礼を申し上げますとともに、今後のますますの御活躍を心からお祈りいたします。

次に、本市出身の力士、義ノ富士関が、九州場所ですばらしい活躍を見せてくれました。今場所は、しこ名を「草野」から「義ノ富士」に改めて挑み、横綱大の里関や優勝した関脇安青錦関に連勝するなど、けがを抱えながらも鮮烈な取組で会場を沸かせ、二場所ぶりとなる技能賞を受賞されました。初土俵から 1 0 場所連続で勝ち越しを続けており、今後の更なる飛躍が期待されます。引き続き、市民の皆様とともに応援してまいりたいと思っております。

次に、今月 2 2 日に、宇土市役所庁舎において開催しました、こどもどもんなかの日イベントについて御報告をいたします。

本市では、昨年 1 1 月にこども応援サポーター宣言を行い、子どもを地域全体で見守るこどもまんなか社会の実現に向けて、庁内で連携して取組を進めております。今回のイベントもその一環として、こどもまんなか応援サポーターとして御賛同いただいている団体の皆様とともに開催したものでございます。

当日は多くの皆様に御来場いただき、各ブースの集計で延べ人数となりますが、約 2, 5 0 0 名の方々が体験ブースや飲食コーナー、相談コーナーなど、様々な催しを通して、子ど

もも大人も一緒に楽しい時間を過ごしていただくことができました。多様な体験を通し、地域の支援や活動への理解を深めていただく貴重な機会にもなったと感じております。

また、子どもや子育て家庭を支援したい思いがある方へ向けた基調講演も行われ、多くの参加者から好評をいただきました。さらに、子ども食堂から温かい食事を御提供いただき、年代を問わず多くの方々が、食を通じた交流ができたことも大変意義深いものでございました。

今回のイベントをきっかけに、こどもまんなか社会実現への機運がさらに高まったものと考えております。今後も関係団体の皆様と連携し、子どもたちを地域全体で支える取組を進めてまいりますので、議員の皆様の御理解、御協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に、明日29日に開催されます、うと産業祭2025について御案内を申し上げます。

今年も、農業、漁業、商工業の諸団体の御協力のもと、宇土市本町4丁目から5丁目を会場に、例年好評の100円祭や地元特産品等販売のマルシェ、ダンス、太鼓演奏など多くの催しが予定されています。また、ステージイベントでは、宇土市親善大使の植田明依さんのウォーキング指導のもと、ファッションショーが開催されます。出演者の皆様の魅力あふれるパフォーマンスを御覧いただけることと思います。

さらに、今年度はラジオの公開生放送も予定されており、市内在住の小学生などがこどもリポーターとして出店ブースのインタビューやラジオ出演など、貴重な体験を通じて、地域の魅力を発信してくれます。

このようなイベントが、地域のにぎわいを創出し、経済の活力となることを期待しております。

それでは次に、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今回は、一部の議案について法改正に関する国の通知を待っていたことから、議案書を二つに分けて提案させていただいております。

まず、予算関係5件、条例関係3件、人事案件2件、その他8件の計18件及び報告1件であります。

議案第88号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、熊本県税条例の一部改正に準じ、本市における身体障がい者等に対する軽自動車税の種別割の減免対象を拡充するため、所要の改正を行うものであります。

議案第89号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第90号、宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例について。これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第91号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。これは、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第92号から議案第97号まで、指定管理者の指定について。これらは、公の施設の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第98号、公有水面埋立免許出願に係る意見について。これは、熊本県知事に、公有水面埋立免許の出願に係る意見を述べる必要があるため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第99号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。補正額は6億7,646万円を増額するもので、補正後の総額は247億2,423万4千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費では、市有施設整備基金経費の増額等を行っております。

民生費では、障害者福祉サービス事業経費の増額等を行っております。

衛生費では、令和7年8月豪雨災害対策経費（環境交通課）の計上等を行っております。

農林水産業費では、職員給の増額を行っております。

商工費では、マリーナ施設管理経費の増額等を行っております。

土木費では、緊急浚渫推進事業の増額等を行っております。

消防費では、常備消防費の増額を行っております。

教育費では、学校施設管理経費（施設・小学校）の増額等を行っております。

災害復旧費では、令和7年8月豪雨災害対策経費（農林政策課：補助災害）の計上等を行っております。

そのほか、繰越明許費については、庁舎管理経費（新庁舎）ほか21件の追加及び市長選挙費ほか3件の変更を行っております。

債務負担行為については、行政連絡文書等配送に要する経費ほか9件の追加及び船場川調整池周回コース整備に要する経費の限度額の変更を行っております。

地方債については、文書管理システム整備事業ほか5件の追加及び緊急浚渫推進事業ほか1件の限度額の変更を行っております。

議案第100号、令和7年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

補正額は600万円を増額するもので、補正後の総額は44億7,180万8千円です。これは、出産育児一時金補助金の増額を行っております。

そのほか、債務負担行為について、特定健康診査等に要する経費ほか1件の追加を行っております。

議案第101号、令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。補正額は1,473万5千円を減額するもので、補正後の総額は40億6,306万6千円です。これは、介護保険システム改修委託料の増額及び宇城広域連合負担金の減額を行っております。

議案第102号、令和7年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について。収益的支出における補正額は73万円を増額するもので、補正後の総額は7億2,637万8千円です。これは、企業債利息の増額を行っております。

議案第103号、令和7年度宇土市下水道事業会計補正予算（第2号）について。資本的支出における補正額は400万円を増額するもので、補正後の総額は8億4,904万5千円です。これは、工事請負費の増額を行っております。

議案第104号、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について。これは、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の任期が令和7年12月31日で満了となりますので、新たに委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の委員には、甲斐正信さんを選任したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。これは、人権擁護委員の任期が令和8年3月31日で満了となりますので、新たに委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

後任の委員の候補者には、長光智法さんを推薦したいので、何とぞ、原案どおり答申いただきますようお願いいたします。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第15号、専決処分の報告について。これは、宇土市長の専決処分に関する条例第2条第2号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告するものであります。

続いて、議案その2は、条例関係が2件であります。

議案第105号、宇土市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。これは、児童福祉法の改正により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

議案第106号、宇土市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

以上が提出しております議案の概要でございます。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（野口修一君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

-----○-----

日程第23 決算審査特別委員長報告

○議長（野口修一君） 日程第23、去る9月の本会議において付託し、閉会中の継続審査となっておりました、令和7年議案第65号から議案第70号までの令和6年度歳入歳出決算の認定6件について、決算審査特別委員長から審査の経過と結果について報告がっておりますので、これを議題といたします。

特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、榎崎政治君

○決算審査特別委員長（榎崎政治君） おはようございます。

ただいまから、9月定例会において決算審査特別委員会に付託されました、令和6年度宇土市一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定に係る議案第65号から議案第70号までの6件について、審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

経過についてですが、まず執行部に対し、主要な施策の成果に関する説明書や各種資料の提出及びあらかじめ本委員会から抽出しておいた事項について、説明を求め、また監査委員の意見書なども参考にしながら、7回の委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

なお、審査を行う際には、予算の執行に当たって、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われたか、また、その結果、見込んだとおりの行政効果を達成することができたかという点を重視し、更には、今後の行財政運営においてどのような工夫改善がなされるべきかという視点をもって審査を行いました。

まず、決算の概要について申し上げます。

初めに、一般会計について、歳入総額は225億9,112万円に対し、歳出総額は219億9,274万円で、差引き5億9,838万円の黒字となっております。また、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、2,527万円の黒字となっております。

財政指標については、経常収支比率が95.8%で前年度より0.9ポイント悪化し、依然として硬直化した財政状況となっております。また、実質公債費比率は、前年度より0.4ポイント悪化し12.0%、財政力指数は0.49で、前年度より0.01ポイント悪化しております。起債現在高は213億3,387万円で前年度末より3億5,634万円の減額、

各種基金の年度末現在高は71億1,782万円で、前年度末より2億6,956万円の減額となっております。

次に、特別会計について、特別会計は全部で五つありますが、その合計で申し上げます。

歳入総額は87億6,985万円に対し、歳出総額は86億4,422万円で差引き1億2,563万円の黒字となっておりますが、一般会計から三つの特別会計に11億2,401万円が繰り出されております。また、各種基金の年度末現在高は8億4,754万円で、前年度末より767万円の減額となっております。

以上が決算の概要であります。

次に、歳入確保と予算執行について申し上げます。

一般会計の歳入総額は、前年度に比べ2.84%、6億6,091万円の減額となっております。また、不納欠損額は一般会計と特別会計を合わせて2,692万円となっております。前年度と比較すると1,591万円減少しています。

予算執行については、10年程度続く熊本地震関連事業の起債の償還のほか、ますます高騰する物価や人件費への対応など、極めて厳しい財政状況の中で、議決の趣旨に沿って適正な運用が行われており、おおむね所期の目的を達成したものと認められます。

次に、審査の過程における議論の中から、各委員からの様々な意見や質疑について主なものを申し上げます。

まず、行政主導の土地開発について、委員から「開発候補地の一つは、地盤改良の必要性や開発事業者の採算などでなかなか開発がうまくいかないと思うが、どのような感触か。」との質疑があり、執行部から「その候補地に非常に興味を持たれている事業者がおり、協議を続けている。」との答弁がありました。また、別の委員から「それぞれの候補地で誘致すべき業種を、どのように考えているか。」との質疑があり、執行部から「沿線付近の状況に合わせて、工業系、商業系、住宅等の業種をそれぞれ誘致できればと考えている。」との答弁がありました。さらに、別の委員から「宇土に興味を持った事業者に対して、土地の詳細や有利な補助の説明など、しっかり行ってほしい。」との意見がありました。

次に、地方バス路線維持費補助金について、委員から「バス利用者は年々減少傾向という説明だが、本年10月からのバスの大幅減便に対して、学生や高齢者、移住・定住を考える人にとっての住環境の面からみても不便かと思う。今後どう考えているか。」との質疑があり、執行部から「同じようなバス路線を復元するには人的・物的に難しい面があるため、既存の補助金制度等を活用しながら、来年度、地域公共交通に関する計画を策定し、その中で方向性を検討していきたいと考えている。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「路線廃止の影響を受けた地域のフォロー策と、宇土駅へのアクセスを最優先に考えてほしい。」との意見がありました。

次に、空き家バンク活用事業について、委員から「令和6年度の補助金の実績が、事業件数でいうと見込みの約25%、当初予算からみた予算執行率でいうと約27%と低調だったが、原因や改善策は。」との質疑があり、執行部から「原因としては見込みが過大だったことが挙げられる。ただ、ホームページの改善や民間企業のサイトへの空き家の掲載、増員した地域おこし協力隊を活用し、実際、今年度はかなりの伸びが見られた。」との答弁がありました。

次に、廃棄物減量化対策事業について、委員から「国は、温室効果ガスの排出を、2050年までに全体としてゼロを目指すに掲げているが、市としての取組状況はいかがか。」との質疑があり、執行部から「令和4年度から6年度にかけて、燃えるごみは少しずつではあるが減ってきている。ごみの再資源化についても数値的には上昇している。」との答弁がありました。それに対して、委員から「ごみのリサイクル率は国の平均に対してどうか。」との質疑があり、執行部から「おおむね国の平均と同じくらいである。ごみの分別・減量化をさらに進めていきたい。」との答弁がありました。また、別の委員から「生ごみも現在焼却していると思うが、その際の燃料を考えると、シンク下に設置して生ごみを粉碎・処理し、下水道に流す仕組みであるディスポーザーの設置補助について、調査検討してほしい。」との意見がありました。

次に、宇土市の旬を届ける実行協議会事業について、委員から「実行協議会は解散したとのことだが、今後は、農林政策課が主体となってウトブランドをPRしていくのか。」との質疑があり、執行部から「農林政策課だけではなく、市全体でPRしていく。」との答弁がありました。さらに委員から「農産物等の販路拡大の具体的な対策は。」との質疑があり、執行部から「農産加工施設や加工品の商品開発に対しての補助金を交付し、生産者が稼いでいただくような仕組みにしていくところから販路拡大につなげたい。」との答弁がありました。

次に、住宅リフォーム助成事業について、委員から「国からの交付金枠が減額されたとのことだが、その対応は。」との質疑があり、執行部から「令和7年度においては、さらに減額されており、これまでの実績並みに申請ができるよう一般財源の割合を増やし受付を行っている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「商品券を助成するこの事業は、建設業者のみならず商業者にも好評なので、引き続き市独自の対応もお願いする。」との意見がありました。

次に、住宅の耐震診断や改修を行った者に対して補助する、住宅・建築物安全ストック改善事業について、委員から「事業利用者が少ないが、十分機能していないのではないか。」との質疑があり、執行部から「令和7年度から令和8年度においては、国費に加え、県費も上乘せされており、補助金が増額されたことで、制度利用者は増えると期待している。」と

の答弁がありました。

次に、生活保護費の返還金に係る不納欠損について、委員から「どのような場合に返還が生じるのか。」との質疑があり、執行部から「例えば、受給者が働いて収入を得たにもかかわらず、申告をせず、不正に受給した場合などに返還となる。」との答弁がありました。それに対して、委員から「受給者が働くことができるかどうかの確認は行っているか。」との質疑があり、執行部から「ケースワーカーが確認するようにしている。また、稼働能力がある受給者に対しては、就労支援員を通じて求人情報の提供も行っている。」との答弁がありました。また、別の委員から「滞納処分は、未収金対策マニュアルを基に行っているとのことだが、どのような内容か。」との質疑があり、執行部から「税務課が行っている滞納処分を基に作成し、関係部署で共有しているものである。」との答弁がありました。それに対して、委員から「共通のマニュアルに従って対応するだけでなく、それぞれの部署に合った、マニュアル+αの対応を心がけてほしい。」との意見がありました。

次に、がん検診等各種健診事業について、委員から「国の目標値と比較して本市の各種がん検診率は低くなっているが、個人で病院に行き検査した場合や、持病で通院した際に集団検診での検査と同様の検査を行った場合などは、検診率に反映されているか。」との質疑があり、執行部から「個人から申出があった場合を除き、集団検診以外の検診状況を把握していないため、検診率には反映されていない。」との答弁がありました。それに対して、委員から「把握することができれば検診率が向上すると思うので、市内の病院から情報提供を受けるなど、方法を検討してほしい。」との意見がありました。また、別の委員から「例えば、病気でバリウムを飲めないなど、市が指定する方法で検査できない方もいるため、他の方法で検査した場合であっても助成対象となるように検討してほしい。」との意見がありました。

次に、轟泉水道と旧高月邸が一体となった文化財の国指定を目的とする文化的景観整備事業について、委員から「轟泉水道の維持管理体制はどうなっているか。」との質疑があり、執行部から「水道利用者で構成される組合が、専門的な技術を用いて管理を行っている。」との答弁がありました。これに対して、委員から「保守管理は今後も継続して必要となるため、後継者の育成にも力を入れてほしい。」との意見がありました。また、別の委員から「例えば、市外からの観光客に轟泉水道を紹介する場合、案内できる場所がない。予算の増額や組合との連携により、轟泉水道の見える化に取り組んでほしい。」との意見がありました。

次に、学校のICT環境整備について、委員から「学校の先生に対するICT教育の勉強会などは実施しているか。」との質疑があり、執行部から「先生を対象とした研修を実施している。また、随時、相談に応じている。」との答弁がありました。また、別の委員から

「市が昨年度作成した情報活用能力チェックリストの活用方法は。」との質疑があり、執行部から「今後、チェックリストを活用し、児童生徒に対するアンケートを実施する。この結果を基に、機器の利用状況や情報リテラシーなどについて把握する。」との答弁がありました。

以上が審査の過程において、各委員から出された主な事項であります。

最後に、本市の財政状況は、大変厳しい環境下にあると言えます。少子高齢化や人口減少で歳入の大幅な増額が見込めない中で、大型事業の計画、公共施設の老朽化への対応、さらに社会保障関連経費の増加が引き続き見込まれるため、これまで以上の厳しい財政状況が続くと思われませんが、限られた予算の中にも、社会経済情勢の変化に対応した効率的、効果的な予算の編成及び執行に心がけ、健全な行財政運営に努めていただきたいと思います。

以上のとおり、本委員会は慎重に審議を重ねた結果、議案第67号及び第70号は全会一致で、議案第65号、第66号、第68号及び第69号については、賛成多数で原案のとおり認定することを決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

これより、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 決算審査特別委員長の報告に対し、4議案に反対をいたします。

議案第65号、令和6年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。市の業務は、介護保険制度や後期高齢者医療制度が導入され、大規模災害も発生するなど、業務量は大幅に増えているのに職員数は削減されております。正職員がしていた仕事を非正規職員が行い、そのため、非正規職員は大幅に増えております。非正規職員は、令和3年度に会計年度任用制度が導入され、期末手当などが出るようになり賃金は引き上げられましたが、年収は正職員に比べ30%程度であります。会計年度任用職員は70%が女性で、安い賃金で市の業務を支えております。正職員を増やし、有給休暇を適切に取れるようにし、会計年度任用職員の処遇改善など継続雇用を保障すべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第66号、令和6年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。国民健康保険の加入者は、年金生活者やパートなど非正規の所得の少ない労働者の加入が増えております。そのため、年間所得が200万円以下の世帯が80%を超えております。所得が少ないのに、中小企業の労働者が加入している協会けんぽに比べ、2倍

程度の保険税の負担となっております。そのため、滞納世帯も増えております。同じ公的な医療保険での格差は問題であり、改善が必要であります。また、全く収入がない子どもにも均等割の負担があり、課税されていますが、これは廃止すべきであります。高い国民健康保険税に対し、全国知事会は国に対し1兆円程度の財政支援を行い、協会けんぽ並みの保険税額にすべきと提言し、国に要望しております。国の財政支援を増やし、加入者の負担軽減を図るべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第68号、令和6年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和6年末の介護保険特別会計の基金は8億1,700万円で、翌年に繰り越す黒字は1億1,100万円となっております。令和6年度の介護保険料収入は7億2,200万円で、介護保険基金と黒字による繰越額は保険収入を超えております。介護保険第9期事業計画では、保険料の基準月額6,060円から210円引き下げて5,850円にしましたが、所得階層が増えたため、令和5年度保険料収入とほとんど変わらず、値下げの効果は出ておりません。これは明らかに保険料の取り過ぎであり、加入者に還元すべきであります。特に問題なのは、訪問介護事業所の報酬が切り下げられたため、職員の確保や経営はより厳しくなり、倒産や事業所の閉鎖が出ております。これでは介護サービスを受けられなくなるおそれがあり、国に対し訪問介護事業所への報酬引下げを撤回することや、介護職員の処遇改善を求め、在宅でも施設でも介護を必要とする人が、安心して受けられるようにすべきとの立場から反対をいたします。

議案第69号、令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。75歳になれば、これまで加入していた医療保険から強制的に切り離され、後期高齢者医療保険に加入しなければなりません。保険料も年金から天引きをされ、負担しなければなりません。高齢者を医療の面からも、保険料の面からも、差別するような医療制度は廃止し、元の制度に戻し、国の財政支援を増やし、高齢者が安心して医療を受けられるようにすべきとの立場から反対をし、討論を終わります。

○議長（野口修一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第65号、令和6年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの委員長の報告は、原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第65号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第66号、令和6年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの委員長の報告は、原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第66号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第67号、令和6年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第68号、令和6年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの委員長の報告は、原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第68号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第69号、令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの委員長の報告は、原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第69号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第70号、令和6年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第24 議会改革特別委員長中間報告

○議長(野口修一君) 日程第24、議会改革特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

議会改革特別委員長、藤井慶峰君

○議会改革特別委員長(藤井慶峰君) おはようございます。

ただいまから、議会改革特別委員会のこれまでの経過及び審査内容について、中間報告をいたします。

本委員会は、これまで7回の委員会を開催し、協議を行っております。

第6回までの協議内容については、9月定例会で中間報告を行っておりますので、今回は、それ以降の経過について御報告いたします。

第7回委員会では、第6回委員会に引き続き、女性議員が増えるための取組について協議を行いました。

協議の中で、「女性議会の開催等、女性の方が立候補するきっかけ・機会となる取組を行う必要があるのではないか。」や、「地域全体から意識を変えていくことが必要」との意見、「女性候補者が増えるための取組はいいことだと思うが、議会の立場で主管して行うのは疑問がある。」や、「男女平等の観点から女性だけに特化した取組は行うべきではない。」等の意見が出されました。協議の結果、女性議員が増えるための取組については、クォーター制度による女性枠設定など制度として女性を優遇する仕組みをつくるのではなく、多くの方が立候補できるよう、広報や啓発活動などを通じて、女性を含む多様な候補者が立候補しやすい環境を整えていくこととして結論づけました。

また、優先的に協議を行った選挙運動費用に対する公費負担については、執行機関に要望を行うといった本委員会での協議結果を、令和7年9月24日開催の全員協議会において承認を得ました。

これを受け、宇土市議会として、「選挙運動費用に対する公費負担の制度化を速やかに行うこと」及び「公費負担の制度化に必要な予算を確保すること」の二つの要望事項を記載した選挙運動費用に対する公費負担の制度化に関する要望書を令和7年11月4日付けで、宇土市長及び宇土市選挙管理委員会委員長に提出したことを御報告いたします。

議会改革特別委員会としましては、今後も引き続き、宇土市議会基本条例の基本理念に基づき、議会機能のより一層の充実強化を図るため審議を進めてまいりたいと考えております。

以上で、議会改革特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（野口修一君） 議会改革特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、議会改革特別委員長の中間報告を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月1日月曜日は、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になってお

りますので、よろしくお願いたします。

次の本会議は、12月2日火曜日に関き、質疑及び一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前10時50分散会

第 2 号

1 2 月 2 日 (火)

令和7年12月宇土市議会定例会会議録 第2号

12月2日（火）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 今中真之助議員

- 1 主権者教育と選挙管理体制全般について
- 2 農業経営基盤強化構想の進捗と、農地集積・みどり戦略・所得補償・自給率向上に向けた取組について
- 3 国の制度活用による市の活性化と職員負担軽減について
- 4 地域運営組織（RMO）を活用した地域課題の解決と持続可能な地域づくりについて
- 5 宇土マリーナについて

2. 檜崎政治議員

- 1 地域運営組織（RMO）及び指定地域共同活動団体への移行について
- 2 松橋産交ターミナル廃止後の生活への影響と交通空白地域への対応状況について
- 3 障害者控除対象者認定書の周知及び申請支援体制の強化について

3. 中口俊宏議員

- 1 国旗・国歌について
- 2 宇土市の施政方針について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 土黒功司君 | 2番 杉本寛君 |
| 3番 中野洋一君 | 4番 浦本晴美さん |
| 5番 佐美三洋君 | 6番 小崎憲一君 |
| 7番 今中真之助君 | 8番 西田和徳君 |
| 9番 園田茂君 | 10番 宮原雄一君 |
| 11番 柴田正樹君 | 12番 檜崎政治君 |
| 13番 野口修一君 | 14番 中口俊宏君 |

15番 藤井慶峰君

17番 村田宣雄君

16番 山村保夫君

18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	光井正吾君
教育長	前田一孝君	総務部長	山口裕一君
企画財政部長	野口泰正君	市民環境部長	加藤敬一郎君
健康福祉部長	江河一郎君	経済部長	山崎恵一君
建設部長	草野一人君	教育部長	池田和臣君
秘書政策課長	渡邊聡君	総務課長	上木淳司君
危機管理課長	内田雅之君	企画課長	松下修也君
まちづくり推進課長	木村るみさん	財政課長	北谷太示君
高齢者支援課長	久多見さとみさん	農林政策課長	豊田栄二君
商工観光課長	三浦仁美君	選管事務局長	伊藤誠基君
学校教育課長	淵上真行君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

次長兼議事係長兼庶務係長	薦田昌臣君	議事係参事	村田有美さん
庶務係参事	中山裕輝君		

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（野口修一君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（野口修一君） 日程第1、質疑及び一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

7番、今中真之助君

○7番（今中真之助君） おはようございます。宇土市政研「志」の今中です。本日は、通告に従い、主権者教育と選挙関係全般、以下5問質問させていただきますけれども、質問も答弁も少々長くなる予定でございます。本日のメインは午後に用意されているというふうに思っておりますので、皆さんに余力を残してもらうためにも質問も極力短く、もちろん思いはあるんですけども、質問を極力短くさせていただきますから、執行部におかれましては、できる限り早めの早口の答弁を期待いたしまして、質問席に移ります。よろしく願いいたします。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 早速質問させていただきます。まず一つ目、主権者教育と選挙管理体制全般についてです。とある国政選挙で、市内選挙ポスターを貼る機会がございました。ポスター掲示板設置場所を確認するたびに、時代に合わなくなってきたなあと感じましたし、驚くような設置場所もございました。また、地図も古く感じ、自分のスマホの地図アプリなどをうまく連携したほうがいいなというふうに感じました。さらに、公職選挙法改正により、ネット等で選挙運動も展開され、浸透し始めています。このようなことを踏まえ、ポスター掲示板設置数や地図を見直したほうがいいのではないかと思い、このような質問をするようにいたしました。そこでお尋ねいたします。まず1問目、ポスター掲示場所の見直しは、これまでどのように行われてきたか、選挙管理委員会事務局長お答えください。

○議長（野口修一君） 選挙管理委員会事務局長、伊藤誠基君

○選挙管理委員会事務局長（伊藤誠基君） 皆様おはようございます。御質問にお答えします。

各種選挙時のポスター掲示板設置場所につきましては、公職選挙法及び政令で定める基準に従いまして、過去に地元と協議を行い決定したと考えられるため、地元からの移設要望や設置する場所の事情など以外につきましては、長年設置を行ってきた経緯もあり、同一の場所への設置を行っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。地元の要望などを通じてということでございますけれども、恐らくその地元の要望があったところというのは、改善されているというふうに思うんですけれども、その要望がないところに関しては、昔のままだと思います。そして、掲示板を設置される業者さんだったり、シルバー人材センターの方だったり、この地図はやはりおかしいなと思って、近くに設置されているというふうに思うんです。それがちょっと選挙ポスターを貼る方にとって、分かりづらいようになっているのではなからうかというふうに思います。もちろん、もう慣れてる方は設置できると思うんですよ、たしかここだったよねと。ただ、我々市議会でも、今、議会改革の一環で、新しい人が、優秀な人が、若い人が、女性が、いろんな人が選挙に出やすい環境を整えようということで、いろいろ議論しているんですけれども、そういう選挙ポスター設置や選挙ポスターを貼ることが、やはり足かせになってはいけないなというふうに思うので、ここも市議選は4年に1度、市長選挙も4年に1度、いろんな選挙が4年に1度、3年に1度とかの選挙なんですけれども、そんなにしょっちゅう選挙があるわけでもございませんから、できれば、どこか1度、3月末あたりに市長選挙も予定されておりますから、そのタイミングで区長さん、地元にも要請してもいいかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

続いて、掲示板設置地図の落とし込みについてお尋ねいたします。設置場所の地図がありますよね、皆さん選挙されたことがあるから、我々議員は分かると思うんですけれども、その地図がちょっと古いと思いますから、その地図がいつのものかと、設置場所が分かりづらく実際の設置場所と違う場所もありますので、どのような基準で掲示板設置数を決定しているのか。設置箇所の見直しも図りながら、設置数も減らしてはどうかというふうに思いますので、選挙管理委員会事務局長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 選挙管理委員会事務局長、伊藤誠基君

○選挙管理委員会事務局長（伊藤誠基君） 御質問にお答えします。

使用している地図に関しましては、宇土市管内図を使用しており、地図とは別に、ポスター掲示場設置場所一覧表を公表及び配布しております。

掲示板の設置数につきましては、公職選挙法及び政令で定められており、宇土市の令和7年参議院選挙における政令基準設置数は146か所ですが、熊本県選挙管理委員会と減数協議を行い、承認を得て126か所に設置をしております。

現在の設置数で、公職選挙法の趣旨及び有権者への候補者の情報提供や啓発にもつながると考えておまして、今のところ、現状の設置数からの削減は考えておりません。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 公選法で定められているということでございますけれども、現状で

すね、その公選法がおかしいと言えばおかしいのかもしれませんが、いろいろ設置数が決まった後に、インターネットによる選挙が認められるようになって、今、どうですか皆さん、多くの方が恐らくネットを見ながらその投票をする方を選んでいらっしゃるのではないのでしょうか。ポスターを見て、この方に投票しようという意思是、そこまで最近は働いていないように思います。もちろん、その陣営の方は、自分が支持している、応援している方が、このようなポスターを今回作ったのかとか、そういうふうに見たりとかされるかもしれませんが、私は、これまで4回、私自身、選挙に挑戦させていただいておりますけれども、このポスターというのが、今、その選挙ではそんなに数が必要ではなくなっているのではないかというふうな思いもありまして、この質問をさせていただきました。

それでは、この主権者教育と選挙管理体制全般についての質問は最後になりますけれども、あとはその公報ですね、一番的確に有権者へ選挙に出た人、出る人の思いを伝えるのは、公報というのが一番最適だというふうに思います。その選挙公報は有権者へいつ届くのか、また候補者の情報が記載されている公報が届いてから、期日前投票ができないか。さらに公報及び開票状況のインターネットでの公開状況についてと、近年の投票率の向上及び主権者教育の取組の状況についてお尋ねいたします。選挙管理委員会事務局長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 選挙管理委員会事務局長、伊藤誠基君

○選挙管理委員会事務局長（伊藤誠基君） 御質問にお答えします。

選挙公報につきましては、投票日の2日前までに有権者へ配布することが公職選挙法により規定されております。期日前投票につきましても、同法で公示又は告示の翌日から実施するよう規定されております。

次に、選挙公報の作成手順につきましては、立候補の届出後、印刷を発注し、各行政区長を通じて有権者へ配布しております。

そのため、期日前投票開始前に、選挙公報の配布を行うことは、公職選挙法及び時間的制約の面から実施することはできないと考えております。

また、選挙公報及び開票状況のホームページでの公開につきましては、選挙公報は作成後速やかに、開票状況につきましては開票日の午後8時30分から30分ごとに市ホームページ上で公表しており、前回の令和4年市議会議員選挙では1か月間で約1万4千アクセスがありました。

投票率の向上につきましては、令和2年熊本県知事選挙から、期日前投票所を宇土シティーモールに開設するなど気軽に投票ができる環境づくりや、宇土市明るい選挙推進協議会の街頭での啓発活動など投票率の向上に努めております。

また、主権者教育につきましても、小学校への出前講座や小中学校の生徒会役員選挙などに、実際の選挙時に使用する投票箱などの備品の貸出しを行うなど啓発に努めております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。期日前投票者数の推移も用意していただきましてありがとうございます。あちらを見れば分かるように、期日前投票がここ数年、もう右肩上がりになってきています。もう皆さんですね、当日雨だったらやはり行きづらいうからということで、晴れた日に行こうということもあるでしょう。あとは、予定とかがどうしても日曜日に入ったりとかして、行けるときに行くというのがもう浸透して、このような結果になっているんだと思います。であればですね、主権者教育の観点からも、人柄とか、あの人からこう言われたからとか、それも一つの選択かもしれませんが、公報を見て、あっ、こういう政策をされる方に投票しよう、人柄を見て、こういう人に投票しようという意識をやはり持ってもらったほうがいいのではないかと、というふうに思いますので、2日前に公報が届く、そこから期日前投票って1日しかないんですよ。あと当日になってしまう、ああ、もう予定が入っているというふうになってしまうから、その公報も立候補者届が取り揃ってからは、順番とかもあるというふうにお聞きしていますのでまとめられて、それからネット公開すれば、2日、遅くとも3日あれば十分じゃないかなというふうに思うので、次なる市長選、市議選では、ネットでいち早くこの公報が見られることをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

続いて、質問2番目、農業全般についてでございます。今、日本の農業は構造が大きく変わり始めています。つい先日、11月末だったと思いますが、調査結果が発表された農林業センサス2025では、農業経営体が5年間で23%減少し、国内の食料供給力そのものが縮小していることが明確となりました。この状況で最も危惧されるのは、若い担い手が農業を選ばなくなること、農業に飛び込んだ若者が続けられないことです。肥料・燃料費高騰、収益不安、労働負荷、販路不足、こうした不安の壁を乗り越える後押しを、今や自治体が積極的に担わなければ、若者の新規参入も、有機農業の拡大も、持続可能な農業も実現しません。国は、みどりの食料システム戦略で有機面積25%、肥料30%低減、農薬50%低減を掲げておりますが、これらの実現には若い担い手の育成と安心して挑戦できる経営環境の整備が不可欠だと思います。その点こそが宇土市の農業の根幹に関わる課題であり、未来の20年、30年を決める重要な政策判断だと考えています。そこで、今回の質問では、令和5年度に宇土市農業経営基盤強化構想が策定されてから2年が経過しており、農地集積や担い手確保、みどり戦略など、国の新たな政策対応も進む中での現状の到達点と今後の方向性を確認したいという思いがありまして伺います。

それでは、一つ目の質問です。農業経営基盤強化構想の進捗と評価についてです。本構想で掲げておられる農地集積率、担い手農地面積、遊休農地解消、新規就農者数、KPIの達

成度について、直近の実績値と目標値に対する進捗状況を伺います。また、非合法貸付が多く、正確な農地面積の把握が困難であると思えますけれども、現状を計らない目標は政策評価ができませんので、現状把握を可能にするための改善策もお伺いいたします。経済部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

本市においては、令和5年9月15日に、本構想を策定し、農地集積、担い手や新規就農者の確保等、本市の農業の持続的発展を目指し、目標を掲げて取り組んでいるところです。

最初に、それぞれの目標値と達成状況についてですが、農地集積や担い手の農地面積については、農業を担う方々への市内全域の農用地の面積シェアを60%と目標設定しております。しかし、現状では農地法や農地中間管理機構を通さない非合法的な貸付けが、依然として多く、正確な貸借面積の集計が困難な状況にあります。令和6年度の農用地の面積シェアはおおむね50%から60%程度だと思われます。

次に、新規就農者の確保という目標については、年間雇用就農を含んで5人と設定しています。令和5年度が4人、令和6年度が2人、令和7年度は現状で3人ということで、目標にはやや届いていない状況でございます。

次に、借り手がなかなか見つからない耕作条件の悪い遊休農地は、市内全域で現在のところ約39ヘクタールとなっております。遊休農地の内訳としましては、草刈り等の軽作業で耕作可能な農地面積が16ヘクタール、重機などの大型の機械を入れないと耕作できない農地が23ヘクタールとなっております。

次に、農地集積や遊休農地解消が進まない要因としましては、農業者の高齢化による離農や後継者不足、不整形な農地や土地所有者の意向などが考えられます。また、新規就農者の確保におきましては、相談があった際に、農業研修時に体験した労働の大変さや農業経営の難しさを実感され、就農を断念されたケースが多く、そのようなことから、就農希望者の確保が難しい状況だと考えられます。

最後に、本構想において最も優先度が高いのは、担い手の確保及び育成であると考えております。農業の担い手と言われる宇土市認定農業者協議会の会員の皆様も高齢化が進んでいるため、今後は、親元就農による農業後継者の育成はもとより、移住や他業種からの新規就農者を10年後の担い手として確実に確保していく必要があります。今後とも、国や県、JAなどの関係機関と連携しながら、農業経営基盤の強化に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。目標に対して、現状がどの程度進

んでいるのか改めて整理できたというふうに思います。ただし、農地集積率の実数を把握できていないという点は、政策評価上の大きな課題であるというふうに考えています。計画を進めるためには、まず現状認識の精度を高めることが必要です。今後の改善を期待しております。

それでは、次の質問に移ります。農地中間管理機構の活用状況と課題についてです。過去3年間の農地中間管理機構を活用した貸付件数、そして貸付面積を示してください。その際、借り手がつかない農地などの特徴、また農地中間管理機構と連携する際の改善点等ありましたらお願いいたします。経済部長お願いします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

最初に、農地中間管理機構を活用した過去3年間の貸付実績についてお答えいたします。

令和4年度は38件、約13ヘクタール、令和5年度は46件、約12.8ヘクタール、令和6年度は42件、約13.4ヘクタールの農地が貸し付けられております。

次に、借り手がつかない農地の特徴についてですが、ほ場が不整形で農業機械作業などが困難な農地、水利条件が十分でない農地、あるいは基盤整備が未実施で生産性が低い農地などが考えられます。

最後に、農地中間管理機構との連携における課題としまして、貸し手・借り手側の制度等の認識不足や農地の賃貸等の契約手続の煩雑化が考えられます。以前は、捨て印により簡易な訂正が可能でしたけれども、昨年度よりそれが認められなくなり、訂正や差し替え時には、申請者に再度来庁いただくか、職員が御自宅へ訪問して押印をいただく必要が生じ、事務負担が大きくなっております。このため、事務処理の煩雑さから、今後、農地中間管理機構を利用せずに、農業者自身で非合法的な農地の貸し借りが増加しないか懸念しているところであります。

今後も、農地中間管理機構と連携しながら、手続の簡素化や利用者負担の軽減に努め、更なる制度の周知と円滑な利用促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。データとしての件数、面積は理解できました。しかし、借り手がつかない理由や不整地案件の実態、非合法貸借への対策など、改善に向けた具体的な分析はまだ不足しているように感じております。農地政策の土台となる部分でございますから、今後さらに実態把握をお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。今後の農地集積加速策についてです。本市は担い手確保を最優先と明言しておりますけれども、その数値目標が示されておられません。若い人にとって、この地

域で農業をすれば、将来はこうなるんだという未来像が必要だというふうに思います。そこで伺います。農地集積重点地域について、そして他市の事例について、また、若い担い手の育成のため、市独自の予算は検討しているのかお尋ねいたします。経済部長お願いします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

農地の集積は、農業経営の効率化や生産コストの削減に直結し、農業所得の増加や地域農業の持続的発展にとって極めて重要な取組だと考えています。

本市においては、令和6年度から網田地区の果樹農家の皆様より、網田地区の樹園地の基盤整備とそれに伴う農地集積の実現について、強い要望をいただいております。

現在、若手農家も含め約10戸の果樹農家が、積極的に事業化検討会に参加されており、同地区の中で、候補地5か所、合計約34ヘクタールの規模で事業化の検討が進んでいるところです。市としましては、これまで網田地区で開催された検討会に参加しており、各種補助金など支援策の紹介や必要となる情報の提供など多方面で支援してまいりました。

また、他市の先進事例を生かすため、事業化検討会に参加されている農家の方々とともに、天草市や宇城市の基盤整備されたほ場を視察し、農地集積や基盤整備の具体的な手法や課題についても学んでまいりました。

しかし、農地集積には土地所有者の権利や意向の調整など多くの課題があり、必ずしも円滑に進むものではありませんが、今後も地域の思いを大事に事業を推進してまいります。

最後に、農道・水路等の基盤整備につきましては、事業費用が高額になることから、まずは、国や県の各種補助金制度の活用をお願いしたいと考えております。しかし、それでも各農家の自己負担が大きい場合などは、市独自の支援策についても、検討が必要ではないかと考えております。今後も農地集積推進を通じて、地域農業の発展と担い手の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。若者は、制度があるから農業を選ぶのではないというふうに思います。将来に向けた安心感と挑戦したいと思える環境があるからこそ、農業を選ぶ人が多いのではないかというふうに思います。担い手の重要性については、答弁にあったとおり、全くそのとおりだと思います。だからこそ、10年後の目標戸数や育成工程を明確にして、政策の一貫性を持たせることが不可欠だというふうに思います。期待しておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは続いて、みどりの食料システム戦略への対応状況と本市の優先施策についてにいきます。本市における有機農業の取組面積は、依然として全体の0.5%程度であり、国が

掲げる25%とは大きな開きがございます。また、みどり食料システム戦略の中で、宇土市として優先して取り組むべき項目は何かをお尋ねしたいと思います。経済部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

最初に、みどりの食料システム戦略は、農業の環境負荷の低減や生産基盤の強化を目指すもので、農林水産省が令和3年5月に策定したものです。

その実現に向けた数値目標として、2050年までに、化学農薬の使用量を50%低減、化学肥料の使用量を30%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大等を掲げています。

また、令和5年3月に、熊本県及び本市を含む県内全45市町村が共同で熊本県みどりの食料システム基本計画を策定し、地域のモデル的な取組の創出と共同での展開を効果的に進めることとしております。

本市では、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、環境負荷低減の取組や地球温暖化防止に効果の高い取組を行う農業者を支援する、環境保全型農業直接支払交付金事業を広く周知することで、事業に取り組む農業者の増加を図ることとしております。

次に、本市の今年度の有機農業の取組状況についてですが、国の補助制度である環境保全型農業直接支払交付金制度を活用し、2戸の農業者で組織されている宇土市環境営農組合が有機農業に取り組んでおられます。取組面積が931アールで、主に水稻の作付けをされており、補助金として約125万1千円が交付される予定です。

また、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷の低減に取り組む農業者が作成した計画を県が認定するみどり認定制度の取組も推進しています。みどり認定を受けると、設備投資の際の税制優遇や日本政策金融公庫の無利子融資の活用、国庫補助金採択時の加点などの優遇措置を受けることができます。

最後に、有機農業は、病害虫や雑草の対策が難しく、安定した収量や品質を確保することが困難であるため、取り組む農家がなかなか増えていないのが現状です。そこで本市としましては、みどりの食料システム戦略を推進するため、化学肥料や農薬の使用を抑えるなど、環境負荷の低減に計画的に取り組むみどり認定を受ける農業者を増やすことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。有機農業は、ただ環境に良いだけではありません。価格競争に巻き込まれないブランド価値のある農産物を生み出し、若い担い

手が将来に希望を持って農業を選べる新しい農業の形です。単なる補助事業ではなく、私の農業の方向性として、有機農業、環境負荷低減型農業をどう位置づけるのか、本気で検討する時期に来ているというふうに思います。また、前、前、前ぐらいですかね、議会で提言いたしました学校給食との連携、これも重要だと思いますので、引き続き、こちらのほうもよろしく願いいたします。

それでは、農業分野の最後の質問にいきます。本市が食料安全保障上、最も重視している課題は何か、農業保全や基盤整備について、今後の見通しと生産体制維持にはどのような支援が必要かをお尋ねいたします。経済部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

最初に、食料安全保障の観点から最も重視している課題は、農業担い手の高齢化や減少による農地の荒廃化、農地利用の効率化の停滞だと考えております。作付け条件の良い農地は、比較的容易に借り手が見つかりますが、ほ場が不整形であったり、水利条件が十分でない農地については、借り手が現れず耕作放棄地となるケースが増えております。

本市におきまして、農地保全や農道・水路等の基盤整備につきましては、地域からの要望を基本としており、現時点では、新たに大規模な基盤整備事業の計画はございませんが、耕作放棄地の再生を目的とした耕作放棄地解消緊急対策事業の活用を積極的に推進しております。この事業では、耕作放棄地を解消した場合、農地再生事業として10アール当たり3万円、さらに、その土地で作付けを行った場合、営農定着促進として10アール当たり1万円の補助金を交付し、耕作条件の良くない農地の再生や新たな担い手の確保・育成などにつなげております。

最後に、生産体制の維持に必要な支援につきましては、大型農機具の導入が可能となる農地区画の大規模化や、作業効率化やコスト削減などにつながる共同作業による組織の設立等の体制づくりなどの取組が重要だと考えております。これにより省力化と生産コストの削減、ひいては担い手の所得向上にも結びつくものと期待しております。

しかしながら、ほ場の大規模化につきましては、土地所有者の権利や意向の調整が不可欠であることに加え、ほ場整備事業に多額の費用がかかるなどの問題もあり、現実的には実現が難しいと考えられます。今後も、関係機関や地域の皆様と連携しながら、持続可能な農業生産基盤の維持・強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。御答弁のとおり、担い手減少や農地保全は喫緊の課題であり、市として取り組む必要がございます。実は私、同級生と一緒に、

今年4月に開墾して米を植えました。一反弱ぐらいです。そこは20年ぐらい耕作放棄地で、草がぼうぼう、木も植わっているようなところでございました。そこをお借りして、立派に米ができたんです。最初は同級生と一緒にやって、途中でいろいろ拡大したことがあったので、私が1人で担当してやったんですけれども、それはもうもちろん条件が悪いから耕作放棄地だったんですね。水利もなく、水利も自分で手で作りましたけれども、できたんですよ。僕みたいなド素人が人の力も借りましたけれども、そうやってできたということは、これはプロの農家さんはもっとできるんじゃないかというふうに思いました。今回の質問で取り上げたことは、これは日本の問題でもありますけれども、この宇土市の問題でもあり、これを打開することがいろんな課題も解決することにつながるんであろうというふうに思います。今回改めて示してはいませんでしたが、農林業センサス2025が示したように、全国的には農家数が急減し、農地は集約化、大規模化へ向かう構造変化が進んでいます。宇土市も例外ではございません。この変化を前向きに捉え、農地集積、基盤整備の優先順位付け、担い手育成、環境負荷低減、生産コストの削減を一体で進めることが、今後の食料安全保障に最も重要だと考えておりますので、今回答弁で約束したことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

国の制度活用による市の活性化と職員負担軽減策についてです。国制度活用による市の活性化と職員負担軽減について質問いたします。本市では、慢性的なマンパワー不足が課題となり、新しい事業に踏み出せない、課題解決に時間がかかるという状況が続いていると感じています。一方、国には、地域おこし協力隊をはじめ、地域活性化起業人、地域プロジェクトマネージャー、集落支援員、おためし協力隊など、自治体の人材不足を補うための制度が多数用意されております。それらを適切に組み合わせれば、職員の負担を軽減しつつ、地域活性化を加速させることができます。しかし、宇土市では一部活用されておりますけども、まだ十分に活用されないように思われ、本日はその点を整理しつつ、質問を進めたいと考えます。地域おこし協力隊制度は、都市部の人材を地域に呼び込み、地域課題の解決や地域ビジョンの創出を目的とした国の人材制度です。任期は1年から3年で、自治体が設定したミッションに沿って活動し、任務終了後は市内定住、起業を促すことが重要なポイントとなります。本市では9名、昨日もう1人追加して10名が活動されることとなりますが、隊員によって活動の進捗や熱量に差があると感じています。本市に配置されている各隊員の任務内容とこれまでの具体的成果をお示してください。企画財政部長お願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

モニター又はタブレットを御覧ください。

初めに、現在、市に着任している10名の地域おこし協力隊員の配属部署及び業務内容に

については、資料のとおり、それぞれの専門性や経験を生かし、地域づくりに関わる多様な任務に取り組んでおります。

次に、これまでの具体的な成果と評価すべき点につきましては、まず、空き家対策では、空き家成約件数が令和5年度の1件から、令和6年度は7件、今年度11月末時点では21件と大きく伸びており、地域の空き家利活用の促進に着実に貢献しております。

広報分野では、Instagram「うとぐる」が、本年7月1日の開設から約5か月で約500人のフォロワーを獲得するなど、発信力が向上しており、また、広報用の人物撮影やブランディング撮影の活用により、市のイメージ向上にも寄与しています。

観光分野では、市公式Instagramのフォロワーが、協力隊員着任時の本年5月1日時点の4,672人から11月26日現在では5,764人へと1,092人、割合にして約23%増加しており、情報発信の強化が図られています。

また、農業分野では、耕作放棄地の一部を再生し、営農可能な状態まで回復させるなど、地域農業の持続性向上に貢献しています。

このように、地域おこし協力隊は各分野で具体的な成果を上げており、地域課題の解決や地域活性化に大きく寄与しているものと評価しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。地域おこし協力隊は今10名来られているということで、そのうちの8名の方とはお会いしていて、その方の活動を知っています。本当に宇土市に何か明るさと呼び戻してくれたなといいますか、何かすごく活気づいているような感じはいたします。皆さん若い方で、僕よりも年が上の方もいらっしゃいますが、その方も活動量が多くてですね、本当にこの制度は、我々のような財政的に良くないような自治体にとって、すごくいい制度だなというふうに感じています。ただ、中には、市庁舎に来ることが決して義務ではないんでしょうけども、机があつたり、机がなかつたりとかで、その活動が見える、見えない、この差が出てきているんじゃないかなというふうに思います。引き続きですね、この新しい人材、しかも市外から来られてまだ宇土市のことはよく分かれていない中での活動に入られるわけですから、大変かと思いますが、引き続き管理のほうもよろしく願いまして、次の質問に移ります。

地域おこし協力隊制度は、活動の可視化、ミッションと成果指標を設定、受入地域との連携が非常に重要だと思います。国も自治体が隊員の評価軸を明確にせよとしています。しかし、本市では先ほども申しましたように、隊員間の温度差、市との連携不足、価値観の違いの調整が不十分と私はちょっと認識しております。本市が把握している協力隊全体の評価と課題の分析についてお示してください。企画財政部長お願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

地域おこし協力隊は、これまで地域資源の活用や情報発信、ICT教育の推進、定住・移住の促進、空き家対策、健康・福祉分野など、多岐にわたる分野で積極的に活動し、地域の課題解決や市の魅力向上、定住促進に大きく貢献しております。これらの取組を通じ、地域おこし協力隊は、本市の地域づくりを支える必要不可欠な人材であると評価しております。

一方で、幾つかの課題も認識しております。まず、隊員は現場での活動が多いため、市と隊員との間でのコミュニケーションが不足しがちであり、隊員の活動がどの程度進捗しているのかを十分に把握できない場合があります。

次に、隊員の間には、活動への考え方や取組方に違いが生じることがあり、それぞれの価値観や経験の違いから、相互に連携することが難しいと感じる場面もございます。

さらに、隊員から多様な事業やアイデアが提案される一方で、現状の経営資源では対応が難しいことがあり、合意形成を図ることが困難な場合があります。

これらの課題解決に向けては、これまでの成果を生かしつつ、コミュニケーションの工夫や事業提案の支援、関係部署との連携体制の強化など、地域おこし協力隊の活動がより持続的かつ効果的に進むよう体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） ありがとうございます。今挙げられた課題はいずれも現象であって、なぜそうなるかという原因分析も必要だと思います。

そこで、管理体制の問題に移ります。協力隊が増えている自治体では、NPOや中間支援団体、地域プロジェクトマネージャーなどによる第三者伴走支援が導入されています。理由は三つです。隊員のメンタル・方向性の統一、地域と隊員の調整、担当課の大きな負担軽減、国も外部コーディネーターの活用を推奨しております。一方、本市では管理を市直営で行っており、その結果としてコミュニティ不足、価値観の調整が困難、担当課の負担増という課題がこれから起きていくのではなかろうかというふうに思います。そこでお尋ねします。隊員数が増加する中で市の職員の負担軽減のため、第三者機関など専門機関へ委託し、より効果的な管理体制の構築を検討してはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。企画財政部長お願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

地域おこし協力隊の管理体制につきましては、隊員の募集から受け入れ、日々の生活支援や活動に対する助言・評価、さらには関係機関との連携・調整に至るまで、市が責任を持つ

て、計画的かつ継続的なサポートを行っております。

具体的には、地域おこし協力隊の募集や広報については、まちづくり推進課が主導して行い、応募受付・選考・任用手続きにつきましては、隊員を募集する所管課が中心となって実施しています。受入れ後の勤務時間、休暇、スケジュール管理などは所管課が担当し、隊員からの相談対応や月1回の協力隊全体ミーティングは、まちづくり推進課と所管課が連携して行っています。これにより、市と隊員、又は隊員同士の連携を深め、隊員が地域で円滑に活動できるよう努めているところです。

また、財政面では特別交付税措置を活用し、所管課が責任を持って人件費や活動費などの予算管理を行うことで、安定した運営につなげています。

次に、第三者による管理の導入につきましては、地域おこし協力隊が地域に密着して活動する特性上、市が一貫して隊員の生活や活動を直接サポートすることで、透明性や責任の所在が明確となり、きめ細やかなサポートが可能であると認識しております。

このため、現時点では引き続き市が主体となり、迅速かつ安定したサポートを継続していくことが適していると考えております。

ただし、今後、隊員数の増加などにより、現行の管理体制での対応が困難となった場合は、現役隊員の意見も聴取しながら、管理体制の見直しを図ってまいります。

今後とも、隊員の皆様が地域とともに成長し、地域づくりに貢献できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。現行体制で十分との御答弁でしたけれども、協力隊員と密に連携を取り、そして担当される職員さんとも密に連絡を取り、とにかくコミュニケーション不足にならないようにしてもらいたいと思います。また、この隊員が気持ちよく働ける環境、活動できる環境を維持できることが、またプラス1人目、12人目、13人目のまた新しい地域おこし協力隊の応募にもつながっていくのではないかとこのように思いますので、今がとても大切な時期だと思います。今は考えてないということでしたけれども、考えながらですよ、考えながら、今は市でやっていくけれども、のちにこの第三者機関にバトンタッチするということも考えていいのではないのでしょうか、という提言をさせていただきます、次の質問に移ります。

続いて、協力隊の出口である定住支援に移ります。地域おこし協力隊制度の大きな特徴の一つは、単なる3年間の地域活動ではなく、任期終了後に地域に定住し、地域の担い手となることを強く期待されている制度であるという点です。国の運用指針でも協力隊の最終的なゴールは、定住定着、任期終了後の起業・就業を自治体が積極的に支援すること、受入地域

と自治体で出口戦略を共有することが明記されています。また、任期後の進路は大きく3パターンあります。一つ目は起業、二つ目は市内企業や地域団体への就職、三つ目に協力隊のスキルを生かした地域支援人材への転換です。いずれも地域の担い手不足を補う非常に重要な役割だと思います。本市のこれまでの協力隊のうち、任期終了後に市内に定住している方はおよそ50%と、前回たしか答弁あったと思いますけれども、全国には60%、70%の定住率を実現している自治体もございます。つまり、宇土市には定住率をさらに伸ばせる余地、そのために改善すべきポイントが存在するということになると思います。また、任期中の伴走支援は十分かや、任期終了後の受皿を確保されているか、起業する際の支援や相談体制は整っているか、住宅・交通資金などの生活の面のフォローはどうか、市内の事業者とのマッチング機会はつくれているか、こうした出口戦略がどう整っているかが鍵になります。そこで、企画財政部長にお尋ねいたします。協力隊制度は、任期終了後の市内定住、市内での起業・雇用の創出こそ重要でありますけれども、この定住率を高めるため、どのような支援策を検討しているのかお尋ねします。企画財政部長お願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

市では、平成28年度からこれまでに地域おこし協力隊員を合計18名任用し、うち8名が退任されています。

退任後の就労実績としましては、市内で起業した者が3名、市内に就職した者が1名、市外で就職した者が3名、けがによる療養が1名となっております。

また、退任後、市内に定住している者は4名で、その定住率は50%となっております。

市の支援策としましては、地域おこし協力隊の退任後の就業支援及び市内定住の促進を目的として、任期2年目から任期終了後1年以内に市内で起業又は事業承継を行う場合は、設備や備品の購入、マーケティング等に必要な経費について、上限100万円の補助金を交付しております。

今後も、地域おこし協力隊の活動を通じて、隊員一人一人が地域の課題解決や魅力発信等に積極的に取り組めるよう、配属先である各部署間の連携を強化するとともに、活動終了後の隊員の定住に向けた起業や就業に関する相談対応や支援に努めてまいります。併せて、地域おこし協力隊員からの意見や要望も積極的に取り入れながら、更なる定住率の向上を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。協力隊制度は、任期中の活動も大切ですが、最も重要なのは、任期後に地域の担い手になる人を増やすという出口戦略だと思

います。定住率が約50%で推移している現状を改善するためには、任期中の伴走支援だけでなく、任期後の受皿整備や暮らしの基盤づくりが不可欠であるというふうに考えます。引き続き、制度を最大限に活用できるよう議論を進めてほしいと思います。

次の質問に移ります。おためし協力隊制度の活用についてです。おためし協力隊制度とは、協力隊に応募する前に、自治体の仕事や地域を短期で体験できる制度になります。ほかの自治体例でいきますと、大体1日から1週間ほどで、地域住民との関わりや実際の業務内容、活動場所の雰囲気などを実際に見てもらうことで、ミスマッチを防ぐのが最大の目的です。国も明確にお試し制度によるミスマッチ防止は効果的と検証しております。大分県豊後高田市を例にするとですね、二泊三日のおためし協力隊を導入し、参加者から本採用につながるケースも多数となり、結果、定着率が大幅に上昇し、全国のモデル自治体にも選ばれております。また、隊員の早期離脱の防止にもつながっているそうです。おためし協力隊は、全国で成果を上げている制度であり、ミスマッチ防止、応募者増加、定住率向上の三拍子揃った制度であるというふうに考えます。

そこで伺います。本市がおためし協力隊制度を導入しない理由は何でしょうか。また、導入する方向での検討可能性について御見解を伺います。企画財政部長お願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

おためし地域おこし協力隊制度は、地域おこし協力隊着任後のミスマッチを防ぐことを目的に、地域への移住や協力隊としての活動に関心を持つ方が、短期間の滞在を通じて地域住民との交流や実際の業務を体験できる仕組みであり、着任前に地域との相性を確認できることから、より適切な定住準備につながる効果が期待できると考えております。

導入に当たっては、将来的に地域おこし協力隊として活動していただく方に取り組んでもらう地域課題を整理し、活動テーマを明確化することが極めて重要であると認識しております。その上で、財源の確保や体験プログラムの設計、住まいや職場環境などの受入体制の整備など、地域の実情に応じた体制づくりが必要となります。

市では、地域おこし協力隊制度を活用した人口定着・地域活性化の取組を推進し、隊員の受入れや支援を通じて人材還流と定住促進に取り組んでまいりました。また、隊員のミスマッチ防止や定着促進については、募集・面接時の丁寧な説明や受入体制の強化に努めてきたことから、現時点でおためし地域おこし協力隊制度の導入には至っておりません。

なお、現在、市で活動中のおためし協力隊の経験がある隊員からは、応募者と自治体双方のミスマッチを防ぐ有効な手段であり、現地を訪れて、業務内容や地域の環境、担当者や住民の人柄を確認できる点に、大きなメリットがあると制度の効果を評価する声があります。一方で、短期間の体験だけでは十分な相互理解が深まらない場合があり得ることや、受入体

制の整備など制度設計が重要であり、制度の内容が採用活動に正しく反映されなければ意義が薄れるとの指摘もあっております。

今後は、現場の隊員の声を丁寧に拾いながら、他市の導入事例も参考に、制度の有効性や本市での適用可能性について調査・検証を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。今やっていない制度の活用になりますから大変かと思えます。ハードルもあるでしょう。しかし、多くの自治体でメリットが立証されている制度ですし、やはりマンパワー不足を理由にせず、本市の中で人材がいなければ、やはりよそを頼るということを真っ先に考える必要がある、そのための国の制度を有効活用する、これがとても大切ではないかというふうに感じています。本市でも導入の価値は十分あると感じています。大変なところは、先ほど検討はしないとされた第三者機関に委託をするという方法もあると思えます。様々な制度を活用して、新たな協力隊人材の確保、そして定住率上昇のためにも前向きに検討をお願いいたします。

次に移ります。集落支援員制度の活用についてです。集落支援員制度とは、皆さん聞ききれないかもしれませんが、地域住民と行政のつなぎ役を担う地域内人材を配置する制度で、総務省が協力隊と並んで強く推奨している制度です。地域おこし協力隊は、市外から市内に引き込む協力隊でございますけれども、集落支援員制度は、市内の人材を活用するという制度です。主に、他自治体で取り組んでおられる仕事内容は、空き家調査、高齢者の見守り、地域行事の支援、行政区長の負担軽減、課題の吸い上げ、住民同士の調整など、協力隊が外部からの人材などに対し、集落支援員は地元住民でもよく、地域との相性が良いという特徴もございます。さらに、協力隊卒業者を集落支援員として採用する自治体も多く、地域人材の循環がつくられる仕組みとして非常に効果的です。全国の事例もありまして、島根県雲南市では、協力隊から集落支援員への転換制度を構築すると。そして今、行政区長の負担もあって、行政区長が不在の区も出てきておりましたけれども、行政区長の負担も軽減するということで、国の好事例としても紹介されております。様々なメリットを感じる自治体が現在多くなっております。全国的に見るとですね、この集落支援員を活用できる自治体とできない自治体があるんですけれども、活用できる自治体はほとんどが導入をされていて、導入をしない自治体のほうが少数派と現在なっております。本市では、これまで集落支援員制度を導入していませんが、行政区長の高齢化、担い手不足の深刻化を踏まえると、この制度は本市に極めて相性が良いと考えております。特に、協力隊終了後の受皿としても機能させることができます。

そこで、これまでに導入を行わなかった理由と、今後の導入の可能性について伺います。

企画財政部長をお願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

集落支援員制度は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市からの委嘱を受け、市職員と連携して、地域や集落への目配りとして地域等の巡回、状況把握等を実施しながら、地域等で必要とされている施策を進めるものです。御指摘のとおり、地域おこし協力隊のように市外の方を対象とする制度とは異なり、地域の実情に合ったきめ細やかな活動が期待できるものと認識しております。

本市ではこれまで、地域課題への対応については、各行政区の代表である行政区長を中心に、地域と行政の連絡調整や地域活動を担っていただいております。

しかしながら、近年は、行政区長のなり手不足といった課題も生じており、地域の持続可能性を確保する観点からも、今後は集落支援員制度の導入についても選択肢の一つとして、他自治体の先進事例や地域の実情も参考にしながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） ありがとうございます。我が市には、まだライドシェアはないですけれども、佐賀県武雄市で共助版ライドシェアとあって、地域でそのライドシェアをされている例もございます。そこは、やはり最初はなかなか予算どおりうまくいかない可能性もあるということで、運転手を集落支援員に登録して活用されているということで、そのおかげで黒字になっているということでございます。集落支援員は地域の事情を丁寧にすくい上げて、行政と住民をつなぐ非常に大切な役割を見直せると思います。協力隊の成果を地域に根づかせるためにも、地域の活力のためにも積極的な導入を期待いたします。

次の質問いきます。地域プロジェクトマネージャー制度についてです。地域プロジェクトマネージャーは、協力隊、市役所、地域住民、企業を横断的につなぐ統括人材です。役割は、協力隊のミッション管理、隊員の伴走支援・メンタルケア、住民と隊員の調整、地域プロジェクトの進行管理、多数の隊員を束ねる司令塔機能。協力体制での課題は、市直営だけでは管理が難しくなるという点でございますけれども、まさにそれを補完するためにつくられた制度です。国もプロジェクトマネージャー制度の活用は、協力隊の成功率を高めると評価をしております。他自治体の例でも、地域全体で協力隊を使う文化が定着しているんですけれども、やはりこのプロジェクトマネージャー制度を活用した自治体のほうが、より効果的な運用をしているそうです。私は、協力隊は10人いらっしゃいますけれども、その10人のほとんどがまだ浅い協力隊員だと思いますけれども、このプロジェクトマネージャーは、後の宇土市としては非常に相性がいい制度だというふうに思います。協力隊の管理、伴走支援

の質を高める上でも、地域プロジェクトマネージャーは全国で成果を上げている制度でございます。本市がこれまで地域プロジェクトマネージャー制度を導入していない理由、また導入検討の方向性についてお尋ねしたいと思います。企画財政部長お願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

地方公共団体が重要なプロジェクトを推進するに当たりましては、外部専門人材や地域住民、行政、民間事業者など、多様な関係者が連携して取り組むことが不可欠であると認識しております。

また、このような重要なプロジェクトの推進において、関係者間の橋渡し役となり、全体をマネジメントできる、いわゆるブリッジ人材として、地域プロジェクトマネージャーを任用する制度が、令和3年度に国により創設されたことも承知しております。

本市におきましては、現時点では地域プロジェクトマネージャー制度の導入には至っておりませんが、他自治体での導入事例やその効果、運用上の課題などについて情報収集を行い、地域プロジェクトの推進や関係者間の連携強化が求められる場面において、地域プロジェクトマネージャー制度の活用が有効であると判断される場合には、導入の可能性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。是非、本市でも積極的に検討を進めていただきたいと思います。

それでは、この質問の最後にいきます。国は、協力隊、地域プロジェクトマネージャー制度、集落支援員制度、地域活性化起業人制度、おためし協力隊制度など多様な制度で、市町村のマンパワー不足を補う仕組みを用意しております。そして多くの自治体は、あるものは全て使うという姿勢で制度を組み合わせ、地域課題の解決を進めています。一方で、宇土市は制度の活用がまだ限定的に見えます。市長に伺います。本市が抱える人材不足を解消し、職員負担軽減と地域活性化を同時に達成するためにも、国制度を戦略的、積極的に活用すべきだと考えますが、市長の今後の方針を伺います。市長お願いします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

宇土市におきましては、地域おこし協力隊をはじめとします国の支援制度について、職員の業務負担を軽減し、市の活力向上につながる有効な仕組みであると認識をしております。

先ほどまで出ておりますように、地域おこし協力隊員に関しましては、昨年度から8名増員しまして10名の隊員が各課に所属し、地域課題の解決や地域活性化に向けて活動をし始

めたところがございます。いろんな形でこれをマネジメントするようなものも活用できるのかなと思いますが、とりあえず、今やり始めたところがございますので、様子は見なければならぬかなと思います。

また、令和5年度から令和7年度までの3年間、国の地域創造力アドバイザー招聘事業を活用しまして、専門的な知見を有する民間人材を招いて、地域づくりにおける課題解決力や価値創造力の向上を図るとともに、住民や市職員の意識改革・スキル向上を目指した研修等も年5回開催しております。

さらに、令和5年度からは公共交通の課題解決を目的としまして、地域活性化起業人制度を活用し、専門的ノウハウや知見を持つ人材1人を3年間派遣いただき、即戦力として活躍いただいております。

このように、国の制度を活用することで、日常の行政運営を外部人材で補完し、地域のニーズに即した施策を迅速に展開できる点は、大きなメリットであるということは言うまでもございません。

制度の活用に当たりましては、適材適所を基本として、地域課題の解決に直結する分野へ外部人材を効果的に配置することが重要であると認識しております。その際には、職員の負担軽減と行政機能の安定性が損なわれないよう配置をして、業務分担の明確化など、運用の効率化に努めているところでございます。

国の制度は、年度ごとに予算や運用方針が変動する可能性があることから、毎年度、財源の状況を確認しつつ、健全な財政運営に引き続き努める必要がございます。

御指摘のとおり、いろんな制度がございます。そこが活用できていないというのは、おっしゃるとおりでございます。そういったことも踏まえまして、今後も外部人材の適切な配置と透明性の確保を徹底して、使える国の財源は活用させていただき、その上で、市の財源も有効的に活用しながら、職員の負担軽減、一番大事なのは市民サービスの向上であろうと思っておりますが、こちらにつなげていくような動きをしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 市長の御答弁を受けまして、国制度を単発ではなく戦略的に組み合わせるという視点を、本市でも是非進めていただきたいなというふうに思います。協力隊、集落支援員制度、プロジェクトマネージャー、起業人制度など、外部人材を柔軟に活用することが、今の本市にとっては必要不可欠だと考えます。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時20分から会議を開きます。

-----○-----

午前11時12分休憩

午前11時19分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

今中真之助君

○7番（今中真之助君） 休憩ありがとうございました。すみません、御指摘がございまして、私、ちょっと緊張のあまり質問を飛ばしておりました。農業のところでございますが、質問の流れを酌み取り、農業分野のことはちょっと時間の関係もございまして、時間が余りそうだったら後で質問を追加させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。申し訳ございません。一番大事なところを失礼いたしました。特に悪意はございませんでした。失礼しました。

では続きまして、地域運営組織について質問をさせていただきます。この質問はですね、新しい制度を導入しようという話ではありません。もっと根本的な問題です。宇土市の地域は、今、人口減少、高齢化、担い手不足によって、消防団、行政区、体育協会、婦人会、PTAなど地域の基盤を支えてきた活動そのものが継続困難になっています。このまま何もしなければ、地域の安全・安心を守る最低限の機能さえ維持できなくなります。私は、その危機感を共有していただきたいという思いで、この質問をいたします。その上で、国が推進する地域運営組織（RMO）は、自治会でも行政でもカバーしきれなくなってきた地域課題を住民主体で支え、行政が伴走する新たな受皿となり得る仕組みです。熊本県内ではまだ例がございません。しかし、全国では、農地保全、交通、買い物支援、見守り、防災など複数の分野でいろんな様々な自治体で成果を上げています。本市でも地域の持続性を確保するために、将来の仕組みづくりとしてRMOが検討に値するのではないか、そうした問題意識から質問を行います。

それでは、一つ目の質問です。現在、本市全域で人口減少、高齢化が進み、行政区、消防団、体育協会、婦人会、PTAなど、地域の基盤を支える団体の担い手不足が深刻化しております。また、農業分野でも担い手減少による農地保全の停滞が見られます。まず、本市はこうした地域の持続可能性の危機をどのように認識されているか御見解を伺います。企画財政部長お願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、本市におきましては、行政区長をはじめ、消防団、体育協会、婦人会など、地域を支えてきた各種団体において、担い手不足や活動規模の縮小が進んでいる状

況を把握しております。特に、人口減少や高齢化の進行により、役員のなり手が見つからない、あるいは一人の方が複数の役職を兼務せざるを得ないなど、負担が集中している実態も確認しているところです。

このような状況は、地域コミュニティの支え合いや地域行事、災害対応力の維持に影響を及ぼすものであり、地域の持続可能性にとって大きな課題であると認識しております。

本市といたしましては、地域団体の皆様の声を丁寧に向いながら、活動の継続や負担軽減につながる支援策の検討を進めるとともに、行政と地域が協働して課題解決に取り組むことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。危機認識を共有している点は非常に重要だと考えます。この共通認識がなければ次の議論に進めません。

それでは、次の質問に移ります。地域の多くの守りが、自治会やボランティアの善意に依存しておりますけれども、役員の高齢化、複数役職の兼務など、既に限界が来ているというふうに考えております。一方で、行政が全てを直営で担うことも、財政、職員数の縮小を踏まえると現実的ではございません。この双方の見解を本市としてどの程度重く受け止めるのか認識を伺います。企画財政部長お願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、本市におきましては、人口減少や高齢化の進行、地域住民のライフスタイルの変化などにより、自治会や地域ボランティアの皆様の善意に大きく依存するこれまでの体制は、従来どおりの形で維持することが難しくなってきていると認識しております。

一方で、市の財政状況や職員数も今後さらに厳しさが増すことが見込まれ、行政が従来のように全ての地域課題を直営で担うことは現実的ではなく、これまでの仕組みを前提とした対応では、持続可能な地域運営が困難になりつつあると考えております。

このため、本市としましては、従来の枠組みにとらわれることなく、地域の実情に応じた新たな役割分担や外部人材の活用、活動の効率化に資する制度・支援策の見直しや、行政と地域の双方が無理のない範囲で協働できる仕組みづくりに取り組むことが、今後の持続可能な地域づくりにおいて重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。自治会頼みでも行政頼みでもない、行政頼みでも立ち行かない、その両方の限界を認めていただいたことは大変大きいと思いま

す。では、限界があるなら、その先の新しい選択肢として国のRMO制度をどう見ているのか、次の質問でお尋ねいたします。

国が推奨するRMOは、農地保全、交通、買い物支援、見守り、防災など、包括的に担う地域運営の仕組みとして全国に広がっております。本市として、この国のRMO制度をどのように評価し、本市での導入可能性をどのように捉えておられるか伺います。企画財政部長をお願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

国が推奨する地域運営組織（RMO）は、地域の暮らしを総合的に支えるため、自治会や民生委員・児童委員、消防団、各地区社会福祉協議会、PTA、社会福祉事業者、NPOなど、様々な地域団体が連携し、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う仕組みであると理解しております。

全国では、広島県の生桑振興会による地域のサービス拠点の再生や、山形県のきらりよしじまネットワークによるICTを活用した見守りや買い物支援など、複合的な課題に一体的に取り組む先進事例が広がってきております。

本市におきましても、人口減少や高齢化が進行する中で、農地保全、生活支援、防災、地域交通など、多様な課題を地域だけで支え続けることが難しくなっており、RMOのような地域運営の新たな枠組みは、誰もが安心して暮らし続けられる持続可能な地域づくりを進める上で、有効な手法の一つであると認識しております。

一方で、RMOの運営に当たっては、担い手確保や財源の安定化、住民の主体的な参画の促進、役員の高齢化といった課題も全国的に指摘されており、既存の自治会や地区社会福祉協議会などとの役割分担・機能整理についても、丁寧な検討が必要であると考えております。

御提案のモデル地区の設定や住民説明会、意向調査、課題抽出などの試行的プロセスにつきましては、先行して取り組んでいる自治体の事例や国の制度設計の方向性を十分に把握した上で、本市の地域構造や課題に適した方法を検討することが重要であると考えております。

このため、まずは先進事例の調査・研究を進め、地域団体の皆様の状況や御意見を伺いながら、本市におけるRMOの位置づけや導入の可能性について整理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。併せてですね、この四つ目、五つ目で質問する予定だった質問も合わせてお答えいただきました。このRMO、私もですね、最近この研究をしているんですけども、本当にすばらしい制度だというふうに思います。

そして野口部長もですね、認めているような答弁でございました。是非、初めてやる事業でございますから、すごくハードルが高いかもしれませんが、私は網田地区に住んでおりますけれども、網田のみならず、宇土市7校区の地区で活用できると面白いなというふう感じております。

それでは、最後に質問いたします。まず調査・研究からという御答弁でございましたけれども、私は、調査・研究と並行して小さく試行すること、これが重要だというふうに考えています。最後に、この試験的に導入する、下支えをする体制について市長に伺います。元松市長お願いします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

議員の御指摘のとおり、地域運営組織（RMO）の形成に当たっては、住民の合意形成を丁寧に進めることに加えまして、活動の企画・運営、事業化、財源確保などを継続的に支える中間支援機能が極めて重要であると認識しております。

また、今後、RMOに関する調査やモデル的な取組を進めるに当たっては、住民の理解促進や地域リーダーの育成を含めて、必要な支援体制をどのように構築していくかが重要であると考えております。地域力の減退というのは議員御指摘のとおりでございまして、深刻な問題となっております。従来のように、善意やボランティアで支えるには限界が見えてきているのも事実だと思います。

まずは、市民活動の支援窓口となっております、まちづくり推進課を中心として、先行自治体の事例収集や制度の調査・研究を進めるとともに、本市の地域実情に即した支援の在り方を整理しなければなりません。

その上で、外部専門家の活用や準備室の設置、モデル事業もここに含まれると思いますが、そういった体制づくりについても、必要性や実現可能性を踏まえつつ、前向きに検討すべきであると考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 市長、御答弁ありがとうございました。本市の地域は、従来の仕組みだけで維持が難しくなっていることは、答弁の中でも明らかになったというふうに思います。本市の地域コミュニティが直面する課題は、もはや自治会だけ、行政だけで支えきれないところまで来ているという点は、共通認識として確認できました。そして、ここで最後に財政面の現実と解決策について申し上げて、この質問は締めたいと思います。今回、私は宇土市版のRMO、この小さく動く組織のことをLMOと言うらしいんですけども、このLMOを創設した場合の予算試算を作成し、広島モデルを参考に分析を行いました。結論から

言えば、宇土市がLMO、RMOを本格的に支援する場合、この広島市をモデルにすると、単純試算では年間約2,000万円が妥当なラインとなるようです。しかし一方で、本市の財政状況で新しく例えば網田LMOをつくった場合に、この2,000万円をそのまま捻出することはもう大変困難です。これは執行部の皆さんも同じ認識だと思います。では、これは不可能なことなのかというと、実はそうではありません。資料をちょっと出せばよかったですけれども、国の制度はですね、市が出した費用、予算を、同じ予算を国が補てんしてくれます。この国の制度を最大活用して、既存予算の代替えという二つの方法を組み合わせれば、本市の新たな財政負担は7地区全部LMOをつくったとしても、年間700万円程度に抑えられるという試算が出ました。その一方で、広島で行われているそのLMOは2,000万円ですから、地域に生まれる価値は2,000万円を超えるということになります。つまり、700万円で2,000万円以上の効果を生む仕組みをつくることができるということです。これがRMOの最大の強みであり、財政面の突破口であると思います。先ほど来、申し上げました集落支援員制度、地域おこし協力隊制度、これら国の財源はRMOの事務局機能、人件費を国が負担する仕組みです。さらに公園の草刈り、河川管理、施設管理、補助金の一括化など、既存の地域関連予算をRMOによる代替で移せば、財源を増やすことなく、より高効率で総合的な地域運営が可能になります。つまり、本市は新しい税金を増やすことなく、国の制度と既存予算の工夫で、持続可能な地域の仕組みをつくることができるということになります。この点を是非本議論の結論としてお受け取りいただきたいというふうに思います。地域の担い手不足は確実に深刻化しています。しかし、制度と財源を正しく組み合わせれば、まだ打つ手はあるということでございます。地域と行政が協働し、将来に向けた新しい受皿を考えていく必要がございます。その選択肢の一つとして、RMOが有効であるとの認識を少しでも深めていただければ幸いです。本市として調査・研究からモデル地区の設定、そして体制整備へと一歩踏み出していただくことを強く期待し、次の質問にいきます。

それではここで、先ほど質問し損なった農業面の質問をさせていただきます。ちょっと皆様、頭をちょっと戻していただきまして、私はちょっと米作りも言及しました。そして、有機農業が必要であるということも言及しましたけれども、その米や有機農業の所得補償について必要性を感じておられるか、また国や県の制度だけでなく、市独自の支援を検討する考えはあるかを市長にお尋ねいたします。市長、お願いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 米や有機農業の所得補償について必要性を感じているか、そしてまた国・県だけでなく、市独自の支援制度を検討する考えはあるかという御質問に対してお答えをいたします。

最初に、米作りのことで少し触れますけれども、令和6年産の米につきましては、全国的な天候不順や生産量の減少等により、需給が逼迫しまして、米の価格が高騰する状況となり、これは令和7年度についても継続しているところでございます。こうした中で、国においては、米の収量の確保、農業者の経営安定を図る観点からも、様々な支援策が議論されていることは承知しております。

次に、有機農業についてでございます。健康志向の高まりや環境保全の観点からその価値が見直されております。一方で、有機農産物は生産コストが高く、販売店での価格が高くなりがちになり、流通量も限定されているために、農家の新規参入が進みにくい現状がございます。しかし、持続可能な農業や市民の健康増進のためにも、有機農業の推進は大変重要だと認識をしております。

次に、農業経営においては、経営安定所得対策や収入保険等、農業経営の安定を支える国の各種制度が設けられておりますが、米の価格の変動や有機農業の推進に対して十分に農業者の不安を解消しきれない面があると考えております。

本市としましては、今年度産の米の価格も高騰しておりまして、例年よりも収入が多い農家も多いと想定されますけれども、実際はこれがいつまで続くかという不安を多くの方が抱えられております。そしてまた、飼料米等に転作された方がまた米に戻ってこられて、そっちが収益性が高いということで、そういうところはかなり増えているのですが、これによって逆に飼料等が不足してきていると。結局は全体的に全てうまくいくわけではなくて、どこかにしわ寄せが来ているというような状況になっていると思っておりますが、今後、農業経営が不透明な状況になった場合には、国や県の制度の活用を前提としつつも、制度だけでは補いきれない部分については、市独自の支援策についても検討が必要ではないかと考えております。

最後に、今後も国・県との連携は必要でございます。農業者の所得状況に注視する、これは宇土市の農業者の所得状況をやはり注視する必要があると思えますし、経営の安定と持続的な農業の発展に向けた取組を進めなければならないと思っております。

以上です。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 市長ありがとうございました。これも以前提案させていただきましたけど、国は小泉農林水産大臣のときに備蓄米を放出しました。これもいろいろ賛否の声がございましたけれども、それまでは、なかなか備蓄米を出さないという傾向もございました。そこで宇土市独自で備蓄米を用意する必要があるのではなかろうかというふうに提言したわけでございますけれども、やはりこの備蓄米、私は防災面、そして危機管理からも必要だというふうに思っております。その備蓄米を確保する上でも、やはりその米作りへの政策転換は必要だと思っております。この有機農業も一緒です。子育てをする親は、おいしいもの、

そして栄養価が高いものを食べてほしいと子どもに対して強く思います。その政策転換、「こどもどまんなか」というふうに言いますけれども、「こどもどまんなか」イコールこの農業政策でもあるのではなかろうかというふうには思っております。大阪府泉大津市では、有機農業で作られたそのお米を金芽米として作っていらっしゃる自治体から買ってですね、それを子育て支援として提供しているという事例もございます。これからですね、私は安全保障の観点からも、この米、有機農業、これはすごく大切だと思ってこの質問させていただきました。御答弁ありがとうございました。

それでは、農業分野の最後の質問をさせていただきます。食料自給率の向上についての市の役割はどう考えていますか。また、特に強化したい作物はあるか、また、学校給食や地場産業活用の拡大についてどう考えるかを市長に御答弁をお願いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

食料自給率の向上は、市民の食生活の安定や地域経済の活性化、そして食料安全保障の観点からも極めて重要な課題であると考えております。

国におきましては、令和4年度のカロリーベースの食料自給率は38%と依然として低い水準にとどまっており、政府は、令和12年度までに45%へ引上げを目指して各種施策を推進しております。また、県においては、令和5年度の食料自給率の概算値としては、62%と全国平均を上回ってはおりますが、国と同様に安定的な食料供給体制の確立が求められております。

本市の貢献と役割としましては、地域の農地や自然資源を最大限に活用し、地元農産品の生産拡大、地産地消の推進、そして担い手の育成・確保に努めることが重要であると認識しております。

特に、地元産の米や野菜につきましては、学校給食における活用拡大や市民への地産地消の啓発活動を通じて、地域で生産された農産物を地域で消費する仕組みの定着を推進しております。また、農業の担い手不足に対しては、新規就農者に対する支援や農業用機械等共同利用支援事業などの各種補助金により、経営の安定や生産基盤の強化に努めているところでございます。

食料自給率向上のためには、作付面積の拡大や多様な作物の導入、6次産業化による農産物の付加価値向上に加えまして、地産地消の更なる推進など、地域の実情に応じた多角的な取組が必要だと考えております。

今後は、国・県との連携は絶対に欠かせませんので、そちらとは密にしながら、農地の集積・集約化や新たな作物の導入など、本市の農業の強みを生かした持続可能な農業振興に取り組み、食料自給率の向上を推進していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。

それでは最後の質問、宇土マリーナについて質問させていただきます。宇土マリーナは、開設からおよそ25年、物産館も20年近くが経過し、施設全体で老朽化が進んでおります。特に浮き栈橋については、老朽化に伴う安全面の懸念から撤去が決定され、これまで市民や利用者団体を交えて今後の利活用について議論が行われてきました。しかし、検討の過程を振り返ると、浮き栈橋撤去ありきで議論が進んでいたのではないかという印象が否めません。一方で、最近、浮き栈橋を利用されている方々から、宇土マリーナは全国でも評価が高い施設であり、風の影響を受けにくい希少な地形で、景観面、出航環境において、大きなポテンシャルを有していることが分かってきました。私は、この在り方検討会にも出席し、そしてワークショップにも出席した者でございます。ですから、老朽化した浮き栈橋を撤去すべきとの考えは変わりませんが、撤去後については、新たな栈橋の整備という選択肢も排除せず、今後の宇土マリーナの価値を最大限生かす方向で再検討が必要ではないかというふうに考えを改めるに至っております。また、物産館については、水産部門を中心に食品を扱う施設としては衛生環境面に課題が見られ、このままの状態を運営を続けてよいのかを懸念しております。

以上の点を踏まえ、今後の宇土マリーナの活用と再整備の方針について伺います。宇土マリーナ施設及び物産館について整備された背景や目的と、これまでの成果を伺います。特に宇土マリーナについては、利用者から全国的にも価値が高いとの評価も聞いておりますが、市としてこのマリーナの価値をどのように評価しているのか、その方法や考え方を明らかにしてください。経済部長お願いします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

宇土マリーナ施設は、西部地域の活性化を背景に、平成11年に完成し、くまもと未来国体のヨット競技場として活用された後、平成12年4月に開業しました。市民や観光客が海洋性スポーツやレクリエーションを楽しむ場として提供し、市民の健康増進、青少年の健全育成、地域の活性化に寄与することを目的としています。ボートやヨットの管理、地域イベント開催、防災拠点など多様な役割も担っています。

また、平成18年に開業しました宇土マリーナ物産館は、地域経済の活性化、観光や物産の振興、農水産物の販路拡大と生産者の所得向上、地域住民の雇用創出を目的に整備され、国土交通省の道の駅に登録されています。地元産品の販売や観光情報の発信、イベント開催のほか、休憩・交流拠点としても重要な役割を果たしております。

この二つの施設を整備した成果としまして、直近5年間の利用・来場者数と収支額の推移を申し上げます。

モニター又はタブレットのほうを御覧いただきたいと思います。

まず、宇土マリーナ施設について芝生広場を含む利用者数ですけれども、令和2年度が3万696人、令和3年度が4万9,394人、令和4年度が5万5,749人、令和5年度が5万1,229人、令和6年度が6万2,061人と物産館と連携したイベント開催により、増加傾向にあります。

次に、消費税を除いた収支額ですけれども、令和2年度が918万1,856円、令和3年度が115万6,306円、令和4年度が62万7,989円、令和5年度が277万7,377円、令和6年度はマイナスですけれども186万827円と、黒字が続いていた中、令和6年度は、人件費や光熱費等の影響もあり赤字に転じております。

続きまして、物産館の来場者数を申し上げます。令和2年度が51万2,939人、令和3年度が53万6,047人、令和4年度が58万986人、令和5年度が57万2,536人、令和6年度が52万881人と、増加傾向にあったものの、令和5年度から徐々に減少しております。

次に、消費税を除いた収支額は、令和2年度がマイナス118万4,692円、令和3年度が65万7,824円、令和4年度が215万5,247円、令和5年度が326万5,294円、令和6年度が84万3,540円と、令和2年度を除き黒字の状況でございます。

いずれの施設も平成18年度から指定管理者制度により管理運営を行い、市民や観光客の交流の場として定着し、地元製品の販売やイベント等の関連消費を通じて、西部地域経済の活性化の一助となっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） ありがとうございます。

続いて物産館について、建物の整備や老朽化状況、運営上の課題について伺います。特に、水産部門では衛生環境に課題がある、水槽の死亡した魚の問題、設備の亀裂やさびなどが挙げられておりますけれども、食品衛生法上問題はないのか、保健所など第三者の評価を受けているのか、市として確認した事実関係を示してください。さらに、現状のまま営業を続けることに対する市の認識を伺います。経済部長お願いします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

物産館につきましては、西部地域の観光・物産振興の拠点として、平成18年度に道の駅宇土マリーナとしてオープンし、約20年が経過しております。経年に伴い、建物や設備の

一部には老朽化が見られ、一部外壁のひび割れや屋外設備のさび、腐食が発生しておりますが、現時点で大規模な修繕が必要となるほど深刻な状況ではないと認識しております。

次に、水産部の衛生環境につきましては、去る11月20日に現地確認及びスタッフへの聞き取りを行い、状況を把握いたしました。その結果ですけれども、屋外に設置している水槽につきましては、長期間清掃が行われていなかったため、最近になって清掃を実施したとの報告がありました。また、店舗内に設置しておりましたガラス水槽につきましては、実用性が低いことや夏場の水温上昇による魚の死亡といった課題があったため、現在は使用を中止し、撤去も検討しているとのことでした。一方、店舗内の生けすは現在も使用されており、定期的に清掃を行い、土日を中心に伊勢エビやワタリガニ、貝類などを販売しているとのことで、水産部の衛生環境については改善されていたことを確認しております。

運営上の課題としましては、魚の品揃えに関する御指摘もいただいておりますが、地元での水産物の水揚げが減少していることや、これまで水産を担当していた経験者スタッフが退職し、後任の確保が難航していることから、仕入れにも影響が生じております。また、その他のスタッフの退職もあり、人員不足が生じているほか、こうした状況が安定的な営業や収益性の低下にもつながるおそれがあるものと認識しているところです。

これらの現状を踏まえ、指定管理者に対し、衛生環境の保持はもちろんのこと、維持管理の徹底と安定した運営体制の維持を引き続き求めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。その清掃は努力によってですね、ちょっときれいにはなったのかなというふうに私も思いますけれども、やはり経年劣化をはじめとする衛生面では相当の課題があると私は感じております。市としても、早急に現状を精査して、施設の更新、改善、こちらも検討を進めないといけないんじゃないかなというふうに思います。また、水産のほうの運営面では課題が見えてきたということでございますけれども、これは私が今年の3月、指定管理の指定のときに申し上げた課題の一つです。こちらですね、今後もその緊張感を持って、指定管理者とうまく連携をしてほしいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。マリーナ施設の現状と撤去判断についてです。浮き桟橋及びマリーナ施設全体の老朽化状況、そして撤去判断に至った理由について伺います。その上で、撤去、更新、新桟橋整備という三つの選択肢の費用比較を行ったのか。また、財政負担が大きいという判断の根拠となる具体的な試算があるのか。さらに、国庫補助を活用した場合の試算があるのかを併せて伺いたいと思います。経済部長お願いします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

宇土マリーナ施設は、平成11年に海洋性スポーツやレクリエーション活動を通じた市民の健康増進と西部地域活性化の拠点として完成し、同年のくまもと未来国体のヨット会場ともなった施設です。しかし、開設から25年以上が経過し、現在では施設全体の老朽化が進行しております。特にマリーナ各種建屋では外壁のひびやさび、腐食、塗装の剥がれ、部分的な破損が見受けられ、物産館と比べても老朽化が著しい状況です。とりわけ浮き栈橋は、経年劣化や台風被害等により破損が著しく、くし型栈橋については安全性の確保が難しい状況にあります。

直近5年間の修繕状況につきましては、防波堤及び防護柵の撤去・新設工事、湾内しゅんせつ、建屋外壁修繕、さらにクレーン等の修繕を含め、総額で1億5,000万円以上の費用が発生しており、施設の維持管理に多大な経費を要している状況です。特にマリーナ湾内のしゅんせつについては、3年から4年ごとに数千万円規模の費用が発生し、財政を圧迫している現状があります。

こうした老朽化による安全性確保等の課題や継続的な維持管理コストの増大が、今後の市財政を大きく圧迫する懸念がある中、その施設利用者である船のオーナーの多くが宇土市外の方であり、市民のための施設として、その在り方に課題がございました。

このような現状を踏まえ、行財政改革の一環として、令和5年度から本格的に宇土マリーナ施設の在り方について検討をはじめ、その中で、今後の宇土マリーナの利活用や将来像について、主に、網田地区の各種団体で構成するワークショップを開催し、当施設を継続していくために必要な取組や、もし別の施設に造り替えるとしたらどのような施設がよいかについて意見を伺いました。また、宇土マリーナ船舶オーナー、地元住民、宇土マリーナ・道の駅・物産館来訪者を対象にアンケートを実施し、幅広い御意見を収集いたしました。

ワークショップ及びアンケートの結果を総括しますと、「多くの人が集まり、楽しく過ごせる施設」、「子どもや家族が楽しめる施設」、「地元の産業・特産品と関係が深い施設」、「市の財政的な負担が少ない持続可能な施設」といった御意見が多く寄せられました。

これらの御意見を踏まえ、副市長をトップとする庁内検討委員会を設置し、経済建設常任委員会の当時の委員長である今中議員にも委員として御参画いただき、施設の将来像や運営方針について多角的な協議を進めてまいりました。その中で、市民が親しみを持って利用し、財政的にも負担が小さい、持続可能な施設を基本方針とし、管理運営方針案の検討を行ってまいりました。

海上係留の廃止につきましては、くし型栈橋をはじめとする浮き栈橋の老朽化や安全性の確保が困難であること、また補修や維持に多額の費用を要すること、利用者も限定的であることなどを総合的に勘案し、海上係留を廃止する方針といたしました。これに伴い、海上係

留のために使用していたくし型栈橋についても、撤去する判断に至ったものです。一方、海上係留や陸置きなど船舶に関する事業を全て廃止する案も検討されましたが、国体のヨット競技用に建設された経緯やステイタスシンボルとしての役割などから、マリーナ部門全ての廃止は適切でないと判断し、船舶事業については一部を見直し、海上係留は廃止、陸置きについては継続し利用料金を見直す方針となった次第です。

くし型栈橋撤去後の湾内の空きスペースの活用につきましては、ワークショップやアンケートでの意見も踏まえ、当面は現指定管理者による提案などを基に暫定的な活用を行いつつ、より良い活用方法について継続的に考えてまいります。

今後も安全面・維持管理面を重視しつつ、持続可能な施設運営を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。私も検討会のメンバーとして、責任ある立場で、今の老朽化した浮き栈橋の撤去と判断した者でございます。それから次に質問いたしますけれども、そのワークショップなど、その住民の意見、これも吸い上げて、これからも魅力的なマリーナであってほしいという願いも込められたような在り方検討会ではございましたけれども、後でもまた言及いたしますが、私たちが大切な視点を忘れていたように思うんです。やはり確かに宇土市民の方が利用していない浮き栈橋の利用者がいたからという、その撤去判断も一つあったんですけれども、その方たちは移住者という捉え方もあったのではなかろうかというところです。その方々からやはり話を聞くと、すごくこの思い出があるというところもございました。それは後で話をさせていただきます。

次の質問です。ワークショップと在り方検討会についてです。宇土マリーナ施設の利活用に関するワークショップや在り方検討会が行われました。これらの議論は、撤去後の活用を前提として始まったのではないかというふうに感じていますが、撤去しない、あるいは更新、新設といった選択肢も議論はあったのか示してください。また、参加者から寄せられた意見は、今後いつ、どの段階で、どのように政策に反映されるのかプロセスを伺います。経済部長お願いします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

前の質問の答弁の繰り返しになる部分もございますけれども、宇土マリーナ施設の今後の在り方につきましては、施設の老朽化や利用状況、財政負担といった様々な課題を踏まえ、地域や利用者の御意見を幅広く伺いながら、今後の方向性を検討することを目的に、令和5年4月と5月に2回、ワークショップを開催いたしました。

第1回ワークショップでは、宇土マリーナに対するイメージの共有を目的に、施設の現況

や将来について御理解いただいた上で、参加者の皆様から宇土マリーナに対するプラス面・マイナス面の意見を出していただき、イメージの共有を図りました。

また、第2回ワークショップでは、今後の宇土マリーナの方向性の検討を目的として、第1回の結果を参考にしながら、今後の利活用に関するアイデア出しを行いました。

ワークショップの構成員は、地元地区から網田地区振興会、網田倶楽部、地元行政区長、地元市議会議員、夢・未来選出として網田中学校の生徒や網田小・中学校PTA、関連団体として網田漁業協同組合、宇土マリーナ物産館出荷協議会、宇土高校ヨット部、宇土市商工会青年部など、幅広い層となっております。

ワークショップにおける施設のイメージについて申し上げますと、まず、宇土マリーナのプラスイメージとしては、風光明媚な立地や釣り場としてのポテンシャル、国道に近い利便性、県内最大のクレーンや芝生広場、レストランといった充実した施設、また、出航や帰港の眺望や定期イベントなど海との親和性を感じられる点、さらには教育的な活用や地域雇用の可能性など、将来性がある施設であるという意見が挙がりました。

一方、マイナスイメージとしては、市の財政負担が大きいことや費用対効果の低さ、収入源や市への還元が不明確であること、老朽化による今後の修繕費の増大、地元や若年層の利用が少ないこと、情報発信や施設利用方法の分かりにくさ、施設の設備の老朽化や暗さ、物産館との連携不足、今後の利用者増が見込めない点、アクセスの不便さ、観光メニューや体験コーナーの不足、地元への還元率の低さなどが指摘されました。特に、運営において市の財政負担が大きい点は、各グループ共通の意見でした。

また、当施設を継続していくために何が必要かという観点では、地元の利用、子どもの利用、釣り場としての利用がキーワードとして挙げられました。具体的な推奨案としては、物産館との連携やSNS等による情報発信の強化、地元住民が主体となった運営や、ここでしか体験できない食やイベントの充実、長時間滞在型施設への転換、子ども向け体験やイベント、地元小中学校への乗船体験の提供、さらにマリーナとホテルを併設した滞在型施設や農業体験との連携、釣り・キャンプ・バーベキューなど、体験型メニューの充実が必要との意見が出されました。

さらに、別の施設に造り替える場合の案としては、水上コテージや船上泊、グランピング、オートキャンプ、ロッジ、車中泊など様々なキャンプ・海遊びが楽しめる施設や、宿泊施設・温泉・勉強カフェ・映画館などを併設した複合施設、行政の研究・訓練施設、スーパーや飲食店、体験施設、スポーツ施設などの娯楽施設といった多様な意見が出されたところです。

また、ワークショップ後には、宇土マリーナ船舶オーナー、網田地区振興会、網田倶楽部、宇土マリーナ物産館出荷協議会、網田漁業協同組合等の地元住民、道の駅宇土マリーナ・物

産館来訪者の各層を対象にアンケート調査も実施し、多様な御意見・御要望を収集いたしました。

これらのワークショップやアンケートで出された御意見につきましては、庁内に副市長をトップとする検討委員会を設置し、今中議員にも委員として御参画いただく中で、施設の将来像や運営方針の検討材料として活用させていただいております。

なお、くし型栈橋の撤去につきましては、当初から前提としたものではなく、ワークショップやアンケートの御意見、また現状の老朽化や安全性、維持管理費用の増大等、様々な観点を総合的に検討した結果、海上係留を廃止することに伴い、撤去が必要との判断に至ったものでございます。

今後のくし型栈橋撤去後の湾内の空きスペースの活用につきましては、ワークショップやアンケートでの意見も踏まえ、当面は現指定管理者による提案などを基に暫定的な活用を行いつつ、より良い活用方法について継続的に考えてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。在り方検討会もこちらのワークショップも私も参加していたんですけどね、やはりその利用者の視点を排除していたというところを反省しているんですね。このワークショップで出た意見は尊重しないといけません、皆さんも聞いていて気づきませんでしたか。何も条件がありませんでした。予算とかも条件がありませんでしたし、なので結構、夢物語、その夢を結構語っていたようなワークショップでした。ですから、このような意見が出たんですけども、このワークショップで意見が出る前に示された資料があったんですね。その資料は、結局、その利用者がどこが居住地が多いとか、今これは維持管理が逼迫しているんだという資料があったのちに、このような夢の、どのようなマリナーにしたいかという話でございまして、やはりこの新しい栈橋は良くないよねからスタートしたような、私はイメージを持っております。ところがですよ、ところが、この浮き栈橋を現在利用されている方々は何も聞かされず、ただ、この海上係留費がアップした場合どう思いますかぐらいのアンケートはあったけれども、栈橋撤去の通知が来たのが今年の3月か4月ぐらいだったようでございます。これは、やはり移住者として扱った場合、結構理不尽ですよ。ですから、この在り方検討会、ワークショップの後でございまして、やはりこの方たちの意見も踏まえる必要があるのではないかなというふうに私は思っております。その方々に話を聞くと、先ほども冒頭話をしましたように、この宇土マリナーは、その方は全国いろんなそのマリナーを見たことがある方なんですけれども、なかなかこの風の影響を受けないマリナーは珍しいんだということでございました。25年前にこの設計されたマリナーでございますけど、すごい優秀な設計士だというふうに思います。

今は、負の遺産という声もあります。維持管理費も相当高いというふうにお答えいただきましたけれども、結局その浮き栈橋がなくてもしゅんせつ費は必要でしょう。これまで確かに浮き栈橋の維持費はかかったかもしれないけれども、今あるその国の財源など活用すれば、その維持管理費も低減できるのかなというふうに思います。その見立てはまだされていないじゃないですか。新しくこのくし型の浮き栈橋を造る場合の見積りもまだ取られてないですね。ですから、やはり私は浮き栈橋を新設しないありきで進んでいたのではないかなというふうにも考えるわけでございます。この宇土マリーナの施設ですけれども、今までの使い方どおりで使っていけば、負の遺産と言われるようになるかもしれませんが、今後ですよ、10年後、20年後、30年後かも知れませんが、高規格道路が完成すれば、もうここを車で通る人はいないですよ。現地民ぐらいいしか通る人がいなくなる。今、網田の人口2,600人とか2,700人とされています。赤瀬地区の人口はもっと少ないです。さらに10年、20年、30年そればもっと少なくなるでしょう。ということは、この宇土マリーナ全体が、もう全てが負の遺産になることが見えてるわけですよ。であるならば、もっと活用するような使い方を展開していけば、高規格道路も途中で下りて、網田地区ではスマートインターといいますか、途中でインターを造れないかという要望もありますけれども、現段階は長浜のところのインターで下りて、宇土マリーナまで行こうって、あそこ楽しいからっていう状態をつくるのが大切じゃないかなというふうに思っていますし、その利用者の方々も、やはり安い海上係留代を払うのは申し訳ないと思っていらっしゃいます。ですから、新しく浮き栈橋を造る費用も、国の制度を使って出してもいいんだということも言われておりますし、いろいろやり取りする中でもいろんな提案、いろんなことを調べてくださって提案していただいています。私だけしか話を聞いていませんから、思いはなかなか伝わらないかもしれませんが、とにかく、蒲島元県知事が地震後、「創造的復興だ」と言われておりましたけれども、この宇土マリーナも創造的復興の観点から、新しく私は生まれ変わってほしいなというふうに思っております。その私の考えを踏まえて、最後に市長に答弁をお願いしたいんですけども、この宇土マリーナ施設について、新たな栈橋の整備可能性を排除するのか、それとも検討余地があるのか。また、長期的に活用策、市の単独予算で維持するのは難しいと思うので、国庫補助の活用など、そういった民間活力導入などの可能性を踏まえてお尋ねいたします。市長お願いします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

この栈橋の撤去に至った部分で、少し私どもの説明不足があるのかもしれませんが、そこにちょっと冒頭触れさせていただきたいと思いますが、浮き栈橋の撤去は、撤去するとどうなるかという、大型のクルーザーが入らなくなります。大型のクルーザーを上には上げられ

ないんですね。ですから、小型の船しかあそこには着かなくなるということです。ですから、浮き桟橋を撤去するという事は、大型の船が入ってこないということでございますので、湾内の深さ、水深が浅くても済む。これはしゅんせつの費用の軽減につながるものがまず1点。そしてクレーンがございます。このクレーンも大型専用に使ってあるクレーンでございますが、これもいずれは造り替えも、2年前ですか、2,000万円ぐらいかけて修理しているんですが、これも寿命が実は来ております。こういうのも大型船を入れる以上はそんなクレーンの再整備が必要になります。小型船だけだったらクレーンはいらずに、ウインチでできるという話、そういった部分のランニングコストも実は入っております、単にしゅんせつだけの費用ではないということ、これは是非御理解をいただきたいと思っております。見積りを取っていないという話がありましたが、実際はあのマリーナが台風で傷んだときにですね、浮き桟橋の造り替え費用等は見積りは取っております。ただ、その取ったのがちょっと前なので、もっと上がっているので出していないだけ、それが参考にならないために出していないだけで、数億円、当時3億円とか4億円とかいう話でしたが、かかるということです。で、この費用に関して、例えば国庫補助というところで申しますと、まず、辺地債が一番にいい財源ですが、辺地債は既存施設の造り替えというか、回復というか、古くなったから造り替えるというのには使えないところははっきりしております。その上で、じゃああそこ漁港にする、あるいは港湾指定にする、そして国庫補助を持ってくるとなった場合に、漁港になると目的が大分変わりますけれども、漁港だったらもちろんクルーザーが難しいという話になりますので、それは無理として、港湾にしたいとした場合に、これもシミュレーションしております。シミュレーションといいますか、今後どうなるかという話は検討も話をしております。用途を変えるものですから何年かかかるでしょうと。その後、確かに事業はありますけど、そういう事業がどこの港も待ちっぱなしの状態なので、宇土に回ってくるのは何年後か分からないという話なんです。だから今崩して造り直すのは難しいというのがあるということもまず御理解いただきたいと思っております。

そういった部分のランニングコストの部分ですね、さっき、高規格ができたらうんぬんかんぬんという話もありましたが、確かにあそこは廃れるという話も分かります。じゃあ、マリーナが大型船が泊められる施設になったとして、それをずっと市が維持したとして、どのくらいのそのメリットが入りの費用があるのか。ここはやはりしっかり考える必要がありますし、目的とするのであるならば、特定少数の方を対象にするのではなくて、不特定多数の方が来れる施設にすべきであると、私はそう思っています。そういったところがこの議論の中で夢のような話になっているんだと思っております。そういったところを前提としてお話ししますが、最終的に今説明したような形になってるんですが、今後、その浮き桟橋の空きスペースをどうするかというのに関しましては、先ほども話がありましたが、まずは今指定管理者

が契約してありますので、その期間内は指定管理者と話をしながら別の用途で利活用をする。ただ、その後はですね、さっき今中議員がおっしゃったように、やはり将来を見据えた議論、その中にはできるかもしれないです。その新しい栈橋を造って、また大型船を入れるようにしようという議論もできるかもしれない。レジャー基地にしようという議論もできるかもしれない。そこはそこでしっかりと議論していくのが必要であると。ですから、栈橋を撤去したら一切栈橋を造らないという話では全くないんです。再建の可能性はある。ただし、すぐ再建できるような状況ではないということですね、御寄附をいただくとか、そういう話もありましたが、そういうのがあれば、ひょっとしたら早くなるかもしれませんが、その後に係る費用をどうするかということも、本当にこれが問題です。さっきの900万円ぐらいの収入がずっと減ってきましたけど、やはり維持管理費が増えてるんです。これ今何とか黒字保っていますが、今後、間違いなく赤字になります。そういう状況であるところですね、是非御理解いただきたい。ただ、繰り返しになりますが、栈橋を撤去した後、栈橋を造る可能性について排除していないということこそ是非御理解ください。その上で、新たな議論すべきだと思っています。それは栈橋を撤去した後、時間がかかるかもしれないけど、あそこの施設をどうやって活用することで市民にとってプラスになるのか、宇土市にとってプラスになるのか、あるいはマイナスを少なくできるのか、こういったところを検討しなければならないなと思っております。

今の予定でいきますと、海上係留は一応なくなる予定にはなっております。陸置きだけになりますけれども、もともと国体の会場として造られた施設でありますし、ヨットの大会もまだ行われております。少数であります、高校生、大学生等も利用していただいておりますので、この機能は維持して、そういったスポーツに取り組む方に対しては、支援をしていく予定でございます。

また物産館につきましては、もちろん用途変更は考えておりません。ただ、老朽化が進んでおりますので、それを見据えた計画的なリニューアルは必要だと思っております。毎年もう最初からですね、3億数千万円の売上げでずっと来ているところですが、ほかの自治体にぎわいある物産館の事例も参考にしながら、手法を検討して、財源も探して維持していければなと思っておりますが、ここにはさっきのマリーナの再活用というか、新たな活用方法が変わって、それによってお客さんが増える。そういったところを考えていくところにも関連してくるのかなと思っております。

この宇土マリーナの横を通ります国道57号でございますけれども、この沿線には長部田海床路、ジンベエ像もあります。もちろん御輿来海岸もあります。非常にインスタ映え、SNS映えする名所がたくさんある観光地があります。こんな観光地を訪れた方々がちょっとマリーナに寄っていただける、今そういう目標にしているんですが、まだまだ足りないと思

っております。足を運んでいただける施設にする、もっともっと魅力がある施設にすることで、それが非常に厳しい西部の活性化の核としてにぎわいにつなげていかなければならないなど考えているところです。

以上です。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 市長、御答弁ありがとうございました。ちょっとお断りですけど、時間を気にしながらの僕の質問でございました。何か浮き桟橋ありきでちょっと質問させていただいたんですけども、最後の質問に関しては、浮き桟橋以外にもいろいろ提案をさせていただきかけたんです。どうしても新しい浮き桟橋を造ることが、網田の活性化につながるみたいな聞こえ方をしてしまって大変申し訳ございません。もちろん浮き桟橋を造ることも一つ、そして、あの宇土マリーナという施設をですね、多角展開といいますか、ワークショップでの意見を取り入れながら、そしてこれから住民の意見も取り入れながら、そして宇土市の考え方もあるかと思えます。そういった考え方を踏まえて、そして20年後、30年後の人口動態、そして社会的背景、そういったことを考えながら。我々が今やっていかないといけないのかなというふうに思いますので、そこはすみません、逆の立場にちょっとなりましたが、御理解をいただければというふうに思います。そして、不特定多数にの人たちにやはり来てほしい、そしてこれから考えないといけないというふうにおっしゃいましたけれども、以前から私が提案しております、赤瀬駅をマリーナの前に持ってくる、そして宇土マリーナの活用ということも併せて、西部地区の活性化の策の一つとして考えてほしいなというふうにも再度お願いいたしまして、私の質問を終わります。2時間半もかかっちゃいました。皆さん、長い時間ありがとうございました。以上でございます。

○議長（野口修一君） それでは、ただいまから昼食のため、暫時休憩をいたします。午後1時半から会議を開きます。

-----○-----

午後0時24分休憩

午後1時28分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行します。

12番、樫崎政治君

○12番（樫崎政治君） 皆さんこんにちは、樫崎でございます。今回、質問の機会を与您いただき感謝申し上げます。今回は3項目させていただきます。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をどうかよろしくお願いいたしまして、質問席から質問させていただきます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） それでは、早速質問に入らせていただきます。まず第1項目といたしまして、地域運営組織（RMO）及び指定地域共同活動団体への移行についてお尋ねしたいと思います。午前中ですね、今中議員からも担い手不足、自治会頼みの限界、行政直営の限界について丁寧に議論がございました。私も全く同じ危機感を持っております。とりわけ花園地区のように、自治会、婦人会、民生委員、体育協会など、これまで地域を支えてこられた団体が少しずつ減少を続けており、このままでは地域を回せないという声も現場で聞くようになりました。こうした状況を踏まえ、私は、RMOの導入の入り口として、以下の点を市に聞きたいと思います。

一つ、本市におけるRMO導入の検討状況は、現段階どこまで進んでいるのか。今中議員の答弁では具体的検討にはまだ着手してないとの説明がありましたが、現時点で何を整理し、何が課題かと認識されているのが改めて示してください。一つ、RMOを所管する部署はどこで、誰が全体的に調整を担うのか。RMOは、福祉、防災、交通、農地、買い物支援など、多分野にまたがる仕組みでございます。まちづくり推進課が中心とはいえ、連携体制をどう組み、どのように進めるのか、市としての基本的な考え方を伺いたい。一つ、制度導入に向けた現時点での課題認識を市としてどう整理していくのか。担い手、財源、既存組織との役割重複、住民の合意形成、これらは全国共通の課題でございます。宇土市における特有の課題もあるはずでございます。その点について、現時点で把握している範囲で構いません。お聞きしたいと思います。企画財政部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市における地域運営組織（RMO）の検討状況につきましては、先ほど、今中議員の質問にもお答えしておりますが、現時点では具体的な検討には着手しておりません。今後は、国・県の情報や先進事例を調査するとともに、地域団体の皆様の状況や御意見を伺いながら、本市におけるRMOの役割や導入の方向性について整理してまいります。

担当部署は、地域団体との連携や相談窓口を担うまちづくり推進課を中心とし、福祉、交通、防災など、多分野にわたる業務を所管する関係部署とも連携しながら検討を進めてまいります。

今後の進め方といたしましては、まちづくり推進課において、国や県の研修会等を通じて知見を深めるとともに、本市における地域の状況や既存団体の役割を踏まえ、RMOに求められる機能や支援体制を順次整理してまいります。

制度導入に向けた課題としましては、担い手の確保、住民の合意形成、既存組織との役割分担、運営に必要な財源の確保などが挙げられ、これらをどのように解決し、本市の実情に

即した形で制度を構築していくかが重要であると認識しております。

本市といたしましては、こうした課題の解消に向けて、まずは丁寧な調査・研究と情報収集を進めつつ、地域の皆様の御意見も伺いながら、持続可能な地域運営の仕組みづくりに向けて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。まず私は、この地域運営組織（RMO）導入は、地域の力と行政の力を組み合わせて、宇土市の地域の課題を持続的に解決していくための重要な選択肢の一つではないかと考えております。現在、市内では自治会、婦人会、民生委員、体育協会など、地域を支えてこられた団体が少しずつ縮小し、役員のなり手も不足し、このままで地域が回らないという声も聞きます。もう自治会の善意だけでも、行政の運営だけでも、地域を支えることが難しくなっている。この両方の限界が同時に少しずつ進んでいっているわけでございます。この現実を正面から受け止める必要があるかと思えます。その上で、RMOの導入に向けて重要な点として、私は、次の3点を挙げたいと思えます。一つが、現時点で制度の具体的検討は始まっていませんが、だからこそ何から整理すべきか、市と地域が共有することが重要でございます。そしてどの部署が担い、どう庁内横断で取り込むかが鍵であるかと思えます。このRMOは、福祉、交通、防災、農業など多分野にまたがっている制度であり、担当がまちづくり推進課であっても市職員全体の横串連携なしには成功しません。そして最後に、宇土市ならではの課題を整理する必要があるということ。全国共通の課題に加え、宇土市は花園地区のように人口が増加している地域があります。また、一方で自治会が弱体化し、地域差が拡大しています。支援が必要な地域と可能性のある地域が混在しています。この特性があるわけですね。こうした宇土市特有の課題を丁寧に把握することが、制度の導入の第一歩であるかと考えております。

それでは、この件の最後に、先進地として広島市が導入されて運用が行われていますが、今後の本市のロードマップをどのように考えているのか、市長に伺いたいと思えます。元松市長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

広島市におきます地域運営組織（RMO）や指定地域共同活動団体制度の取組は、おおむね小学校区を活動範囲として、地域の実情に応じて、自治会やNPO、企業、住民有志など多様な主体が連携し、地域課題の解決に向けて取り組む先進的な事例であると認識しております。本市においても、持続可能な地域づくりを進める上で大変参考になる取組だと思っております。

本市の今後のロードマップにつきましては、まずは、広島市をはじめとした先進自治体のRMOの運用実態や支援体制を丁寧に調査し、本市の地域課題や既存団体の役割を踏まえた上で、RMOの位置づけや必要な機能を整理するところから始めてまいりたいと思っております。

併せまして、担い手の確保、既存組織との役割分担、合意形成、運営財源の確保など、制度導入に向けた課題についても庁内関係部署が連携しながら検討し、地域の皆様と対話を重ねつつ、段階的に方向性を示すべきであると考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） 市長、前向きな答弁をいただきありがとうございます。この地域のコミュニティの持続可能性が大きく揺らぐ中で、自治会頼みでも、行政頼みでもない、新しい地域の支え方をつくっていく必要性が改めて共有できたと感じております。本日の議論をきっかけに、本市として調査、課題や整理、体制づくりが着実に進むことを期待しております。さらに、最終日にも土黒議員が同じテーマで質問される予定があります。具体的な視点や実践的な提案が示されるかと思えます。本議会全体でRMOについて多角的に議論が深まることを考えております。今日のこの流れが宇土市におけるRMOの本格的なスタートラインとなるよう、議会全体で議論を積み重ねていきたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。市民生活の根幹である移動手段を確保する観点から、松橋産交ターミナルの廃止後の対応について。そして、このコミュニティバスの見直し、さらにデマンド型交通などの代替手段について順に質問をいたします。それではまず、松橋産交ターミナルの廃止後の対応について伺います。今回の路線廃止により、通勤、通学、通院、買い物など、市民の生活に大きな影響が出ております。そこで伺います。9月議会以降、市としてどのような協議や働き掛けを行ってこられたのか、また交通事業者や地域住民の方々との話し合いは、現在どのような状況にあるのか。以上、まずお尋ねいたします。企画財政部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

9月議会以降、市としましては、まず10月8日付けで産交バス株式会社に対し、要望書を提出しております。

その内容としましては、1、宇土本町2丁目を起終点とするバス路線について、起終点を宇土駅前とし、宇土本町2丁目から宇土駅前までの区間を延伸すること。2、松橋方面から宇土駅前まで運行する便について、現在、午前7時台の2便のみとなっていることから、通学及び通勤の方々の交通手段を確保するため、午後5時台から午後7時台にかけての便を増

便することの2点でございます。

先日、改めて産交バス株式会社に確認したところ、本市からの要望については、前向きに検討を行っていただいているとのことでした。

また、10月のバス路線廃止以降、地域住民からの御意見、御要望が何件か本市に寄せられておりますが、その中でも松山地区住民の方の御要望に対応するため、のんなっせ花園南部線をくまもと心療病院付近で県道14号を通行するルートに変更し、さらに九州産交バスが上松山のバス停として使用していた場所に、新しくのんなっせのバス停を設置する準備を進めており、来年1月からは、新しいルートを運行する予定としております。

今後にも必要に応じて、交通事業者や地域住民と協議を進めながら、交通空白地への対応を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。企画財政部長の答弁にもありましたように、今回の路線廃止を受けて、市は産交バスに延伸や増便を要望され、前向きに検討していただいているとのことでした。その取組自体は大変評価できるものだと思っております。しかし、現実として一旦減便された路線を元に戻すことは、他自治体を見ても非常に難しい課題でございます。だからこそ、市には事業者任せにすることではなく、主体的に交渉し、市民に方向性を示す責任があるかと考えております。また、こののんなっせ花園南部線ルート変更は大きな前進でございますが、依然として交通空白地が残っており、帰りの便がない、通院の足がない、高校生が通えないといった声が続いております。加えて、事前の説明が十分ではなかったという声もあり、公共交通の変化が市民生活に与える影響の大きさを考えると、より丁寧な情報共有や説明が必要であったかと強く感じております。地域の足が失われるということは、単に移動手段がなくなるという話だけではありません。買い物や通院、外出の機会が減り、地域のつながりや健康にも影響が出てまいります。結果として、地域全体の活力も問われる問題でございます。だからこそ、今回の問題は単なる交通サービスの見直しではなく、地域の生活基盤を守る政策として位置づけていただきたい。交通空白地の解消には、延伸や増便だけでなく、コミュニティバスやデマンド交通タクシーの活用、複数の使用を組み合わせる視点が必要でございます。そして今後は、行政や事業者だけではなく、住民の声も丁寧に拾い上げていただき、地域ごとに最適な形をつくっていくことが求められます。市民が安心して暮らせるよう、どうかスピード感のある対応をお願い申し上げます。

続きまして、コミュニティバス等の見直しについて伺います。路線廃止を受けて、地域公共交通を早急に立て直しをしていく必要があります。そこで伺います。コミュニティバスの見直しについて、いつを目標にどのようなルート案、運行本数、費用の見込みの検討を進め

ているのか、また令和7年度の段階で市としてどこまで方向性を示すことができるのか、以上、お尋ねいたします。企画財政部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

路線バスの廃止に伴い、日常生活に不便を感じておられる方がいらっしゃることは十分に認識しておりましたので、できる限り早急に何らかの手立てを打たなければならないと考え、先ほど答弁しました花園南部線を県道14号に延伸するルートを緊急的に検討したところでございます。

このルート変更は、比較的軽微なルート変更であったため、宇土市地域公共交通会議及び宇土市地域公共交通活性化協議会における会議を緊急的に書面で行い、短期間で承認を得ることができました。現在、九州運輸局に認可申請を行っており、認可が下りれば、1月から運行が可能となります。

それ以外の長期的な視点に立った見直しにつきましては、令和8年度に策定いたします、宇土市地域公共交通計画に位置づける必要がございます。

その上で、通常年2回開催します、市民代表、交通事業者、国・県等の行政を構成メンバーとする宇土市地域公共交通会議及び宇土市地域公共交通活性化協議会において、様々なメンバーの御意見をいただきながら議論を深めて、最終的には会議で承認をいただき、その後、九州運輸局の認可を得るという手続を経る必要があります。そのほかにも警察、国道や県道を管理する道路管理者など、多くの関係機関との協議・調整を必要とするため、少なくとも1年以上の時間を要するという事を御理解いただきたいと思います。

このため、現状でコミュニティバス等の見直し検討スケジュールや工程、ルート案や運行本数・費用見込みをお示しすることはできませんが、今回廃止になった路線のうち、松山地区から本町通りを通過し、宇土駅に至るルートにつきましては、最優先で検討すべきルートだと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。今回の路線廃止により市民の皆様からは、「毎日が本当に大変だった」、「2年も方向性が示されないのは不安だ」という声が寄せられております。短期的な対応としてのんなっせ南部線の1月からの延伸は、市のスピード感を持って動かれた結果であり、評価できる対応でございます。しかし、これだけでは十分ではなく、依然として生活の足を失った多くの方が困っておられます。一方、長期的な見直しについては、令和8年度策定の地域公共交通計画に位置づける必要があり、道路管理者や警察、九州運輸局との協議も含め、1年以上の時間がかかることも理解できます。ただ、

市民生活に直結する問題だからこそ、計画ができるまで待つてくださるでは済まされない部分があるわけでございます。とりわけ松山地区から本町通りを通り、宇土駅へ向かうルートは、市としても最優先の検討すべきルートと答弁されました。これは、地域の実情を見て適切な判断だと私も考えております。交通会議は年に2回の開催ですが、今回のように緊急性の高い課題については、会議の開催ではスピードが追いつかず、市として事業者と個別に協議をする柔軟な積極性が求められます。また、地域公共交通は市として事業者だけではなく、実際に利用する市民の声を受け止めながらつくるべきものでございます。利用者の動線や生活実態を丁寧に把握していただいて、地域ごとに最適な解決策を導き出す必要があります。計画策定には時間がかかるとしても、方向性の提示や改善のロードマップは、できるだけ早く示すことが市民の安心にもつながってまいります。市民の生活の足を守るために、どうか引き続きスピード感と柔軟性を持って改善を進めていただきたいと思います。

最後に、代替案、交通手段についてお尋ねいたします。今回の路線廃止により、今すぐでも移動手段が必要だという声が数多く寄せられております。そこで伺います。路線バス代替手段としてどのような交通手段を検討されているのか、また本格的な公共交通の見直しまで、短期的な対応策としてタクシーチケットや区間限定デマンド交通、どのような選択肢を検討しているのかお尋ねします。元松市長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えする前に、まずおわびを申し上げます。交通事業者とはいろんな形で打ち合わせをしてきて、宇土市の要望、宇城市も一緒ですけれども精一杯伝えて、何とか残してくれという交渉をしてきたところでございます。しかしながら、結果的にあのような内容になってしまったと。もともとあの路線は、常時乗られる方はそんなに多くないというお話ももちろん聞いているわけですが、そうではなくて、そんな毎日乗る人じゃなくて、週に1回とか、月1回とかの人もやはり大きい影響を受けておられるということが、いろんな方とお話しして、私もそれは感じました。市としまして、この減便を防ぐことができなかつたことに対しまして、市長として心からおわびを申し上げます。

代替案についてでございますけれども、代替案はいろんな方法があると思うんです。議員がおっしゃっておられたデマンドバスであるとか、例えば行長ちゃん号を増やすとか、そういったところも当然案の中に入ってくると思いますが、財源の問題とかいろんな問題もありますので、そこにはちょっと余り触れませんが、先ほど部長が答弁しましたとおり、公共交通を市が行うような場合はですね、非常に複雑な対応が必要です。今回は、書面によりできたというのは、もう軽微なルート変更だからできたもので、新たな公共交通となるとそうはいきません。先ほど部長が答弁しましたけれども、宇土市地域公共交通計画にしっかりとまず位置づける必要があると。その上で、地域公共交通会議、また地域公共交通活性化

協議会において、委員の皆様の意見を聞いて、ニーズに応じた交通手段やルートを検討、そして委員の承認を得ること。その上でやっと九州運輸局に申請が出せるというような算段でございます。ですから、このほかにもですね、警察との協議ですとか、道路管理者との協議など調整等も必要でありますので、代替交通の運行は少し時間がかかってしまうというのはやむを得ないことだということは御理解いただきたいと思います。その中で、議員がお話をされておられますデマンド型交通の運行に関しましては、地域公共交通を維持するための有効な手段の一つであるとは認識をしております。しかし、これを人口密集地域である花園地区に導入するとした場合、市内全域に導入することと変わらないような動きになってまいりました。当然、宇土地区も一緒です。轟も一緒です。走潟も一緒です。そういった部分も入ってくると、非常に大きな事業になると。そうなった場合、まず大きな財源上の問題が発生します。それとデマンド交通の場合は、一般的にすぐやろうと思うとタクシーを活用するしかありませんが、タクシー会社が非常に今疲弊をされておられまして、運転手不足に陥っておられます。夜のお店を利用される方はお分かりになられると思いますが、タクシーを呼んでも来てくれない、今予約を受け付けてくれない状況です。それぐらいタクシー運転手の皆さんが足りない状況になっております。そういうことを考えていきますと、デマンド型交通でタクシーを使ってというのは、現実的ではないなと感じております。よそではタクシーチケットの配布等も行われておりますが、タクシーの問題は、今言いましたように、昼間病院に行かれる方を回すので精一杯で、夜にも人間が割けないような状況だということを私もお聞きしているんですが、そういったことを考えますと、タクシーチケットを配布すれば済むという問題でもございません。非常に苦しい状況でございます。

そこで暫定案としまして、先ほどから出ておりますのんなっせの延伸をすると、のんなっせ花園南部線を松山の県道14号まで延伸するという予定で、これが1月からスタートする予定です。このほかに、実は下松山を起点とします轟ルートがあります。こちらのほうのルートも何とか上松山まで引っ張り出して、上松山を始発にすることで轟ルートも併せて動けるようにしたいと思っております。これが今からというか、先ほどの軽微なルート変更ですが、もちろん1年はかかりませんが、令和8年度の早い段階で対応できるように、今動き出しているところでございます。

また今後、本格的に地域公共交通を見直していくためには、最も重要な課題として財源の問題もありますが、それはちょっと置いて運手不足の問題がございます。現在、タクシー運転手の第二種免許取得支援というものも、市もお金を出して支援をしております。それぐらい不足しているということでございますが、タクシー事業者任せで人を雇ってください、免許を取る人を集めてくださいというのではなくて、本市においても運転手確保に向けた取組を本格的に強化していかなければならないと思っております。

先ほど冒頭に申し上げましたが、のんなっせだけでは非常に無理な部分があります。そういうことで、いざ違うバスを走らせるとなったときに、それから車を準備することもできませんので、そのときに向けて車両の準備についても、これはあらかじめ進めさせていただいて、許可が下りたらすぐに動けるような、これはどういう内容になるか分かりませんが、そういうことを考えていかなければならないと思っていますところでございます。

以上です。

○議長（野口修一君） 檜崎政治君

○12番（檜崎政治君） 市長ありがとうございます。市長からの代替交通手段の検討については、デマンド型交通は有効な手段であるという認識を示されましたが、この点についても私も全く同じ思いであります。今後の宇土市の公共交通を考える重要な視点だと考えています。ただ一方で、市長がおっしゃったとおり、タクシー運転手の不足や車両の確保といった課題があり、財源面だけではなく、実際の運行体制の確保という壁があることも理解しております。是非ですね、先ほど話が出ました下松山のほうを回していただければという気持ちも持っております。それでもですね、今回の路線廃止によって、明日どう移動すればいいのか分からない、病院にも、買い物にも行く足がないといった切実な声が既に多く寄せられております。また、宇土市の中のこの花園地区、東にあるわけですが、その中に松山地区があるわけですが、市内ではこの花園地区は唯一人口が増えている地域でもございます。こうした成長地域で交通の利便性が悪化することは、市民の生活の質を下げただけではなく、町全体の将来性にも影響を及ぼす重大な問題であると思っております。さらに、松山地区にメイプルタウンという住宅地があります。そこにお住まいの方が、これまでバスを利用されていたのが、今月だけで5回宇土駅のタクシーを利用せざるを得ない状況が生まれてきますと、私にも何回も電話が入ってございました。生活費を削って移動しておられる移動手段の確保が、生活維持そのものに直結している典型的なケースであると思っております。長期的には地域の公共交通計画での整備が必要だとしても、市長が答弁されたように、本格的な見直しにはどうしても一定の時間がかかり、だからこそ、私は本格見直しまでの間のつなぎ策が極めて重要だと考えているわけでございます。市長の答弁にもありましたように、タクシーチケットの配布や完全なデマンド交通の導入は、財源、運転手不足の面で現実的ではない面もあります。それを踏まえた上で、私は区間限定のデマンド運行とか、曜日限定の乗合タクシーとか、既存のルート部分の延伸の段階的小規模の実現可能な対策はどこかで必ずあると考えております。実際、市が今回ののんなっせ南部線を前倒して延伸されたことは、軽微な変更であれば迅速に対応できるという大切な事例であります。市長には、こうした一つ一つの可能性を丁寧に拾い上げていただき、市民の生活の足が完全に途切れないよう短期、中期、長期を見据えた交通政策を進めていただきたいと願っております。公共交通は、単に移動手段

というだけではなく、地域の活力、そして市民の暮らしを安心して支える大切な基盤でございます。どうか市長のリーダーシップのもと、利用者の声を反映しながら、できるところから確実に前へ進めていただきたいと思います。そのように申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

今回最後の質問になります。障害者控除対象者認定書の周知と申請支援体制の強化。この障害者控除対象認定書の周知といいますか、私もですね、もう恥ずかしながらこの認定書があるなんて、私、介護福祉士でやっておりましたが全然知らなくて、今回この勉強というか研究をさせていただきました。まず、この障害者控除対象者認定書についてお伺いいたします。どのような方が対象となり、どのような認定基準で判断されているのか、また過去5年間の障害者控除対象者認定書の発行件数はどのような状況であるか、この点をお示しく下さい。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

障害者控除対象者認定書は、身体障害者手帳などをお持ちでない65歳以上の方が、所得税等の申告の際に障害者控除を受ける場合に必要となるもので、申請に基づき、障害者又は特別障害者に準ずる者として福祉事務所長が認定し、交付しているものでございます。所得税の場合は、障害者控除が27万円、特別障害者控除が40万円の控除を受けることができます。また、住民税の場合は、障害者控除が26万円、特別障害者控除が30万円の控除を受けることができます。

御質問がありました障害者控除対象者認定書の対象者につきましては、65歳以上の要介護認定又は要支援認定を受けている方で、市が定める認定基準を満たす方になります。ただし、この認定は、所得税等の申告の際に障害者控除を受けて税額を軽減するためのもので、所得税等が課税されていない場合は認定を受ける必要はございません。

次に認定基準につきましては、介護保険の要介護認定調査により、認知症高齢者の場合、日常生活自立度が2以上、または障害高齢者の場合、日常生活自立度がA以上に該当する場合となっております。

具体的には認知症高齢者を障害者として認定する場合は、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態の方、特別障害者として認定する場合は、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態の方が該当します。また、身体的な障害高齢者を障害者として認定する場合は、屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない状態の方、特別障害者として認定する場合は、屋内での生活は何らかの介護を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ又はこの状況よりも重い状態の

方が該当となります。

最後に、過去5年間の障害者控除対象者認定書の発行件数につきましては、令和2年度に23件、令和3年度に18件、令和4年度に18件、令和5年度に25件、令和6年度に15件を発行しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。ただいま部長の説明もありましたように、障害者控除対象者認定書は、身体障害者手帳がなくても要介護・要支援認定者の中で一定の基準が該当すれば取得できると、所得税、住民税の大きな負担軽減につながる制度でございます。私が介護の現場に立ち続けている中で強く感じているのは、この制度そのものを知らない高齢者が圧倒的に多いということが事実でございます。さらに問題なのは、高齢者だけではなく、ケアマネジャーや介護職員、医師、看護師といった専門職でさえ、制度を知らないケースが驚くほど多いという点でした。私は、この状況を非常に深刻に受け止めております。本来なら控除を受ける方が、制度を知らないという理由だけで負担が軽減されず、結果として損をしている高齢者が相当数存在している。これはあってはならない状況だと考えております。年金生活の高齢者にとって2万円、3万円、あるいは4万円の控除は、生活を大きく左右するほど大切なものでございます。そしてもう一点重要なのが、障害者控除によって課税額が下がり、結果として非課税世帯になるというケースが出てくる可能性があるということでございます。もし非課税世帯になると、介護保険料は第一段階で、第二段階の軽減、医療費の負担割合、国の支援制度、また市の独自制度などを受けられる支援が大きく変わってくる可能性があるわけです。つまり、制度は単なる税の控除にとどまらず、生活そのものに直結する支援制度の入り口になるわけでございます。だからこそ、この制度を知らずに申請できない高齢者がいるという現状は、市としても見過ごすことができない重要な課題ではないでしょうか。私はこの制度をもっと周知されるべきであり、もっと利用しやすく、改善されるべき制度だと強く感じております。

それでは、この制度の周知についてお尋ねいたします。障害者控除対象者の認定は、65歳以上の要介護・要支援認定者の中で、一定の基準を満たせば取得できる制度でございます。所得税や住民税の負担が大きく減額、軽減される大変重要な仕組みであります。しかしながら、制度を知っている方はごく一部であり、制度自体が市民全体に十分伝わっていないのではないかと感じています。そこで伺います。制度周知が進まない要因として、市としてどのように分析しておられるのか、現状と課題についてお示しください。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

障害者控除対象者認定書の周知につきましては、市ホームページにおいて、制度の概要や対象となる要件、申請時期等を常時掲載し周知しております。また、確定申告や住民税申告の時期に合わせて、毎年、広報うと1月号において掲載し、身体障がい者などの手帳を持っていない要支援・要介護認定者の方が、障害者控除を受けることができる場合があることをお知らせしております。

先ほどの質問で答弁しましたとおり、申請件数が年に20件程度と少ないため、更なる周知が必要と考えております。申請件数が少ない要因としましては、認定書の認定基準が要介護度で判断するものではないため、広報紙等を見られた方が、自分が該当するかどうか分からず、申請まで至らないといったことも考えられます。また、認定書は確定申告で使用するものですが、交付対象者が65歳以上の年金受給者がほとんどであるため、確定申告自体になじみのない方が多くおられることも要因の一つと考えられます。そのほかにも、要件に該当する方は高齢で身体や認知面に障がい認められる方であるため、御本人による手続は困難で、御家族等の支援がなければできないことも一因ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。制度周知が進まない要因を示していただきました。市としては、ホームページや広報紙など周知に努めておられると、申請件数は年に約20件前後にとどまっているという説明がありました。しかし、実際の現状では、この制度の認知度は想像以上に低いというのが私の率直な実感でございます。私が介護の現場で多くの利用者さんや家族、さらにケアマネジャー、介護職員、看護師、医師の方々とお話する中で、この障害者控除対象者認定書という制度自体、初めて聞いたという声を何度も耳にしております。本来、この制度によって、先ほど話ありました所得税27万円、住民税26万円、特別控除であれば、さらに大きい30万円の控除を受けることができます。年金で生活している高齢者にとって、この控除額は決して少なくありません。むしろ、家計に直結する大きな支えです。それにもかかわらず、制度を知らないという理由だけで控除を受けられない高齢者が多数存在していること、これをやはり問題であると考えています。さらに深刻なのは、制度を知っても確定申告ができないという現実でございます。障害者控除を受けるために確定申告が必要ですが、実際に独居高齢者、寝たきりや要介護の方、認知機能に低下がある方、こうした方々が申告書を書くだけでも大きな負担です。申請できる人は本人、扶養している家族、税理士だけであります。家族が遠方に住んでいたり、そもそも家族がいない高齢者では、控除を受けたくても申請のしようがありません。つまり、対象なのに控除を受けられない高齢者が一定数存在する。これは制度そのものの限界であり、市の周知努力だ

けでは解決できない部分もあるわけです。だからこそ、私は制度周知と申請支援体制の強化に加えて、国に対して制度の改善を働き掛ける必要があるのではないかと考えています。例えば要介護1でも、実は自動的に判定する自治体も存在しているわけです。こうなると、結構申請は難しくありませんよね。申告の手続が困難な高齢者に配慮した別制度を検討する必要があること、市町村単位だけでの努力だけでは限界があるのがこの制度でございます。国の制度の改善を求める声も是非宇土市としても、また我々議会でも届けたいと思います。

それでは続いて、制度の現状を周知をしていくための連携について伺います。ケアマネジャーや医療機関、包括支援センターなど、日頃から要介護認定者と関わる専門職の皆さんに制度を知っていただくことは非常に重要だと考えております。そこで伺います。医療機関、介護事業所、包括支援センターなどの連携、そして現場への制度周知について、市はどのように取り組んでいくのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

議員御提案のとおり、病院の医師や看護師、また、介護施設の職員やケアマネジャーなど、日頃から要介護認定者と関わる機会が多い関係者から、要介護認定者に対して個別に制度周知や申請支援を行ってもらうことは効果が高いと考えられます。

しかし、関係機関にとっては、本来業務の範囲外である税控除に関する内容であるため、関係機関の負担増加につながることを考えますと、市からの依頼は難しいものと考えております。

しかしながら、障害者控除対象者の認定により控除が行われますと、税負担の軽減がされるなど、高齢者御本人はもちろんのこと、御家族にとりましても有益となりますので、市におきまして、介護保険のパンフレットへの掲載や介護保険の認定通知書に記載するなど工夫を凝らし、制度の周知に努めるとともに、ケアマネジャーや包括支援センター職員に対して知識として制度を知ってもらうよう、周知を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。健康福祉部長の答弁にありましたように、医療・介護機関の方が制度周知に協力されれば効果が高い一方、税制度は本来の業務の範囲外であり、負担になるという御指摘もよく分かります。しかし、現場の皆さんが制度を知っているだけでも、障害者控除が受けられるかもしれないと、高齢者やその御家族へ一言かけることができるんですね。その一言で救われる高齢者の生活になる、私はそのように考えております。市が直接依頼することは難しくても、介護保険のパンフレットの掲載に認定通知への明記、ケアマネ包括への研修の周知、こうした取組は非常に効果的だと考えており

ます。是非力を入れて進めていただきたいと思います。障害者控除対象者認定書は、制度を知っていたとしても、申請そのものができない高齢者が多いと現場で感じております。そこで伺います。独居や寝たきり、あるいは家族の支援が受けられない高齢者の方々に対して、市はどのような申請支援やサポート体制を考えておられるのか、また今後どのような改善が必要と考えておられるのか、以上、お尋ねいたします。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

障害者控除対象者認定書の申請手続に限らず、高齢者支援課における手続に関しましては、対象者が御高齢のため、本人が市役所に来庁して手続を行うことができない場合が多くあります。そのため、大半の手続においては、心身の障がい等を理由に、本人に代わり6親等内の親族による申請や、委任を受けた代理人による申請ができることといたしています。特に障害者控除対象者認定書の場合は、障がい者に準ずる方が対象のため、本人来庁による手続は難しく、家族等からの申請がほとんどとなっています。

その中でも、手続の代行可能な家族等がおられない場合につきましては、税理士に手続を依頼したり、認知症などの理由で判断能力が不十分な方につきましては、成年後見制度を活用するなどの方法もありますので、御利用いただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。ただいまの答弁で家族による申請、代理人による申請、さらに税理士や成年後見人制度の活用があると説明がありました。しかし、現場では実際にそれらを利用することができる高齢者が非常に少ないというのが現実であります。独居・寝たきりや家族が遠方で身寄りがない、こうした方々に代理を頼んでください、後見人制度を活用してくださいと言っても、実際に手続までたどり着かないケースが圧倒的に多いわけです。結果として、本来、控除を受けられるはずの方が受けられないというような状況が生まれています。私は、ここに市として大きな課題があると考えております。例えば、包括支援センターの連携した申請サポート、担当課における簡易的な出張相談、ケアマネジャーへの制度の説明強化、申請の手順をもっと分かりやすく整理した資料の配布、社会福祉協議会などの協力体制づくり、こうした工夫次第で救える高齢者は大きく増えるかと感じております。高齢者の生活に直結する制度であるからこそ、申請できない人をどう支えるかという視点をより強めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。障害者控除対象者認定制度が必要としている方に届いていない現状があります。確定申告期に向けてどのような広報強化を行われるのか、また取りこぼしを防ぐための具体的な取組についてお考えを伺います。最後に、元松市長お願いし

ます。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

まず初めに税金に関してですけれども、税金は、市民一人一人の自己申告により確定するものでございますので、その申告に当たりましては、控除に関わる情報などを把握した上で、御自身の判断により申告していただくことが基本でございます。今回御質問の障害者控除対象者の認定につきましては、障害者手帳の交付を受けていなくても、要介護認定調査の判定により障害者控除が認められるものでございます。しかし、本人又は税扶養者の所得等の状況に応じて、障害者控除のための確定申告を必要とするかどうかは異なるため、御自身で把握し、判断していただく必要があります。そのため対象者への個別の周知は困難であるため、市のホームページや広報紙への掲載により、周知を行っているところでございます。

しかし、障害者控除対象者認定による控除により、所得税や住民税が課税されている方が控除を受けられた場合は、税負担が軽減されるため、御本人はもとより、介護負担の重い御家族にとっても有益なものとなります。また、障害者控除を受けることで、課税から非課税になる場合、介護保険料や介護サービス費の自己負担、介護保険施設入所時の居住費や食費に係る費用など、介護保険制度での負担が抑えられる可能性があるほか、医療保険制度の負担軽減につながるなど、その他の制度にも影響が及ぶ場合がありますので、まずは一人でも多くの方にこの制度があることを知っていただく、これが非常に重要であると思っております。

そのため、2月から3月の確定申告期間に向けまして、広報うと1月号に掲載し、制度のお知らせを行いますけれども、2月号には住民税申告の記事を掲載する予定でございまして、こちらにも要介護認定者が障害者控除に該当する場合があることをお知らせしたいと考えております。ただ、広報の記事はやはり限定的でございまして、なかなか目に付かない、自分が対象になるか分からない、先ほど答弁でもありましたが、そういうような状況でございますので、常時の取組が必要ではないかなと思っております。ケアマネジャーや包括支援センター職員への周知や介護保険のパンフレットへの掲載及び介護保険の認定通知書に記載するなど、周知方法をまず工夫することが必要です。この制度を広めてくれる人に負担が掛からないようにというのが非常に重要でございまして、チラシでも何でも作ったやつをお渡しして、詳しくは市役所にお聞きくださいといいと思いますので、そういったチラシ等を準備して、御本人や御家族など対象者にこの制度があることを知っていただく、その上で、分からないところは市役所に聞いていただくような促し方をする必要はあると思っております。一人でも多くの方が、これを受けずに損をされたということがないように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） 市長ありがとうございます。広報うと1月号、2月号の掲載で、またケアマネジャーや包括支援センターへの周知強化など、周知の取組について丁寧な答弁をいただき、これからの取組が大変心強く、是非進めていただきたいと思います。ただ、それでも現場ではまだまだ制度が届いていません。高齢者の方が広報紙を読んでも、自分が該当するかどうか判断できないという方が非常に多いわけです。それに加え、確定申告そのものがなじみがない方が大半でございます。したがって、掲載したが周知ができなくて、制度を知らない人にどう届けるかという視点が不可欠だと考えております。特にケアマネジャーさんや医療・介護専門の周知は、市長が言われたとおり、非常に有効でございます。高齢者と日常的に接する立場にある専門職が制度を理解していることが、最も現実的で、最も効果的な周知方法だと思います。また、広報うとの記事、対象チェック項目、制度に対象になりやすい例示とか、申請が難しい方の相談先の明示など、少し工夫をしていただければ、さらに分かりやすい広報になると考えております。よろしく願いいたします。

今回、障害者控除対象者認定制度の問題につきまして、私はどうしても皆様にお伝えしなければならぬことがあります。私の地元において、この制度を知らずして長年控除を受けていない方がいらっしゃいます。こうした事例は決して特別ではなく、宇土市全体でも同じことが起きている可能性があるわけでございます。この問題を調査する中で私が一番強く感じたのは、本来救われるはずの高齢者が、制度を知らないというだけで救われていないという厳しい現実でございます。これは、行政だけの努力は解決できません。そして市だけの問題でもありません。国の制度設計そのものをもっと分かりやすく、公平で申請しやすい形に改善しなければ、同じ悲しみを繰り返してしまいます。実際に介護1から認定書を交付している自治体もあるわけです。市町村の裁量に任せるだけではなく、国としてしっかりと統一した分かりやすい基準を示すべきであると私は強く感じました。さらに、周知の問題も極めて深刻でございます。制度がどれほど立派でも市民に届かなければ、無いと同じでございます。ですから今日、地元の皆様が数多く来ていらっしゃるみたいです。熊日の方、西日本新聞さん、また宇城新聞、またくまもと経済、大手の各社の報道機関の皆様にも、是非この問題を大きく取り上げていただきたい。今回生中継で配信されていますが、たとえ私のこの質問が直接届かなかったとしても、高齢者支援という声が届きにくい分野だからこそ、社会全体で共有しなければならない課題でございます。語弊があるかもしれませんが、あえて申し上げます。もしもこれが子育て支援の制度があれば、もっと早く取り上げられ、全国的な議論になっていたのではないのでしょうか。しかし、高齢者の問題がどうしても周知されにくく、見過ごされがちです。私は、その現状に強い危機感を持っております。だからこそ、行

政だけではなく、国そして社会全体が権利として制度を検証して、きちんと届けるという姿勢に変わっていかねばなりません。私は今回の質問を通して、制度の改善と周知の強化、そして高齢者の尊厳を守る取組が前に進むことを心から期待しております。

以上をもちまして、私の質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

2時40分から会議を開きます。

-----○-----

午後2時29分休憩

午後2時37分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

14番、中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 皆さんこんにちは、中口です。本定例会におきまして、質問の機会をいただきありがとうございます。質問の一つは国旗・国歌について、二つ目は宇土市の施政方針について質問をいたします。先ほどちょっとありましたけれども、私と市長が同じこの胸のブルーのポケットチーフをしているとありましたけれども、全く偶然でありますので、あの根本は一緒です。根本は、市長が第1回目の選挙のときの応援団、支援者です。その際、これを持ってみんな頑張れ頑張れということのチーフですので、先ほど言いましたように、全くの偶然でありますのでよろしく願いいたします。

それでは、質問席から質問いたします。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） それでは第1点目の質問、国旗と国歌についてです。月日のたつのは早いもので、12月2日。年が明けますと、各小中学校では3月には卒業式、4月には入学式が行われます。本日はこの卒業式、入学式に関しての国旗と国歌について質問をいたします。この国旗と国歌につきましては、平成11年8月9日国旗及び国歌に関する法律として成立しております。第1条では、「国旗は、日章旗とする。」第2条では、「国歌は、君が代とする。」と規定してあります。この法律を受けまして、当日、内閣総理大臣談話が発表されております。その一部を御紹介をいたします。「今回の法制化は、国旗と国歌に関し、国民の皆様方に新たに義務を課すものではありませんが、本法律の成立を契機として、国民の皆様方が日章旗の歴史や君が代の由来、歌詞などについて、より理解を深めていただくことを願っております」と。次が学校教育についてです。「また、法制化に伴い、学校教育においても、国旗と国歌に対する正しい理解が促進されるものと考えております。我が国のみ

ならず、他国の国旗と国歌についても尊重する教育が適切に行われることを通じて、時代を担う子どもたちが、国際社会で必要とされるマナーを身につけ、尊敬される日本人として成長することを期待しております」というような、この教育に関しての文面もあります。この学校教育についての談話を受けまして質問をいたします。質問は本市の小中学校において、国旗と国歌についての教育の現状について、一点は教育長にお尋ねをいたします。次に、国旗につきましては、資料によりますと、国旗はおよそ日の出から日没まで掲げますと、雨の日は掲げないとあります。しかし本市の学校の一部では、国旗が一日中掲げてあるところがありました。雨の日も掲げてあるところがありました。私、この質問をする前、最近11月末ですけども、学校を何校か見て回りました。11月の土曜日22、23、24日の三連休でした。土、日、月と、そして火曜日の25日、これは平日です。しかし、この学校は、22、23、24、25、4日間ともそのまま日章旗が掲げてありました。たしか25日は、風が強くて、雨も降りました。私はそれを見て、これは多分22日が土曜でしたので、21日の夕方からそのままじゃないかなと、21、22、23、24、25、日章旗がそのまま5日間掲げてあったんじゃないかなと。そして、その途中には雨も降りました。それを見て、学校の教育の現場でこれでいいのかと、私としては、雨の中に日章旗が雨に打たれて垂れ下がっております。悲しい気持ちになりました。次に、国歌でありますけども、国歌は卒業式の式次第の中では、国歌斉唱というふうに掲示しております。国歌斉唱は、君が代を声を出して歌うものであり、大きな声じゃありませんけども、普通「君が」という感じで自分の声で、あの校歌を歌うみたいな大きな声で歌う必要はありませんけども、ある学校の卒業式、入学式で、児童生徒の声が余り聞こえません。口も開けよらん。こういった君が代は、どういった指導があっているのかというふうに感じたこともありました。そこで、これらのことについては、必要なことは教育委員会から各学校へ指導を徹底すべきだと思いますが、併せて教育長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

まず、国旗の教育状況についてですが、小学校では、5年生の社会科において、日本の国旗も含め、様々な国の国旗に触れる機会を設け、その意義や由来について考えさせる授業を行っております。中学校では、地理と公民において、国旗の意義や成り立ち、各国の国旗を尊重することの大切さ等を学ぶ機会を設けているところです。

次に、国歌の教育状況についてですが、小学校では、小学校学習指導要領（音楽編）において、国歌はいずれの学年においても歌えるよう指導することとなっております。本市においても、1年生から6年生まで全ての学年で指導が行われています。中学校では、公民において、君が代を国歌として定め、国同士が互いの伝統や文化を尊重し合うために、各国の国

歌を大切にすることは、国際的な儀礼であるということを理解させているところです。

また、小中学校ともに、入学式や卒業式等の儀式的行事等において、国旗を掲揚し、国歌斉唱を実施しております。

議員御指摘の夜間や雨天時の国旗の掲揚についてですが、議員のおっしゃるとおり、国旗は日の出から日の入りまで掲げ、雨天時には掲げないのが基本です。また、国歌斉唱時の声の大きさについては、国歌の意義等を心で感じつつ斉唱するよう校長会を通じて指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） この点、教育委員会のほうから、やることは、なすべきことはなすといったことで、指導の徹底をお願いをいたします。

次に、宇土市の施政方針についてお尋ねをいたします。元松市長は、令和7年2月28日の3月定例会におきまして、令和7年度の宇土市施政方針を示されました。抜粋しますけれども、市長はこの中で、令和7年度は4期目の市長任期を締めくくる節目の年度となります。4年間の総仕上げと言うべきこの1年を、引き続き議員の皆様と連携し、市民の声を大切にしながら、全力で市政運営に邁進してまいります等々と述べられ、そして、令和7年度の予算案について、各分野につきまして説明報告をされております。質問の一つが、この施政方針の重点項目の進捗状況、それに伴います課題及び成果があれば、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

3月の定例会におきまして、「復興から発展へ未来へ“輝くふるさと”宇土」の実現のため、令和7年度のテーマを「前進」に定めまして、施政方針を述べさせていただきました。

また、予算につきましても、将来も宇土市に住みたい、宇土市に帰ってきたいと思われる“選ばれるまち”の形成を目指しまして、総額229億8,000万円の予算を計上したところでございました。

それでは、今年度まだ3分の1が残っておりますが、現段階で施政方針の進捗状況につきまして、総合計画の基本構想の内容に沿って6点御説明をいたします。

最初に1点目、震災復興分野の「“輝く”未来～震災からの復興～」につきましてです。まず、防災拠点の整備としまして大規模災害の発生時、緊急的に避難できる防災広場として市役所駐車場を整備することにつきましては、来年1月から工事を始め、令和8年度にかけて整備を行う予定となっております。

続きまして、指定避難所である市内小中学校体育館のバリアフリートイレ整備につきまし

ては、計画している6か所の工事が今年度中には終了する見込みです。

2点目は、教育・文化分野の「“輝く”人～学びのふるさとづくり～」についてでございます。まず、旧田中会館につきましては、ワークショップを開催するなど市民の皆様の御意見を取り入れながら、多目的市民交流施設の整備を進めているところでございます。

次に学校教育につきましては、市内全小中学校の児童生徒のタブレット端末を既に更新をしまして、さらに、中学校英語検定チャレンジ事業の対象を中学生全体に拡大して実施しております。年度途中であります。現段階で昨年度と比較して英検の受験者が大幅に増えております。また、子どもサードプレイスにつきましては、今年度中に工事に着手し、来年度の完成を目指しております。

3点目は、保健・福祉・医療分野の「“輝く”絆～安心のふるさとづくり～」についてでございます。今年度は、こども家庭センターの取組を昨年度よりさらに強化をしまして、こどもまんなか応援サポーター宣言に基づく取組を推進しており、昨年、大変御好評をいただきましたこどもまんなかの日イベントにつきましても、民間の多くの団体の皆様に御協力をいただいて、昨年より規模を大幅に拡充し、先月22日に開催をいたしました。延べでございますが、約2,500名の方がこの市役所に来ていただいたことを本当にありがたく感じたところでございます。

また、高齢者福祉については、新たに地域おこし協力隊を任用し、eスポーツ等を通して高齢者等の交流を促進しました。

4点目は、産業・経済分野の「“輝く”産業～活力のふるさとづくり～」についてでございます。農林業の振興については、6次産業化等支援事業補助金を創設し意欲ある生産者の支援を行っております。

観光の振興につきましては、御輿来海岸を望む島山の干潟景勝地展望広場の整備に引き続き取り組んでおります。

5点目は、生活環境・都市基盤分野の「“輝く”まち～安全のふるさとづくり～」についてです。

今年度は、庁内全体で地域おこし協力隊を8名増員し、現在10名体制で様々な地域課題の解決に向けて取り組んでおります。

最後に、住民協働・行財政運営についてでございます。今年度、新たにまちづくり推進課に広報プロモーション係を創設し、様々な媒体を活用し、本市の魅力発信の強化に取り組んでおります。中でも1日1件の報道機関への投げ込みにより、新聞・テレビ等で宇土市を取り上げていただくことが増えてきたと実感しているところです。

以上、年度途中ではございますが、施政方針で挙げました重点的な取組に関しては、ある程度順調に進んでいるものと考えております。ただ、強いて課題を挙げるとするならば、多

目的市民交流施設など大型の案件については、少し遅れている、道半ばであると言えるかと思っております。

以上です。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 今、市長のほうから施政方針に上げた重点的な取組、ある程度、順調に進んでいるということであります。

次に、今後の市政運営につきまして質問をいたします。元松市長は、この施政方針の中で令和6年度の総括的な意味合いから、これまで種をまいてきたこれらの施策が少しずつではあるが、確実に芽を出し始めていると表現されております。次に令和7年度、今年度ですけれども、芽が出た施策が花を咲かせ、実を結ぶものとなるよう、テーマを「前進」として、宇土市が新たなステージへとより一層歩みを加速していく年にしたいとされております。市長の市政運営から見て、私、2年後、令和8年度は、各施策が確実に花を咲かせ、そして実を結ぶためには、この重点対策をもっともっとやるべきだというふうに思います。言い換えますと、令和8年4月、来年の4月には、元松市政4期目の任期が切れます。元松市長は、次の宇土市政の運営、宇土市の発展のためにも、総仕上げの意味から5期目を目指して取り組んでもらいたいと思っております。これは、市民の皆様方の声でもありますし、私ども議員有志の声でもあります。元松市長の市政運営に対する思いをお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 今後の市政運営をどうするかということでの御質問でございますので、お答えをさせていただきます。

令和4年4月から市長の4期目の任期に入らせていただきました。当時、覚えておられる方もおられるかもしれませんが、4期目のキャッチフレーズを「未来につなぐ」という言葉を選びました。任期の当初、令和4年当初ですけれども、コロナ禍真っただ中でした。このコロナ禍からの脱却というのは、宇土市だけでなく、日本全国の自治体の喫緊のテーマでもございました。一方で宇土市においては、熊本地震で被災した庁舎の再建中でもございまして、様々な面で甚大なダメージを受けた熊本地震からの復興の大詰め段階に差し掛かった頃でございます。まずはこの2点をやり遂げるとというのが、当面の4期目の前半の最大のテーマとしておりました。令和5年に入りますと、コロナが落ち着いてまいりました。また、5月には新庁舎も完成し、供用を開始できました。この熊本地震と新型コロナの問題では、多くの皆さんが傷つかれ、そして宇土市にとっても非常に苦しい大変な時期ではありましたが、市民の皆さん、議会の皆さん、職員の皆さんなど、多くの方々の御協力により、7年の年月をかけて、何とか熊本地震からの復興を終えたところでございます。熊本地震以降の7年間、この庁舎ができるまででございますが、地震からの復旧、あるいはコロナ禍で

の対応などを重苦しい状態が続きました。未来を見据えるどころか、やりたいことも全くやれずに原状回復だけを求めるような行政運営になってしまいました。あれをやりたい、これをやりたいと思っても、組織として新たに取り組む余裕が全くございませんでした。そういう意味で、議会でも少し御指摘いただいて悲しかったんですけども、失われた7年間だと思います。本当にそういう時代でございました。しかし、新庁舎の完成を機に、この7年間、失われた7年間を取り戻すべく、守りの行政から攻めの行政に大きくシフトチェンジをいたしました。熊本地震以降、停滞していた市政を一気に動かそうという思いでございました。新たに取り組み始めた未来を見据えた事業として具体的に幾つか挙げますと、宇土市への転入や永住につなげるための九州のどまんなかプロジェクト、子育て世代にやさしいまちを目指すこどもどまんなかプロジェクト、地域産業のテコ入れを目指すための行政主導による土地開発と企業誘致、地域を支える農業・漁業に対する各種支援策、市民の皆様により日常的に使っていただくための多目的交流施設事業や走湯かわまちづくり事業、台南市との友好協定をベースとした国際交流事業などがございます。いずれもスタートしてまだ1年、2年しかたっておりません。種をまいたばかり、あるいは芽は出だしたけれども、その芽が伸び出したばかりの状況という段階ではございますが、どれも確実に成長をしております。2年後、3年後には花を咲かせるべく、職員一丸となって精一杯の力を注いでいるところでございます。そのような段階ですから、先ほど中口議員からの御指摘がありましたとおり、花が咲くまで責任を持って見届けることが市長の責務ではないかという声もあります。それもよく分かります。しかしながら、行政は動き続けています。花が咲くのをただ待つのではなく、種が成長している段階でも別の場所に別の種をまき続ける。仮に、成長が悪い芽があれば植え替えてみる。あるいは、耕し直して別の種をまいてみる。このような作業が終わりなく、ローリングをしているのが行政運営です。言い換えれば、終わりの目安はない。市長自身が目途をつけない限り、終わりはないものだと思っております。この終わりの時期をいつにするのかをずっと考えてまいりました。いろいろな方から「次もやるだろう」とか「頑張んなっせよ」という温かい言葉もいただいていたし、自分なりに相当悩みましたが、やっとその結論にたどり着きました。あの熊本地震からちょうど10年になります。そして、守り一辺倒の行政から動ける、攻める行政へシフトチェンジをして、それが新しい方向に動き出したのが今でございます。そこで出した結論です。4期目のスローガンに掲げましたとおり、未来につなぐとしました。次のリーダーにバトンをつなぐべく、私、元松茂樹は、来年4月の任期満了をもって宇土市長としての役割を終わらせていただきます。もちろん、バトンを投げ出すつもりは毛頭ございません。次のリーダーの目途が立ったからこそ、できた結論でございます。次のリーダーは、現在進めている事業を確実に推進できる人、なおかつ、行政として無駄や効果が薄いと判断したら、思い切って断捨離できる人、さらに威張らず、おごらず、

市民目線で走り回り、汗を流してくれる人。今の宇土市には、幸いにもそんな人が育っております。課題は山積です。しかし、次の第6代宇土市長となる次のリーダーに対して、この手でしっかりとバトンを渡し、住民の皆さんが九州のどまんなか、熊本のどまんなかは宇土なんだぞと自慢できるように、自慢して誇れるようなまちとなるよう、精一杯頑張ってもらいたいと思います。

最後になりますが、政治のど素人であった16年前、私は市役所の係長でございました。そんなど素人に16年間も宇土市政を任せていただきました。大役を任せていただきました。もちろん、私だけの力では全くありません。市民の皆さん、議員の皆さん、職員の皆さん、多くの皆様の支えによって、この16年間何とか歩き続けてきました。お世話になった全ての皆様に心から感謝を申し上げます。とはいえ、あと5か月残っております。ちょっと息切れせんようにですね、最後まで走り続けたいと思っておりますので、議員の皆様におかれましても、是非是非御理解をいただいて、最後の最後まで御協力をお願いを申し上げまして、決意とさせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 市長の熱い思いはよく伝わりました。尊重したいと思っております。思い起こせば16年前、当時、市長選挙がありました。現職の方と新人2人。新人の1人が当時の元松候補でありました。元松候補の支援者の方々、そして、元松カラーが今日の私が入れておりますポケットチーフです。16年前のものです。多分、関係された議員の皆様方も、まだ大事に持っておられると思います。私の議員としての活動、議員として立候補するうんぬんの原点となったのも、このブルーのポケットチーフでした。私事になりますけれども、今後も地域の活性化、宇土市の発展のために、先ほど市長が述べられました良きリーダーと共に歩みを続けてまいりたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 以上で、本日の質疑及び一般質問を終わります。

次の本会議は、明日3日水曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後3時08分散会

第 3 号

1 2 月 3 日 (水)

令和7年12月宇土市議会定例会会議録 第3号

12月3日（水）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 藤井慶峰議員

- 1 市政4期目を振り返って
- 2 飯塚川の改修について

2. 福田慧一議員

- 1 介護保険の施設等に対する財政支援について
- 2 木造住宅の耐震化促進について
- 3 小・中学校の図書室の充実について
- 4 宇土市内の土砂災害危険区域について

3. 土黒功司議員

- 1 子どもの安全を守る。宇土市の未来をつくる「通学路の安全対策」について
- 2 多目的市民交流施設整備に関する事業規模・優先順位・運営モデルについて
- 3 地域価値の向上へ。「稼ぐ力」と「暮らしの質」を高める地域自走モデルの実現について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（17人）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 土黒功司君 | 3番 中野洋一君 |
| 4番 浦本晴美さん | 5番 佐美三洋君 |
| 6番 小崎憲一君 | 7番 今中真之助君 |
| 8番 西田和徳君 | 9番 園田茂君 |
| 10番 宮原雄一君 | 11番 柴田正樹君 |
| 12番 檜崎政治君 | 13番 野口修一君 |
| 14番 中口俊宏君 | 15番 藤井慶峰君 |
| 16番 山村保夫君 | 17番 村田宣雄君 |
| 18番 福田慧一君 | |

4. 欠席議員（1人）

2番 杉本 寛 君

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	光 井 正 吾 君
教 育 長	前 田 一 孝 君	総 務 部 長	山 口 裕 一 君
企画財政部長	野 口 泰 正 君	市民環境部長	加 藤 敬 一 郎 君
健康福祉部長	江 河 一 郎 君	経 済 部 長	山 崎 恵 一 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	池 田 和 臣 君
秘書政策課長	渡 邊 聡 君	総 務 課 長	上 木 淳 司 君
危機管理課長	内 田 雅 之 君	企 画 課 長	松 下 修 也 君
まちづくり推進課長	木 村 る み さん	財 政 課 長	北 谷 太 示 君
高齢者支援課長	久 多 見 さ と み さん	子 育 て 支 援 課 長	湯 野 淳 也 君
土 木 課 長	下 田 竜 一 君	都 市 整 備 課 長	坂 田 治 君
学校教育課長	淵 上 真 行 君	図 書 館 長	深 田 徹 君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

次長兼議事係長兼庶務係長	薦 田 昌 臣 君	議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん
庶 務 係 参 事	中 山 裕 輝 君		

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（野口修一君） これから本日の会議を開きます。

本日、2番、杉本寛君から、体調不良のため欠席届が出ております。御報告いたします。

本議会の前に、昨日市長のすばらしい答弁がありました。たくさんの市民も聞かれておりました。市議会としても緊張感を持って、この議会に向かってほしいと思います。よろしくお願ひいたします。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（野口修一君） 日程第1、質疑及び一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

15番、藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） おはようございます。緊張感持って質問したいと思います。昨日、中口議員の一般質問で順序の関係で中口議員が先でしたので、市長に対するいろいろな質問はもう中口議員に、あんに任せると言っておりましたら、出馬するのか、せんのかという質問もありまして、市長がもう勇退するという答弁でございましたので、いささか私はショックを受けております。私は、今日の質問の中でもう1期頑張ろうと言おうと思っておりましたが、先に辞めると言われましたもので、いささか残念な思いではありますが、通告しておりましたので、通告を変更するところもごさいませけれど質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） まず最初にですね、元松市長にお伺いしたいと思います。もういよいよ4期目も終盤に差しかかりました。任期末が間近になってきたこの時期に、この4年間を振り返って、御本人の考えとしてどうだったのか、選挙時に掲げたマニフェストの達成はどうだったのか、また、市長という職務は行政の全責任を負う立場であります。そういった意味でも日常の業務も激務であるし、市長として責任を果たせたのかどうか、また、もしかしたらやり残したこともあられるのではないかと、そういうことをお伺いできればと思います。私自身は、ずっと市長を支えてきたつもりでありますし、時には厳しいことも申し上げたこともあります。それがお互いこの宇土市を思い、市民を思う立場だからこそだったという思いがあります。特に、熊本地震の発災後、市庁舎が崩壊し、あのとき幸いだったのは深夜だったから職員が一人もいなかった。誰もけがもしなかったし、犠牲者も出さなかった。あれは本当に不幸中の幸いだったと思います。その後、市庁舎の裏手にテントを張って、全国各地から来る救援物資を職員皆さんと、そして市長、副市長皆さんで頑張って仕分され、市民

のために、それこそ命がけで頑張られた姿を覚えております。あのとき、私も何度か対策本部に行きました。そのときにもう市長がすらっとしとった。すっかり痩せてしまわれてですね、疲れておられたあの姿を思い出しまして、少しは休めよということを行った思いもございます。そういったことも本当、今としてはいい思い出ではありませんけど、本当に大変な思いだったし、また市民のために一緒に頑張ったという思いがあります。そういったことの感想を持っておりますが、市長としてこの4年間だけでなくもいいです、1期目からのことをちょっと所感を述べていただければという思いです。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） まずですね、manifestoの達成具合についての御質問がありましたので、それについて答弁をさせていただきたいと思っております。

第4期manifesto、これは令和4年度からのmanifestoでございますが、第4期manifestoは、「安心・安全のまち」に関する分野で21項目、「暮らしを守る」に関する分野で18項目、「仕事を支える」に関する分野で10項目、「賑わい創造」に関する分野で16項目、「子育て・教育の充実」に関する分野で13項目、合計5分野78項目を掲げておりました。なお、このmanifestoが絵に描いた餅にならないように、項目ごとに達成基準を設定しまして、第6次宇土市総合計画に掲げる目標、「復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土」の実現に向けて、これまで全力で取り組んできたところでございます。

まず、現地点というよりも令和6年度までというところでございますが、達成状況を5段階に分けて報告をいたします。達成できたというものが37項目、全体の47.4%、以下、進捗は順調であり、目標年度までに達成見込みが36項目、46.2%、進捗は遅延しており、目標年度までの達成は難しいが4項目、5.1%、実施方法を検討中である等の理由で着手していないはゼロ、計画を中止あるいは休止した項目が1項目、1.3%となっております。

次に、第4期manifestoで取り組みましたこの4年間の総括・検証しますと、現時点で約5割の項目が達成となっておりますが、最終的には今年度を終えた時点で9割を超える項目の達成を見込んでおります。完全達成には至っておりませんが、一定の成果は上げられたものだと考えております。

特に成果が上がった分野としましては、地域に根差した産業へのテコ入れを目的とした「仕事を支える」に関する分野と、子どもの健やかな成長と教育環境の充実を目指す「子育て・教育の充実」に関する分野であると考えております。

まず、「仕事を支える」分野では、住吉地区に海苔生産者の本当に念願でございました海苔共同乾燥施設を令和4年と令和6年度に、各1棟ずつ新設をしております。漁業者の後継者不足が喫緊の課題となっている中、就労環境の改善と漁業者の負担軽減に寄与することが

できたと思っております。これを裏づけるものとして、住吉漁協は海苔漁業者の廃業が非常に少なくなったと。廃業をされようとされた方が、まだ残って海苔生産を続けていただいているという面もございます。そういった部分は大きな成果だったと思います。また、漁業は網田漁協も大きい漁協でございますけれども、同様の施設整備を検討に入っております、引き続き住吉、網田この二つの漁業者の暮らしが楽になるように、漁業振興に対する支援を推進していきたいと思っております。

次に、「子育て・教育の充実」に関する分野としましては、以下の取組を実施しております。

まず、子ども医療費助成の拡充については、令和5年1月診療分から助成対象年齢を中学3年生までに拡充し、さらに、1年後の令和6年1月診療分からは助成対象年齢を18歳到達後の年度末までに拡充しております。

また、学童クラブになりますけれども、令和4年度から5年度にかけて、宇土小学校第二学童クラブ、網津学童クラブ、花園小学校学童クラブを新設し、定員数の見直しを図り、56人の定員増加を行うことで、何とか、今保護者の皆さんの就労環境を支援するため、少し落ち着いたというか、定員不足から抜け出したような状態になっているところでございます。ただ、これはまだ完全ではございません、もっと手を打つ必要があります。

また、特別支援教育の強化として、令和6年4月から特別支援教育アドバイザーを雇用しまして、支援が必要な就学前児童の把握を推進しております。

このほか、ICT教育の充実におきましては、市内の小中学校に電子黒板を合計160台整備し、タブレット端末のオンライン活用を促進しました。加えて、生活困窮育児世帯へのネット通信料助成やWi-Fiモバイルルーターの無償貸出しを実施し、教育環境の充実に取り組んだところでございます。

更には、これは議会の皆さんからの御要望も一様に強かったんですけれども、ジュニアスポーツに関する支援として、全国大会等に出場する際の市の助成を拡充し、様々なスポーツで活躍する子どもたちを支援してまいったところでございます。

併せまして、文化にも目を向けようということで、文化面のほうでも楽器の購入ですとか、こういったところにも取り組んでまいりました。

今申し上げました二つの分野以外では、長部田海床路やジンベエ像などがあり、観光名所として多くの観光客が訪れる住吉海岸公園に、住吉漁業協同組合の御協力を得まして、カネリョウ海藻株式会社の民間直売所「MOBA」を誘致することができました。もう少し連携をしてほしいという部分はありますが、とりあえず連携できる素地は揃ったと思っております。地域の活性化とにぎわいの創出に貢献する取組をもっと高めていければと思っております。

一方で、各分野において課題を残している項目が少なからずあることも自覚しております。第4期マニフェストにおける残された期間はもう5か月弱しかありませんが、一つでも多くの項目が達成されるよう、宿題を残さないよう、引き続き取り組んでいく所存でございます。これが最初でございます。

あと、市長は行政の全責任を負う立場にあつて、その責任を果たせたかということでございます。やはり市民の皆さん、議員の皆さんもそうですけれども、希望、要望というのは非常にたくさんありまして、多岐にわたっております。もちろんそれを全てかなえることは不可能でございます。ただ、市が今できること、今取り組めることというのを常に意識をして、16年間取り組んできたところでございます。御期待に応えることができた部分というのは、ほんの一部分だと思います。どちらかというところと応えられない部分もあったと思います。しかしながら、私の気持ちとしては、難しい問題であっても、何とか解決しようという思いで精一杯取り組んでまいりました。市のトップとして逃げない姿勢を貫いてきたつもりでございます。この評価については、市民の方がされることで、私からはそのあたりの評価については差し控えたいと思います。

やり残したことはあるかということでございます。たくさんあります。特にですね、昨日も中口議員の御質問の中で、たくさん項目を挙げました。新たな取組のことを挙げさせていただきました。九州のどまんなかプロジェクトとかこどもどまんなかプロジェクト、土地開発、企業誘致、農業・漁業支援、多目的交流施設や走潟かわまちづくり事業、国際交流を含めてですが、こういったものがまだ種をまいて芽が出だしたぐらいの程度でありまして、これに関してはまだまだ残っているという思いはあります。ただ、昨日と全く同じ話になるんですけども、行政というのは、種をまいて花が咲くまでじっと待つわけではなくて、種をまいても次々と種を植え替える必要があると、種を植えていく、ですから花の咲く時期は一遍に例えば令和8年度で花が咲き終わるとかいうわけじゃなくて、令和8年度もあれば9年度もある、10年度、今植えて令和20年度につながるような項目もありますので、全ての項目をやり残したから、それまで全部見届けなければならないということは私はないと思っております。そこはしっかりと重要な項目について、次の代に受け継いでいただくというのが重要なことだと思います。ただですね、小さい項目じゃなくて大きな課題として考えますと、やはり経済のテコ入れをしたいと思って、土地開発とか企業誘致等も進めてきているんですが、これがなかなか進展してないと。ただ、実際にはですね、結構いいところまでいっている項目が幾つもありますので、これは、しっかりと次の代で花を咲かせていただきたいと思っています。ここがやはりもう言い訳になりますが、熊本地震の後、コロナがあつて、もう本当に市役所に全く余力がない時期が7年ぐらい続いております。これが一番惜しかったなど。そこでもう少し、例えば人をどんと増やすなりして取り組めば、もう少しよか

ったのかなと思うんですが、そこで停滞した分がこの行政の遅れにつながっているのかなと、これはもう私の反省でもございます。しかしながら今後ですね、来年とか再来年ぐらいには、明るいニュースがお届けできるものと思っております。

それと、あと2点あるんですが、西部地区の人口減少が非常に厳しい。私たちが思っている以上に人口減少が進んでおります。若い人の流出が進んでいるということ、これを何とか止めたい、止まりはしないと思いますが、緩やかなものにしたという思いで、今回も相当な策を打っております。一部、緑川辺りは、少し空気が変わったかなという部分を感じるんですが、さすがにやはり網津、網田に関しては、余りそういった部分を感じません。そういったところがもう少し早くできたら、もうちょっと違ったかなと思います。ただ、これに関しては、東部は人口も増えていきますし、経済的にも豊かな地域でございますが、西部のほうは非常に衰退が進んでいる。この格差を是正するために、これは時間をかけてですね、何かやれば全て解決するということは一つもないと思います。ですから、小さいことでもいいから一つずつ組み合わせて取り組んでいく姿勢が大事だと思いますが、手は打ってきたけども、効果はさほど出ていないというのが私の実感でございます。

あと一つはですね、財政健全化の問題です。今日は、土黒議員も厳しい質問をされるとお聞きしておりますので、楽しみにはしておりませんが、実際ですね、今回も今もそうですが、熊本地震で止まっていた分を一気に動かし出そうということで、令和5年の後半以降、かなり動かし出しました。そんな中でも大きな事業、例えば多目的交流施設ですとか、走潟のかわまちづくり、それとほかにもですね、こどもどまんなかの中で、公園の遊具等をしっかりと整備しようとか、そういった部分もあって、お金のかかる事業を相当入れています。これももちろんイニシャルコストもそうですけれども、ランニングコストでもお金がかかります。こういった部分について基金等のゆとりがあれば、もう少し楽になったのかなという思いしておりますし、非常にですね、そこは申し訳ないと思います。ただ、お金をかけないかけないでずっと行ってしまうたら、市の活力は失われていきますので、お金をかける時期もあれば、辛抱する時期も来る。ただ、今は、私は昨日から申し上げておりますが、熊本地震で7年間停滞した、これは絶対に取り戻さなければ、宇土市は未来に発展がないという思いしておりますので、私はこれは必要なものだと思っております。ただ、お金を使えばいいというものじゃなくて、今後もお金はかかってきますので、そこについては、しっかりと管理をしていきながらやっていかなければならないなと思っております。

それと、熊本地震で庁舎をはじめ、いろんな建物、公共施設等の工事を行いました。その償還が今もう始まっておりまして、これが結構、財政を圧迫しています。それともう一つ、意外にというか相当大きいのが人件費の問題なんです。職員の人件費も、もう若手職員を含めて相当実はここ数年で上がってます。会計年度任用職員さんの待遇も福田議員に言わせる

と足らんと言われますけれども、相当これは上がってきました。もちろんこれで万全だと思いません。上がってきたということは、財政出動も多くなっているということ、これがですね、非常に大きな問題です。こういった部分はですね、一遍に解決する問題じゃありませんし、あと4年したから解決するという問題じゃないんですけれども、そういう問題があるということをも私も認識しておりますし、しっかりと次の世代に引き継いで、一つ一つ解決していただきたいと思っています。事業については、もう引き返せない事業ももちろんありますが、引き返しができる事業についてはどんどんやめてもらって、形を変えてもらって私はいと思っています。私がやり始めた事業を自分でやめるのは非常に難しいです。ただ、リーダーが変わればリーダーの意思で、気持ちで、方針で、例えば財政が厳しいからこの事業は凍結しようとか、そういうのはあつて私はしかるべきだと思っています。そういう意味でも、リーダーの交代というのは必要な時期であるのかなという思いも持っております。いずれにせよ、リーダーが替わって市役所の体制も変わるとは思いますが、これを宇土市の未来につなげるためには議員の皆様のお協力が欠かせません。是非ですね、今言ったことを問題として市役所のほうでも認めておりますので、やはり議員の皆さんと色々な議論をさせていただいて、それで地域の声もしっかりと聞かせていただいて、できるものはできる、できないものはできないという明確な答えを出しながら、次の時代に向かって宇土市が歩み続けることを心から願っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） 元松市長には、丁寧に分かりやすく御説明いただきありがとうございました。本当に私はですね、田口市長に4年間、そして元松市長と4期、こうやって務めさせていただきましたけど、本当に元松市長と共にこの行政の場に私も立たせてもらったということが大変うれしく思うし、また誇りにも思います。元松市長は、私が一番いいなと思ったのは、まず聞く耳を持っていると。市民の意見を聞く、議員の意見を聞く、職員の意見を聞く、それがすばらしいなあと思った。とかく、聞かない人もおりますしね、元松市長はその点で非常によかったです。だからこそ議員として支えがいもあったし、意見しがいもあったということを思っております。私は、この市長のまだ16年まで行ってませんが、熊本地震があり、コロナ禍があり、本当大変な一番厳しい時期でした。それをやはり乗り越えられて復旧・復興できたのは、元松市長であったからだと思います。元松市長はね、どこのまちに行っても人気があるんですよ。私のところの檀家さんがですね、宇城市に何十軒かあります。そうすると、こんな言葉を言われるんですよ。「元松さんは、宇城市長になってもらえんとだろかい。」と、「もともと三角でしょう。」とおっしゃるんですよ。「いやあ、まだまだね、宇土で頑張ってもらわなきゃいかんとだから、でけんとですばい。」と、私は

答えるんですけどね。それほど人気があるということなんです。だからこそ、私は今日のこの場で、昨日の中口議員の質問がなかったら、もう1期どうですかと言いたかったところなんですけどね。もう決断されましたので、後はまた、恐らくすばらしい市長が誕生するんだろうと私は思っております。それで私も元気である限りは、宇土市民のため、宇土市政のためにこれからも頑張っていきたいと思っております。本当、元松市長お疲れ様でした。しかし、あと5か月ありますから、よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。飯塚川の水害防止対策についてです。これは、轟地区では毎年一括陳情で対策をお願いしているわけですが、今年も一括陳情の回答をいただきまして、余り変わらんとらんという思いです。この飯塚川の改修というのは、本当に難しいです。川幅を広げて深くして対策を取れば、今度は逆に下のほうが水害が起こってしまう。本当、上流が良くなったら下流が悪くなるという、そういうふうな状況でなかなかこう進まないわけなんです。そこで私はどうしたらいいんだろうと思って、先般、あの飯塚川をずっと見て回って、周辺全部見てきました。やはりあそこのちょうど谷になるんですが、北側と南側の山の上がもうミカン山になっていますもんね。ミカン山になって、要ははげ山状態なもんだから、雨が降ったらどっと流れてくると。地元の方々もミカン山ができてからひどくなったというお話をなさいました。かといって、あれを今さらやめろとも言えないわけで。そこでどうしたらいいんだろうかと思ったときに、一つの考えが浮かんだのが、遊水池を二つ造る。この前、飯塚の方々とお話したんですが、雨になったらまず公民館に車を持っていくと。で、急いで持っていかないと駄目です。どうかしたらあそこも浸かることがあるからと、大体あそこに持って行って、もう浸からんことを祈るだけですと。それともう一つは、もう逃げるしかなかとですと。あるおばあさまは、もう祈るようにして言われました。もう藤井さん、何とかしてくれと、この前の8月の雨のときも怖かったと、そういうような話でございました。ですから、その公民館周辺の水害を防ぐためには、その上にあのちょうど今、地図を出してもらいました。これは土木課から出してもらったんですけど、左側のBと書いてあるところ、あの辺りに一つの遊水池を造る。そして下のほうを守るためには、もう一つ、Aと書いてある、あそこはちょうど椿原の地区の和田地区の南側のあそこに耕作放棄地で少し低くなって、今草ぼうぼうのところがございますが、その下にもう一つ造る。二つ造ることによって、椿原地区もその下も、それから新開のほうにも、その被害を少しでも軽減できるんじゃないかなという思いがありました。この前の雨のときも、公民館ももう床上に来るぎりぎりだったということをお伺いしました。しゅんせつして川の流れをよくする、それだけじゃやはり足りない。それであれば、こういった形で遊水池を造るのも必要じゃないかなという思いを持っております。幸いにも今、国土交通大臣がこの熊本4区選出の金子代議士でございます。こういう機会に、金子大臣のお力をお借りして、何とかこう予算を付けてもらえな

いか。そして安全な川にできないかなと、そういう思いを持っております。

そこで、建設部長にその点についてお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（野口修一君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

飯塚川につきましては、大雨のたびに氾濫し、地元地域からも河川改修への強い要望をこれまで何度もいただいております。平成28年6月の豪雨では、住宅地で大きな浸水被害が発生しており、市としましても河川改修の必要性を十分認識しているところです。

議員のお話にもありましたように、市では、飯塚川の流下能力向上を目的に河川改修を検討してまいりました。しかしながら、飯塚川流域は広範囲にわたり、現在の河川断面では著しく不足しており、河川を広げるための用地確保、橋梁の架け替え、国道57号・JR三角線横断部分の改修、更には浜戸川へ雨水を排水するための排水施設の設置など、大規模な改修計画が必要となり、これらを実現することは難しい状況です。

御質問があった調整池の整備につきましても、市として河川改修案の一つとして検討を進めてまいりました。具体的には、飯塚川の中・下流域での河川改修が難しい状況を受けて、上流部に調整池を整備する案を検討しました。この案では、調整池の面積を1.85ヘクタールとし、5年に1度程度発生する雨に対して、1時間弱、河川流量を約2割抑える効果が期待されるものでした。

検討結果として、この案で整備しても河川の流下能力が不足し河川自体の改修も必要であること、近年の異常気象による長時間の集中豪雨に十分対応できるか不透明であること、更には、維持管理面で土砂の撤去や除草等の費用が継続的に必要であることなどの課題が明らかになり、調整池の整備は行わないとの判断に至りました。

現在のところ、河川改修によるハード面の対策は難しい状況ですが、しゅんせつ、除草等の適切な維持管理と、河川カメラや災害情報を市民へ発信し、避難体制の充実などソフト面での対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） ありがとうございます。何か地元の方からお伺いしたんですが、前に何かダムを造る計画もあったらしいですね、随分前らしいです。それも結局なくなったということで、それで先ほど部長がおっしゃったように、その遊水池ですね、その計画もいろいろ考えてみたけど、結局、諦めたということです。やはり私も思うんですよね。一つじゃ駄目だろうと。1か所じゃ無理だと思う。だからこそ上流部と下流部に二つ造るということを考えてわけでございます。そこでですね、先ほどちょっと申し上げましたけど、市長の

あと5か月間の最後の仕事として、金子大臣からいい回答を引き出す気はありませんか。この飯塚川の河川改修について、是非、金子大臣と折衝して、何とかこの、要するに飯塚地区じゃなくて、椿原地区も宮庄地区も、そしてずっと下流も救われるわけです。そうすると、大きな川を広くする必要もないし、橋梁も架け替える必要もないと私は思うんですよ。そういった点で、市長、決意を聞かせてください。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

治水対策の重要性というのは、本当に十分認識しているところでございます。飯塚川につきましては、大雨時に氾濫の危険があるというか、大体降ればあふれるというぐらいですね、小さな氾濫はいつも起こっているような川でございまして、特に上流部、地域住民の生命や財産を守る上で重要な課題であると考えております。

しかしながら、この川につきましてはいろんな問題が絡んでおりまして、議員がおっしゃったように、ハードルが幾つもあって、それをしたからといって全て解決じゃなくて、そのハードルを全て越えなければ安全性は保てないというような川になっておりまして、それをすぐやるというのが、本当に現実的ではないような状況になっております。そういったこともあって、とりあえず逃げられる形をつくろうということで、河川カメラをあの付近に3台設置しておりまして、住民の皆さん、まずそれで確認してくださいというところをやったところでございます。あの河川の部分改修についてもですね、これはもう、うちもそういう案を上げて地元にお示ししたんですが、もちろんそれは全て解決するわけじゃないんですが、なかなかその調整も上はやるな、下からやれとかですね、上の水を持ってこられても下はどうにもならんぞと、要は河川断面が全くもって不足している川でございまして、現状は、飯塚川にあふれた水が周辺の田んぼを遊水池としていると、あの広大な田んぼが全て遊水池になっているというような状況になってしまっております。非常にもう地域から要望が上がるたびに今年も何て答えようかと一番悩まされるのが、多分、宇土市が受ける陳情の中で一番言葉が出せないのがこの飯塚川でございまして、もちろん川につきましては、船場川しかり、潤川しかり、網津川しかり、網田川しかりでございまして、ある程度規模の大きな河川は全てそういうような状況になっている、これは宇土の地形的な制約もあろうかと思っておりますので、そういった川も含めて、河川の安全性を高めるという総合的な治水対策が必要であると考えております。

今回、先ほどお話がありましたように、金子衆議院議員が今大臣になっておられるということ、これはチャンスではないかと話がありました。私も本当にチャンスだと思います。大臣になられたから何でもできるというわけではございませんけれども、この宇土市の大きな課題であるということ、飯塚川も含めて、この河川等の問題、道路も何でもかんでも問題で

はあるんですが、ただ命に関わるという意味では、やはり緑川、浜戸川の高潮対策堤防と、私はこの河川の問題だと思っております。高潮対策堤防は何とか今目途が立っておりますので、この河川改修について、先生の力でも借りて前に進めればなと思っております。この件に関しては、私も1月にはまた上京する予定でございますので、先生ともじっくりお話をし、ちょっとお知恵をお借りして、何とか宇土市がお金を出さなくて済むような事業をですね、是非作っていただきたいとか、御紹介いただきたいという思いでおります。

あと5か月ありますが、まだまだ先生方と会う機会もありますし、要望する機会もありますので、その機会を通じてお力添えをお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） ありがとうございます。是非ですね、金子大臣と御相談していただいて、金子大臣は国土交通大臣になる前から、総務大臣のときもすごい力があるお方です。陳情に行ってよく分かります。全然対応が違うという、そういった意味でも期待をしたいと思います。元松市長も本当お疲れ様でございますけれども、是非この件も金子大臣につないでいただいて、必要があれば私らも行きますので、よろしく願います。

3月議会もありますけど、多分3月議会では市長に質問することもなかろうかなと思いますが、本当に今日はありがとうございます。それと、あと5か月間一緒に頑張りますのでよろしく願います。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。10時50分から会議を開きます。本日は、昼食休憩を取らずに3人続けてまいりますので、御了解のほどよろしく願います。

-----○-----

午前10時39分休憩

午前10時48分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） おはようございます。日本共産党の福田です。介護問題など4点について質問をいたします。執行部の誠意ある答弁を求め、質問席より質問をいたします。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 介護保険制度は第9期介護保険事業計画に入っておりますが、3年ごとに保険料と介護サービスの見直しが行われ、保険料の負担は増え、サービスの切下げが

行われてきました。宇土市の場合、保険料の基準月額6,060円から210円引き下げられ、5,850円になりましたが、保険料の算出に当たって所得階層が9段階から13段階に、4段階引き上げられたため、保険料の引下げの効果が出ず、介護保険基金と繰越金など全体が増えております。そこで、過去3年間の介護保険基金と繰越金はどうなってるのか、3年間の保険料の収入と併せ、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

お手元のタブレット又はモニターの資料を御覧ください。

過去3年間の介護給付費及び介護保険基金、介護保険特別会計における繰越金等の状況を掲載しています。単位は千円単位とし、100万円未満は四捨五入しております。

まず、介護給付費の状況につきましては、令和4年度が33億7,600万円、令和5年度が34億3,900万円、令和6年度が35億円となっており、高齢者の増加に伴います要介護認定者の増加により、毎年約6,000万円ずつ増加しております。

次に、基金積立金につきましては、介護保険特別会計における剰余金の範囲内で基金への積立を行っており、令和4年度が8,000万円、令和5年度が8,300万円、令和6年度が6,500万円を積み立てています。下段に各年度末の基金保有額を掲載しておりますが、令和6年度末は8億1,700万円となっております。この額は、その下段に掲載しております令和6年度の保険料収入額の7億2,200万円を上回る額となっております。

次に、翌年度への繰越金につきましては、令和4年度が1億9,700万円、令和5年度が1億7,000万円、令和6年度が1億1,100万円と減少しており、特に令和5年度から6年度にかけては約6,000万円減少しています。

最後の下段の欄には、基金積立金と翌年度へ繰越額の合計額を掲載しております。この額が、介護保険特別会計のその年の剰余金になりますが、令和5年度から6年度にかけて7,600万円減少しております。これは、令和6年度から8年度までの介護保険料基準額を、6,060円から5,850円に210円を引き下げたことが主な要因の一つと考えております。今後、令和8年度までは、保険料額の改定はないため、介護給付費の増加に伴い、剰余金の額は減少していくことを見込んでおり、歳入が不足する場合は基金を取り崩して対応することとしております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 部長の答弁では、剰余金は令和5年度から令和6年度にかけて7,600万円減少しているが、これは、令和6年度から令和8年度までの介護保険基準月額を6,060円から210円引き下げたことが主な原因とのことですが、保険料収入を見ます

と、引下げ前の令和4年度、令和5年度と令和6年度を見ますとほとんど変わっておりません。剰余金の減少は、保険給付費の増額によるものではないかと指摘しておきます。次に、部長の答弁どおり、介護保険基金などの剰余金は増えているのに、訪問介護事業所の報酬は切り下げられたために経営が厳しくなり、全国では介護事業所が1か所もない自治体が115自治体、1か所だけの自治体が269自治体と増え、介護サービスが受けられない事態も出ております。市内の訪問介護事業所の経営状況と物価高による特別養護老人ホームなど、入所者を多く受け入れている施設では、食料品などの高騰や市の上下水道の料金値上げなどで負担が増え、経営が苦しくなっているとの声が寄せられております。経営状況はどうなっているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

訪問介護事業所については、令和6年度の介護報酬改定により基本報酬は約2%引き下げられました。その影響について、市内の訪問介護事業所に対して、収支状況等に関するアンケート調査を今年度行いました。その結果、令和6年度の収支状況については、ほとんどの事業所が「令和5年度と比べて悪化した」と回答され、介護報酬改定の影響については、半数を超える事業所が「厳しい」と回答されています。収支悪化の理由としては、介護報酬改定のほかに、利用者の減少、人件費の増加、訪問介護員の不足、物価高騰など、複数の要因を挙げる事業所が多くありました。全般的に、有料老人ホーム等の施設に併設している訪問介護事業所については影響が少ないのに対し、高齢者宅を訪問する小規模事業所では影響が大きく、一部の事業所では収益がほとんど見込めない厳しい状況であると回答されています。

次に、特別養護老人ホームに関しては、施設は入居者の生活の場であるため、食費や光熱水費等の日常生活に係る費用の高騰が、経営に大きく影響していると聞いております。特に、地域密着型の施設では、定員が少人数に限られているため、入居者に対する職員数の割合が高くなり、利益率が上がらないため、より厳しい傾向となっております。また、物価高騰のほかに、人件費の上昇が経営を圧迫している状況や、職員不足のため利用者の受入れができず、その結果、利用者が減少していくケースもあると聞いております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 部長答弁のとおり、市内の訪問介護事業所などは経営が厳しい状況にあるのに、介護保険特別会計の財政は、モニターに今表示されておりますとおり、介護保険基金は8億1,700万円、繰越金は1億1,100万円と、年間保険料収入の7億2,200万円を上回っております。これは明らかに保険料の取り過ぎでありますし、この基金を活用し、訪問介護事業所や入所者を受け入れている介護施設などに対し、上下水道料金値上

げなども含め、財政支援すべきだと思いますが、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

市としましては、一部の訪問介護事業所の収支状況が厳しいことは認識しており、何らかの支援が必要であると考えています。全国の先行事例では、引き下げられた介護報酬の差額分やガソリン代を支援する自治体も存在するため、本市においても支援の可否を検討いたしました。

1点目に、アンケート調査や聞き取りの結果から、直ちに廃業を余儀なくされるほど深刻な状況の事業所は市内にはなく、サービスの供給体制に深刻な不足は生じていないこと。2点目に、収支状況が厳しい要因は、介護報酬の引下げだけではなく、利用者の減少、介護職員の不足、人件費の上昇、物価高騰など、複数の要因が複合的に影響をしていること。3点目に、訪問介護事業所だけでなく、特別養護老人ホームなど、ほかの介護施設や事業所も同様に、物価高騰や人件費上昇、利用者減少といった共通の要因により厳しい状況にあるため、特定の事業種別のみを支援することは平等性に欠くこと。4点目に、仮に介護報酬の差額分を支援した場合、小規模事業所ほど支援額は少なくなる傾向にあり、効果が限定的である可能性があること。主に、これら4点の理由により、訪問介護事業所への介護報酬差額分の支援は見送ることといたしました。

しかしながら、訪問介護事業所を含む全ての介護事業所において、物価高騰が経営に与える影響は大きく、支援が必要な状況であることは認識をしております。これまでの物価高騰に対する支援状況としましては、県では令和4年度から毎年度、高齢者施設等への支援金を継続して支給されており、市では、令和4年度に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、物価高騰に対する支援を行ってまいりましたが、国では、令和7年度補正予算案の経済対策において、介護分野への物価高騰に対する支援及び賃上げ・職場環境改善の支援が盛り込まれているようでございます。制度の詳細はまだ不明ですが、本市においても活用できるものであれば積極的に活用し、介護事業所の皆様への支援を行いたいと考えております。

介護保険基金の活用に関する御提案につきましては、先ほど答弁しましたとおり、令和6年度末で8億円以上の基金を保有しておりますが、この基金の原資は、65歳以上の被保険者から徴収した介護保険料であるため、その用途については慎重に検討すべきであると考えております。市としましては、介護保険料を徴収した被保険者へ還元する方向で検討したいと考えております。

具体的には、令和6年度から8年度までの第9期介護保険事業計画期間においては、介護保険料基準額を210円引き下げましたが、令和9年度からの第10期計画期間における介

護保険料基準額については、基金を活用して保険料収入に充てることで、更なる引下げを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 介護事業所や介護施設の経営が厳しいのは認識をしているが、これについては国の経済対策で支援をし、介護剰余金については、第10期の介護事業計画の中で保険料の引下げを行い、加入者に還元するというところでございますので、よろしく願いいたします。

次に、木造住宅の耐震化について質問をいたします。熊本地震で耐震基準を満たしていない住宅は、大きな被害を受けています。昭和56年5月以前に建てられた木造住宅については、新しい耐震基準を満たしていないとされております。市内の木造住宅の耐震化率はどうなっているのか、建設部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

本市の木造住宅の耐震化率につきましては、令和6年3月定例会での答弁内容と重複する部分がございますが、御了承いただければと存じます。

耐震化率の数値については、熊本地震前のデータを基に算定したものになりますが、平成29年3月に策定した宇土市建築物耐震改修促進計画の数値を用いてお答えいたします。

耐震化率の算出方法は、住宅総数に対し、昭和53年の宮城県沖地震を契機として、昭和56年6月に改正された新耐震基準以降に建築された住宅の割合を基に計算しております。具体的には、木造住宅の総数1万1,872戸のうち、昭和56年6月以降に建築された、いわゆる新耐震基準を満たす住宅が5,714戸であり、耐震化率は48.1%となります。これに対し、昭和56年5月以前に建築された新耐震基準を満たしていない住宅は6,158戸となります。

ただし、熊本地震で被災した住宅については、その後、解体や建て替え、改修が行われ、また、新たな住宅の建設等もあっていることから、耐震化率は、熊本地震以前よりも向上していると考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 耐震化率48.1%と進んでおりません。熊本地震以降に建てられた木造住宅は、以前の建物とは大きく変わって、耐震化と気密性が強化され、震度7程度の地震にも十分耐え得る構造となっております。しかし、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅は耐震基準を満たしておりません。耐震診断や耐震改修などはどの程度を進められて

いるのか。また、国・県などの公的支援などはどうなっているか、建設部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

本市では、宇土市内に所在する戸建て木造住宅の耐震化を促進し、地震に対する安全性の向上を目的として、耐震診断や耐震改修等に係る費用の一部を補助しております。

モニター又はタブレットを御覧ください。

補助の内容としましては、対象となる住宅は、平成12年5月31日以前に着工した戸建て木造住宅又は熊本地震による被災証明書の写しがある住宅で、耐震診断は、対象経費に対して3分の2、最大9万円。耐震改修設計は、対象経費に対して3分の2、最大20万円。耐震改修工事は、対象経費に対して2分の1、最大60万円。建て替え工事は、対象経費に対して23%、最大60万円。耐震シェルター設置工事は、対象経費に対して2分の1、最大20万円。耐震改修設計と耐震改修工事及び建て替え設計と建て替え工事を一括して申請した場合、対象経費に対して5分の4、最大115万円の補助を行っています。

また、熊本県において、令和6年度に新たに熊本県戸建て木造住宅耐震改修等緊急促進事業補助金交付要項が整備されたことに伴い、本市では令和7年度と令和8年度の2年間の時限的ではありますが、補助額の上乗せを行っています。

上乗した補助の内容としましては、耐震診断は、平成12年5月31日以前に着工した住宅を対象に、対象経費に対して10分の9、最大13万5千円。耐震改修設計・耐震改修工事及び建て替え設計・建て替え工事の一括補助は、昭和56年5月31日以前に着工又は高齢者等居住世帯を対象に、対象経費に対して10分の9、最大157万5千円。昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工した住宅を対象に、対象経費に対して60分の53、最大132万5千円の補助を行っています。

次に、過去3年間の各補助の利用実績についてですが、木造住宅耐震診断補助は、令和4年度が1件、令和5年度が0件、令和6年度が1件となっております。

木造住宅耐震改修等事業補助は、令和4年度が1件、令和5年度が1件、令和6年度が0件となっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 次に、木造住宅の耐震化促進について質問をいたします。南海トラフ地震が予想されますし、布田川日奈久活断層も熊本地震では甲佐町白旗から日奈久にかけては動いていないとされております。このため、近い将来にこの二つの大きな地震が予想されます。木造住宅の耐震改修が必要であります。木造住宅の耐震化率は48.1%で過去3

年間の耐震改修の取組について、耐震診断では2件、耐震改修補助では2件と、熊本地震で大きな被害を受けながら耐震化は進んでおりません。耐震化の進まない原因として、これまでの耐震化工事は壁や天井、床を取り払い、強さを保つために筋交いや柱を土台から抜けないように金物等を設置する必要があります。そのため、改修費用が高額で期間も長くなります。また、国や県の補助が少ないところに大きな原因があると思います。こうした中、費用を抑え工事期間も短く、耐震化ができる工法が愛知県の大学や行政、民間企業が協力をして低コストで耐震化できる工法が開発され、高知県では多くの自治体で使われております。工事期間は工事が簡単なため、少ない従業員ででき、小さな工務店でも対応できるようになっております。耐震化が進まない原因も含め、こうした工法を取り入れ、耐震化の促進を図るべきと思いますが、市の今後の取組について市長の考えをお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

南海トラフ地震をはじめとします大規模な地震リスクが高まってきている中、安全な居住環境を整えることは非常に重要であると考えております。特に木造住宅は損壊のリスクが高いとされており、災害発生時には居住者の生命を守るとともに、地域全体の被害を最小限に抑えるためにも耐震化を進める必要があります。

木造住宅の耐震化が進まない要因につきましては、国土交通省から出されている木造住宅の安全確保方策マニュアルによれば、耐震改修の資金力不足のほか、耐震改修等を行うことについての動機不足やためらいが挙げられております。

本市においても、耐震診断や耐震改修に対する助成制度は設けておりますものの、市民の皆様々に耐震改修に対する重要性を十分に伝え切れていない部分があったのかと思います。そういったこともあって、耐震改修が宇土市のほうでも進んでいないと、この補助金を利用される方は余りおられないということだと思います。

耐震改修には多額の個人負担が生じますので、それが耐震化が進まない大きな要因でもあります。議員から紹介がありました低コスト工法につきましては、筋交いの補強や構造金物の設置、簡易制振装置により費用を抑えながら必要な品質や機能を確保するものでありまして、住宅の耐震化を進める上で効果的な工法であると思っております。

加えまして、令和8年度までの時限的なものになりますが、耐震診断や耐震改修の補助のかさ上げについても、個人負担を軽減するものであり、低コスト工法と併せて積極的に周知をしていく、広報に載せるだけという話ではなくて、やはりもう少し本格的にこの事業を知らせていく必要があるというところで考えております。

そのほかになりますが、宇土市住宅リフォーム助成事業というものがございます。これは非常に人気がある事業でございまして、今年度も当初予定していた数は1か月ぐらいでもう

募集締切りになってしまったような事業でございますが、この工事に例えばバリアフリーだとか、省エネルギーだとか、そういった必須工事の条件がありますけれども、実はこの構造部分の耐震補強工事も助成対象となっております。こちらのほうの事業も是非積極的に周知する、耐震化も対象になるんですよということを周知する、本格的な耐震工事ができなくとも、リフォームの中で筋替えを増やしたり、土台を強化したりといったこともできるということをですね、住民の皆様にお知らせして、利用していきたいと考えているところでございます。

今後、こうした耐震化に向けた取組を通じまして、本市の安全・安心なまちづくりの実現に向け、行政としてできる限りの支援を行い、住民の皆様が安心して暮らせる地域づくりに努めなければならないと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 低コスト工法やモニターに表示されておりますとおり、財政支援制度への周知を徹底していただき、耐震化の促進を図っていただきたいと、このことを強くお願いをいたします。

次に、小中学校の図書館の充実について質問をいたします。児童生徒の多様な本に触れる環境を整備することは大変重要だと思います。その立場から、過去3年間の小中学校の図書購入費の実績と今後の図書購入費を増額する必要があると考えますが、教育委員会の考えを教育部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

初めに、小学校7校分の図書購入費につきましては、令和4年度が281万8千円、令和5年度が260万8千円、令和6年度が262万7千円となっております。また、中学校3校分につきましては、令和4年度が129万円、令和5年度が139万1千円、令和6年度が140万6千円となっております。

次に、図書購入費の増額につきましては、これまで小中学校の図書購入単価は1冊当たり1,500円で算定しておりましたが、昨今の物価高騰を踏まえ、公益社団法人全国学校図書館協議会が示す学校図書館用図書の平均単価を参考に見直しを行っております。

その結果、令和7年度予算において、小学校は1,500円から1,942円、中学校は1,500円から2,020円へ増額しております。

今後も、物価動向を踏まえ、学校図書館用図書の平均単価、さらに国が示す標準冊数を参考にしながら、児童生徒が多様な図書に触れられる環境を整え、読書活動の充実や学力向上に資する図書の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 今後も児童生徒が多様な図書に触れられる環境を整え、読書活動の充実や学力向上に資する図書の整備に努めるとのことですので、よろしく願いいたします。

次に、各小中学校の図書館の蔵書数及び各小中学校の図書の標準達成率並びに図書支援員配置状況について、教育部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

こちらにつきましては、モニター又はタブレットを御覧ください。

初めに、令和6年度末現在における各小中学校の蔵書数につきましては、小学校では宇土小学校が1万2,855冊、花園小学校が1万2,551冊、走潟小学校が6,593冊、緑川小学校が7,025冊、網津小学校が8,058冊、網田小学校が7,497冊、宇土東小学校が1万1,009冊となっております。中学校では、鶴城中学校在1万7,345冊、住吉中学校が8,279冊、網田中学校が7,090冊となっております。

次に、学校図書館図書標準の達成率につきまして申し上げます。

小学校では6校が国の標準冊数を上回っておりますが、花園小学校については、令和6年度に学級数が増加したことにより、整備すべき標準冊数が増加し、標準冊数を209冊下回っております。また、中学校では、住吉中学校と網田中学校は標準冊数を上回っているものの、鶴城中学校においては、花園小学校と同様に、学級数の増加に伴い標準冊数が増加したため、標準冊数を255冊下回っている状況です。いずれの学校も、標準冊数を上回るよう計画的な図書購入を進めており、今年度には標準冊数に達する見込みです。

最後に、図書支援員の配置状況について申し上げます。

本市では、全ての小中学校に1名ずつ図書支援員を配置し、蔵書管理や貸出業務、読書活動の支援、図書室の環境整備などを通じて学校図書館の充実に努めております。今後も、引き続き図書支援員を配置し、児童生徒の読書活動の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 小中学校とも全体としては学校図書館の標準率を達成しているが、一部の小中学校では不足していることもあり、これについては、今年度に達成するというところでありますのでお願いしておきます。

次に、各小中学校の児童生徒一人当たりの年間の貸出数はどうなっているのか。また、中学校における貸出数は小学校に比べて少ないことに対する教育委員会の考えを、教育部長に

お聞きいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

こちらにつきましても、モニター又はタブレットを御覧ください。

令和6年度における各小・中学校の児童・生徒一人当たりの年間貸出冊数について申し上げますと、小学校では、宇土小学校が110冊、花園小学校が68冊、走潟小学校が91冊、緑川小学校が104冊、網津小学校が278冊、網田小学校が121冊、宇土東小学校が111冊となっており、小学校全体の平均は105冊となっております。

中学校では、鶴城中学校在12冊、住吉中学校が11冊、網田中学校が72冊となっており、中学校全体の平均は15冊となっております。

小学校は中学校と比べて貸出数が全体的に多く、特に網津小学校では一人当たり278冊と非常に多くなっております。一方、中学校では年間貸出冊数が少ないものの、網田中学校では72冊と比較的多い傾向が見られます。

また、中学校の貸出冊数が小学校に比べて少ない理由につきましては、現時点では明確に把握しておりません。しかし、一般的には、部活動や勉強、さらにネットやSNSに費やす時間が長くなり、読書に充てる時間が確保しづらくなることが一因であると考えております。また、思春期を迎え、読書以外の活動や友人との交流に関心が向きやすくなることも影響しているものと推察しております。

今後も児童生徒が多様な本と出会い、読書活動がより一層充実するよう、図書支援員と連携しながら、図書館資料の充実や貸出しの促進、読書に親しむ取組の推進などに努めてまいります。また、中学校における貸出数が少ない要因についても引き続き精査し、より多くの生徒が図書を利用できる環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 次に、大規模校における図書支援員の複数配置について質問いたします。大規模校においては児童生徒が多いことから、児童生徒一人一人と触れ合う機会が少ないことから、児童生徒の興味や関心の把握がしにくくなり、そのことが小規模校より貸出数の少ない原因の一つであると思います。このような状況を踏まえ、大規模校に複数の支援員の配置が必要だと考えるが、教育委員会の考えを聞きたい。また、図書支援員は専門的な知識や経験が求められる仕事であるため、継続した雇用が大事だと思うが、教育部長の考えをお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

まず、大規模校における図書支援員の複数配置について申し上げます。

議員御指摘のとおり、大規模校では児童生徒数の多さから事務量が増え、一人一人とのコミュニケーションが難しくなるため、児童生徒の興味や関心を把握しにくくなる傾向にあります。

そのため、図書支援員の複数配置は、きめ細やかな対応やサービス向上に有効な方策の一つと認識しております。

本市としましても、他市の配置状況について調査を行うとともに、現場の管理職や図書司書、さらに図書支援員からも業務の実情や意見を聴取し、こうした課題への対応を含め、今後の在り方について慎重に検討を進めてまいります。

次に、図書支援員の継続雇用について申し上げます。

図書支援員は、蔵書管理や貸出業務に加え、児童生徒の読書活動の支援や図書室の環境整備など、学校図書館の充実に不可欠な存在です。さらに、専門的な知識や経験が求められる職であることから、継続的な雇用が重要であると認識しております。

なお、本市における図書支援員の雇用形態につきましては、会計年度任用職員として任用しており、原則として3年間継続して任用することが可能です。その後も引き続き任用を希望される場合には、再度、面接等の選考を行う必要がありますが、その際には、これまでの経験や実績を十分考慮して選考しております。

また、図書支援員の配置を増やす場合は、人件費等の予算措置が必要となりますが、近年は人件費の高騰が続いており、予算面においてもこれまで以上に十分な配慮が必要であるものと認識しております。

このようなことから、図書支援員の増員については、財政状況を踏まえつつ、効率的かつ効果的な運用方法についても併せて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 図書支援員の増員については、財政状況を踏まえつつ、効率的かつ効果的な運用方法について検討するということですが、是非増員をお願いしておきます。

次に、小中学校の図書館の充実や図書購入費の増額や支援員の増員等も含め、教育長に考えをお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

これまで本市では、児童生徒が多様な図書に触れ、豊かな読書活動を行うことができるよう、図書購入費の拡充や計画的な蔵書の整備、図書支援員の配置など、学校図書館の充実に努めてまいりました。今後も、これらの取組をさらに推進し、児童生徒一人一人が読書を通

じて多様な価値観や知識に触れる機会を増やしていきたいと考えております。

私自身、教員時代には、子どもたちが図書館で夢中になって本を読んだり、気に入った本について語り合ったりする姿を数多く見てまいりました。時には、本との出会いがきっかけとなって、興味の幅を広げたり、学習意欲を高めたりする児童生徒の成長を実感したこともございます。

こうした経験から、図書の充実は子どもたちの知的好奇心や探究心を育み、心豊かな成長につながる大変重要な要素であると強く認識しております。また、子どもたちが本を通じて新しい世界に出会い、自ら学び、考える力を身につけることは、これからの社会を生きていく上で欠かせない基盤となる力になるというふうに考えております。

今後も、学校図書館は子どもたちの学びや成長を支える大切な場であり続けるよう、引き続き国の基準や現場の実情を踏まえ、小中学校と連携して、図書館資料の更なる充実や読書活動がより活発に行われる環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

また、図書支援員の役割や配置体制についても、他市の事例や現場の意見を参考にしながら、先ほど教育部長の答弁のとおり、費用対効果にも十分配慮し、持続可能かつ効果的な運営に努めてまいります。

全ての児童生徒が本に親しみ、主体的に学ぶ力を育むことができるよう、今後も学校図書館の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 全ての児童生徒が本に親しみ、主体的に学ぶ力を育むことができるよう、今後も学校図書館の充実に取り組んでいくということでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、市内の土砂災害危険区域について質問いたします。地球温暖化による気候変動で、全国各地で大雨や台風などによる被害が出ております。大雨によって宅地や農地の冠水する被害も出ておりますが、これらについては排水機場の整備が進められ、排水機場が完成すれば被害を防ぐことができますが、急傾斜地の崩落などによる被害が増えるのではないかと心配されております。市内の急傾斜地の危険箇所はどの程度あるのか、建設部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず、土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のことで、熊本県知事が指定を行っております。

令和6年度末現在、宇土市内で指定されている急傾斜地の土砂災害警戒区域は279か所となっており、そのうち、急傾斜地の崩壊対策事業を実施するため必要な急傾斜地崩壊危険区域は30か所指定されています。

土砂災害警戒区域につきましては、宇土市総合防災マップにも掲載し、広く市民の皆様へ周知を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 土砂災害警戒区域は279か所、その中で急傾斜地崩壊危険区域は30か所あるとのことですが、これら急傾斜地の崖崩れなどによる被害は、熊本地震以降出ていると思うがどの程度あるのか、建設部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

熊本県に確認したところ、平成28年熊本地震以降、宇土市内の土砂災害警戒区域内で10か所の崖崩れが発生しております。

10件のうち9件は熊本地震直後の平成28年6月の豪雨により発生しており、1件は令和5年度に発生しております。それ以降、土砂災害警戒区域内での崖崩れは発生しておりません。

なお、平成28年に発生した崖崩れでは、2名の方が亡くなられ、3戸の家屋が損壊しております。

また、平成28年6月の豪雨では、崖崩れ以外にも、山間部の多くの河川で、山から大量の土砂流入による河道閉塞が発生し、大規模な河川氾濫による被害が発生しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 土砂災害危険区域で10件の崖崩れが発生し、2名の方が亡くなられ、崖崩れ以外にも、山間部の河川で大量の土砂が流入し、川を塞ぐため氾濫し、被害が出ているとのことであります。今後、気候変動による短時間で記録的な大雨や線状降水帯による大雨など、これまで経験したことがない大雨が次々に発生し、それによる崖崩れや山間部の小河川の氾濫など発生が予想されます。こうした災害から被害を防ぐ必要があります。急傾斜地でその下に住宅があるところほどの程度あり、整備はどうなっているのか。また、山間部の小河川は、日頃は水が流れていないのに、大雨によって氾濫をし、川がせき止められて大きな被害が出ております。小河川の未整備などどうなってるのか、建設部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

土砂災害を防ぐための事業としましては、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防ダム、正式名称は砂防堰堤といいますが、これらを整備する砂防事業、地すべり対策事業や治山事業等が熊本県において実施されております。

御質問がありました、土砂災害警戒区域における急傾斜地崩壊対策事業は、先ほど答弁しました急傾斜地崩壊危険区域で実施されており、市内30か所で整備済み又は一部整備済みとなっております。

今後の整備計画についてですが、県に確認したところ、急傾斜地崩壊対策事業を実施するに当たっては、地元からの土地の提供が必要となることから、地元の同意や宇土市からの要望、県の予算等を総合的に勘案し、計画的に進めていくということでございます。

次に、砂防堰堤についてでございますが、県が指定している砂防指定地は市内で18河川あり、9基の砂防堰堤が整備済みとなっております。

また、現在、網田地区の中登川、宮の前川で砂防堰堤の整備が進められております。

今後の整備計画については、県に確認したところ、急傾斜地崩壊対策事業と同様に宇土市からの要望や県の予算等を勘案し、計画的に進めていくということでございます。

市としましては、急傾斜地の崩壊等による災害から市民の生命や財産を守り、住民生活の安全と安心を確保することが重要であると認識しております。そのため、事業の推進について、引き続き、熊本県に対し強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 急傾斜地の崩壊等による災害から住民の生命・財産を守り、住民生活の安全・安心を確保することが重要と認識しており、そのため、事業の推進については県に対し強く要望していくとのことであり、よろしく願いいたします。

次に、急傾斜地崩壊や小河川の氾濫から住民の生命・財産を守るため、市長の考えをお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

激甚化・頻発化する豪雨災害は、市民の生命と財産を脅かす重大な課題であるという認識をしております。

近年の雨の降り方をみますと、今後、宇土市において、いつ大規模な崖崩れが発生してもおかしくない状況であると思われれます。8月の豪雨の際も、宇土市は大きな被害こそ出ておりませんが、線状降水帯がかかった地域では、ものすごい崖崩れが発生して家屋被害等も出ております。

先ほど建設部長の答弁にもありましたとおり、平成28年、これは地震の後に起こった6月の豪雨でしたが、平成28年に発生した崖崩れでは、残念ながら2の方が命を落とされておられます。

市としましては、今後、このようなことが起こらないよう、地元との調整を図りながら、県に対して急傾斜地崩壊対策事業や砂防堰堤の更なる整備を継続して要望してまいります。

しかしながら、このハード整備には多くの時間と莫大な予算が必要となります。市では、避難情報の迅速な発信や予防的避難所の開設などソフト対策にも努めております。市民の皆様におかれましては、今、配布をしておりますハザードマップを是非もう一度確認していただいて、早めの避難を心がけるなど、まずは命を守る行動を第一にいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 平成28年に発生した崖崩れで2の方が亡くなっておられるが、今後このようなことが起こらないように、地元と調整を図りながら、県に対して急傾斜地崩壊対策事業や砂防堰堤の更なる整備を継続して要請していきたいということであります。整備促進を図るためにも、より一層力を入れていただくようお願いいたしまして、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時55分から会議を開きます。

-----○-----

午前11時44分休憩

午前11時53分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

1番、土黒功司君

○1番（土黒功司君） 皆さん、改めてこんにちは。会派、風の土黒です。ちょうどお昼をまたぎますが、私の一般質問も答弁合わせて約1時間ちょっとかかる予定ですが、お昼どまんかなんですけれども、お付き合いのほうよろしく願いいたします。今日は、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして三つの質問をさせていただきます。通学路安全対策、多目的交流施設事業、稼ぐ力と暮らしの質を高める地域自走モデルの3点についてでございます。いつものごとく、市長答弁を入れさせていただいております。市長の答弁、議員活動として非常に楽しみにしていた活動なんですけれども、今回合わせてあと残り2回と

なりますが、市長が辞められるまで全力で私のスタンスは変えずに、市長答弁を求めていき
たいと思いますので、答弁のほうよろしく願いいたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 早速ですが、質問に移らせていただきます。まず最初は、子どもの安全を守る、宇土市の未来をつくる通学路安全対策についてです。何回も取り上げさせていただいておりましたが、子どもたちの通学路については、交通安全プログラムに基づく合同点検やうとまっぷでの危険箇所の見える化など、日頃から取り組んでいただいていることは重々承知しております。しかし先月、走潟小学校の前の横断歩道で児童と車の接触事故が発生してしまいました。これを受けてPTAで交通アンケートを行ったところ、危険箇所の改善が見えにくいこと、整備のばらつきが大きいことが、保護者の不安として改めて明確に表れました。スライドのほうに掲示しますが、こちらが走潟地区、今回は走潟地区をちょっと特定させていただいておりますが、うとまっぷではこういった形で危険箇所、点として打っておりますし、3ページ目、4ページ目が保護者アンケートの結果ということで、例えば、3ページ、4ページを見ていただきながら聞いていただきたいんですけども、「白線が消えていて見えにくい」、「整備に差がある」、「危険箇所その後が分からない」などの声が寄せられ、点検は行われていても改善が見える化になっていない課題が浮き上がっていると感じました。さらに、危険として挙げられた箇所の多くは、現在、うとまっぷにはまだ掲載されていません。一方、ここで文部科学省の交通安全業務計画、5ページ目に記載しておりますが、文科省のホームページ、こちらに交通安全計画が提示されており、スクールゾーンの設定の推進とその定着化が明記されています。宇土市が掲げる「こどもどまんなか」の理念にも合致する内容です。今日は、点検や連携にとどまらず、どうすれば2度と事故を起こさない、確実に前へ進められるかという点でお伺いいたします。

まず最初の質問です。通学路のスクールゾーンを核とした安全環境の整備の現状について、文部科学省が求める交通安全業務計画への対応状況、また、宇土市の小学校におけるハード・ソフト両面での具体的な進捗状況を教育部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

本市では、令和7年度文部科学省交通安全業務計画の趣旨を踏まえ、子どもたちの安全・安心な通学環境の確保を重要課題の一つとして位置づけております。

交通安全業務計画への対応状況につきましては、通学路の設定と安全点検として、教育委員会、学校、PTA、地域住民、警察、道路管理者等の関係機関と連携し、通学路交通安全プログラムに基づき、毎年、現地に赴き、合同点検を実施しております。

その中で対応すべきハード面については、国・県・市・警察等で担当すべき箇所を洗い出し、優先箇所から順に整備を進めているところです。

また、ソフト面につきましては、学年ごとに発達段階に応じた交通安全指導を実施しており、特に、登下校時の安全行動や自転車利用時のルール・マナー、ヘルメット着用の重要性について、学校全体で指導を強化しております。さらに、PTAや地域ボランティアと連携し、通学路の見守り活動を実施しております。

今後につきましては、引き続き、通学路交通安全プログラムに基づく合同点検による危険箇所の抽出と早期改善、地域全体での見守り体制の強化、交通安全教育の充実など、ハード・ソフト両面での取組を推進してまいります。

また、議員御提案のスクールゾーンの設定と推進については、今後、警察等関係機関と協議してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。教育部の答弁から、合同点検、交通安全教育、見守りなど、日々の努力は確かに続けられていることが分かりました。スクールゾーンの設定と推進にまで踏み込んでいただき、ありがとうございます。しかし、子どもたちの通学路という命の通り道において、抽出した危険箇所がどこまで改善されたのかが見えないこと、整備の水準が学校によって大きく異なることは、市全体の課題として直視しなければいけないと考えております。続いて、道路管理者である建設部として、この基準をどう道路整備に落とし込むのか。ここが進まなければ、点検も連携も形骸化してしまいます。

次の質問です。市全体の道路事業の中で、子どもの安全確保を目的としたスクールゾーン整備をどのように位置づけ、面的整備基準の策定・危険度マッピング・年間を通した危険度更新を、県や国との連携も踏まえてどのような方針で進めているのか、建設部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

本市の道路事業においては、スクールゾーンの整備方針を個別に定めてはおりませんが、市全体の道路事業において、児童生徒の通学路を最優先に位置づけ、事故の未然防止と安全確保を目指し取り組んでおります。

具体的には、先ほど教育部長の答弁にありました通学路交通安全プログラムに基づき、各関係機関、このうち道路に関しては国・県・市の各道路管理者が参加し、通学路の危険箇所を合同で点検しております。その結果、対策が必要と判断された箇所については、関係機関連携のもと、各施設管理者において適切な対策を講じております。

この合同での点検は、市道に関しては507キロメートルある中で、効率的かつ効果的に安全対策が必要な箇所を把握し、対策を講じるために非常に有効であると考えております。これまでの合同点検結果に基づく対策としては、歩道整備、路肩拡幅、ガードレール・防護柵の設置、区画線・カラー舗装による視認性の向上といった対策を実施してきたところです。

次に、危険度マッピングについてですが、教育委員会において、公開型GISうとまっぷを活用し、通学路安全プログラムで危険箇所として位置づけた情報を市民の皆様に対し公開しているもので、年間を通じた危険度マッピングの更新について、国や県と連携して実施する取組は現在行っておりません。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。建設部の答弁から、通学路の危険箇所の対応・対策が進められていることは理解できました。しかし一方で、スクールゾーン全体をどう整備するのか、その基準や危険度の更新方法といった面的な方針がまだ市として描かれていないと感じます。通学路の安全は教育の前提条件です。

そこで、教育長にお伺いいたします。教育行政として、学校周辺安全エリア整備の現状をどう認識し、また、今後どのような方針で推進し、建設部、警察、地域との役割分担と連携をどのように強化していくのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

現在、本市においては、学校周辺の通学路を中心とした安全エリアの整備が重要な課題であると認識しております。先ほどの教育部長答弁のとおり、毎年、教育委員会、学校、PTA、地域住民、警察、道路管理者等の関係機関と連携し、通学路交通安全プログラムに基づく合同点検を実施し、危険箇所の抽出と対応を進めています。その後、歩道やガードレールの設置、道路標示や標識の整備、見守り活動の充実など、ハード・ソフト両面での対応に努めているところです。

関係機関との役割分担、連携としまして、建設部とは、通学路交通安全プログラムに基づく合同点検で抽出された課題を共有し、ハード面の整備等を調整してまいります。警察とは、道路標示や標識の設置に加え、交通規制や交通安全対策等を協議してまいります。地域とは、引き続き、見守り活動や啓発活動への御協力をいただくとともに危険箇所などの情報提供もお願いしてまいります。さらに、学校運営協議会やPTAにも御協力いただき、交通安全教育等の充実に努め、これらの関係機関との連携をさらに強化してまいります。

今後につきましても、通学路交通安全プログラムに基づく合同点検や通学路安全推進会議を開催し、関係機関や地域との課題の共有や協力体制の構築を図るとともに児童の生命・安

全を最優先とし、通学路や学校周辺の安全確保に向けた整備を計画的に、また継続的に推進してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。教育長の答弁からも合同点検や見守り、関係機関の取組というのは確認できました。ただ、ここで最終的に回答をいただきましたかったんですが、スクールゾーンの整備の基準というものが、やはり私としては市の核になってくると思います。その整備の基準を定めれば、スクールゾーンの確認や整備等が進むのではないかと考えており、最後に市長にお伺いいたします。こどもまんなか応援サポーター宣言、住み続けたいまちの理念を、学校周辺安全エリア整備という具体施策にどのように反映させ、市全体で推進していくのか、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

こどもまんなか応援サポーター宣言及び住み続けたいまちの理念は、本市のまちづくりの根幹をなすものでありまして、これを学校周辺安全エリア整備という施策にどのように反映し、市全体で推進していくかという御質問に対しての見解を述べさせていただきます。

まず、こどもまんなか応援サポーター宣言では、「市民一人ひとりが、こどもの声を聴き、周りの大人たちが連携し、こどもにとって一番良いことを優先し、こどもや子育て世帯を見守る地域づくり『こどもまんなか！社会』を目指す」としております。学校周辺の安全エリア整備は、その理念を具現化する施策の一つです。子どもたちが安心して登下校できる環境をつくることは、まさに「こどもまんなか」の取組そのものであり、全ての市民が応援サポーターとして関わるのが重要です。

また、住み続けたいまちの理念は、子育て世代のみならず、全ての市民が安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すものであります。安全な通学路や学校周辺の環境整備は、何も子どもたちだけのためではなく、市民の安心感やまちづくりへの愛着を高め、結果として定住・移住促進にもつながるものと考えております。

これらの二つの理念を学校周辺安全エリア整備に反映させるために、本市では子ども、保護者、地域に寄り添い、現場主義で課題や要望を把握し、計画・整備に反映しているところであります。

また、市だけではなく、国、県、警察などの関係機関とも連携し、見守り活動や交通安全教育等、地域ぐるみの取組を日常化し、子どもたちが楽しく安心して生活できる環境づくりを推進してまいります。ただ、いずれにせよ地域の協力なくして成し得るものではございません。一番大事なのは、そこにお住まいの皆さんでございます。そういう意味でも地域の皆

さんの関心を高めること、意識を高めていただいて、地域の皆さんに声を出していただいて、こうしてほしいというような声を集めることも非常に重要な取組だと思っております。そういったところにも力を注ぐ必要があると思います。

今後も、学校周辺安全エリアの整備を通じて、「こどもまんなか」の視点と「住み続けたいまち」の実現に向け、全力で取り組まなければならないと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。そうですね、市民の声を拾い上げ、市民の声を高めていくということは、本当に非常に重要なことで、ハードの整備だけじゃなくて、ソフトの整備というのはですね、やはり市民の見守り活動によって支えられていくと思いますので、その部分も頑張っていきたいと思います。ただ、本日の質疑を通して明らかになったのは、宇土市は点検、連携という入り口の仕組みは整っているものの、スクールゾーンの整備を市全体の政策としてどう具現化するのかという出口が、まだまだ弱いという点を感じました。危険箇所は毎年抽出される一方で、整備のスピードや基準が学校によって異なり、子どもたちの安全という観点から見て改善すべき課題だと感じております。国は、交通安全業務計画で、スクールゾーンという明確な物差しを示しています。宇土市は「こどもまんなか」を標ぼうしています。であれば、なおさら、どの学校でも同じ水準で安全が担保される、そんな通学環境づくりを市として進めるべきだと思います。以前の質問でも提案させていただいておりますが、道路整備に対して多額の予算を確保してほしいという要望では決してありません。例えば、白線の引き直しや人間の目の錯覚を利用して安全性を高めるランプ路面標示、簡易看板の設置等、市の裁量で比較的安価で取り組める安全対策に取り組んでほしいというお願いです。子どもたちの安全確保は待ったなしです。また、同じような事故が起こってからでは遅いです。引き続き、現場の声に寄り添いながら、宇土市全体の安心・安全な通学路整備をスピード感を持って取り組んでいただくよう、子どもたちに恥じる事のない大人の行動を見せていきましょう。よろしく願いいたします。

続いて、2番目の質問に移ります。多目的市民交流施設整備に関する事業規模、優先順位、運営モデルについてです。何度も取り上げさせていただいておりますが、本市では老朽化が深刻な公共施設が複数存在し、特に児童センターや前回の一般質問にも取り上げさせていただいた学校給食センターといった子どもや日常生活に直結する施設の更新は、長年課題のまま残されています。その一方で、多目的交流施設の整備は、当初の説明とは大きく異なる規模に拡大し、今回10億円を超える大きな金額が債務負担行為として議会に提示されています。どの施設を優先し、どの機能を統合し、将来世代にどのような負担を残すのか。それを整理し、市として一貫した政策判断をすることは、市民に対して極めて重要な説明責任だと

考えます。

そこで質問です。老朽化が進む児童センターの将来方針が示されない中で、多目的市民交流施設整備が先行して進んでいる状況について、子どもに係る施策全体の優先順位と政策判断をどのように位置づけているのでしょうか。健康福祉部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

現在、多目的市民交流施設の整備につきましては、設計を行っている段階ですが、施設内には2階の一部分に子育て世帯の方たちが楽しむことができる交流スペースを設置することといたしております。このスペースには、児童館的な機能を有した子どもの遊び場としての機能や設備、また、駐車場も充実することなどから、乳幼児とその保護者にも利用しやすい施設環境になると考えております。

このことに伴いまして、今後の児童センターの運営などにつきましては、利用対象者や開館時間、利用内容の見直し、施設の補修等を検討してまいります。具体的には民生委員や保育所・小学校・公民館関係などの有識者で構成される児童センター運営審議会において慎重に協議してまいります。

ただ、児童センターには専用駐車場がないなどの不便さがあります。

一方で、新たな交流施設は、先ほども申し上げましたとおり、駐車場などの設備が充実しており、多くの家族連れの来館を想定しております。

そこで、車で来館される家族連れの受皿として、新たな交流施設において、児童センターで行っているイベントを実施するなど、幼児向けの子育て支援を充実させたいと考えております。

また、児童センターも耐用年数が残っておりますので、今後も子どもたちの大切な居場所の一つとして継続していくために、利用できる年齢制限を、自ら徒歩や自転車で通える小学生から中学生までに拡充したいと考えています。その上で、小中学生を中心とした施設の有効的な利活用策や、異年齢でも楽しむことができるイベントなどを検討し、実施していきたいと考えております。

このように、利用対象者を区分し、同交流施設とは異なった特色を持った児童センターの運営を目指すことで、二つの拠点での子どもの遊び場や、子どもたちの居場所としての相互利用を図っていきたいと考えているところです。

また、併せて、老朽化が進む児童センターの建物改修につきましては、経年劣化による機能低下に対する回復やユニバーサルデザインの更新が必要であります。しかしながら、新たに同交流施設ができることから、児童センターについては引き続き、維持補修を行いながら長寿命化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。今回の御答弁で、新たな交流施設内に児童の遊び場や子育て世代の交流スペースを設け、しかしかつ、児童センターとは機能を区分して活用する方針が示されたと感じます。ただ、今回の御答弁はどのように活用するかという運用の話を終始しており、最後に維持補修という言葉は確かに出ておりますが、相変わらず児童センターをどうするのかという根本まで踏み込んだ施設としての政策判断は、依然として曖昧なままだというふうに感じました。さらに、新たな交流施設の整備について言えば、当初、既存建物を活用し、費用を抑えるという説明から出発したにもかかわらず、結果として当初の想定を大幅に超える規模へと膨らんでいます。市民からすると、なぜここまで膨らんだのか、当初の説明とどう違うのかという疑問は当然生まれます。

そこで質問です。既存建物を活用することで事業費を抑えると説明されてきた多目的市民交流施設整備事業が、結果として大規模事業へ拡大している現状について、その妥当性と当初説明との整合性をどのように位置づけているのか。既にかかった費用、当初の事業計画と現在の事業費見込みの比較を教育部より説明お願いいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

まず、当該事業の経費の実績をお答えします。

主な経費としましては、旧田中会館の購入に当たっての耐震診断に649万円、敷地と元店舗建物及び立体駐車場の購入に1億5,552万円となっております。ほかに、基本設計と実施設計の委託に4,070万円、プロデュース業務委託に令和6年度と令和7年度の2年間で合計630万円で、主な経費の合計は2億901万円となっております。その他、施設の維持管理や視察の経費等を支出しております。

次に、当初の事業費計画から現在の事業費となった経緯をお答えします。

当初は、図書館と交流スペースを備える施設を整備する事業計画で、既存建物の改修と最低限の増築、外構の整備のみを行う内容の工事を予定しており、工事費は5億円程度を想定していました。この時点で活用を予定していた国の交付金であるデジタル田園都市国家構想交付金では、図書館部分や図書館の備品等は補助対象外となっております。実質的な市の負担額は、この時点では約3億4,000万円を想定しておりました。

その後、新たに創設された国の交付金制度、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）は、整備内容次第では、従来は補助対象ではなかった図書館部分の整備費用が対象となるなど、市にとって有利な財源となりました。この交付金の申請に当たり、思い切った複合施設としたほうが採択の可能性が高いこと及び現行の児童センターに駐車場がなく、

車で利用される子育て世代の方も立ち寄りやすい場所を設ける目的から、当該施設に児童館的機能を併設する内容で、事業費を約12億円として国の交付金を申請しております。このことは、今年の2月28日に開催されました全員協議会で御説明しましたとおりです。

事業費約12億円にはジョギングコース整備分を含んでいるため、これを除いた多目的市民交流施設分の事業費は、約10億5,000万円です。当初の5億円から約5億5,000万円の増額の理由は、児童館的機能の追加や図書館、交流スペースなどに十分な面積を確保することによる増築面積の増加や、進入路の新設と立体駐車場改修費用の追加などが挙げられます。この時点での実質的な市の負担額は、約3億8,000万円を想定しておりました。

今回の議会に提案した債務負担行為は、令和8年度と令和9年度の2年間の限度額を14億800万円としておりますが、内訳は、書架等の設置を含む建物の工事費に約12億6,300万円、立体駐車場の改修に約1,300万円、進入路の新設に約4,200万円、工事監理業務に約4,300万円、利便性向上のためのデジタル備品購入に約2,700万円、その他の経費としてイス等の備品購入、各種検査の費用等に約2,000万円を計上しております。14億800万円に対する実質的な市の負担額は約5億1,000万円となります。

国の交付金申請時点から約3億5,000万円の増額理由は、昨今の物価高騰が大きく影響しております。ほかに、設計業務が進み、より具体的な工事費が算出できたこと、利用者の立場に立った施設設備の充実、屋根の一部葺き替えや書庫下部分の地盤改良等の当初は予見できなかった工事の追加、消防法等の法令対応の影響等が挙げられます。

なお、実質的な市の負担額は約5億1,000万円であり、事業内容や費用は大きく変動したにもかかわらず、図書館部分の整備や備品を含めた施設全体が補助対象となったことで、事業費5億円時点で想定していた約3億4,000万円から約1億7,000万円の増加に抑えられております。

当該事業は、多目的市民交流施設を安全に、より使いやすく、魅力があり、親しまれる市民の交流拠点になることを目指して事業に取り組んでおります。今後、国の交付金や有利な起債を活用し、できるだけ財政負担を抑えるよう事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。当初5億円規模と説明されていたものが、設計の進展や交付金申請活用のための複合化によって10億円、そして今回の債務負担行為で14億円まで増額した経緯をこと細かに説明していただきまして、ありがとうございます。確かに国の交付金を活用することで、市の実質負担を抑えるというロジック自体は理解しています。しかし問題は、補助金に合わせて事業規模そのものを拡大していないかという点です。そして何より市内では、児童センター、学校給食センターなど更新を求められて

いる施設が複数ある中で、なぜ今この事業が最優先で、しかもなぜこの規模で進めるのかという点の説明も市民には必要だと思います。

次に、公共施設全体の観点から判断の妥当性についてお伺いいたします。繰り返しになりますが、多くの公共施設で老朽化が深刻化し、更新が進んでいない状況にある中で、この時期に多額の費用を要する多目的市民交流施設事業整備を優先して進める判断に至った理由は何か。公共施設全体の優先順位の基準とその妥当性について、企画財政部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、旧田中会館を購入した理由としまして、併設された立体駐車場を活用することで、運動公園の駐車場不足を解消することが理由の一つでありました。また、旧田中会館建物本体の活用を検討する中で、同じく施設内の駐車場不足が問題となっていた図書館への転用も案の一つとして上がったところでございます。

その財源につきましては、先ほど、教育部長の答弁でもありましたが、当時の補助金は図書館部分が補助対象外ということで、図書館の一部をいかに交流スペースなど他の用途に見せるかなど、どうしたら補助金を活用し、財源を確保することができるか模索していたところです。

そのような中、今年1月に、これまでには余りなかった図書館を含めた複合的な施設にも活用できる新しい地方経済・生活環境創生交付金が創設されました。この交付金は、補助率は2分の1、市の負担分についても交付税措置があるととても有利な交付金であり、この補助金を活用することで、総事業費は増加しても実質的な市の負担の増加は抑えられることになりました。

今回は、タイミングよく創設された有利な財源を活用して整備を進めてまいりますが、本市の施設整備の基本的な方針としましては、国の指針にのっとりた宇土市公共施設等総合管理計画に沿って総合的かつ計画的に長寿命化を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。優先順位の御説明、理解しました。ただ、質問にあった公共施設等総合管理計画に基づく判断が、どの基準で行われているのかが示されていないことが課題だと考えます。老朽度をどの段階で更新と判断するのか、施設間の優先順位をどんな指標で比較するのか、そして多目的交流施設を今進める根拠は何なのか。これが不明確なままでは、総合的に判断したという説明だけでは意思決定は見えないと感じます。特に今回のような大規模事業では、判断基準の明確が不可欠であると思っております。

そして、市長からもお話があったような、こういった大規模事業では、造った後の財政負担について非常に不安を感じます。

そこで、最後に市長にお伺いいたします。多額の整備費を投じる以上、建設後の運営コストを最小限に抑え、将来世代に財政負担を残さない運営方針は不可欠であります。市はどのような運営モデルを描き、どのような財政負担の抑制策を講じるのか、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

まずですね、直前の部長の答弁にありました宇土市公共施設等総合管理計画に沿ってないんじゃないかという御指摘、そこにやはり明確にうたってもないしというようなところが、今、議員が疑問に思われているそのものだと思います。この計画はですね、熊本地震の後に国の補助を受けるために作ったものでございまして、例えば優先順位ですとか、将来的に長寿命化するとかいうのは入っていますけれども、どれを優先するか、そしてランニングコストどうするかに触れてない計画であります。この計画を基にという話を私どもがするものですから、そういう思いをもちろんお持ちになられると思います。本来であれば、私どもがこの計画をしっかりとランニングコストも含めた計画を作って、優先順位も含めてどれを先にするかというのを計画を作って取りかかるのが筋ではないかなと、それはもう御指摘のとおりでございます。これはもう私の指示不足でもありますし、これができてないというのは本当に私たちの落ち度だと思います。その点については、まずおわびを申し上げます。ただ、宇土市におきましては、公共施設にも古いものがまだたくさん残っておりまして、手を付けなければならないもの、いつも言われます給食センターもそうでございますけれども、そういったものがたくさんあります。これを順番を付けるのはもちろんいいんです。ただ、順番を付けられない理由もありまして、例えば、最初に児童センターをやりますとなったときに、じゃあ児童センターをどうするか、じゃあ移転しましょうという話に仮になったとします。そのときに、じゃあ財源をどこから持ってくるのかというのが、非常に計画で表せない部分になります。ですから、古くて今後見直しをしようという施設については、国の財源、いい財源があるときには、そちらを活用させていただこうというような思いで、今回の事業も大きくなったということでございます。やはり、その時期にどういった助成事業があるかと、これはかなり動くものですから、あった事業がなくなったりもしますし、順番が当然入れ替わる、順番はそもそも付けていないんですが、入れ替わることもあると、そういった部分が残ってきます。で、今回の件に関しまして言うならば、そもそも児童センターは建て替え、ないしは改善が必要だというようなことで、私どもも考えていた施設でございます。しかしながら、この事業、この田中会館を購入した時点で、図書館は何かしようというって、図書

館を何とかしたいと思ったんですが補助はないと。じゃあ交流館にしてというところでスタートした事業なんですが、新たな事業ができたときに、これが発表されたのが1月の20日ぐらいだったと思います。で、締切りが2月の頭でございました。そのときに児童センターを統合したらどうだろうかという意見はもちろん持っていたので、素案はあったんですが、当時、それを一気に計画に乗せて申請をしたと。そのとき申請した理由もありまして、最初にやらないとこれは点は取れませんよという御指摘も実はいただいております、アドバイスをいただいております、何とか間に合わせようということで上げました。走瀉もそうですが、熊本県でこういう事業を上げたのはうちだけでした。おかげでこの事業は取ることができました。この時点で児童センターについて機能移転できないかという議論もありながら進んでいったんですが、ただ、その児童センターの今の問題、駐車場がない、集まりにくい、活用しにくいという問題を、ここを児童館的機能を持たせることで、児童センターの機能を縮小できると。それだったら児童センターを子どもたちだけが集まれるような場所、小学生とか中学生が集まれるような場所にしたらどうかというようなところで考えて、児童センターのいわゆる移転とか、それを私どもの中では計画に入っていないからやるように見えますが、そこは私たちは考えておりません。そのことによって、児童センターの大きな問題は解決したという認識を私はしております。ただ、このあたりの説明が大きく不足しているというのは認めます。ですから、行き当たりばったりに見えるかもしれませんが、いろんな問題も考え合わせた上での決断ということは、是非御理解いただきたいと思います。

この多目的交流施設の運営に関してのことを少し触れますけれども、多目的交流施設に関しては、令和9年度末のオープンを予定しております。当該施設はオープン当初から指定管理者制度による運営を考えています。これのちょっと説明をさせていただきますが、なぜ指定管理者なんだと、直営じゃないんだという御意見に対しての理由ですが、小さな子どもから子育て世代や学生、シニア世代までの幅広い世代の方が、それぞれの目的で多目的に利用できる市民の交流拠点を目指す施設でございまして、隣接する運動公園、調整池周囲に整備するジョギングコースの利用者の休憩場所であったり、多世代の方が気軽に立ち寄り、交流ができる場所、図書館を利用する方も利用されない方もゆったりと過ごしていただけるような場所となるように整備を進めています。ここに来た人がついでに図書館を利用するというようなことも、その図書の啓発という意味ではプラスだと思っています。

しかし、ただ単に施設を整備したからといって、自然と人が集まることはあり得ません。特に新たな施設は、子どもの遊び場などの児童館的機能や交流スペースを併設するなど、多機能な複合施設となりますので、施設に注目を集めて人を呼び込むためには、イベントですとか情報発信、行政は下手くそであります、こういったところもしっかりやっていく必要があります。

この施設を、いかに魅力的でにぎわいがあり、市民に長く愛される施設としていくかを考えたときに、幅広いネットワークを活用して多彩なイベントを開催することや、スピード感、専門的知識やノウハウの活用が期待できる民間の力を活用することがベターではないかというのがまず1点です。

2点目、もう一つあるんです。これはですね、組織運営上の話なので、余り大きな声では言えないかもしれませんが、今、図書館には直営で4名の職員がおります。図書に精通している職員は1名であります。宇土市全体にこの図書に精通した人材というのはほとんどおりません。1人、2人しかおりません。そして大きな施設に今回なります。そこで仮に直営とした場合、またそこに人を割かなければならない。昨日から申しておりますが、庁舎完成以降、新たな事業をたくさん立ち上げております。こちらに人もいます。そうであるならば、図書にいるこの4人の人材を別の事業に割り当てて、ほかの事業を推進するほうがベターであるというような思いもあります。こういった組織運営上の大きな意図もあるということもですね、指定管理と言っているところの一つになります。

財源的なものでございますが、この施設についての財源負担の抑制策についてのお答えになります。指定管理の期間や指定管理料等の詳細な内容については、現在、これが遅れているのはもう御指摘はそのとおりでございますが、他の施設の調査、例えばどういう運営をしているのか、うちが考えているスタイルと同じような運営をしているのか、それとも図書に特化したもっと小ぢんまりとした運営なのか、あるいはそこに指定管理であるかどうかも含めて、人員はどのくらいの人員を配置されて、費用は幾らかけているのかなどの調査をしているところでございます。ですから、大まかな目安は示せますが、じゃあ具体的に1億2,000万円かかりますとか、ある程度、明確な数字を出せるまでに至っておりません。それは、さっきの児童センターからの機能移転部分もありますので、この予算のそちらの部分にどのくらいお金がかかるのかにもかかってきますので、そこが示せない状況になっております。これはですね、本当に申し訳ないと思っております。今、示せないのは申し訳ないと思っておりますが、これに関しては現在詰めている段階でございますので、内容が固まり次第、議員の皆様には今回全協でもお知らせをさせていただきましたが、また改めて早いうちにお知らせをさせていただきたいと思っております。でも、議員御指摘のとおりですね、インシヤルコストだけに目を向けたら、昨日マリーナの話もあったんですけど、やっぱりトータル的に考える必要があるのは本当にそのとおりでございまして、ここをすることで今の児童センターのかかっている費用が多少浮きます。それを持ってくる、図書館の費用はそのまま使えます。で、それが幾らに膨れるかというようなことをですね、そういったランニングコストについても、やはり長期的に見て考えていかなければならないということでございますので、将来世代に財政負担を抑えるにはどうしたらいいか、ここは当然一番大切になってくる

ものだと考えております。

いずれにせよですね、いずれにせよと言うとおかしいのですが、今の公共施設の管理計画のほうをもう少し具体的なものにしないと、こういった苦しい説明になってしまうのかなと思っております。ちょっとここまで書かれてないのは本当申し訳ないんですが、今後ですね、議員からの御指摘のとおり、イニシャルだけじゃなくランニングコスト、こういうところ、あるいはその国策の資金が使える使えないで優先順位を変えるとか、こういったところまで明記したしっかりとした管理計画を立てなければならないと思っております。これが遅れることに関しましては、おわびを申し上げます。

以上です。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。運営に関して細かく説明していただきまして、直営なのか、指定管理なのかということまで踏み込んでいただきまして、ありがとうございます。ちょっと一つだけ、私の個人的な意見になりますが、直営でも指定管理者でもない新しい方式も少し検討していただければと、もう設計が始まっている段階で遅いのかもしれないですが、DBO方式や前にも御説明させていただいたPFI方式など、次の質問にも関わってくるんですけども、やはり私としては民間の力が本当にこういった施設は非常に重要だと思っています。図書館であれば、本当に図書館の本をきちんと貸し出す機能が大事なんですけれども、子どもが遊ぶ、高齢者も居場所となるようなものは、本当にソフト面の充実が非常に重要でして、そういったところに関しては、本当に民間の感覚が重要になると思いますので、その部分と、またコストだけがかかるのではなく、もうこれも少し遅いのかもしれないんですけども、お金を生み出すような、何かそういった視点も入れ込んでいただければというふうなのを今回思っておりまして、質問に上げております。ただ、今回、多目的交流施設事業そのものを本当に否定するものではないということも、もう一度改めて私自身強調させていただきたいと思います。この施設が宇土市の未来に価値を生み、市民にとって誇りとなる拠点になることを、本当に私も心から期待しております。繰り返しになりますが、市内の公共施設全体を見ると、先送りできない課題を抱えた施設が複数あります。市民生活や安全に直結する施設の危険度は高く、近い将来、必ず更新や再構築に向けた判断が求められます。その中で、新たな交流施設には、図書館、子どもの居場所、多世代交流、産業、地域活動など多様な価値を生み出す可能性があります。だからこそ、市には単なる建物の整備ではなく、コストだけがかかる施設ではない。どう価値をつくり出す施設として育てていくのかという視点を持ってもらいたいのです。しかし、こうした公共施設全体の関係性や優先順位、事業規模の変化、運営の見直し、財政への影響、説明責任と市民への理解は十分に進まないまま事業が進んでいる点、市長にも本当に丁寧に御説明していただきありが

とうございます。私はこれに常に強い懸念を持っており、今回質問させていただきました。市民の不安や疑問の多くは説明不足が原因であり、丁寧な情報提供と筋の通った政策判断があれば、これは期待や安心へと変えていく部分でもあります。宇土市の公共施設は、これから10年が大きな分岐点であると感じています。危険度の高い施設には早急な判断を、価値を生み出す施設には戦略的な投資を、このバランスこそ市政の担う責任であると感じています。今回の交流施設事業が単なる建物整備ではなく、未来の宇土市を支える価値創造のインフラとなるよう、今後も議員の立場から市民の声を届けていきます。市の内部だけで抱えず、共に力を合わせて知恵と感性を出し合いながら、すばらしい事業にしていきたいと思います。

続いての質問に移らせていただきます。地域価値の向上へ、稼ぐ力と暮らしの質を高める地域自走モデルの実現について。国は、今年6月に地方創生2.0が閣議決定しました。これは単なるホームページをスクリーンショットだけなんですけれども、国が示す地方創生2.0とは、従来の人口対策や補助金中心のまちづくりでは、自治体が持続できないという強い問題提起です。革新は行政任せではなく、地域と行政が一体となって、地域を運営する体制へ転換することにあります。地方創生1.0では事業主体は行政でしたが、2.0では、先日2人の議員が挙げられましたようなRMOなど、地域が自走できる仕組みそのものが評価の対象になります。令和7年度からの新しい地方創生交付金も、事業より運営体制が採択基準は強くなったと聞いております。人口減少や若者流出、事業者減少が進む宇土市こそ、この転換が急務だと思います。行政だけで支える時代は終わり、市民、企業、団体と行政が共に地域を運営する時代が始まっています。

この視点から、まず最初の質問です。人口減少、若年層の転出、事業所数の減少など、宇土市で実際に起きている稼ぐ力の低下について、市として現在どのように状況を把握し、その要因をどう分析しているのか、企画財政部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

宇土市における稼ぐ力の低下に関する御質問にお答えします。

本市では、人口減少、若年層の市外転出、事業所数の減少という現状を、地域経済の活力低下を示す重要な課題として認識しております。これらの状況は、本市の持続的な発展に影響を及ぼすものと捉え、様々なデータに基づき現状を把握し、要因分析を進めております。

まず、本市で把握している現在の状況について申し上げます。

人口につきましては、国勢調査の結果になりますが、平成17年の3万8,023人をピークに減少傾向が続いており、令和2年は3万6,122人となっています。今年10月に実施された国勢調査の結果はまだ出ておりませんが、前回の令和2年の結果より減少すると予想しております。また、令和5年に公表された、国立社会保障・人口問題研究所の将来推

計人口によりますと、今後も減少傾向が続き、令和42年には、令和2年の約7割の2万4,901人まで減少すると予想されています。

この予想の要因としましては、全国的な動向と同じように、本市においても少子高齢化が加速し、死亡者が出生者数を上回る自然減の状況が続いていることが挙げられます。

しかしながら、本市が定住・移住施策に積極的に取り組んでいることから、令和4年以降、転入者が転出者を上回る社会増の状況が続いており、急速な人口減少の歯止めにより一定の効果が出ているものと認識しております。

次に、若年層の市外転出については、特に15歳から24歳の年齢層において、市外への転出超過が顕著です。これは、進学や就職を機とした転出が主な要因と分析しております。若年層が魅力を感じる進学先や多様な産業分野の選択肢が十分ではないことが、市外への転出を促す一因と考えられます。

また、本市における事業所数につきましては、経済センサスの結果によりますと、平成24年が1,402件、平成28年が1,340件、直近の令和3年は1,356件となっており、熊本地震により事業所数が減少し、その後、横ばいの状況にあります。特に、地域経済を支える小規模事業者の廃業や後継者不足が背景にあると認識しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。一点、答弁の中で社会増の状況が続いているというのも御説明にあったんですけども、宇土市として見るのではなく、宇土市よりもちょっと市町村単位で見た場合に、私も最近その情報を調べているんですけども、本当に純粋に増えているのは花園地区だけ、ほかの地区はたしか減っていると。特にやはり西部地区、あと走潟も高齢化が顕著であるというのがたしか数値で出ていたと思います。こういった人口減少や若者の流出、事業者の減少、これは個別の政策だけで止められるものはありません。宇土市では各部署が本当にそれぞれ懸命に取り組まれているのも知っております。ただし、縦割構造が強く、市全体として稼ぐ力を再構築するといった機能が不足していることが本質的課題ではないかと考えております。補助金や単年度のイベントでは、地域の担い手も産業の基盤も再生できません。そんな中で、まちづくり・市民活動団体等に対する単年度補助中心の現行制度の限界をどう捉え、地域活動を基盤にしながらも、以前も取り上げさせていただいた地域商社、地域公社のような民間的経営体が育つ持続的な仕組みをどのように考えていらっしゃるでしょうか。企画財政部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市におけるまちづくり・市民活動団体等に対する補助は、地域の多様な活動を広く支援

する観点から、原則として単年度補助としております。しかし、多くの団体に機会を提供できる一方で、中長期的な視点に立った事業展開や、地域課題の解決に向けて継続的に取り組む体制の構築が難しいという課題があると認識しております。

また、補助金に依存した運営では、団体が自立的に活動を継続していく力を養うことが難しく、持続可能な地域づくりの実現に向けては、補助金だけに頼らない仕組みづくりが重要であると考えております。

そのため、市といたしましては、これまでの補助制度の運用に加え、地域活動団体が自らの事業収益や多様な資金調達手法を組み合わせることで自立的に経営を行う、いわゆる地域商社や地域公社のような民間的経営体を育てていくことも重要だと認識しております。今後は地域商社等が育つ環境づくり、支援の在り方について調査・研究を進めてまいります。

具体的には、地域資源を活用した商品開発やサービス提供による収益化の促進、クラウドファンディング等の新たな資金調達手法の導入支援、人材育成や経営ノウハウの提供、関係団体や民間企業との連携強化など、多様な主体が参画し、持続可能な地域活動が展開できるような支援の在り方について、調査・研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。本当に市長がこの16年間でつくり上げられてきたものが、この安定した大変な時期を乗り越えた宇土市、そういった状況にある今だからこそ、こういった仕組みの部分まで変革させていく時期に来たのかなというふうに感じております。市の答弁のとおり、単年の補助では地域の自立は育ちません。毎年リセットされる支援では、団体も市も本来、伸ばすべきところに投資できなくなります。そしてもう一つ大事なことは、行政が地域を支援する側という古い構図から抜け出せていないという点です。常に議会でも取り上げられていますが、地域は既に高齢化し、担い手が不足し、市民団体でさえ自分たちの力で運営していくのは限界だと感じております。今必要なのは、行政と地域が同じ宇土市の未来を見て、共に動く仕組みづくりです。何度も申し上げますが、まさに行政のアップデートが求められているタイミングだと強く感じております。私は、その鍵となるのがデジタルであり、RMOだと思っております。

次にお伺いいたします。地域活動の負担軽減と活力向上を両立するため、地域運営組織（RMO）にデジタル技術やAIを掛け合わせ、地域の声の可視化、会計の透明化、事務効率化を進める地域経営モデルをどのように構築していく考えか、企画財政部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市におきましては、現在、地域運営組織は設立されておりませんが、今後の地域運営組織づくりに向けて、市として支援の在り方等について調査・研究を開始したいと考えております。

また、議員が御指摘のとおり、デジタル技術やA Iの活用による地域の声の可視化、会計の透明化、事務効率化などは、地域経営の質を高める大きな可能性を持っていると認識しております。一方で、デジタル技術ありきでD Xを導入することや、地域課題とデジタル技術の間にミスマッチが生じることへの懸念もあります。

このため、本市といたしましては、まず地域運営組織の立ち上げ段階において、地域の皆様が課題や目指す姿について話し合いを行い、デジタルで解決すべき課題を明確化・具体化することが重要であると考えております。その上で、地域の実情やニーズに即した形で、デジタル技術やA Iの導入について市が支援できる体制や仕組みについて、先進自治体の事例の情報収集や調査・研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。確かにこのデジタルやA Iを導入する際、必ず出てくる懸念が地域が付いていけないのではないかという発想が出てくるのは理解します。しかし、現実には逆で、最も支援を必要としているのは、負担を抱え続けている地域組織そのものです。だからこそ、本質的には、地域ができないから行政が頑張るという従来発想ではなく、行政の側が地域とともに経営していく能力を備えてことが求められていると思います。そして、この体制転換の要となるのが、プロデューサー、コーディネーター、データ人材といった地域プロジェクトマネージャーだと思います。これなくして地域自走モデルは成立しません。

最後に、この地域自走モデルについて、地方創生2.0が示す「地域が自ら経営する体制」への転換を踏まえ、地域商社の立ち上げ経験者、官民連携の調整ができるコーディネーター、事業化に強いプロデューサー、A I・データ分析ができるD X人材など、地域プロジェクトマネージャーなどの専門人材の育成や確保をどう進めるのか。さらに今後、市がもしこういった事業を進める場合、出資、関与する中間組織の役割や財源、位置づけ、更には条例化を含めた制度設計をもし考えていらっしゃるのであれば、市長の見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

最近A Iとかですね、土黒議員、過去も結構使われて、今回の質問も大分使っておられるんじゃないかなと思ってお聞きしていたのですが、やはりすごい、すばらしいですね。

ただ、私たち行政はですね、何となく分かっているようで分かってないんです。だからAIについても、しっかりと理解している職員ももちろんおりますが、全体のレベルが余り高くない、私も含めてです。分かっているつもりで分かってない、AIは何でもできると思っただけで、どういうのに活用できるか、こういったところを少し勉強しないと、なかなかその質問と回答のバランスが取れないのかなと思っておりますが、この点、やはりこれからお話ししますけど、ほかのことも含めてやはり勉強が必要だなということを感じております。これは余談でございました。

地方創生2.0が示す「地域が自ら経営する体制」への転換は、人口減少時代における本市の持続的発展のために重要だと思っております。その実現には、多様な専門性を持つ人材の育成・確保と、活動を支える中間支援組織が不可欠だと思っております。

専門人材の育成・確保については、外部からの人材を本市に呼び込むことや、専門研修などを通じた職員のスキルアップのほか、地域内外の多様な人材が、本市の地域課題解決プロジェクトに参画しやすくなるような環境整備などを推進していく必要があると思います。こういった部分も言葉だけ聞けば、ああ、そうだなって思うんですが、やはり本当のことを理解しないと、多分実現まで至らないと思います。そういう部分では、まだうちも勉強が必要です。

中間支援組織についても同じでございます。今後、国等の説明会などがあると思います。いろんな説明会などがありますが、こういったのを通して、またいろいろ先進的なところに学ぶなど、とにかく学びながら検討していくと、学ばないで検討しても何にも多分ならないと思うので、まずは学びながらさっきのAIも一緒です、専門人材うんぬんのところも一緒ですが、学びながら検討していく必要があると考えております。そんな段階でございますので、現時点で具体的な組織の在り方について申し上げることは、とてもできないというのがもう本音でございます。私たちが今できることとすれば、組織が担う役割として私が考えていることと言えば、住民、事業者、地域団体、行政など多様な主体をつなぐコーディネート機能や、プロジェクトの企画や立案から事業化までを一貫してプロデュースする機能などが想定はできるのではないかと。でも、今の一つ一つの言葉を取っても、ちょっと勉強しないと具体的に何をやるか多分分からないような状況です。そんなことを言っても何も進みませんので、先に進めるとすれば、位置づけとしては、市と緊密に連携しながらも民間的な発想と機動性を生かし、地域の多様なプレーヤーを巻き込む中核組織として位置づけることで、自律的な地域経営につなげていくことが可能になるというか、そうしなければ、今後がうまく回っていかないのではないかと考えております。

また、中間支援組織の設立・運営に当たっては、その事業の公共性、透明性、そして持続可能性を確保するため、場合によっては条例制定も視野に入れて、検討を進めていく必要が

あると考えております。

いろいろ申し上げましたが、まずは勉強だと思います。まずは学ぶ、どういうことを想定しているのか、具体的にできるのは何なのか、じゃあ、どうやったらできるのか、ここをですね、しっかりと職員の皆さんにも勉強していただいて、その上で市のニーズに適した形の組織としてどうあるかについて検討していかなければならないと考えております。そういう意味でも、是非ですね、今中議員とかもこういった部分、得意の得意だろうと思いますので、是非そういった部分のアドバイスも職員にさせていただいて、職員のほうもですね、今、DXの部門を中心にですね、少しずつ人材が育ってきました。そちらのほうでも私どもも頑張っていますので、足りない部分は足りない、理解していますかと、もうちょっと理解してくださいということもしっかり私どもに伝えていただいて、議論がかみ合うようなレベルまで引き上げていただければ非常にありがたいと思います。議員の皆さんも同じでございますが、市の足りない部分については御指摘をいただければと、あと5か月おりますので、その間にお受けしたことは必ず手を付けます。でき上がりませんが、手は付けますのでよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 市長、御答弁ありがとうございます。私もですね、お名前出していた議員さんと仲良く手を組んで、一緒に力を合わせてですね、頑張っていきたい。今回はですね、地域運営組織の動きというものを今回そういったものを取り上げて、これから一貫して伝えたいのは、行政だけで抱えるのではなく、職員さん、あと議会もですし、民間、そういったところが本当にこれからどう手を組み合っていくかという仕組みづくりが、これから大事になってくるだろうというふうに思っておりますので、その部分をですね、是非推進していただければというふうに思っております。

最後に今回の一般質問を通して、私は、ここの事業の善しあしを付けたかったわけではありません。宇土市全体としての運営モデルの再設計をしていきませんかという提案です。通学路の安全確保は、子どもの命を守る最も基本的なインフラです。多目的交流施設は、未来の価値を生み出す可能性を持つまちの拠点です。そして、地域と稼ぐ力の暮らしの質を高める仕組みづくりは、これからの人口減少時代を生き抜いていく革新であると思っております。どれもそれぞれのテーマで完結しているのではなく、市として優先順位、資源配分、体制づくりの総合戦略が問われているのではないかと考えております。どの課題を先に解くのか、どの投資が未来を最大化するのか、誰と一緒に地域を運営するのか、こういったところが市政として大事な意思決定だと思っております。これからも安全で誇れる、そして稼げるまちを次世代へ引き継ぐことが必要だと思っております。これからも私もこの現場の状況を真正面

から受け止めて、議員活動を頑張っていきたいと思っております。

本当に今日は、長い間御答弁ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 以上で、本日の質疑及び一般質問を終わります。

次の本会議は、明日4日木曜日に会議を開きます。

本日は、昼食時間まで使って熱い議論ができてよかったです。これで散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後1時07分散会

第 4 号

1 2 月 4 日 (木)

令和7年12月宇土市議会定例会会議録 第4号

12月4日(木)午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 中野洋一議員

- 1 物価高対策について
- 2 交流人口・関係人口増加への取組について
- 3 災害対策について
- 4 技術系市職員向け奨学金返還支援制度について

2. 浦本晴美議員

- 1 こどもまんなか社会を実現するサービスの在り方について
- 2 男女共同参画・女性活躍推進事業の未来について

3. 佐美三 洋議員

- 1 JR三角線の乗車状況等について
- 2 JR三角線における市の理解・認識について
- 3 JR三角線利用促進に向けた取組について
- 4 JR三角線に関する市としての方向性について

日程第2 常任委員会に付託（議案第88号から議案第103号まで、議案第105号及び議案第106号）

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 土 黒 功 司 君 | 2番 杉 本 寛 君 |
| 3番 中 野 洋 一 君 | 4番 浦 本 晴 美 さん |
| 5番 佐美三 洋 君 | 6番 小 崎 憲 一 君 |
| 7番 今 中 真之助 君 | 8番 西 田 和 徳 君 |
| 9番 園 田 茂 君 | 10番 宮 原 雄 一 君 |
| 11番 柴 田 正 樹 君 | 12番 檜 崎 政 治 君 |

13番 野口修一君
15番 藤井慶峰君
17番 村田宣雄君

14番 中口俊宏君
16番 山村保夫君
18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	光井正吾君
教育長	前田一孝君	総務部長	山口裕一君
企画財政部長	野口泰正君	市民環境部長	加藤敬一郎君
健康福祉部長	江河一郎君	経済部長	山崎恵一君
建設部長	草野一人君	教育部長	池田和臣君
秘書政策課長	渡邊聡君	総務課長	上木淳司君
危機管理課長	内田雅之君	企画課長	松下修也君
まちづくり推進課長	木村るみさん	子育て支援課長	湯野淳也君
健康づくり課長	濱口由季さん	水産振興室長	宇都宮一徳君
商工観光課長	三浦仁美さん		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田尻清孝君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦田昌臣君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	中山裕輝君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（野口修一君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（野口修一君） 日程第1、質疑及び一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

3番、中野洋一君

○3番（中野洋一君） おはようございます。公明党の中野洋一です。本年最後の定例会で一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回の質問に入ります前に、元宇土市民会館長であった高木恭二さんの「考古ボーイの60年」が10月から11月、2か月間、40回にわたり熊日日新聞に連載されました。市議会議員としても、歴史好きな一市民としても、とても楽しく読ませていただきました。本市の歴史や文化事業への取組など、御自身が携わったことについて多く触れられており、本市のすばらしい歴史的魅力、文化的魅力を再認識することができました。たしか3年ほど前にも、文化課の大浪さんがやはり熊日新聞に宇土市教育委員会学芸員としてコラムを連載されていたと思います。実はこちらもとても楽しく読ませていただいております。本市の持つ歴史的魅力、文化的魅力を新聞紙上を通して多くの方に発信してくださっている。そのことで宇土市に興味を持ってくださる方がいらっしゃると思うと、大変ありがたいことだなと感じましたので、御紹介させていただきました。

話が長くなりましたが、今回は大きく四つ、物価高対策について、交流人口・関係人口増加への取組について、災害対策について、技術系市職員向け奨学金返還支援制度について質問いたします。執行部におかれましては、誠実な御答弁をお願いいたします。

では、これより質問席より質問を行います。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 改めまして、公明党の中野洋一です。よろしく願いをいたします。

最初に、物価高対策についてお尋ねいたします。私たちの生活に直接影響を与えている物価高。この物価高への対策は喫緊の課題であり、市民の皆様も期待しておられることであろうと思います。特に政府は、物価高が続く食料品の購入支援策として、おこめ券を重点支援地方交付金の推奨メニューに盛り込むようです。実際におこめ券を配布するかどうかは、自治体の判断ということになると思うのですが、重点支援地方交付金は、柔軟に使い方を決めることができる物価高対策となっていると思います。物価高に苦しんでいる市民の皆様のお手元に早く届くようにすることが大切だと考えております。

そこで、元松市長にお尋ねいたします。まだどの程度の予算が配備されるか分からない中ではございますが、その中で大変恐縮でありますけれども、市民や事業者の皆様へ、どのような形で物価高対策の支援を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

国の経済対策については、政府が先月21日に閣議決定しまして、今国会での補正予算の成立を目指しているところでございます。

国は、物価高に対して自治体が自由に使える、先ほどありました重点支援地方交付金を拡充し、その中でも特に、食料品の物価高騰に対する特別加算を設け、プレミアム商品券やいわゆるおこめ券の活用を推奨事業メニューの中に盛り込んでおります。

ただ、実際のところ、本市にどの程度の予算が配分されるか、確定した額は示されていない段階でございますので、予算も決まらない中で何をするかというのは、なかなか決められない状況であるということは御理解いただきたいと思っております。ただ、この交付金の意図は、物価高に苦しむ市民生活を支えるというところに重点があります。可及的速やかにとということも非常に重要な観点でございますので、予算はまだ確定してはおりませんが、できる部分については事前に準備を進めていきたいと思っております。おこめ券の配布が始まったというようなニュース等も目にしましたが、おこめ券は推奨メニューでございますが、宇土でおこめ券を配ってどうなるのと、農村部を持つところは自家保有米も持つておられますので、そういったところにおこめ券を配っても何もならないという思いもありますので、おこめ券は適切ではないんじゃないかなと思っております。やはり、議員からももう少し詳しくというお話をいただいたので、少しお話ししますけれども、住民の皆様にはいち早く支援をする、それも物価高対策、物価が上がっておりますので、これに一番効くようなやつをとというのがやはり基本になると思っております。そうなったら、今決めていませんし、予算枠も分かりませんので、私の個人的な考えとしますならば、やはり市民の皆様には手間暇を取らせない、そして効果があるということを考えれば、私は商品券以外にないんじゃないかなと思っております。これについては庁内のほうでも議論もしてまいりますし、議員の皆様方からもほかに妙案があればですね、是非私どもに御提言をいただきたいと思っております。その上で、ある程度方針を固めて、そして配分額に応じた措置を取っていききたいと思っております。

以上です。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 元松市長、市民の皆様への熱い思いをお聞かせいただきありがとうございます。市長の思いに近づく最善の物価高対策をお願いしたいというふうに思います。

では、2番目の質問です。本市においては、移住・定住に向けて様々な施策を充実させて

いるということは承知いたしております。しかしながら、いきなり移住や定住というと、やはりハードルが高いと思う方が多いと思います。移住・定住を増やすには、裾野を広げる必要があると思慮いたします。裾野を広げる、つまり、まずは交流人口や関係人口を増加させることが、本市の魅力や良さを知ってもらうことになり、そこから移住・定住につながるのではないかと考えます。そこで現在、交流人口・関係人口増加に向けてどのような取組を行っているのか、野口企画財政部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

交流人口や関係人口の増加につきましては、今年3月に策定しました第3期宇土市まち・ひと・しごと総合戦略の中で、「九州のどまんなか」へ人の流れを作るという基本目標を掲げ、まずは宇土市に興味関心を持ってもらうために、今年度、広報プロモーション係を新設し、「うとハッシン！プロジェクト」と位置づけた市の魅力発信に積極的に取り組んでおります。また、庁内関係部署においても交流人口や関係人口の増加に向けてそれぞれ取り組んでいるところです。

初めに、交流人口とは、一般的には特定の地域に通勤、通学、観光、レジャーなどで一時的に訪れる人々のことを指します。

この交流人口増加の主な取組ですが、まず今年度観光庁の補助金を活用して、国内外の台湾人をターゲットとしたツアーを造成し、外国人観光客の誘客強化に取り組んでおります。

そのほか、宇土高校との協力体制を強化するため、今年度高校との連絡窓口を企画課に定め、高校生の探究活動がスムーズに進むよう、連携を密にして取組を進めているところです。例えば、本市の特産品である柑橘類等によるフードロスの削減と地域活性化に関する探究活動を行う生徒たちに対して、農林政策課を通じて、農家を紹介する取組も行いました。これにより、生徒たちは、農家の方から現場の声を聴き、リアルな課題やニーズを直接把握することができ、研究の質と実効性が大きく高まったのではないかと感じております。

このような取組は、探究活動のみならず、長い目で見れば受験率向上に貢献し、交流人口の増加につながるものではないかと思えます。

次に、関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光等で訪れた交流人口でもない、特定の地域に対して継続的かつ多様な形で関わる方々を指す概念となります。

この関係人口の創出に当たっては、地域の魅力を積極的に発信し、参加の機会を提供する場を設けることが重要であると認識しております。

このため、ふるさと納税の取組として、クラウドファンディング型ふるさと納税の推進等、地域と市外居住者が継続的なつながりを持てる機会の創出を図っております。

ただ、ふるさと納税以外の分野においては、現状では、参加の場づくりや受入体制の運用

方法がまだ十分に整っておらず、具体的な施策の展開には至っていない状況でございます。

このため、まずは福岡や東京で開催される移住イベントへの参加を通じて、本市に興味を持っていただける方々との接点づくりに努めております。これらのイベントでは、本市の魅力や暮らしやすさについて積極的に情報発信を行い、移住希望者だけでなく、将来的に関係人口として継続的に関わっていただける方の拡大を図っております。

また、物産展への出展も取組の一つと位置づけております。昨年度、市では、災害時における相互応援に関する協定等を締結している伊勢原市と泉佐野市で、物産フェアを開催し、双方の交流を深めるとともに、物産フェア等を通じた人的なつながりを築けていけるよう取り組んでおります。

今後、国において関係人口の拡大を目的としたふるさと住民登録制度の創設が見込まれています。今後、公表される本制度のガイドラインも踏まえながら、地域の魅力を継続的に創出するとともに、地域外から新たな人のつながりを生み出す仕組みづくりについて、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。市として交流人口・関係人口増加への様々な取組を行っているということが分かりました。今後ともしっかりと取組をお願いいたします。先ほど、野口部長の御答弁の最後に軽く触れられた、関係人口の拡大を目的としたふるさと住民登録制度について、改めて本市としてどのように取り組もうとしているのか、野口企画財政部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

国は、住民票がある自治体以外の地域と継続的な関わりを持つ関係人口を、新たな地域の担い手の一つと捉え、今年6月に閣議決定した地方創生の基本構想の中に、関係人口をふるさと住民として登録する制度の創設を盛り込みました。

これを受けて先月、都道府県や市町村を対象に、ふるさと住民登録制度の検討状況に関する説明会及び意見募集が行われ、今月中を目途に基本的な制度設計の案を公表、今年度末には地方公共団体の取組の指針となるガイドラインが策定・公表される予定となっております。

本市としましては、まずは、ガイドライン公表後その内容を精査し、本市においてどのような取組が行えるか検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 野口部長、御答弁ありがとうございます。ふるさと住民登録制度によ

る関係人口と自治体との関わり方については、特産品購入やふるさと納税など消費活動等による地域経済への貢献や、ボランティアや二地域居住など仕事を通じた地域の担い手としての確保などであります。登録をした人のスタイルに応じた様々な形が認められ、できるだけ多くの方に登録した地域を応援していただけるような制度を目指すということのようですので、ガイドラインが公表されましたら、是非内容を精査していただき、本市にとってもふるさと住民登録をなさった方にも、WIN-WINの関係となるような取組が行えるよう、前向きに御検討をお願いしたいと思います。

私は、交流人口という言葉を知ると、にぎわっている光景が幾つか頭に浮かんでくるのですが、その一つに、子どもの頃によく行っておりましたにぎわう潮干狩りが思い出されます。私の年代ですと、宇土小学校ではバスに乗って長浜海岸へ潮干狩りに行っておりました。私は、少ししか貝を採ることができませんでしたが、驚くほどたくさんの貝を採っている同級生が何人もおりました。その当時は、貝がいっぱいたったわけですね。採貝漁業をなさっていた方にお話をお伺いする機会がございました。「昔は、砂の中で貝が積み重なり、柱のようになってたくさん採れた。でも今はそんなに貝が採れない。」と、当時を懐かしいというか、現在の状況をさびしいというか、その両方が混じったようにお話をしてくださいました。採貝漁業は、宇土市の大切な産業であります。ですから、そのお話をお聞きしてからずっと、以前のように多くの貝が採れるようにならないものだろうかという思いが常に頭にありました。2年前に常任委員会視察で千葉県に行きました。そのときの夕食にハマグリによく似た貝が出ました。似てはいるけれども、私の知るハマグリとは違う。しかしながら、食べてみるとおいしい。この貝は何だろうと思っておりましたところ、ホンビノスガイだと教えていただきました。そこからホンビノスガイについて調べました。アメリカ原産の二枚貝で、船舶のバラスト水と一緒に東京湾などに運ばれ、現在は千葉などで大繁殖をしているということ。外来種ということでアサリやハマグリなどに悪影響を及ぼさないか調べたところ、ホンビノスガイは在来種であるアサリやハマグリとは生息域が異なり、すみ分けがなされており競合しないこと。ツメタガイのようなアサリやハマグリを食べる肉食の貝ではなく、植物プランクトンを食べるため、害は及ばないこと。二枚貝を近くで養殖することで海苔の色落ちがなくなるとの環境省の報告もあり、ホンビノスガイも二枚貝であることから、宇土市の特産品である海苔の色落ち防止などの良い影響も見込めること、そして何より繁殖力が強く一年を通して採貝ができることから、ホンビノスガイを活用して観光潮干狩りを復活させることができれば、交流人口増加、ひいては経済的効果につながるのではないかと考えます。

そこで、ホンビノスガイによる観光潮干狩りに取り組もうとする漁協や、採貝をする漁業者への補助をしてはいかがでしょうか。山崎経済部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

ホンビノスガイは、北アメリカ大西洋沿岸原産の二枚貝で、日本にはもともと生息していませんでしたが、1998年に東京湾で発見されて以降、砂抜きが容易で食味も良いことから、関東地方を中心に流通・消費が広がっている食材です。

成貝は最大で殻長10センチ以上になる大型種で、ハマグリより丸みが強く、酸素欠乏や低塩分にも強いことから、アサリやハマグリが生息できない水域でも定着できるとされています。

一方で、ホンビノスガイは、環境省の生態系被害防止外来種リストの総合対策外来種に指定されており、生態系への影響が懸念されています。現時点では在来種への明確な被害報告はありませんが、繁殖力が強いため、今後、生態系や在来種への影響が生じる可能性も指摘されており、慎重な対応が必要です。

観光潮干狩りへの活用につきましては、幾つかの課題があります。まず、ホンビノスガイは夏場の高水温に適応できない可能性があるとの指摘があり、また、在来種との競合や生態系バランスへの影響も懸念されています。

現在は、県や市におきまして、熊本県水産基本計画に基づき、アサリ等の二枚貝の資源回復に向けた様々な取組を実施しております。また、県産あさり振興協議会でも、アサリの品質・ブランド力向上や生産振興など、県産アサリの保護・育成に取り組んでいるところです。

このような状況を踏まえ、ホンビノスガイの導入につきましては、まずは国や県の研究機関、漁業関係団体などと連携しつつ、試験的な導入やモニタリングなどを行い、生態系や在来種に与える影響を慎重に見極める必要があると考えております。

ホンビノスガイの導入がもし可能であるならば、その上で、観光潮干狩り等の事業化や、漁協・漁業者への補助制度の創設についても、必要に応じて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 山崎部長、御答弁ありがとうございます。御答弁にございましたが、ホンビノスガイが東京湾で発見されたのは1998年、もう30年近くたっております。千葉県は、ホンビノスガイが多く採れています。アサリやハマグリも採れています。生態系の影響はないのではないかと考えます。しかしながら、生態系や在来種に万が一にも悪い影響を与えてしまってもはいけませんので、まずは試験的な導入やモニタリングを行い、慎重に見極めていただければと思います。その上で、観光潮干狩り等の事業化や漁協、漁業者への補助制度の創設についても、懸念が解消されたならば、是非前向きに検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

交流人口・関係人口増加への取組として、強い力を発揮するものの一つに、多くの人が知

っている有名なキャラクターを活用するという方法があると思います。最近では、福岡市や長崎市において、世代を問わず世界的に人気のあるゲーム、ポケットモンスター、いわゆるポケモンとコラボレーションして市内をめぐる周遊形式で貴重な限定ポケモンや色違いポケモンが登場するという、観光とゲームを融合させた「ポケモンGOワイルドエリア」というイベントが開催され、国内だけでなく、世界各国から多くのファンが来訪し、地元へ大きな経済効果がもたらされました。通常、有名なキャラクターを活用するとなれば、その対価として大きな金額を支払う必要があるかと思いますが、「ポケモンGOワイルドエリア」というイベントについては、運営に必要な人員や場所などは実施を希望する自治体側で準備する必要がありますが、イベント自体の対価は発生しないそうです。本市においても、ポケモンのような有名キャラクターとコラボレーションしたイベントを開催して、交流人口・関係人口を増加させ、にぎわい創出のきっかけにして本市に対する経済的効果に結びつけたいと考えておりますが、ポケモンのような有名キャラクターとコラボレーションしたイベントを開催することについて、元松市長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

議員御提案のポケモンGOイベントのような全国的にも高い集客力を持つイベントは、地域経済の活性化や交流人口・関係人口の増加に大きな効果が期待できるものと認識しております。実際に、昨年福岡市、今年は長崎市で開催されておりますが、長崎市の例では、延べ約14万5千人もの来場者が訪れ、地域のにぎわい創出や経済効果に大きく寄与したと報告されております。

一方、こうした大規模イベントの開催になりますと、当然、十分な受入体制の整備が不可欠となります。特に、交通アクセス、宿泊施設の確保、飲食店等の受入体制、またイベント運営に必要な人員や予算の確保など、多岐にわたる準備が求められます。あの大きな長崎市においてさえも、開催までに約1年間をかけて準備をされたとお聞きをしております。本市の規模を考えた場合、長崎や福岡でやったような大きなイベントを単独で開催するには、さすがに無理があり過ぎると、受皿がまず足りない、交通も厳しいような状況であると思っております。

やはり一番大事なのは人を集めることではなくて、経済効果にいかに関係を結ぶかだと思います。そのために、長崎市もやはり1年をかけて準備をされている、いかに経済効果に関係を結ぶかというところを相当力を入れられたと聞いております。そういうこともありますので、やはり宇土市でできるのは、宇土市の特性や規模に見合った形でのイベントになるかだと思います。ただ、小さければいいというものではなくて、確かにそういった要素を取り入れて、少しでも大きなという観点は当然重要だと思っておりますが、今後、交流人口・関

係人口の増加につながる新たなイベントの取組についても否定するものではなくて、何かできないか、それをすることで宇土にどんな効果があるのかを考えながら、新しいものも見つけながらいきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 元松市長、御答弁ありがとうございます。市長がおっしゃるように、今現在、本市では大規模イベントを開催する十分な受皿は全く足りていない状況であるという事は承知しております。確かに本市の特性や環境に見合ったイベントの開催は大切であると思います。一方で、「ポケモンGOワイルドエリア」は、ポケモンの力で地域活性化のお手伝いをしたいという目的を持っているイベントでもあります。もちろん本市で長崎市や福岡市と同規模で行うことはできないでしょうが、ポケモンという大きなネームバリューを持ったキャラクターを活用するイベントができるかもしれません。そのようなイベントは、それだけで話題になります。宇土市で開催できるよう、スケールダウンさせることも可能ではないかと思っております。ポケモンに限らず、大きなネームバリューを持ったキャラクターなどとのイベントについて、いろんな形で実現できないかと、今後は御検討いただきたいというふうに思います。

では、3番目、災害対策についてお伺いいたします。近年、大規模な地震が多発し、地震による火災により広範囲の被害が発生しております。能登半島地震では、輪島市の店舗が火元とされ、地震による断水の影響で消火が思うように進まず、約240棟が焼失する被害が発生いたしました。消防庁の調査では、この火災の原因として、地震後の停電復旧時に発生した通電火災である可能性が指摘されております。大規模な地震の後には、大きな被害をもたらす通電火災が発生するおそれがありますが、感震ブレーカーを設置することで電気火災を防止することができます。そこで、山口総務部長にお尋ねいたします。感震ブレーカーの設置補助を行ってはいかがでしょうか。見解をお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

まず初めに、この感震ブレーカーといいますのは、地震による一定以上の揺れを感知した際に、自動的に電気を遮断する装置となっております。これにより、地震直後の電気火災、いわゆる通電火災の発生を未然に防ぐ効果が期待されております。

実際に、阪神淡路大震災においては、通電火災による被害が大きく、その後の調査でもこの感震ブレーカーの設置が通電火災の防止に一定の効果があることが認識されております。

また、国からは大規模な地震が発生した場合の対策としまして、不在中に電気が復旧した際の出火を防ぐため、避難で自宅を離れるときは、停電時であってもブレーカーを落とすこ

とや電気を自動的に止める感震ブレーカーの設置が有効と示されております。

しかしながら、県内で感震ブレーカーの設置補助事業を実施されている自治体に確認をしましたところ、感震ブレーカーについてはまだ十分認知されておらず、その重要性が伝わっていない現状にあるとのことで、その設置件数は2か年で数件にとどまっているとのことでございました。

この実態を考慮し、本市としましては、まずはこの感震ブレーカーの普及・啓発や、地震による通電火災防止の周知活動に取り組むことが重要ではないかと考えているところです。

このため、議員から御提案の感震ブレーカー設置補助制度の創設につきましては、現時点では考えてはおりませんが、国や県の動向、また他市町の取組状況などを注視しながら、地域の実情に応じ、今後も調査・研究を進めていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 山口部長、御答弁ありがとうございます。確かに感震ブレーカーを御存じない方は多いと感じております。感震ブレーカーの重要性についての普及・啓発、通電火災防止の周知活動に是非取り組んでいただきたいと思います。と同時に、感震ブレーカー設置補助制度の創設に、あえて時間差を設ける必要性はないのではないかと思います。感震ブレーカーを御存じの方もいらっしゃるし、当初の設置件数は多くないかもしれませんが、大規模地震はいつ起こるか分かりません。大地震が起こったときに自分でブレーカーを落とせばいいのですが、なかなかそこまでできないこともあると思います。場所によっては、通電火災が発生したら、大きな被害が出てしまう可能性があります。感震ブレーカーの重要性についての普及・啓発、通電火災防止の周知活動と同時に、感震ブレーカーの設置補助制度の創設もできるのではないかと思慮いたします。御検討のほどよろしく願いいたします。

前回の9月定例会一般質問で、大規模災害時の通信手段の確保についてお尋ねをいたしました。大規模災害時、道路も通信網も寸断された際の被害状況を把握のため、直接人工衛星へ接続できるスマートフォンの導入について質問をいたしました。やはり災害時において被害状況や救助する人がいるのかを把握するということは、とても大切なことであります。現在ドローンは、災害現場で被災状況の把握や要救助者の捜索などに活用されております。人の入ることのできない危険な場所での調査や空からの状況把握等により、迅速な対応ができるのではないかと考えます。そこで、本市において、ドローンの導入・活用を考えてはいかがでしょうか。山口総務部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、無人航空機であるドローンは、災害実態の把握や人の立ち入れない危険な場所での調査など、迅速かつ的確な対応が求められる場面で有効なツールであると認識をしているところです。

一方で、ドローンを運用する上で課題となりますのが、ドローン本体の購入や維持管理のほか、専門知識と操縦技術のための人材の育成となります。

他市の状況を確認しましたところ、導入当初は活用していたものの、規制の強化や資格更新の難しさなどのため、現在は、所有するドローンを職員が操縦するのではなく、民間との災害時協定により対応しているとのことでした。

本市におきましても、ドローンを使用しました災害等調査活動に関する協定を民間企業と締結しており、必要に応じて協力要請を行い、災害対応を行うこととしております。

また、宇城広域連合消防本部におきましても、ドローンを導入し使用されているとのことですので、災害発生時の迅速な対応のため、連携や協力を図りたいというふうに考えているところです。

このような現状を踏まえまして、現時点では市としてドローンを所有するのではなく、既存の体制や他機関との連携を活用し、効率的かつ効果的な運用を図っていきたいと考えているところです。

なお、職員もドローンの知識を得る必要があると感じたところから、インストラクターの資格をお持ちの前田教育長を講師としてお迎えし、職員向けのドローン研修を今年度3回開催する計画で、本日が2回目の開催日となっているところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 山口部長、御答弁ありがとうございます。本市においては、ドローンを使用した災害等調査活動に関する協定を民間企業と締結し、必要に応じて協力要請を行い、民間企業がドローンを使い災害対応を行う。また、宇城広域連合消防本部においてもドローンを導入し使用されているので、災害発生時の迅速な対応のため連携協力を図りたいとの御答弁であったかと思えます。餅は餅屋ということわざもあるぐらいですので、専門家に任せ、災害時には連携を取り、しっかりと災害対応ができるというのであれば、あえて市でドローンを購入せずとも活用できればいいのではないかなと考えます。ただ、任せっぱなしにせず、市職員の方がドローンの知識を得ようと研修を受けるという、その姿には感動をいたしました。さらに、この御答弁の中で最も驚いたのは前田教育長です。ドローンの操縦資格や安全運航管理者、そしてインストラクターの資格までもお持ちであると、改めて教育長の博学多才さに感動いたしました。是非御教授いただければと思います。

次に4番目、技術系市職員向け奨学金返還支援制度について質問です。近年、特に採用が

困難となっている技術系職員。他自治体や民間企業との人材獲得で競合した場合に、本市ではなく、他市や民間企業を選ぶ方がいると聞き及んでおります。また、採用後に中途退職をする職員の方もいると聞いております。こういったことは本市に限らず、多くの自治体の悩みとなっているようです。しかしながら、資格を持っている技術系職員がいないということは、その分野において市民の皆様へのサービスの低下につながりかねません。まずは、本市を選んでいただく、そして採用後は市役所に長く勤めてもらうことができるよう、いろんな手を尽くしていらっしゃるのだろうとは思いますが、新たな一手を打たないといけないときではないかと思えます。また、本市には宇土市奨学金返還支援補助金が創設されており、本市の産業を担う人材の確保及び若者の定住促進を図るため、奨学金の返還に要する経費に対し補助金を交付しております。そういった観点から、技術系市職員向けに奨学金返還支援制度の導入について前向きに検討していただきたいと思えますが、山口総務部長に見解をお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えをいたします。

議員御質問のとおり、職員の人材不足への対処及び優秀な人材の獲得につきましては、本市に限らず、全国的に喫緊の課題となっているところで。

本市におきましても、職員採用試験を毎年実施をしておりますが、応募者数が減少している現状がございます。特に技術系職員の応募状況は厳しく、とりわけ建築職につきましては募集しても応募自体がなく、職員採用に当たっては我々も大変苦慮しているところでございます。

このため、少しでも宇土市へ興味を持っていただけるよう、高校への訪問や民間企業等が主催する就職説明会への積極的な参加を行っているところで。また、公務員に興味がある方向けの独自の就職説明会の開催や職務経験者採用枠での募集など、様々な取組を行っているところですが、建築職に関しましては、近年、採用までに至っていない現状がございます。

そのような中、議員から御提案いただきました技術系職員への奨学金返還支援制度があることは承知をしており、就職先を決定する上では、大きなインセンティブの一つになるものと考えております。例えば東京都では、都並びに都内区市町村等の技術系職員として採用し、奨学金の返還をする者に対して、奨学金の返還額の2分の1を都が負担されております。返還支援額の上限は150万円となっており、採用後、最長10年で分割し返還をするという制度設計となっているとのことでございます。また、先日、千葉県におきましても、同様の制度を創設されるというニュースもございました。

本市としましても、技術系職員の安定的な人材確保のため、議員から今回御提案いただいた制度も含め、他自治体での取組状況など情報収集を継続して取り組んでまいります。

併せまして、就職した後も、宇土市を良くしたい、宇土市民のために働きたいとの意識を個人として、また、組織として、いかに高め、長く継続していくか。そのことも大変重要であるとの思いでもございます。

今後も、職員個々の負担軽減につながり、ひいては市民サービスの向上が実現できるよう、引き続き、人材不足への対処、また優秀な人材の獲得、そして職員の意識高揚に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 山口部長、御答弁ありがとうございます。技術系職員の安定的な人材確保のため、今回私が提案いたしました制度も含め、他自治体での取組状況など情報収集をした上で、前向きに御検討いただきたいというふうに思います。

今回は、物価高対策について、交流人口・関係人口増加への取組について、災害対策について、技術系市職員向け奨学金返還支援制度について質問をいたしました。執行部におかれましては、誠実な御答弁ありがとうございます。

私の質問は以上で終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。10時55分から会議を開きます。本日も3人続けて質問する形になりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

-----○-----

午前10時46分休憩

午前10時55分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

4番、浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 皆様、こんにちは。会派、風の浦本晴美でございます。本日は一般質問の機会をお与えいただきまして、誠にありがとうございます。今回は2点について質問をいたします。まず第一に、こどもまんなか社会の真の実現に向けたサービスの在り方について、次に、男女共同参画及び女性活躍推進事業の未来についてでございます。いずれも相互に深く関わる重要なテーマでございます。執行部におかれましては、前向きな御答弁をいただければと存じます。

それでは質問席に移ります。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） こどもまんなか社会を実現するためのサービスの在り方について質問をいたします。まず、3月定例会でも取り上げました病児・病後児保育施設パンダについて、こどもまんなか社会の実現に向けた重要な取組の一つとして、再度お伺いをいたします。初めに利用状況とその分析についてです。本施設の令和5年度から令和7年度10月末現在までの利用状況、そして前年からの増減に関する分析は実施されておりますでしょうか。次に、課題と改善策について伺います。第3期子ども・子育て支援事業計画アンケートにおいて指摘されたパンダの課題について、現在、具体的な改善策の検討を進めておられるのか、江河健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

病児・病後児保育施設パンダは、児童が病気又は病気の回復期にあり、集団保育又は家庭での保育が困難な場合に当該児童の一時的な保育を行うことなどを目的に、宇土地区医師会の御協力のもと、平成21年10月から医師会館内に開設している保育施設であります。

お手元のタブレット又はモニターの資料を御覧ください。

病児・病後児保育施設パンダの利用状況につきましては、令和5年度が162人、令和6年度が139人、令和7年度が10月末時点ではありますが、104人の利用がっております。利用される時間については、5時間を超える利用者が、全体の8割から9割を占めている状況で、朝の出勤前にお子さんをパンダに預け、退勤後に迎えに来られるケースが多いようです。

次に、前年からの増減と分析につきましては、令和5年度と令和6年度の利用者数を比較しますと、23人の減となっております。宇土地区医師会から毎月提出されます報告書の分析から、例年、インフルエンザや胃腸炎などの感染症の流行の有無によって増減がっている状況です。また、その報告書により月別の利用年齢や病名及び利用時間等を集計・分析し、パンダの運営などに生かしているところでございます。

続きまして、第3期市子ども・子育て支援事業計画アンケートで指摘された病児・病後児保育施設パンダの課題についてですが、宇土市子ども・子育て支援事業計画、すなわち宇土市こどもまんなか計画を策定するに当たり、アンケートの質問の一つに、就学前児童と小学生の保護者を対象としました「病気の際の対応について」のアンケートを実施しております。

そのアンケートの結果では、お子さんが病気やけがで保育所等や小学校を休んだときの対処方法の質問に対しては、「母親が仕事を休んだ。」が最も多く、次いで「親族・知人に子どもを見てもらった。」、「父親が仕事を休んだ。」の順になっており、「病児・病後児の保育を利用した。」との回答は、ほとんどが就学前児童の保護者からの回答によるものでし

た。

また、「病児・病後児のための保育施設などを利用したいか。」との質問では、「利用したいとは思わない。」と答えた人の割合が約8割と非常に多く、その理由には、「親が仕事を休んで対応する。」が最も多く、次いで「病児・病後児を他人に見てもらうのは不安」、「利用料がかかる。」、「利用方法が分からない。」、「利便性がよくない。」、「質に不安がある。」などの回答がっております。

このアンケート結果から、子どもが病気のときに保護者が職場を休める環境が整ってきたということも感じられますが、病児・病後児保育などのサービスを知らない保護者も一部いらっしゃるなど、本市の課題としては、病児・病後児保育施設パンダが、子どもが急な病気のために、専門的なケアのもとで安心して預けられる便利な施設であるということこれまで以上にPRし、併せて、病児・病後児保育の利便性の向上とサービスの充実を図っていく必要があると認識をしたところです。

そこで、今年度からパンダのスタッフとともに、定期的に保健センターで行われる乳幼児健診時にスタッフが赴き、保護者に病児保育及びパンダの登録から利用までの流れを説明する取組を始めたほか、広報うとによるパンダの特集記事の掲載やパンダの利用者登録に係るオンライン申請の導入等で、今年度のパンダの利用者は、10月末までの集計ではありますが、令和5年度、令和6年度と比べると増加する見込みとなっております。

今後も、本市の病児・病後児保育施設パンダを広く市民に知ってもらえるよう、広報うとや市公式LINEなどのSNSによる情報発信と併せて、子育て世代の方が集まるあらゆる機会を利用して周知を図っていくとともに、日々の利用者の声や利用状況を分析しながら、病児保育事業の充実を図ることで保護者の負担軽減や子どもたちの安心・安全な病児保育環境の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 丁寧な御答弁ありがとうございます。利用状況の分析やアンケートで明らかになった課題の認識、そして本年度から開始された周知の取組について理解をいたしました。特に、乳幼児健診の場で直接保護者に説明を行っておられる点や、広報やオンライン申請などで利便性向上を図っている点は、保護者の立場に立った取組であります。一方で、アンケートにも示されたとおり、依然として「利用方法が分からない。」、「他人に預ける不安がある。」といった理由で、病児・病後児保育を十分に活用できていない家庭が多くあります。周知の強化は利用増につながる一方で利便性が十分でない、場所が分かりにくいといった構造的な課題は、単なる周知だけでは解消しにくいと考えます。子どもの急病時に保護者の休みで対応できるケースが増えていることは望ましい傾向ですが、全ての家庭が

同じ環境にあるわけではありません。だからこそ、必要とする家庭に確実に情報が届き、安心して利用できる環境づくりが一層重要であると考えます。

では、次の質問に移ります。本市における病児保育事業の体調不良児対応型の実施状況と今後の導入について、江河健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、体調不良児対応型とは、病児保育事業に位置づけられるもので、児童が保育中に微熱を出すなど、体調不良となった場合においても、引き続き通所している保育所等で緊急的かつ保健的な対応を図る事業でございます。

本事業の対象となる児童は、事業実施の保育所等に通所している児童に限られ、実施に当たっては、衛生環境が整った医務室や余裕スペース等が必要であり、体調不良となった児童が、保護者が迎えに来るまでの間、安静に過ごすためにお世話をする看護師を配置する必要があります。

本市におきましては、現在、市内17の保育所等のうち、網津保育園のみが今年度から実施されているところでございます。本年10月末までの利用状況は、延べ30人の園児が利用され、多いときで3人の園児を看護師と補助員の2人で対応されている状況です。今後、各保育所等において、医務室等の環境整備や看護師等の配置など要件を満たすことができれば、実施箇所も増え、保護者の方々も安心してお子様を預けられる環境が整うと考えているところでございます。

今後も、各保育所等に対して事業の周知等を図るとともに、現在、本市が実施しております保育士等人材バンク事業により、看護師等の確保についても支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 御答弁ありがとうございます。体調不良児対応型については、現在網津保育園のみでの実施であり、環境整備や看護師配置など実施に向けた課題があることを理解いたしました。一方で、一定の利用実績があり、保護者の安心につながる大切な取組であることも確認しました。実際、網津保育園を訪問しまして、保護者の皆様が大変助かっているとおっしゃっているということを伺いました。また、園の職員の方からも、看護師が常駐していることで得られる大きな安心感や、体調不良児がいないときには保育のサポートとしても活躍いただいているなど、非常にありがたいという声を聞いております。

では、次の質問に移ります。保育園では体調不良児対応型に対応する取組が始まっておりますが、働く保護者が安心して子育てできる環境として、病児・病後児保育を今後どのよう

に位置づけ、充実させていこうとお考えでしょうか。江河健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えします。

共働き世帯が増加している現状において、働く保護者が安心して子育てできる環境づくりは、非常に重要であると認識しています。特に、子どもが急に病気になった際に安心して預けられる病児・病後児保育は、保護者の継続的な就労や経済的安定を支える、欠かせない子育て支援策であると考えております。

本市の病児・病後児保育施設パンダの現状につきましては、令和7年11月1日現在で631人の登録者がありますが、利用者数は新型コロナウイルス感染症の流行時から減少し、収束後もコロナ前の水準に戻っていない状況でございます。

利用者数が伸び悩む背景には、感染症流行による保護者の感染予防意識の高まりに加え、近年では社会全体で、子どもが病気のときに保護者が休みやすい職場環境づくりが進みつつあることも一因と考えられます。看護休暇制度やテレワークの普及など、職場での理解促進などにより、家庭で看病できる選択肢が広がってきたことも、利用者数に影響しているものと認識しております。

しかしながら、全ての御家庭が必ずしも十分に休みやすい環境にあるとは限らず、仕事の都合で、どうしても保育サービスを必要とされる場合もございます。そのため、病児保育事業は、必要な方が安心して利用できる社会のセーフティネットとして重要な役割を担っていると考えております。

今後も引き続き、病児・病後児保育施設パンダについては、保護者の方々へ周知徹底を図り、利用しやすい体制づくりやサービスの質の向上など、本市の病児保育事業の充実を図るとともに、各保育所等においては体調不良児対応型の導入を推進していくことで、働く子育て世代が安心して子育てができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 御答弁ありがとうございました。病児・病後児保育が、働く保護者を支える重要なセーフティネットであるとの認識を示していただきありがとうございます。一方で、利用が伸び悩んでいる現状があるからこそ、必要な家庭に確実に情報が届き、安心して利用できる環境整備を一層進めていただきたいと思います。職場環境の改善が進んでいるとはいえ、仕事を休むことが難しい保護者が一定数存在するのも事実です。市として周知の強化やサービスの質の向上に引き続き取り組むとともに、利用したくてもできない潜在的なニーズの把握にも力を注いでいただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。産後の母親の孤立課題とフォロー体制について。父親の育児

休暇等の子育て支援制度は拡充されてきましたが、中には、休みは取れても収入が少なくなるなどの理由で、制度を十分に活用できない家庭があるのも実情です。また、出産後に母親が一人で育児の重圧を抱え込み、産後うつを発症するケースも見受けられます。このような産後の母親の孤立という課題を、宇土市はどのように認識しておられるでしょうか。また、産後の母親のフォロー体制の強化について、現在、乳幼児の家庭訪問は保健師によって行われていますが、限られた人員のため、同じ対象者に何度も訪問することは困難であると推察されます。産後の母親を継続的に支えるために、市として家庭訪問を含めたフォロー体制をどのように強化していくお考えか、江河健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

産後の母親は、慣れない育児や身体的・精神的な負担の増加、社会的役割の変化などから、孤立感や不安を抱えやすい状況にあります。特に近年は、核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、身近に相談できる相手がいないことで孤立が深刻化しやすい状況となっており、産後の母親の孤立は、産後うつや児童虐待リスクの要因にもなり得る重要な課題であると認識いたしております。

これに対し、国は、それまで複数の省庁で対応していた子ども関連施策を一体的に行うため、こども家庭庁を設立し、子育て環境の充実を図っております。

本市においても、安心して妊娠、出産及び子育てができる環境の整備を図るため、出産後の心身が不安定になりやすい一定期間、保健指導を必要とする母子に対し、母体の保護及び育児の保健指導を行う産後ケア事業や、産婦健康診査費用助成事業等を地域の産科医療機関や助産院と連携して行うことで、産婦うつ等の早期発見・早期対応に努めております。また、生後2か月前後の子どもとその母親に対し、保健師等が健康観察や育児不安に対応するための乳児全戸訪問を行っております。さらに、育児不安が強い等の子育てに対して支援の必要性が高い保護者には、健康づくり課の保健師が、こども家庭センター所属の助産師や精神保健福祉士、社会福祉士といった他職種の専門職と連携して、定期的に訪問や面接、電話連絡を行う等、対象者に応じた支援の幅を広げているところでございます。

確かに、浦本議員の御指摘のとおり、専門職による支援体制には限界がございます。しかし、産後の母親の孤立を防ぐためには、専門職による支援だけが有効なわけではございません。母親が不安や悩みを気軽に相談したり、子どもと一緒に過ごす居場所があるなど、地域全体で母親を支え合う仕組みがとても重要だと考えております。

そのため、産後の母親を支えるためのフォロー体制強化といたしましては、産後ケア事業等の既存の制度については、利用者の視点に立って現行の制度の見直しを行うことで、利用しやすい制度設計を実施してまいります。併せて、行政だけではカバーできない部分に対し

ては、先進地の取組状況等を把握し、子育てをしている人と、子育てを応援したい人・民間企業や団体、関係機関や行政等、子育てを地域で支える全ての人をつなげていく仕組み、宇土市で子育てをしたいと感じてもらえるような地域の応援体制づくりに取り組んでいくことで、フォロー体制の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 丁寧な御答弁ありがとうございます。産後の母親の孤立を重要な課題として捉え、産後ケア事業や産婦健康診断、乳児全戸訪問など、多面的な支援に取り組んでおられるとのこと。地域全体で母親を支える体制づくりの必要性についても、まさにそのとおりだと感じております。一方で、専門職の人員には限りがあり、制度があっても届きにくい、頼りづらい、そういう家庭が存在することも事実です。産後の孤立を防ぐためには、早期に気づき、つながり続ける仕組みを構築することが極めて重要です。現在、自治体の産後ケア事業に加え、助産院や医療機関によるケア、さらに産後ドゥーラ、ホームスタート、産前産後ヘルパー、ベビーシッターなど、民間による多様な支援も広がっています。産後ケアは、助産師などによる専門職のケア、家事育児を支える生活支援、そして地域や母親同士のつながりづくりの三位一体で成り立つものです。改めて命の誕生、出産、その役割の大きさに心を寄せ、できる精一杯のことに取り組みたいです。出産後の母親が心身共に回復し、安心して子育てを始められるよう支えていくことは、社会全体の責務です。支えられているという安心感は、もう1人産んでもいいかなという気持ちにもつながります。本市においても、地域や民間と連携した新たな支え合いの仕組みづくりに向けて、地域の実情に合った事業の導入を是非検討いただきますようお願いいたします。

次の質問です。本市で安心して子どもを産み育てたいと思ってもらうためには、先ほど質問しました、産後ケア事業も含めた子育て支援制度をさらに充実させる必要があるのではないのでしょうか。本市が掲げる「こどもどまんなか社会」の真の実現のために、子育て環境をどのように整えていかれますか。元松市長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

ビジョン的なものをとということでございますので、少し長くなりますが、お許しをいただきたいと思っております。

本市が持続的な人口維持や出生率回復を図るためには、若い世代が本市で子どもを産み・子育てをしたいと思える環境を整備することが喫緊の課題であると認識しております。

本市では、産後ケア事業をはじめ、育児相談体制の充実、先ほども出ております病児・病後児保育、保育所や認定こども園の整備、子育て支援センターの運営・支援、子ども医療費

助成等の各種助成金・給付金といった経済的支援など、多岐にわたる施策を宇土市こどもどもまんなか計画に基づき、「こどもまんなか社会」の実現や子ども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進しているところでございます。

この計画では、子育て世帯がいきいきと子どもを育てることができ、家庭、地域、学校が協力して子どもたちを支え合う仕組みづくりを進め、子どもたちが「自分は大切にされているんだ」と実感できる社会を築くことを目的としております。また、子どもや若者が自由に集まり、安心して過ごせる居場所をつくること、そして子どもや若者の意見や思いをまちづくりに反映させる仕組みを整えるために、市関係各課や関係機関等が連携しまして、事業実施に日々取り組んでいるところでございます。

先月22日に開催しました「こどもまんなかの日イベント」でございしますが、こちらは昨年引き続き、2回目の開催となりましたが、本当に多くの市民の皆さん、親子連れの皆さんに御参加いただき、大盛況でございました。これからの子育ての在り方のヒントが見えたような気がしたのも、今回のイベントでございました。今年度はイベント開催に向けまして、庁内でもプロジェクトチームを作り、関係各課はもとより、市内の子育て支援に携わる関係機関や団体がそれぞれの特色を生かしたブースを提供していただきました。そういった多岐にわたるブースの存在もあって、終始笑顔にあふれた時間でございました。この日は浦本議員、今中議員、土黒議員もいらっしゃったと思いますが、議員の皆さんにもこれに直接関わっていただいておりますことを、本当にありがたく感じたところでございます。その日、午後は基調講演としまして、早くから地域での子育て支援に取り組んでこられた横浜市の認定NPO法人びーのびーの理事長の奥山千鶴子さんから、今、求められる子ども・家庭支援について、幾つものヒントをいただいたところでございます。なぜ、この話をさせていただいたかと申しますと、先ほど健康福祉部長の答弁でもありましたとおり、国は、子育て環境の整備を一体的に実施し、市も同様に必要な支援制度を丁寧提供しております。しかし、核家族化や親世代を支える親も現役で仕事をしていて、子育てを支援したくても現実的に難しい、自分の育った地元ではない場所での子育てをすることになる母親の増加など、子育てを取り巻く環境が常に変化をしております。また、地域で子育て世代を応援したいと思う人は、今も以前と変わらず一定数おられると思っておりますが、個人のプライバシーを尊重するあまり、気づけば隣人がどのような方か分からないといった現状もありまして、思いはあってもどう形にすべきかと考える、それが分からない支援者も多いと思われまます。

これから、子どもたちが地域で安心して、いろいろなことに挑戦していく環境をつくるためには、行政が提供する支援制度だけでは不十分であります。そこには地域の力が非常に重要になってくると思います。家族以外の子どもや大人との関わり、社会から祝福される、自分には居場所がある、必要とされているという安心感を地域と連携し、地域ぐるみで子育て

環境をつくり上げることが非常に重要だと考えております。

この育ちの環境を、切れ目なくつなげていくことで、次世代を支える好環境ができ上がり、支えられていた側から支える側へと地域全体での子育て環境を構築することが、持続的な人口維持や出生率の回復につながることを思います。

そのため、これからは、保護者・養育者だけではなく、地域社会全体で子どもを育てる必要があります、その枠組みづくりが行政に課せられた重要な役割になると思っております。これまでも同様の考え方はありましたが、今は置かれた状況等様々な制約がある方がほとんどです。ですので、一律にやることを決めるのではなく、参加する人の環境や置かれた状況において、皆さんがそれぞれの立場で、自分のできることから参加するという一方で、全員が子育ての主役となれるような地域を目指す必要があると思っております。

これから宇土市は、「こどもどまんなか社会」の実現に向けまして、引き続き、地域と一体となって取り組む姿を見てもらうことで、「宇土市で生活したい。宇土市で子どもを産み、育てたい」と思っただけのよう、今後も国や県の施策とも連携しながら、子育て世代やこれから子どもを持つことを考えている方々に選んでいただけるまちづくりを進め、持続可能な人口維持・出生率の回復に全力で取り組んでいかなければならないと考えております。繰り返しになりますが、行政ができること、それだけでは今の時代不十分でございます。地域で思いを持っている方をいかに巻き込んで、言い方は悪いですが、お力をお貸しいただいて、そして共に地域で育てるという社会にする。それについて、行政もしっかりと考えて対応していくことが重要だと思います。

以上です。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 元松市長、力強い御答弁をありがとうございます。「こどもどまんなか社会」の実現に向けて、行政と地域が一体となり、子どもたちが安心して育ち、保護者が孤立しない環境づくりを進めていくという市長の明確なビジョンを伺うことができ、大変心強く感じました。市長の答弁にもありましたが、子どもどまんなか日のイベントには、延べ2,500人の来場があったということで大変驚いております。延べではありますけれども、実際どれぐらいだったのかと想像しますと、本当に何か感動します。私は、子ども応援サポーターとして読み聞かせと絵本の譲渡会、そしてふうせんのへやを受け持ち、多くの親子と出会うことができました。行長ちゃんも応援に駆けつけて場を大変盛り上げてくれました。お昼のブースには長い列ができ、親子連れだけでなく、高齢者の姿も見られました。子ども食堂運営団体の皆さんは、早朝から調理を行い、市の職員さんは前日の準備から大変お疲れ様でした。宇土高校の生徒さんもスタッフとして参加され、大変な学びになったと思います。皆様大変お疲れ様でございました。まさにこのイベントは、行政と地域住民が宇土の

子育て家庭を応援するというメッセージを発信していると思いました。しかし、子育てを取り巻く環境は日々変化しており、制度の充実だけでは届かない家庭や、支援につながりにくい家庭が存在することも事実。だからこそ行政の施策と地域の力が有機的に連携することで、誰一人取り残さない子育て環境をつくるということが何より重要であると考えます。本市が掲げる理念をさらに具体的な取組として形にしていくためにも、産後ケア事業を含めた子育て支援制度が必要な方に確実に届き、安心して利用できる体制の整備を引き続きお願い申し上げます。

次の質問にまいります。男女共同参画・女性活躍推進事業の未来についてです。私が議員となり、初めての一般質問は、3年前の12月、男女共同参画社会についてでした。振り返りますと、それ以降、なぜか毎年12月に男女共同参画に関する質問を行っております。各審議会や委員会への女性登用促進を求めた結果、防災会議のメンバーに女性が増えたことは大変うれしいことでした。また、今年度開催したうとみらいカレッジは、個人的には私が一番うれしく感じているのではないかと思うほどです。もちろん私自身も受講者として第3回を終え、今週末には第4回の公開講座基調講演会が開催されます。カレッジの参加者は20代から60代の女性で、非常にエネルギッシュな方々ばかりで、素晴らしい出会いをいただいております。そこでお尋ねいたします。講座に参加されている方々の感想はどのようなものがあるでしょうか。また、今後さらに発展させていくお考えはありますでしょうか。山口総務部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

うとみらいカレッジは、女性が輝き、暮らしやすい宇土市の実現を目指し、キャリアコンサルタントや宇土市で活躍する女性リーダーなど、多彩な講師陣により、10月から3回の講座を実施し、今月、あと2回の講座を予定しているところです。

講座には18人の方に御参加をいただいております。講話やワークショップ、交流会などを通して、毎回活発な意見交換が行われております。

参加者の反応としましては、講座後のアンケート調査の回答におきまして「集まった仲間と新たな行動を起こしたいと意欲が湧いた。」や「参加者の皆さんの話を聞き、刺激を受けた。」また「少しずつでも、宇土市が安心して暮らせるまちになるよう動いていきたい。」といった非常に前向きな声が多く寄せられており、社会参画への意識改革、参加者同士のネットワーク構築につながっているものと考えているところです。

今後の発展としましては、今年度の参加者に対して、講座終了後も継続的なフォローを行い、ネットワークの維持や発展を図り、講座参加者が、市政へ興味や関心を持って、市の審議会へ応募されるなど、宇土市の未来を担う女性として活躍の場を広げていただくことを目

指しているところです。

また、当事業については、今年度限りで終わらせるのではなく、次年度以降も継続して実施していく考えでございます。継続的な開催により、ネットワークをさらに広げ、より多くの女性の意見を市政に反映させる機会を増やしていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 御答弁ありがとうございます。うとみらいカレッジが、多彩な講師陣による講座やワークショップを通じて、参加者同士の意見交換やネットワーク構築につながっていること、また、社会参画への意欲や市政への関心を高める効果があることを伺い、大変心強く感じております。このカレッジのテーマは、「私の一歩がこのまちをつくる」であり、誰かがつくるのではなく、自分自身でつくるという意識を持つことの大切さを教えてくれます。他人軸ではなく、自分軸で物事を考える第一歩であり、気づいた人から動き出すという姿勢が大切だと感じさせてくれる講座です。講座の中では、自分がどうありたいかを考えることの重要性を学びました。2回目の講座では、グループワークの際にイベントをやってみようとする盛り上がるグループもあり、大変すばらしい成果だと感じております。また、担当職員の方のサポートが大変すばらしく、安心して講座に参加することができております。参加者のエネルギーに触れ、職員の方々も事業の手応えを感じておられる様子が見え、カレッジの開催が成功していることを身近に実感しております。今年度だけでなく、今後も継続的に開催され、参加者のネットワークがさらに広がることで、より多くの女性の意見が市政に反映され、市の未来を担う女性の活躍の場が広がることを期待しております。また、並行し、このすばらしい講座は女性だけで学ぶものではなく、男性も共に学んでいけるカレッジに進化していくことを期待します。そして、男女問わず、市民の皆さんの社会参画を促進する取組として、カレッジの充実に取り組んでいただきたいと思いますようにお願いいたします。

では、次の質問に移ります。過去の一般質問でも一貫して申し上げておりますが、こどもまんなか社会の実現には、男女共同参画の推進が不可欠であると考えております。そこでお尋ねをいたします。市として、こどもまんなか社会と男女共同参画をどのように関連づけ、施策に反映していくお考えでしょうか。山口総務部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

本市では、本年3月に宇土市こどもまんなか計画を策定し、こどもまんなか社会の実現に向け、市全体で取組を現在進めているところでございます。

計画には、子育てしやすい環境の整備など男女共同参画の視点を盛り込み、誰もがいきいきと安心して子育てができる社会の実現を目指しており、男女共同参画の推進は、こどもま

んなか社会の実現に不可欠なものとして認識しているところです。

こどもまんなか社会の実現と関連した、今年度の取組としましては、宇土市こどもまんなか応援プロジェクトチームに、男女共同参画担当職員が参加し、先月22日に開催されました、宇土市こどもまんなかの日イベントにおいて男女共同参画の啓発を実施したほか、宇土市の男女共同参画月間である11月には、市民交流スペースにおいて庁内関係部署と連携した啓発パネル展示を行ったところでございます。

また、先ほど答弁しました、うとみらいカレッジ参加者の皆様から出た意見も、取組に反映していきたいと考えているところです。

今後も、男女共同参画の視点を生かしながら、こどもまんなか社会の実現に向けて、関連施策を積極的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 御答弁ありがとうございます。こどもまんなか社会の実現に向け、男女共同参画の視点を計画に盛り込み、応援プロジェクトやイベント啓発活動を通じて具体的に取り組まれていることを伺い、大変心強く感じております。また、うとみらいカレッジの参加者の意見を施策に反映させるなど、現場の声を大切にされている点も大変評価いたします。今後も男女共同参画の視点を生かしながら、必要な施策を着実に進め、市民一人一人が安心して子育てできる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、引き続き取り組んでいただけますようお願いいたします。

では、最後の質問になります。宇土市では男女共同参画の担当が総務課に置かれておりますが、専任の係は設置されていない状況です。他の自治体では、総務課内に専任係を設けたり、企画政策課や市民協働課などに担当を配置して推進体制を強化している例もございます。今後、男女共同参画をさらに推進していくためには、専任の部署を設置することも必要ではないかと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

議員が今御指摘をされたとおり、本市には男女共同参画専任の部署がございません。もっと深く言えば専任の職員もおらず、兼任の職員で対応してきております。そんな中、県内14市においては、男女共同参画専任の部署が設置されている自治体が多い状況であることも認識しております。

これまで、本市における男女共同参画に関する取組は十分であったとは思っておりません。ただ、やはりこれではいかんということで、今年度新たな一歩として、うとみらいカレッジを実施するなど、外部の力を活用しながら施策を始めてきたところでございます。もともと

宇土市は、人口当たりの正規の職員が非常に少ない自治体でございます。たとえ同一規模の自治体であっても、職員数の多い、少ないが非常に差があります。宇土市と人吉市、特定の市を出して申し訳ないんですが、規模的にはやっている事業も実はほとんど変わらないんですが、職員が70名、正規職員で違います。そんな状況でございますので、正規職員が置ける、あるいは専任部署がつかれるというのは、ここに大きく関わってくるということを是非御理解をいただきたいと思っております。

現時点では、今申し上げたとおり専任の部署はありませんけれども、既存の体制の中であっても新たな事業展開が今回はできております。参加者の反応からも、一定の評価をいただいたものと考えております。

先ほど、総務部長が答弁しましたとおり、今後、更なる事業展開を目指してまいりたいと思っておりますので、そうなるとうちでも兼任では足りないことも出てくるかと思っております。そうなった場合には、専任部署がつかれなければ専任職員を置くとか、そういったものも当然考えていく必要があると思っております。

以上です。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 御答弁ありがとうございました。本市に男女共同参画専任の部署がない現状や県内の状況についても認識されておられ、また既存の体制の中でうとみらいカレッジをはじめ、新たな取組を進められ、一定の成果が得られていることを大変心強く感じております。他自治体では専任の係や政策部局が担っている例もあるため、宇土市も今後取組の見える化や体制強化を検討いただけると、より推進力が高まると思っております。今後の事業展開の中で、必要に応じて組織体制の強化や部署新設も検討していくとの御答弁を受け、男女共同参画の推進をさらに広げるためには、体制づくりが重要であると考えております。湯徳章氏から御縁をいただいております台湾ですが、台湾はジェンダー教育、性教育は人権教育として浸透しており、ジェンダー平等に関しては多く学ぶところがある台湾でございます。引き続き、そのようなところからも学びを得ながら、この男女共同参画の推進に向けた施策が着実に進むことを期待いたしまして、私の質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時55分から会議を開きます。

-----○-----

午前11時44分休憩

午前11時54分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

5番、佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） 改めまして、無所属の佐美三です。今定例会におきまして、質問の機会をいただきありがとうございます。今年最後の一般質問のトリを務めさせていただきます。大変お疲れのところとは存じますが、もうしばらくお付き合いをお願いいたします。今回はJR三角線の乗車状況、利用促進に向けた取組、そしてJR三角線をこれからも存続させるための市の考え方等について質問をさせていただきます。それから、一つお断りをしておきます。ちょっとですね、喘息気味でせきがちょっと出ますので、お聞き苦しいところを御迷惑をお掛けしますけれども、どうか御了承をお願いいたします。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をよろしく願いいたしまして、質問席に移ります。よろしく願いいたします。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） 改めまして、よろしく願いをいたします。さて、JR三角線につきましては、単なる交通手段ではなく、地域をつなぎ、住民の日常生活を支え、地域の持続可能性において必要不可欠な存在であります。日本における鉄道ネットワークは、地球3分の2周分に当たる約2万7千キロに及び2022年の鉄道利用者は合計210億5,000万人を超えたと報じられております。その一方で、少子高齢化、自家用車の普及など、特に地方においては鉄道を取り巻く環境が厳しさを増すばかりの状況にあります。このような中、2023年8月に国土交通省は鉄道の輸送効率を表す輸送密度を指標として、当面1千人未満の線区の存続について優先的に議論をすることを決定いたしました。現在、この基準に当てはまる鉄道は、全国で約90区画あると言われております。その中にJR三角線も含まれているものと思われま。

では、まず初めにJR三角線の1キロ当たり一日平均乗車数、通過人員ですね、いわゆる輸送密度について、併せて当該営業損益について、過去5年間の状況を野口企画財政部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

モニター又はタブレットを御覧ください。

JR九州が公表しております線区別利用状況によりますと、JR三角線の日1キロメートル当たりの平均通過人員として表記されております、いわゆる輸送密度及び営業損益に関する2020年度から最新の2024年度までの5年間の状況は、2020年度が輸送密度775人、営業損益はマイナス2億8,400万円、2021年度が輸送密度776人、営

業損益はマイナス2億8,100万円、2022年度が輸送密度825人、営業損益はマイナス3億2,900万円、2023年度が輸送密度859人、営業損益はマイナス3億500万円、2024年度が輸送密度899人、営業損益はマイナス3億1,300万円となっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。2020年は新型コロナウイルス感染症が世界規模に広がり、国内においても同年4月緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出を極力控える等の予防策が講じられたことで、国民生活に大きな影響を与えた年でもあります。ちょうどこの表の一番上段になります。このような状況下、JR三角線におきましても、1キロ当たりの平均乗客数、いわゆる輸送密度については、初めて1千人を切る事態となったのが2020年であります。また、営業損益についても、ただいまの企画財政部長の答弁によりますと、このコロナ禍以降、2億8,000万円から3億円を超える、そういう幅での赤字を計上しております。また、コロナ禍が落ち着いた2023年、24年についても、緩やかに輸送密度の回復が見られるものの、3億円を超える営業赤字が出ております。これについては、昨今の物価高騰による影響が大きいものと考えられます。依然として厳しい経営が続いているところでございます。

では続きまして、観光列車A列車で行こうの運行が、輸送密度と営業損益にどう影響しているかについて、企画財政部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

JR九州に問い合わせたところ、公表されているJR三角線の輸送密度と営業損益に、観光特急列車A列車で行こうの数値が含まれてはいますが、A列車で行こう単体の数字は公表されていないとのことです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。公表していないということですが、JR九州さんにおいては当然分析をされていることと思います。JR三角線沿線の人口については、緑川地区から網津、網田そして三角町一帯の総人口が約1万4千人で、20年前からすると約3分の2になったと言われております。つまり、通勤や通学での乗車利用だけでは、さらに厳しくなることは容易に想像できるわけであります。このような中、観光列車A列車で行こうは、JR九州管内を走る観光列車の中では根強い人気を誇っているとされており、2011年運行開始し、土日・祝日を中心に走り、当初は10年間で累計約41万人

が乗車し、平均乗車率は約51%に達しておりました。観光列車の中でも人気が高いというのは、JR九州がマスコミ等に報じているところでもあります。A列車で行こうについては、新型コロナウイルス禍であった2021年に、平均乗車率が21%に落ち込みましたが、それが現在においてはインバウンド効果もあって乗客数も回復基調にあるとのことでもあります。また、A列車と連携した観光計画で定期航路天草宝島ラインを有する上天草の船会社シークルーズは、A列車との相乗効果に手応えを示しているという、熊日さんの記事も以前紹介されておりました。観光列車A列車で行こうの運行が輸送密度と営業損益においても、それなりに貢献をしているものと思われまます。三角線にとって、通勤や通学での乗車利用が低迷する中、頼みの綱は観光利用にあると私は思います。このことは、後ほど詳しく触れたいと思います。

ではここで、国交省における地方鉄道の存廃を議論する再構築協議会の設置目的、設置基準等についてお尋ねをします。企画財政部長お願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

鉄道の再構築協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、国が設置するもので、地域の鉄道の存続や再構築をめぐる課題に対応するための協議を行います。

まず、設置目的について申し上げますと、利用者減少などにより経営が厳しい地方鉄道について、鉄道事業者、地方自治体、国などの関係者が一堂に会し、鉄道の存続やバス転換を含めた地域交通の在り方を協議し、その計画策定や実施について協議することを主な目的としています。

協議により、持続可能な地域交通ネットワークの実現や、地域住民の移動手段の確保を目指します。

次に、再構築協議会の設置基準につきましては、国土交通省が公表した、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針によりまますと、次の三つの要件を全て満たす必要があります。

1点目が、都道府県をまたぐ線区であること。都道府県をまたがない線区でも、他県とつながる路線に列車が乗り入れるなど広域ネットワークの一部をなす場合は、国土交通省が認めれば対象になります。

2点目が、当面の輸送密度が一日当たり1千人未満であること。

そして、3点目は、JRに限定した条件になりますが、特急列車や貨物列車が走行していない線区であること。

このように、単に路線の収支が赤字であるということのみでは、再構築協議会を組織する理由とはなりません。ただし、人口減少や少子化、自家用車の普及やライフスタイルの変化

等の外的要因により、大幅に輸送需要が減少している場合には、輸送需要に見合った、より利便性と持続可能性の高い地域旅客運送サービスの実現を図るために、交通モードの最適化に向けた協議を行う必要があり、再構築協議会を設置する場合があります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。令和5年4月、地方公共交通の再編に向けた関連法が可決成立し、施行をしました。これにより経営難の地方鉄道については、存廃をめぐり自治体や事業者が参加する再構築協議会制度を導入することも可能になりました。このことは、国が主導し、住民の利用を促して鉄道を存続させるか、バスをはじめとする他の交通手段等へ転換するかを議論する、そういう方向に国が大きくかじを切ってきたということでもあります。国交省は、2023年10月に鉄道事業の再構築協議会の設置基準として、答弁のとおり、当面は輸送密度が1千人未満の線区を優先することとなっております。JR九州はこの設置基準を元に、今後、沿線住民の声も聞きながらどのように対応するのかを検討していくとしております。そこで、輸送密度1千人未満の線区に該当する三角線ですが、JR九州から関係沿線自治体としての聴取等の動きがあっているのか、企画財政部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

現在、JR九州から関係沿線自治体としての聴取等の動きはありません。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。今のところ、JR九州からの声かけはあっていないということでもあります。当然JR九州管内においては、三角線よりも厳しい経営環境にある線区もあります。例えば、鹿児島県のJR指宿枕崎線ですが、JR九州がこの指宿枕崎間について協議を呼び掛けたのは2023年11月。国が地方鉄道の存廃議論の目安を示して間もない頃でございました。1キロ当たり一日平均利用者数が1千人未満とされる中、指宿枕崎間の輸送密度は2022年度において220人で、JR三角線よりもさらに厳しい経営環境にあります。そこで、鹿児島県が中心となって国主導の存廃を議論する再構築協議会ではなく、県・沿線自治体、JR九州でつくる指宿枕崎間の在り方に関する検討会議を昨年8月発足させて、今後の指宿枕崎線の方向性について現在議論を重ねているとのことでございます。当該路線は、輸送密度が低いというだけではなく、もう一つ弱点があります。それは何かというと、終点が他の路線と接続していない、いわゆる盲腸線ということでもあります。同じように、私どもの三角線もですね、終点三角駅が他の路線と接続していません

ん。したがって、指宿枕崎線と同じ盲腸線なんです。切ろうと思えば、条件が揃えば一番に切りやすい路線。トカゲのしっぽみたいなもんですね。私たちは、そののどろろをしっかりと認識しておかなければならないと思います。三角線においても、現在、輸送密度は1千人未満の線区であり、このままでは近い将来、存廃を議論する再構築協議会の声かけがないとも限りません。このことを執行部の皆さんも十分認識をしておくべきだと思います。

ではここで、JR三角線の重要性について市の捉え方をお尋ねします。また、維持されることのメリット、廃線になることのデメリットについても、併せて企画財政部長にお尋ねします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

JR三角線は、宇土駅から三角駅に至る全長約26キロメートルの路線で、市内の駅は、宇土、緑川、網津、肥後長浜、網田、赤瀬の6駅でございます。

昭和62年に国有鉄道からJR九州株式会社に継承され、現在も通勤・通学を主体とした市民生活に欠かせない路線として、また、宇城市、天草地域など観光地への交通手段としても利用されており、宇土市に限らず沿線の自治体や天草等の周辺自治体にとっても、生活、観光、地域活性化の面で大変重要な社会基盤となっております。

しかしながら、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、2024年度の輸送密度を見れば、地方鉄道の存廃を議論する再構築協議会の対象にもなり得る1千人未満の899人であり、過去5年間では微増傾向にあるものの、37年間で約3分の1までに落ち込んでいる状況です。

万が一、廃線になるような事態になれば、自力での移動手段を持たない地域住民にとって、三角と宇土駅を結ぶバスの運行本数も減少した状況下にあっては、公共交通による移動手段が極端に限られ、日常生活に著しい支障を来し、地域の活力が急速に衰退していくことが懸念されます。

本市では、現在、西部地域の人口減少に歯止めをかけるべく、この地域への定住・移住施策に尽力しているところでございますが、施策を展開する上で、JR三角線はライフラインとして、重要な役割を担っていることは確かです。

また、コロナ禍以降、インバウンド客も増加傾向にありますので、西部地域の魅力的な観光地を訪れてもらうためにも、JR三角線は重要な公共交通であると認識しております。

以上のことから、三角線が維持されるメリットとしては、宇土市及び天草地域を含めた沿線地域の生活や観光を、今後もある程度維持していける可能性が高くなること。廃線になることのデメリットとしては、自力での移動手段を持たない住民が、現在お住まいの地域で生活していくことが困難になること等であると認識しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。今、部長の答弁の中で、宇土市の駅の中で、宇土、緑川、網津とおっしゃったところは、多分住吉駅の誤りだったかなというふうに思います。それでは、ありがとうございます。三角線が維持されることのメリット、廃線になることのデメリットを考えますと、J R三角線が日常生活、通勤・通学、そして観光、様々な分野において、多大な恩恵をもたらしてくれていることが分かります。なくなったら、大ごとであります。計り知れないマイナスの影響が及ぶわけであります。このところを私たちはしっかり押さえておかなければなりません。

そこで、改めてJ R三角線を存続させるためには、国土交通省が公表した地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針に基づき、繰り返しになりますが、輸送密度1千人以上を維持しなければなりません。2024年度の輸送密度は、部長の答弁のとおり一日899人であることから、1千人以上に引き上げることの重要性をどう執行部として認識しておられるか、企画財政部長にお尋ねします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） すみません、先ほど議員の御指摘のとおり、網津駅ではなくて、住吉駅の間違いでした。失礼いたしました。

それでは、御質問にお答えします。

J R三角線は、本市及び沿線地域における生活、そして観光の重要な公共交通機関です。2024年度の日当たりの輸送密度は899人であり、地方鉄道の存続を議論する再構築協議会の対象基準となる1千人を下回っていることから、現在の状況は、路線の維持及び存続にとって極めて深刻な課題であると認識しております。

このことを踏まえ、利用者数を増やすことの重要性は、大きく分けて次の3点にあると理解しております。

まず一つ目は、市民生活を維持するという点です。

通勤や通学を主体とする市民の日常的な移動手段として、J R三角線は必要不可欠です。この公共交通機関が失われることは、市民生活の利便性を著しく損ない、特に西部地域における生活基盤を脆弱化させることにつながります。

よって、J Rによる交通手段の確保は、地域に住み続けるため、また、定住・移住施策を推進する上での重要なライフラインであると考えております。

次に二つ目は、地域経済の活性化と観光振興に資するという点です。

J R三角線は、本市から宇城市、天草地域へと続く観光ルートの一部を担っています。インバウンド客が増加傾向にある中で、この路線を活用した観光客誘致は、地域の消費活動を

刺激し、経済の活性化に貢献します。

よって、沿線の魅力的な観光地へのアクセスを確保することは、地域全体の魅力を高め、交流人口の増加にもつながるため重要であると考えております。

三つ目は、持続可能な地域社会の実現に資するという点です。

公共交通機関の維持は、高齢化社会にも対応し、移動しやすいまちを実現するための重要な要素であり、JR三角線はその役割の一端を担っていることから、本市全体の活力を維持し、持続可能な地域社会を実現するために重要であると考えております。

以上のことから、JR三角線の一日当たりの輸送密度を1千人以上となるように増やし、継続し続けていくことは、路線の存続はもとより、市民生活の維持、地域経済の活性化、そして持続可能な地域社会の実現に直結する喫緊かつ最重要の課題であると深く認識しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。三角線の2019年コロナ禍前の年は、輸送密度は1,187名で1千人を超えておりました。それがコロナ禍となった翌年、2020年は775人まで落ち込み、それから以降5年連続で1千人を下回っております。昨年2024年度においても輸送密度は899人、今、部長からの答弁のとおりであります。いまだ1千人に届いていません。しかし、緩やかではありますが、数字の上は回復基調にあります。このような中、本年度はインバウンド効果により、列車の乗客も昨年よりも増えているように思います。もうひと頑張りすれば、最低ラインをクリアすることは可能な位置にあると思います。輸送密度を引き上げることの重要性を再認識してもらって、関係自治体である宇土市や宇城市は、積極的に乗客を増やすための施策を打つべきだと私は思います。

ではここで、市においてJR三角線の利用促進に向け、主体的に取り組んだ過去5年間の事業について、企画財政部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

過去5年間において、本市が主体となって実施したJRに関する利用促進事業はございません。しかしながら、令和3年10月に、観光特急列車A列車で行こうが運行10周年を迎えた際には、JR九州主催によるイベントに本市も参加しました。

具体的には、宇土駅で列車を出迎えて、見送るおもてなしイベントに職員が参加し、JR九州で準備された横断幕や10周年記念手旗、のぼり等により、JR九州の職員や地域の方々と一緒にイベントを盛り上げました。

また、列車が宇土駅から赤瀬駅までを走行する間、客室乗務員による社内放送により車窓

から見える宇土市の観光名所等のPRを行っていただいたことで、本市の魅力を発信し、利用機運の醸成に微力ながら貢献できたものと考えております。

さらに、当時福祉課にあった復興支援係が担当として誘致活動を行った麦わらの一味の一人ジンベエの銅像が、令和4年7月に住吉海岸公園に設置されました。これ以降、三角線を利用し住吉駅から住吉海岸公園を訪れる観光客が増加し、利用促進に寄与していることは、三角線沿線の住民の皆様も御承知のことだと思います。

なお、直接利用促進を目的にした事業ではございませんが、三角線を利用し住吉駅からジンベエ像まで歩いていかれる観光客向けに道案内表示を行ったことや、令和6年度に約4,200万円の工事費をかけて網田駅の改修を行ったことも、本市が主体的に取り組んだ事業となります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。一日当たりの輸送密度1千人以上にすることが喫緊の課題であります。しかし、これまでの5年間の取組というのを聞きましたけれども、残念ながら答弁を聞いてもほぼゼロに等しいぐらいですね。網田駅舎はきれいになりましたですね。しかし、何か具体的な取組というようなことではですね、本当にゼロに等しいんじゃないかと私は感じております。現在、本気で三角線を守っていこうという姿勢がどうも私は感じられません。今後、JR三角線の利用を増やすために、宇土市としてどのような取組を行っていくのかをお尋ねいたします。企画財政部長お願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

これまでの答弁で申し上げておりますとおり、JR三角線は地域住民の重要な生活路線であり、観光振興にも不可欠な公共交通機関であると認識しております。

そのため、一日当たりの輸送密度を1千人以上にするという目標は、沿線地域の活性化にとって大変重要な指標です。この目標達成には、市単独の取組だけでは到底達成できるものではございませんので、JR九州や関係機関である宇城市や県、さらに地域団体、地域住民の皆様との連携が不可欠であると考えております。

特に、JR九州と地域団体等が連携して実施するようなイベントは、利用者を増やす有効な手段であると思いますので、市としましては、地域団体等からの多様なアイデアや要望をJR九州に伝え、実現に向けた橋渡し役や調整役を担うとともに、市としてもできることに積極的に取り組んでまいりたいと思います。

また、現在も定期的を開催しております、宇城市、上天草市、天草広域本部、宇城地域振興局、そして本市の五者で構成しております五者連絡会において、連携して利用促進を考え

る体制を維持しながら、ＪＲ九州との情報交換及び意見交換も引き続き実施してまいりたいと考えております。

さらには、ＪＲ三角線の日当たりの輸送密度１千人以上を達成するよう、利用促進につきましても本市の魅力発信と絡めながら、先ほどの答弁でも申し上げましたジンベエ像や長部田海床路をはじめ、御輿来海岸や宇土マリーナなど、三角線沿線の魅力に関するＰＲ強化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、地元の皆様におかれましては、是非ＪＲ三角線を積極的に御利用いただきながら、利用促進に向けた応援とお力添えを賜りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○５番（佐美三 洋君） ありがとうございます。今後の取組について答弁をしてもらいましたが、申し訳ないですが、抽象的な話ばかりで具体性に欠けていて全然響かない、そんな感じがしてなりません。行政が何かをやる場合、一般的に予算の裏づけがなければできません。だから、こういう答弁になってしまうのも仕方がないのかなというふうにも思います。そこで、民間である住民団体、地元の皆さんが現在、そして過去において取り組んだ利用促進に向けた具体的な事例がありますので、ちょっとここで紹介をしたいと思います。今後の参考にしてもらいたいというふうに思います。

まず現在、ＮＰＯ法人網田倶楽部では、「ＪＲ三角線に乗ろう！小さなわくわく冒険の旅」三角線利用促進キャンペーンというイベントを実施しております。今、モニターにも出ております。このキャンペーンの趣旨は、小学生以下の子どもたちに保護者同伴で列車に乗る体験、機会を提供するもので、併せてＪＲ三角線の利用促進を図るものであります。将来の鉄道ファンを育てる、そういう意味もあります。キャンペーン期間は本年１０月１日から来年３月末日までの実施で、三角線に乗車したら、特典としてＪＲ九州から子どもたちへのノベルティ進呈や網田倶楽部からのプレゼント、そして網田レトロ館、駅カフェを利用する場合は、さらに支払額の２０％割引するものであります。ちょうどコロナが蔓延していた時期に遡りますが、少しでも乗車人数を増やしたいとの思いから、ＪＲ九州熊本支社にこんなキャンペーンを実施したいと持ちかけましたところ、「コロナ禍でＪＲとしても大変窮地にある中、沿線住民団体の皆さんから大変ありがたいイベントを企画提案していただき、心から感謝します。」というコメントをいただきました。第１回目の際には、ＪＲ側が自ら作成してくれた大型ポスターを熊本県内のＪＲの有人駅全てに貼ってもらい、協力をしてもらいました。今年で４回目になります。先般、宇土市内の保育園、幼稚園計１９園、保護者数約１千人にチラシと案内状を配布しましたところ、早速ある保育園から２０人の園児と保育士２名が宇土駅から網田駅まで乗車してくれました。ちょうど今このモニターに出ておりますけ

ど、そのときの写真であります。保育園のときに列車に乗った楽しかった体験は、一生の記憶として忘れることはないかもしれません。子どもたちも列車に乗れて、そして今、手元を持っているのが、そのときこちらから渡しましたプレゼントですね、JRさんと網田倶楽部からのプレゼントをもらって大変喜んでくれました。このほかにも、個別に親子連れでキャンペーンに参加されることもしばしばあります。このような取組は些細なことかもしれませんが、少しでも三角線に乗ってもらおうという思いで実施しているわけでありまして。一応、宇土市もこのキャンペーンの後援ということになっておりますが、残念ながら、どこが所管課なのか、本事業に対する理解がいまいち得られていないのが現状であります。

それから、過去の事例として、住民主体で行ったイベントを紹介しておきます。以前、網田ウォーキングというイベントを毎年4月初旬にJR主催でやっておりました。これですね、網田駅を映しているところですけど、平成13年、2001年を第1回として、2019年までの間、熊本地震の際は中止になりましたが、計18回開催されております。このイベントは、地元の網田地区振興会や婦人会、老人会、3窯元の皆さんの絶大なる協力によりまして、地元住民がおもてなしの心でミカンや貝汁の無償提供をしてくれまして、参加者にも大変喜んでもらったイベントでありました。毎回平均500人前後の参加者があり、ピーク時には550人を超える参加者があった記録も残っております。しかしながら、これもまた2020年のコロナの蔓延によって、それ以降実施をされておられません。今紹介したのは普通列車を対象としたものですが、もう一つですね、観光列車A列車で行こうについても、おもてなしを実施しております。このモニターに映っておりますのが、A列車が網田駅に停車する時間を利用して音楽でおもてなしをする不定期ではありますが、そういう形で現在も実施をしております。熊本地震を機に網田に移り住んでこられました梅田さん夫妻が、当初、勝手連的に始められまして、地元住民がメンバーに加わり、今の形となっております。この次の写真をちょっと見ますと、写真はA列車から降りてこられた乗客が2番ホームから1番ホームのライブのほうを見ておられる、そういう写真であります。当然ですね、網田駅舎もありますので、そういうこともありまして、JRがダイヤ改正のたびに網田駅での停車時間を延ばしておまして、今では下りの便は約25分停車するまでになりました。また、次の写真は網田レトロ館から、地元特産のネーブルをはじめ、柑橘類を活用したスムージーの販売をしております。大変好評です。浦本議員も駅スタッフとして中心となってやっております。私は何を言いたいかというと、今紹介したこれらの取組は、全て輸送密度を高めることにつながっております。地元住民は少しでも三角線に乗ってほしいとの思いから、率先してこういう活動を行っております。市においても予算がなくてもやれることはいっぱいあります。例えば、JRウォーキングを復活するために、関係機関であるJRと地元網田地区振興会の仲を取り持つとか、そういうことでもいろいろあると思います。市は輸送

密度の重要性を本当に認識しているのであれば、こういう些細なことからも、まずは具体的な行動を起こしてもらいたいというふうに思います。先ほど来、担当部長の答弁を聞いておきまして、これまでの取組、これからの取組において、危機感が感じられない、いまいち具体性に欠けているように思えてなりません。ただですね、ここが大事なところですけども、誤解がないように言っておきます。これは野口部長が悪いわけでは決してありません。4月から担当部長になっておられまして、気の毒なくらい指摘をさせていただきましたが、これまでの市の取組姿勢に問題があるのではないかと、私はそれを言いたいわけです。そのところをくれぐれも誤解のないようお願いしたいと思います。では、なぜ鉄道に関して意識が薄いのか、視点を変えて、私なりにちょっと考えてみました。市の例規の中に宇土市組織規則という例規があります。その中の企画課の事務分掌を見てみますと、たくさんの事務の中の一つに、公共交通に関わる総合的企画及び調整に関することという一文が記されています。このことから、企画課が今回の答弁書の担当課になっているわけですが、鉄道に関する事務を企画課が全てつかさどるのはどうなのかなと私は思います。一般的に企画課といえば、自治体という船の進むべき未来を描き、その航路を示す総合調整部署、そういう機能を持っているところと認識しております。目先の課題解決に追われる事業部署とは一線を画して、数年、数十年を見据えた市の基本構想、基本計画といった市全体のかじ取りを担う、まさに羅針盤のような存在であると認識をしております。それだけに優秀な職員さんを配置されているわけですが、こういう企画課の性質上、今回の輸送密度の向上を担う担当課としては、私はなじまないんじゃないかなというふうに思えてなりません。企画課が今後も所管するのであれば、もっと職員をですね、先ほど浦本議員ももうちょっと充実させてという話になりましたけど、こちらもなんですけれども、もっと職員を増やさないと、これは厳しいというふうに思います。現行の組織規則の事務分掌について、公共交通という大きくくりの中に、JRも地方バスも一緒くたになって隠れていて、職員も明確な自分の仕事という認識、理解が不足しているんじゃないかなというふうに、そんな気がしてなりません。公共交通というくくりを、例えば鉄道に関する事、あるいは地方バスに関する事という具合に、事務分掌を具体的な言葉で明確に記述したほうが、担当職員も自分の仕事という認識、自覚が高まるんじゃないかなと、そういう規則に速やかに変えるべきではないかというふうに思いますので、検討をよろしく願いしておきます。

以上のようなことを踏まえ、元松市長に2点ほどお尋ねしたいと思います。まず1点目は、JR三角線に対する思い、存続についてどう考えるかについてお尋ねをしたいと思います。また、JR三角線における輸送密度を1千人まで引き上げることは、三角線を存続させるための当面の大きな指針であることを本当に分かっている職員、部署が、現在存在するのか疑問に感じてなりません。輸送密度の重要性を真剣に深刻に考え、沿線住民と一体となって知

恵を出し合い、とりあえず1千人をクリアし、そして更なる輸送密度引上げを担う、そういう考えを持つ意欲的な職員、部署の設置が今求められております。市長の特命事項に値するものと思いますけれども、いかがでしょうか。このことについて見解をいただきたいと思えます。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えしたいんですが、まず少し長くなりますのでお許しをください。

私も高校3年間、大学の1年生までの三角線で通いました。非常に愛着のある路線でございます。先般、結婚式の帰りに熊本駅から乗りまして、寝過ごしましたら長浜駅でございました。縁があるなど、三角線だったなということを感じたところでもございます。個人的には三角線大好きでございますし、網田駅にもよく行きます。マリーナに行った後は網田駅に行っておカレー食べたり、特に列車を見たりしています。

先ほど御紹介がありました、網田駅に関しては、地域の皆さんが本当に力を出していただいております。心から感謝を申し上げます。NOSANオールスターズの皆さんの話もありましたが、網田オールスターズも後から言いますけど、NOSANオールスターズの皆さんが演奏始められると、やはりお客さんがA列車から降りてこられるんですね。そして降りてきて手を叩いたり、旗振ったりしてくれます。そして近くまで来てくれる方もたくさんおられます。すばらしいことだと思います。そしてまたですね、この皆さん方の恐らくお付き合いだと思いますが、よその地域からバンドの方が来られて、あそこでおもてなししていただいているんです。これは、本当にすばらしいことだと思います。この地域力のおかげでございます。そんな中、網田オールスターズの一員として、佐美三議員がギタリストとしても頑張っているということをお紹介したかったところでございます。議員としての活動はもちろんなんですが、こと網田に関しては、誰よりも危機感を持って自分で飛び込んで動いておられること、本当にありがたく思っております。本当にもう先ほどから厳しい意見をいただいておりますが、佐美三議員の気持ちからすると間違いなくやはりそうだなという思いもします。そしてまた三角線愛好者として、日頃から三角線の利用にも関わっていただいておりますことを改めて感謝を申し上げます。

そんな中、先ほどからですね、私も答弁書あるんですが、ちょっと苦しい話になってしまいそうなんですが。とりあえずもともと用意していた答弁書を基にお話ししますが、違う部分も大分入ってきますのでお許しください。

JR三角線は、本市にとって大変重要な公共交通機関であることは言うまでもございません。特に西部の方々にとっては、日常の足となる移動手段でございますので、絶対に欠かせないものであり、また観光戦略を考える上でも、地域の活性化を図る上でも不可欠な存在で

あると思っております。輸送密度1千人という数値についても、非常に重要な指標であると思っております。これについては後から少し触れます。こういったことをこの数値をやはり重く受け取って、三角線の存続に向けた具体的な目標として、明確に認識しなければならぬと思っております。ここの認識は甘いと思います、私も含めてです。それはおわび申し上げます。

本市におきましては、JR三角線の輸送密度向上を存続の視点からだけではなく、現在、市が戦略的に推進しております定住・移住に関する政策にも深く関わる重要な課題と位置づけております。この課題は、特定の部署だけが担うものではなく、市全体として取り組むべきであるというのが私の方針でもあります。具体的には、公共交通をはじめ、観光振興分野、地域振興分野、教育分野など、関係する部署が多数ありますので、連携を密にして利用促進に向けた具体的な施策を横断的に検討・実施することで、全庁的な協力体制を強化しなければならないと思っております。企画課の問題がございましたが、確かにそうなんです。おっしゃったとおりで、何もしなければ何もないんですが、もうしなければならぬ問題が、今相当たまってきているのが企画課でございます。そこはやはりバスの問題も大きい問題がありますので、国際交流も実は企画課が今担当しておりますので、こういった部分も含めて整理をしてあげないと、ちょっとパンク状態になっているのかなという気もしております。これは議員の御指摘のとおりだと思います。で、ここで1点だけ、私、もう一つ視点があって、三角線というと西部の人しか関係ないように皆さん思われると思います。ただ、実際には全く違うんですね。それが何を言いたいかと申しますと、三角線は宇土駅止まりの列車はありません。熊本まで必ず行きます。三角線を走る車は熊本から必ず下ってきます。宇土駅からの上りが一日平日62本あります。このうち三角線が16本で26%。本線だけを走る列車は46本でございます。三角線がもしなくなれば、上りの列車で26%の列車の本数が減るということです。宇土駅から乗る場合です。で、下りのほうは本数がちょっと少なくて、59本のうち16本が三角線であります。ここは27%なくなれば減ると。ですから、宇土から乗る人が特に朝は7本あるんですけど、こういった7時台は7本ありますが、ここを三角線が2本、8時台は3本のうち1本分が三角線、三角線があることで、自分の時間に合わせられるという利便性が高まっているんですね。ここが宇土駅と松橋駅との違いであります。そういう意味でいきますと東部のJRを利用される方々の利便性にも絡んでくるという問題もあるということを、ちょっと今までの説明でそこは全然抜けていたので、お話をさせていただきました。決して西部の方々ばかりの問題ではなくて、JRを利用する人、三角線がなくなれば宇土駅は列車少ないねって言われるような状況になるということを、ちょっと意識すべきだなと思ったことでございます。

戻りますけれども、宇土市の取組はもちろん重要ですが、外部との連携もですね、本当に

重要だと思います。JR九州はもちろんですけども、何より沿線自治体との連携は絶対に欠かせないものだと思います。もちろん地域の皆さんとの連携も必要です。やはりこういった連携を図ってこそ、初めて輸送密度が上がるのかなと考えているんですが、さっきの輸送密度の表をよかったら出していただきたいんですが、あの三角線というのは25.6キロ総延長があります。輸送密度1人は何かというと、三角から宇土まで全線乗った人が毎日1人いるというのが1なんです。ですから三角から乗れば1になると。ちなみに網田駅は、14.5キロしかありませんので、1人乗られて0.56しか上がりません。住吉は0.28、緑川駅に至っては0.15しか影響がないんですね。これは毎日乗った場合です。例えば三角から学生さんが平日だけ学校に行くという場合の数字でいくと、その影響でいけば三角からでも0.7にしかありません。網田駅からだったら網田の子どもたちが宇土高校、あるいは熊本の高校に行くとした場合は、平日のみなら0.4にしかならない。住吉からは0.2にしかならない、緑川からは0.1にしかならない。それぐらい地域の乗客を増やすことは大事なんですけど、近い距離を増やしても輸送密度は上がらないということです。だから言いたいのは、それだから意味がないというわけじゃなくて、広域連携が絶対いると思うんです。ここがですね、市の体制も悪いです、市の体制もなってないと思いますけども、この広域連携の考え方をもう少し意識を高めて、広域で取り組んでいかないと1千人なんか絶対いかないと私は思っています。そんな中ですね、私の知り合いが三角におります。網田倶楽部の活動、網田駅での活動に非常に興味を持っていて、三角も行政がつくった何とか振興協議会か何かあるらしいんですが、そこは全く何もやらないと。もう任せても何にもならないから、自分たちで網田倶楽部のような三角駅を活用したまちおこしをやりたいと言って、会をつくったんです。これから動き出すと。で、今度、振興局で何か集まりがあるということでございましたので、そこには案内してくださいということで、私からも連絡させていただいているんですが、そういうですね、やはり行政だけでやってもこれは無理だということは佐美三議員は分かれると思います。やはり力を、手を合わせる。宇土だけでも駄目ということもたしかにお分かりいただけだと思いますが、やはり広域で宇城市、上天草市を含めてやらないと輸送密度は絶対に上がらないということ。ですから、ここについては、行政の内部、うちがそこをもう少し力強い活動ができていけば、その連携についても呼び掛けもできたのかもしれませんが、行政レベルだけじゃなくて、民間レベルでの結びつきは是非民間レベルでやっていただいて、それと合わせて行政との接点をつくっていただければいいかなと思っています。ところでございます。

意欲的な職員や部署の設置と、何か意欲的な職員と言われると、みんなが意欲がないような気がして非常に私は悲しいんですけど、意欲うんぬんはちょっと別として、やはりその三角線、バスもそうですけども、この公共については企画課が片手間のできる仕事じゃないな

という思いはあります。そういう意味で、やはり三角線の利用数を上げるというのには、本気で取り組む必要がありますので、ここについては、今の体制では不十分だということは十分分かっております。ただ、専任の部署をつくれるかどうかは少しですね、はい、つくりますと云える状況でないとは、浦本議員の御質問でもお答えしたとおりでございますので、そこは御理解いただきたいんですが、動けるプロジェクト、何とかして動けるプロジェクト、あるいはその担当の職員とかですね、専任の職員というか、担当の職員の明確化ですとか、こんなことはやはり今後考えていかなければ、輸送密度を上げるなんてことはできないんだろうなと思っております。そういう意味で、これからちょっと私はちょっとあれですけども、次の時代に向けてですね、市として全力ではもちろんですが、本気で取り組んでいかなければならない課題だと認識をしております。

以上です。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） 答弁ありがとうございました。NOSANオールスターズがここで出てくるとは思っていませんでした。あのおもてなしライブもですね、私よりも詳しく市長が説明していただきましてありがとうございます。日頃からですね、元松市長は網田駅に、そして網田レトロ館にいつも来ておられますので、いろんなことを私たち以上に知っておられるなというふうに思いました。それから、輸送密度の件についても詳しくですね、私も全然そこまでは、そういう域じゃないですけど詳しく知っておられることに、やはりすごいな、鉄道オタクだなと私は思いました。そういう中で、やはり私も市長の話聞いて、ちょっと思ったんですけど、梅雨時期にもう豪雨になる、そうすると、網津川が氾濫すると三角線が不通になるんですよ。それとまた、先月赤瀬で不幸にも人身事故がありまして、あのときは上下4本、300人の皆さんが代替で動かれたということでありました。こういうのも輸送密度に関係するかなと思っただけですね、やはり関係するそうなんです。そういうことで、先ほど、熱い職員の話がちょっと出たんですけど、私は大雨が降って不通になったときに、わあ、輸送密度が下って、そのぐらい考えてくれる職員が担当してくれたらなと、これはちょっと私が思うところでございます。それから事務方が答弁を作ってくれましたので、これについては言う必要もないと思っただけ、部を超えて横断的に検討したり、全庁的な協力体制の強化を図ること、必要に応じたプロジェクトチームをつくることは、大いに結構だと私も思います。しかし、この横断的組織が陥りやすいのが、各自、本来業務のかたわらプロジェクトに参加するわけでありまして。当然、本来業務に関係するから参加されるわけなんですけども、横断的組織に広げたことで、さらに責任の所在が曖昧になることもあります。また、一般職員というのはおおむね3年で異動していきますので、そういうことも考えますと、やはりそういう組織をつくった場合は、それを束ねる更なる軸となるしっかりとした担

当部署を構築しておかなければ、なかなかうまくいかないのかなというふうに思いました。そしてまた、私たち住民も、今回問題提起をしました輸送密度の件も含め、三角線に関する問題、課題、あるいは利用促進に向けたアイデア等についてもいろいろな意見を持っております。そういうものも真摯に話を聞いてくれる、受け止めてくれる、そういう部署の存在が必要というふうに思っているところでございます。しっかりとした担当部署の構築を是非ともお願いしたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に移ります。存続に向けて市としてどうしていくのか、まずお尋ねをします。その上で、先ほどちょっとだけ触れましたが、JR三角線は終点三角駅が他の路線と接続していない、いわゆる盲腸線であります。指宿枕崎線と同じなんです。したがって、条件が揃えば容易に廃線に持っていきやすい弱点、弱みがあります。しかし、他の路線と接続していないからこそ、かえってやれることがあります。それが三角線の強みだと思います。例えば、JR三角線には自動改札機が存在しません。つまりICカードが使えないわけがあります。これを逆手にとって、昔存在していた硬券ですね、使える紙の厚い切符を作りまして、三角線だからできる不便なシステムを構築することが可能ではないかというふうに思いました。このような取組も鹿児島本線の一部エリアでやろうとしてもできません。枝線だから、盲腸線だから可能な取組であります。何でも便利になりすぎた現代において、便利より不便を楽しむ。三角線に行けば、昔の国鉄時代の体験ができる。こんな逆転の発想が今必要ではないかと私は思います。こういう政策を関係自治体である宇城市や県としっかり予算を付けて、JRと一体となって取り組む。そういうアクションを宇土市から積極的に起こしてもらいたいと思いますが、市長の見解をお尋ねします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

いつもですけれども、斬新なアイデアをいつもいただきまして、心から感謝を申し上げます。人が思いつかないようなことを言われるのが、不便を楽しむとすばらしい考え方だと思います。まず、私たちにとっては斬新な視点なのかなと思うんですけれども、ICカード非対応という現状をプラスに持ってこようというようなことで、考え方としては非常に面白いと思います。ただ、この政策の実現に向けては検討課題も幾つかありますが、もう言っても多分意味がないので申し上げますが、費用対効果があるのかが多分一番だと思いますが、そういった問題もあります。またですね。観光客の誘客と考えた場合はですね、この硬券もいいと思うんですが、やはりそのICカードというのがないというのが、本当致命的だと思います。ですからICカードをやればいいという話じゃなくて、そんな便利じゃない発想で言われているので、どっちがいい悪いじゃないんですが、視点としては、利便性を高めるというやり方もICカードでありましょうし、不便を楽しむちょっと珍しいなというのを求め

るのが硬券なのかなと思いますが、いずれにせよ、いろんなその観光列車ですとか、駅周辺の魅力策向上とか、バスとの連携とか、いろんな活性化策と合わせてやるべきことではないかなと思っています。総合的な視点から最も効果的な手段を見極めて、多角的に三角線の活性化を検討していかなければならないなと思っています。

こういったところを先ほどやはり組織として弱い部分、御指摘をいただいておりますが、こういったところはですね、私たちもその点を深く受け止めながら、少し組織のほうから見直しをしていって、そしていろんな方のアイデア、困り事、こういったのが素直に否定からではなくて、そうだなってまずは聞いてみる。まずは考えてみるどころからスタートできるような組織に変えていかなければならないなと思っていますのでございます。

J R三角線の持続的な利用促進については、やはりこれは絶対に重要なことでございます。宇土半島に三角線がなくなったらどうなるかと、考えただけで怖くなります。こういったところも私たちもしっかりと考えて、バスの再編とかの問題もありますけれども、三角線は三角線として、これが存続するように、そして存続するためには、まずは活性化することが必要だろうと思いますが、そういった部分を大きな目標として活動していきますし、今後も活動することになると思いますので、佐美三議員におかれましては、時には厳しく、時には優しく、温かい心で御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げて答弁とします。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。J R三角線の人口減少というのがですね、これはもう歯止めが効かないというふうに思います。つまり、通勤や通学での乗車利用だけを当てにしても、ギリ貧になることは容易に想像できます。このような中にA列車で行こうは好調を維持しているのは、先ほど来申し上げましたけれども、こういうようなことを踏まえ、これからは通勤・通学の生活列車を極力維持しながらも、観光列車へシフトして三角線の魅力を高めていく。そういう方向に進むことが、J R三角線を守る大きな生き残り策になるんじゃないかなと私は思うわけであります。市長からはいいアイデアだというふうにお褒めの言葉をいただきましたけれども、本気でそう思っておられるのであれば、よかったですらあと5か月、いや、まだ5か月あるんですよ。在職中に、在任中に道筋を付けてほしいなあというふうに希望するところでございます。

それから、今、あのICカードの話がありましたけれども、三角線をこれから存続するために、今以上に列車に乗ってもらわないといかんというのが第一にあるわけですね。これが第一なので、当然、何もこれから策を打たないというのが一番怖いわけであります。しかしICカードというのが、果たしてそういう関係のシステムを導入できるか。これは、高額なお金があるかもしれませんが、この硬券製造に係る費用というのは、そういうICカードとか、そういう関係の導入に比べると、がぜん格段に低コストで済むんじゃないかなと

いうふうに思います。加えてICカードは、全国津々浦々導入されております。ないところを探すのが難しいのが現状であります。仮に、このICカードの導入が現実化すれば、ますます存続は難しくなるんじゃないかなというふうに、私は個人的に思うわけでありまして。ほかの路線が持たない、三角線ならではの希少な特性、個性を伸ばすことが存続の鍵につながっていくんじゃないかなというふうに思います。鉄道ファンは、日本全国で約150万人から200万人いると言われております。ICカードを導入するより、硬券切符が全国からの客を呼び込めるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。少し余談になりますが、網田駅ではさらにアナログな手書きの切符を今も発行しております。県下でも数駅のみ取り扱っている事務だろうと思います。全国からの鉄道マニアの中には、返信用封筒に料金を添えて、最寄りの駅までの手書き切符を郵送で求めるケースもあります。また、これも以前、実際にあったことなんですけど、天草からの旅行帰りのマイクロバスが網田駅に到着しました。最寄りの駅までの手書き切符十数枚を欲しいと窓口に来られました。何に使うのかと思ったらですね、この手書き切符を今回の参加者全員に記念として配るということでした。鉄道ファンのツアーだったのかもしれませんが。このように肥薩線一勝地駅同様、乗車せずに切符が売れる。こういう事務も網田駅では希少価値、強みであるというふうに思います。このような希少な事務にも、これこそICカードとかそっち系が入ってきますと、もうなくなってしまうということでもあります。そういうことで、こういう希少価値に加えて、硬券による紙の切符を復活させれば、不便なシステム、不便を楽しむシステムを求めて、必ず鉄道ファンがやって来るというふうに思います。将来には古い昭和以前の車両、あるいは外見を旧国鉄時代のデザインで彩った車両を宇土―三角間で走らせれば、九州最古級の木造駅舎網田駅舎、網田レトロ館との相乗効果も期待できます。必ず観光の目玉として脚光を浴びることも夢ではないと思います。JR三角線は旧国鉄時代に向かって発信していけば、必ず鉄道マニアの聖地になると私は信じております。なお、先ほどおっしゃいました、やはり費用対効果の話もあります。当然ながらこれもJRさん、関係市の宇城市、それから県をはじめ、関係団体の理解がなければいけないんですけども、最終的には市長がおっしゃったように費用対効果、採算が合うか否かにかかってくるかなというふうに思います。しかし、いろいろとそういうふうに、もう逆転の発想をすることで、いろいろ特徴がさらに出てくるんじゃないかと思っております。この三角線は、宇土市に6駅存在します。宇城市はその半分の3駅なんです。まずはですね、宇土市が本気度を見せないで、これは始まらないというふうに思います。このような提案を今回したのも、今年の10月に高市政権が誕生しました。昨日も藤井議員から話が出ておりましたが、今、国土交通大臣は地元選出の金子恭之代議士であります。私も今が千載一遇のチャンスというふうに思っております。疲弊する地方鉄道を元気にするため、国交省の中にはそれを所管する部署が必ずあります。そういう部署においては、地方鉄道を

元気づけるメニューが存在するんじゃないかと思います。そういうものに今回、私がちょっと提言しましたようなことがこのメニューに合致できればですね、そういうことも使っていたらと思いますけど、何よりも金子大臣へ相談をすれば、大いに知恵を貸してもらえものというふうに思うわけでございます。昨日の飯塚川の河川改修と同等にですね、こちらも是非とも金子大臣への働き掛け、アクションをお願いしたいというふうに思います。三角線沿線住民は、先ほども触れましたが、減少の一途であります。繰り返しになりますが、これからはですね、これまでの生活列車としての機能を維持しながらも、観光列車にシフトしていかなければ存続は厳しいということを再度申し上げておきます。

なお、執行部の皆さんに、もう一つ押さえておいてほしいのが、今回は輸送密度1千人をクリアすることに絞って一般質問をしましたが、1千人を超えればハッピー、バラ色だと、全くそうではないわけですね、これは市長は分かっておられると思いますけど。現にコロナ前の2019年の輸送密度は1,187人だったわけです。1千人を超えておりました。しかし、営業損益はそのときも2億4,200万円の赤字でした。現在は加えて人件費、物価高騰もあります。1千人を超えれば安泰ではないことは、まずその点を認識しておかなければならないというふうに思います。輸送密度3千人ぐらいまで引き上げるぐらいの覚悟を持って、JR任せにしない、行政もしっかり汗をかくことが求められていると思います。どうか本腰を入れてやっていただきたい。そしてJR三角線が、もうがらっとドラスティックに変わるぐらいのことですね、本腰を入れてやっていかなければならないというふうに思います。そのキーワードは観光列車だと思っております。どうかよろしく願いいたします。

今回はJR三角線の乗車状況、利用促進に向けた取組、そしてJR三角線をこれからも存続させるための市の考えについて、質問と合わせて問題提起、提言をいたしました。執行部におかれましては、三角線存続のために積極的に施策を講じていただきますよう、強く強く要望をしておきます。

それから最後に、一昨日、元松市長が4期16年、来春の任期満了をもって勇退されることを表明されました。元松市長とは職員時代、政策推進室、総務課で一緒に仕事をしたことを思い出します。宇土市のまちづくりについて、富合との合併についても熱く議論をしたことを思い出します。まさか市長と議員の立場で、けんけんがくがく論戦を交えるとは夢にも思っておりませんでした。コロナ禍以降の元松市政は、宇土市の西部地区に対し、矢継ぎ早に光を当てる施策を打っていただき、大変うれしく思っていた次第でございます。今回の御決断は、元松市長個人の判断であり何も言うことはありませんが、残された5か月間、まだ5か月間あります。そして勇退後におかれましても、これまで市長として培ってこられたノウハウを宇土市の更なる発展のために力を注いでいただければ幸甚に存じるところでございます。少し早いですが、大変お世話になりました。ありがとうございました。

それでは、私の一般質問をこれで終わります。御清聴誠にありがとうございました。

○議長（野口修一君） 以上で、質疑及び一般質問は全部終了いたしました。

質疑及び一般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第88号から議案第103号まで、議案第105号及び議案第106号）

○議長（野口修一君） 日程第2、市長提出議案第88号から議案第103号まで並びに議案第105号及び議案第106号の18件について、配布の令和7年12月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

○議長（野口修一君） 日程第3、請願・陳情については、配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をしましたので、御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、5日経済建設常任委員会、8日文教厚生常任委員会、9日総務市民常任委員会となっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、15日月曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後1時15分散会

令和7年12月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総務市民常任委員会

- 議案第 88号 宇土市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 91号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第 92号 指定管理者の指定について
- 議案第 99号 令和7年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第100号 令和7年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

経済建設常任委員会

- 議案第 98号 公有水面埋立免許出願に係る意見について
- 議案第 99号 令和7年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第102号 令和7年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第103号 令和7年度宇土市下水道事業会計補正予算（第2号）について

文教厚生常任委員会

- 議案第 89号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 90号 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 93号 指定管理者の指定について
- 議案第 94号 指定管理者の指定について
- 議案第 95号 指定管理者の指定について
- 議案第 96号 指定管理者の指定について
- 議案第 97号 指定管理者の指定について
- 議案第 99号 令和7年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第100号 令和7年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第101号 令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第105号 宇土市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第106号 宇土市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例について

令和7年12月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

陳情

受理 番号	受 理 年月日	陳 情 の 件 名	陳情者の住所・氏名	付 託 委員会
令和 7年 3	R 7. 11. 14	介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書	熊本市中央区神水 1-21-8-202 熊本県医療介護福祉労働組合連 合会 執行委員長 一二三 美香	文教厚生
令和 7年 4	R 7. 11. 14	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書	熊本市中央区神水 1-21-8-202 熊本県医療介護福祉労働組合連 合会 執行委員長 一二三 美香	文教厚生
令和 7年 5	R 7. 11. 14	安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情書	熊本市中央区神水 1-21-8-202 熊本県医療介護福祉労働組合連 合会 執行委員長 一二三 美香	文教厚生

第 5 号

1 2 月 1 5 日 (月)

令和7年12月宇土市議会定例会会議録 第5号

12月15日（月）午前11時40分開議

1. 議事日程

- 日程第 1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第 2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
2. 経済建設常任委員長報告
3. 文教厚生常任委員長報告
(質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 92号 指定管理者の指定について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 95号 指定管理者の指定について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 97号 指定管理者の指定について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 6 請願、陳情について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第104号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
(討論・採決)
- 日程第 8 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(討論・採決)
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続審査及び調査について
(採決)

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第 2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告

2. 経済建設常任委員長報告

3. 文教厚生常任委員長報告

(質疑・討論・採決)

日程第 3 議案第 92号 指定管理者の指定について

(質疑・討論・採決)

日程第 4 議案第 95号 指定管理者の指定について

(質疑・討論・採決)

日程第 5 議案第 97号 指定管理者の指定について

(質疑・討論・採決)

日程第 6 請願、陳情について

(質疑・討論・採決)

日程第 7 議案第104号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

(討論・採決)

日程第 8 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

(討論・採決)

日程第 9 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

(採決)

(追加日程)

日程第10 議案第107号 令和7年度宇土市一般会計補正予算(第6号)について

日程第11 発議第 7号 外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

日程第12 発議第 8号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書

日程第13 発議第 9号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書

日程第14 発議第 10号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める意見書

3. 出席議員(18人)

1番 土黒功司君

2番 杉本寛君

3番 中野洋一君

4番 浦本晴美さん

5番 佐美三洋君

6番 小崎憲一君

7番 今中真之助君

8番 西田和徳君

9番 園田 茂 君
11番 柴田 正樹 君
13番 野口 修一 君
15番 藤井 慶峰 君
17番 村田 宣雄 君

10番 宮原 雄一 君
12番 檜崎 政治 君
14番 中口 俊宏 君
16番 山村 保夫 君
18番 福田 慧一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松 茂樹 君	副市長	光井 正吾 君
教育長	前田 一孝 君	総務部長	山口 裕一 君
企画財政部長	野口 泰正 君	市民環境部長	加藤 敬一郎 君
健康福祉部長	江河 一郎 君	経済部長	山崎 恵一 君
建設部長	草野 一人 君	教育部長	池田 和臣 君
秘書政策課長	渡邊 聡 君	総務課長	上木 淳司 君
危機管理課長	内田 雅之 君	企画課長	松下 修也 君
まちづくり推進課長	木村 るみ さん	財政課長	北谷 太示 君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田尻 清孝 君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦田 昌臣 君
議事係参事	村田 有美 さん	庶務係参事	中山 裕輝 君

午前11時40分開議

-----○-----

○議長（野口修一君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

○議長（野口修一君） 日程第1、地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長、宮原雄一君

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（宮原雄一君） おはようございます。

ただいまから、地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過及び審査内容について、中間報告をいたします。

まず、先般行いました要望活動について御報告いたします。10月7日に、国土交通省九州地方整備局及び八代河川国道事務所、また、10月16日には、西山県議にも御同行いただき、熊本県関係の国会議員及び国土交通省の本省に、熊本天草幹線道路の早期全線開通と整備に伴う所要の予算の確保を強くお願いしてまいりました。

福岡の九州地方整備局では福井道路部長をはじめ幹部職員と、八代河川国道事務所では飯島事務所長をはじめ幹部職員と面会し、整備に関する要望及び意見交換を行いました。

また、東京での要望活動では、現国土交通大臣である金子恭之衆議院議員、馬場成志参議院議員及び犬童周作参議院議員に面会し、要望及び意見交換を行いました。その後の国土交通省本省訪問の際は、廣瀬技監など多くの方に直接、早期の開通や予算拡充の要望を伝えることができました。今後の事業促進につながる大変意義のある要望活動であったことを、まず御報告いたします。

続きまして、去る12月1日、執行部出席のもと、本委員会を開催し、現在までの取組状況について、執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

まず、熊本宇土道路、宇土道路、宇土三角道路における用地進捗率、事業進捗率につきましては、前回の報告から変更はあっておりません。また、契約締結がなされた業務、入札に伴う公告が行われた業務等がございますので、御報告させていただきます。

まず、熊本宇土道路について御報告申し上げます。

令和6年度繰越事業の調査設計で、令和6年度熊本天草幹線道路測量（その7）業務、令和6年度熊本天草幹線道路調査設計業務及び令和6年度熊本天草幹線道路軟弱地盤解析検討業務の工期の延長がなされております。

令和7年度事業の調査設計では、令和7年度熊本天草幹線道路測量設計業務の契約締結が

なされております。これは、熊本宇土道路、宇土道路、宇土三角道路において、工事の基礎資料作成のため、測量及び設計を行うものとなっております。

次に、宇土道路について御報告申し上げます。

令和6年度繰越事業の調査設計で、令和6年度熊本天草幹線道路測量（その7）業務、令和6年度熊本天草幹線道路調査設計業務及び令和6年度熊本天草幹線道路軟弱地盤解析検討業務の工期の延長がなされておりますが、これは、先ほど熊本宇土道路で御報告したものと同様です。

また、令和6年度繰越事業の工事では、熊本57号長浜地区改良4期工事の工期の延長がなされております。

令和7年度事業の調査設計では、令和7年度熊本天草幹線道路測量設計業務の契約締結がなされておりますが、これは、先ほど熊本宇土道路で御報告したものと同様です。

令和7年度事業の工事では、熊本57号長浜地区改良5期工事、熊本57号網津地区4号函渠2期工事、熊本57号城塚地区改良26期工事、熊本57号平原橋下部工（P3）工事、熊本57号網津地区改良3期工事及び熊本57号長浜地区改良6期工事の契約締結がなされております。また、熊本57号網津長浜トンネル（長浜工区）新設工事につきましては、入札に伴う公告がなされております。これは、長浜地区での網津長浜トンネルの新設工事となっております。

次に、宇土三角道路について御報告申し上げます。

令和6年度繰越事業の調査設計で、令和6年度熊本天草幹線道路測量（その7）業務、令和6年度熊本天草幹線道路調査設計業務及び令和6年度熊本天草幹線道路軟弱地盤解析検討業務の工期の延長がなされておりますが、これは、先ほど熊本宇土道路及び宇土道路で御報告したものと同様です。

令和7年度事業の調査設計では、令和7年度熊本天草幹線道路地質調査（その9）業務及び、先ほど熊本宇土道路及び宇土道路で御報告した令和7年度熊本天草幹線道路測量設計業務の契約締結がなされております。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、委員から「熊本宇土道路の令和6年度当初予算は2億円、令和7年度も同じ予算額だが、この予算の具体的な執行状況や内容を知りたい。」との質疑があり、執行部から「予算ベースでは約37%の事業進捗率となっているが、具体的な内容について、国土交通省に確認する。」との答弁がありました。

また、別の委員から「熊本宇土道路の現在の予算の付き方と、想定されている総事業費をみると、開通まで何十年かかるか分からないのではないか。」との意見があり、執行部から「道路事業を行う際は、調査、設計、用地買収、そして工事と進めていくが、宇土道路を例

に見ると、工事着手後に大きな進捗が見られる。そのため、熊本宇土道路も工事に入れば事業は進捗すると考えている。」との答弁がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本・天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（野口修一君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

日程第2 各常任委員長報告

○議長（野口修一君） 日程第2、去る12月4日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました、市長提出議案第88号から議案第103号まで並びに議案第105号及び議案第106号の18件及び請願・陳情につき、審査の経過と結果についてそれぞれ報告がっておりますが、議案第92号、議案第95号及び議案第97号を除く15件及び請願・陳情を一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長、中口俊宏君

○総務市民常任委員長（中口俊宏君） 皆さんこんにちは。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る12月9日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、条例関係1議案、予算関係2議案、その他2議案の合計5議案であります。議案第92号を除く4議案について報告をいたします。

まず、議案第88号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、熊本県税条例の一部改正に準じ、身体障がい者等に対する軽自動車税の種別割の減免対象を拡充するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第91号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一

部変更について。これは、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

次に、議案第99号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

総務費では、市有施設整備基金経費として5,000万円を増額するものであります。

衛生費では、令和7年8月豪雨災害対策経費（環境交通課）として81万4千円を増額するものであります。

消防費では、常備消防費として770万6千円を増額するものであります。

また、庁舎管理経費（新庁舎）など3つの事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定及び変更を行い、行政連絡文書等配送に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第100号、令和7年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。補正額は600万円を増額するもので、補正後の総額は44億7,180万8千円です。これは、出産育児一時金補助金の増額補正となっております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告いたします。

まず、議案第91号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。委員から「当該事務組合の事業内容は。」との質疑があり、執行部から「今回の規約変更に関連する交通災害共済金の給付に関する事務のほか、市町村等非常勤職員の公務災害補償に関する事務や、市町村等職員の退職手当に関する事務など、様々な事務の共同処理を行うものである。」との答弁がありました。それに対して、委員から「宇土市の加入状況は。」との質疑があり、執行部から「消防補償等に関する事務に加入している。また、加入の検討の一例として、例えば退職手当に関する事務について過去に検討をしたことがあるが、総合的に勘案した結果、加入は見送った経緯もある。」との答弁がありました。

次に、議案第99号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。まず、網田コミュニティセンターの電気料について、委員から「太陽光発電設備が設置してあると思うが、補正しなければならない状況なのか。」との質疑があり、執行部から「新しい建物で、予算を計上した段階では電気の使用量が不透明だったため、今回の増額となっている。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「太陽光発電設備を増やすことで、電気料を抑えられる可能性があるのではないか。」との意見がありました。

次に、年金システム改修委託料について、委員から「この委託料は、特定の1社との契約

になるのか。」との質疑があり、執行部から「既に入っているシステムの改修となるため、特定の1社との契約である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「導入しているメーカーでないといけないということは理解するが、他市の状況などを確認し、できるだけ競争性を持たせてほしい。」との意見がありました。

次に、企業版ふるさと納税について、委員から「今回、市と企業との仲介をしてもらった銀行はどのような役割を担っているのか。」との質疑があり、執行部から「制度に興味がある企業などに働きかけたり、逆に企業からのお尋ねに対して、宇土市を紹介していただいている。」との答弁がありました。それに関連して、委員から「現在、年間どれくらいの実績があり、どのような会社が寄附しているのか。」との質疑があり、執行部から「昨年は960万円の実績があり、今年は今時点で600万円程度申込みがあっている。また、測量・設計関係のコンサルタントや不動産関係などの企業が多い傾向である。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案のうち、後ほど報告いたします議案第92号以外の議案については、全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君） 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、佐美三洋君

○経済建設常任委員長（佐美三 洋君） ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る12月5日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、その他1議案の合計4議案であります。

まず、議案第98号、公有水面埋立免許出願に係る意見について。これは、公有水面埋立免許の出願に係る意見を述べる必要があるため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

次に、議案第99号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、職員給として118万円を増額するものであります。

次に、商工費では、マリーナ施設管理経費として8,076万2千円を増額するものであ

ります。

次に、土木費では、緊急浚渫推進事業として1,256万6千円を増額するものであります。

次に、災害復旧費では、令和7年8月豪雨災害対策経費（農林政策課：補助災害）として2,047万5千円、令和7年8月豪雨災害対策経費（農林政策課：県営事業災害）として3,025万円を増額するものであります。

そのほか、干潟景勝地展望広場整備事業（農林政策課分）などの18事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定及び変更を行っており、海岸樋門等の維持管理に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第102号、令和7年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について。補正額は収益的支出73万円を増額するもので、補正後の総額は7億2,637万8千円であります。これは、企業債利息の増額補正となっております。

次に、議案第103号、令和7年度宇土市下水道事業会計補正予算（第2号）について。補正額は資本的支出400万円を増額するもので、補正後の総額は8億4,904万5千円であります。これは、工事請負費の増額補正となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第99号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。マリーナ施設管理経費について、委員から「マリーナのしゅんせつ工事に係る経費として約8,000万円計上されているが、施設を維持管理するための経費を、指定管理者ではなく、市が負担するのはなぜか。」との質疑があり、執行部から「指定管理者と市との間でリスク分担を定め、修繕に要する費用は年間400万円までは指定管理者が負担し、それを超えた後は、1件当たりの修繕費が50万円以上を市が負担すると取り決めている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「400万円というのは他の自治体でも一般的なのか。」との質疑があり、執行部から「類似施設を持った他の自治体と比較したことはないが、本市の指定管理導入施設においては、400万円より安く設定している場合もある。」との答弁がありました。

次に、議案以外について、報告第15号、専決第13号、訴訟の提起について。市営住宅家賃の滞納管理について、委員から「市営住宅に入居する際、連帯保証人を立てているものの債権の上限額があり、滞納額全額を回収できないケースもあると思う。そこで家賃保証会社を入れて、滞納している家賃・賃料の立替払い等を担ってもらうシステムを導入するという考えはないか。」との質疑があり、執行部から「本市では、市営住宅等連帯保証人免除取

扱要綱を定め、条件に合えば申請により連帯保証人を免除している。保証会社を入れることは一つの案として、制度の把握に努めたい。」との答弁がありました。それに対して、委員から「保証会社を入れることで、様々な本人の事情を考慮しながら、滞納者への対応をしてきたこれまでの市のスタンスを維持しつつ、悪質滞納者の退去や家賃・賃料の保証などメリットがあるため、是非検討してほしい。」との意見がありました。

住吉海岸公園内施設の占用料について、委員から「住吉海岸公園内には施設が設置されており、占用料が発生していると思うが、その契約期間は何年か。」との質疑があり、執行部から「契約は30年となっている。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「住吉海岸公園内にはジンベエ像もあり、駐車場やトイレ等の整備を市が行ってきたことで、観光客が増加してきている。少しでも市の収入を増やすために、公園内に設置されている施設の占用料は引き上げる等の見直しをお願いする。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、園田茂君

○文教厚生常任委員長（園田茂君） 皆さんこんにちは。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る12月8日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係4議案、予算関係3議案、その他5議案の合計12議案であります。議案第95号及び議案第97号を除く10議案と陳情3件について御報告申し上げます。

まず、議案第89号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第90号、宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第93号、議案第94号及び議案第96号、指定管理者の指定について。これら3議案は、指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

議案第93号の対象となる施設は宇土市健康福祉館で、指定管理候補者は九州綜合サービス株式会社であります。

議案第94号の対象となる施設は宇土市老人福祉センター及び宇土市西部老人福祉センターで、指定管理候補者は九州綜合サービス株式会社であります。

議案第96号の対象となる施設は宇土市民会館で、指定管理候補者はNPO法人宇土の文化を考える市民の会であります。

なお、議案第93号の指定の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、議案第94号及び議案第96号の指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

次に、議案第99号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

まず、民生費では、子どものための教育・保育給付事業として2億4,582万1千円、障害者福祉サービス事業経費として1億600万円を増額するものであります。

次に、教育費では、学校施設管理経費・施設・小学校として4,486万4千円、学校給食調理経費として1,635万9千円を増額するものであります。

また、こども家庭センター移設整備事業など5事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定及び変更を行っており、後期高齢者健診に要する経費など9事業に要する経費については、債務負担行為の設定及び変更を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第100号、令和7年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。当委員会所管のものとしましては、特定健康診査等に要する経費など2事業に要する経費について、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第101号、令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。補正額は1,473万5千円を減額するもので、補正後の総額は40億6,306万6千円であります。これは、介護保険システム改修委託料の増額及び宇城広域連合負担金の減額補正であります。

次に、議案第105号、宇土市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。これは、児童福祉法の改正により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第106号、宇土市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例について。これは、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正するものであります。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告します。

まず、議案第94号、宇土市老人福祉センター及び宇土市西部老人福祉センターに係る指定管理者の指定について。委員から「選定委員会では、どのような基準で審査されているのか。」との質疑があり、執行部から「イベントの開催予定や送迎体制、利用者拡大の取組、人員配置、地域との連携などを総合的に審査している。」との答弁がありました。それに対して、委員から「指定期間5年間の途中で、中間評価は行われているか。」との質疑があり、執行部から「厳格な評価は行っていないが、運営については随時連携を取っている。また、指定管理者が年に1度、利用者に対して実施しているアンケート結果を踏まえ、指導や改善を行っている。」との答弁がありました。

次に、議案第96号、宇土市民会館に係る指定管理者の指定について。委員から「指定管理候補者が現行の指定管理者と同じだが、どのように評価しているか。」との質疑があり、執行部から「地元根ざした取組に尽力されており、選定委員会では高い評価を得ている。」との答弁がありました。また、別の委員から「今後の市民会館の役割について、どのように考えているか。」との質疑があり、執行部から「単なる貸館業務にとどまらず、宇土市独自の取組である自主文化事業を継続し、市との連携を通じて市民の文化力向上を目指したい。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「現時点でも内容が充実したすばらしいイベントを開催しているが、来客数が少ないため、周知や集客に力を入れてほしい。」との意見がありました。

次に、議案第99号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。まず、緑川小学校及び網田小学校のプール水槽部分の改修工事について、委員から「工事の内容は。」との質疑があり、執行部から「経年劣化による塗装材の剥離が進んでいるため、プール底面にシートを貼るものである。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「体感だが、自分が学生だった頃に比べ、プールの授業回数が減少しているように感じる。児童・生徒数の減少や物価高騰、限られた財源を踏まえると、例えば、プールの数を減らし、学校間で共有する利用方法を検討するなど、創造的な方法も含めて今後の学校プールの在り方について検討する必要があると思う。」との意見がありました。

次に、多目的市民交流施設整備について、委員から「施設の図面はあるか。」との質疑があり、執行部から「現在、実施設計中であり、近いうちに完成する予定である。」との答弁がありました。これに対して、委員から「整備事業に係る債務負担行為設定の審査に当たり、具体的な施設整備の内容を把握するため、現時点での図面を示してほしい。」と

の意見がありました。その後、執行部から審査日時点での図面が示され、より詳細な説明が行われました。また、委員から「現行の図書館と比べて、年間維持費の見込みはどうか。」との質疑があり、執行部から「詳細な積算はまだ行っていないが、児童館的機能の追加や床面積の増加に伴う人件費や光熱費などの増加により、維持費は、現行の約6,480万円から約8,200万円程度に増加する見込みである。今後、指定管理者制度の活用などの検討を含め、詳細な積算を進めていく。」との答弁がありました。

次に、議案第105号、宇土市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。委員から「いわゆる、こども誰でも通園制度について、現時点で事業に取り組む意向のある保育所等の数と、利用登録者数の見込みは。」との質疑があり、執行部から「現在5園の保育所が検討されており、来年2月までに選考する予定である。また、利用登録者数は、最大で100人程度を見込んでいる。」との答弁がありました。また、委員から「現時点での保育所等の待機児童数は。」との質疑があり、執行部から「20人程度である。」との答弁がありました。それに対して委員から「こども誰でも通園制度は、保護者の就労の有無にかかわらず、子どもを預けることができる制度であるが、待機児童を軽視せず、働いていない保護者の子どもを優先することがないよう配慮してほしい。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案のうち、後ほど報告します議案第95号及び議案第97号以外の議案については、議案第99号については賛成多数、その他の議案は全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和7年陳情第3号、介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書及び令和7年陳情第4号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書については全会一致、令和7年陳情第5号、安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める陳情書については賛成多数で全て採択いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 提案されている2議案に反対をいたします。

議案第93号、議案第94号については、宇土市健康福祉館と宇土市老人福祉センター及び宇土市西部老人福祉センターの管理を、九州綜合サービス株式会社に指定管理を委託するものでありますが、利益を目的とする株式会社に公の施設の管理を委託するのは反対であります。管理に当たって利益を追求するために職員の数も少なく、一人当たりの賃金も安く、最低賃金程度の雇用のため労働条件も悪く、そこで働く労働者の不安も少なくありません。

こうした株式会社に管理を委託すべきではないという立場から、反対をいたします。

○議長（野口修一君） ほかに討論はありませんか。

1番、土黒功司君

○1番（土黒功司君） 本議会で議題となっております、議案第99号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第5号）のうち、債務負担行為、多目的市民交流施設整備14億800万円について、私は反対の立場から討論いたします。

1、委員会審査における説明不足と議員全体への情報共有の不十分さ

本議案は、14億円という極めて大きな債務負担行為であり、本来であれば、詳細な設計図、事業内容、財政見通し、運営モデルなど、十分な審査資料が示されるべき案件です。しかし、文教厚生常任委員会では、委員からの指摘によって初めて設計図が提示され、事業内容に関する説明も限定的だったと聞いています。さらに、その設計図は、委員会内で提出されたのみで、委員会以外の議員には十分に共有されていません。本議会で議決を行う現時点においても、判断に必要な資料が十分に示され、検討する時間が確保されたとは言い難い状況です。14億円で、かつ、将来に長期的な財政負担を伴う議案である以上、議会全体が十分な情報と検討時間を持った上で判断することは最低限必要であり、このプロセスが担保されないまま採決に進むことは、強い問題意識を持っています。

2、当初説明から大きく乖離した事業規模の拡大と検証不足

私の一般質問でも示したとおり、当初、本事業は既存建物を活用し、事業費は5億円程度と説明されていました。しかし実際には、事業規模は10億円、さらに今回14億円へと段階的に拡大し、市の実質負担も約3億4,000万円から約5億1,000万円へと増えています。その理由として、物価高騰や交付金制度の活用などが説明されましたが、事業規模の拡大が本当に必要であったのかを検証する資料が示されていません。特に、補助金メニューに合わせて複合化を進めた点については、市民からの疑問も大きく、議会として慎重な検証が求められる部分です。しかし、委員会審査及び本会議を通して、その検証材料は十分とは言えません。

3、公共施設全体における優先順位の基準が不明確

児童センターや学校給食センターなど、老朽化が深刻で待ったなしの公共施設はほかにも存在します。企画財政部からは、「公共施設等総合管理計画に基づき、総合的に判断している。」との答弁がありましたが、危険度、老朽度、利用状況、更新コスト、財政への影響といった、どの指標を用いて、どの順番で判断したかという具体的な説明はありません。総合的に判断したという言葉だけでは、市民にも議会にも判断の根拠は伝わりません。

4、整備後の運営モデル・維持管理費と公共施設等総合管理計画との整合性が不十分である。

市長答弁では、多目的施設市民交流施設について、指定管理制度による運営方針が示されています。しかし、指定管理者制度は、建設後の財政負担を自動的に軽減する制度ではなく、契約内容次第では、市が長期間にわたり固定的な支出を追い続けるリスクを伴います。にもかかわらず、本議会の審査においては、指定管理料の想定額、年間の維持管理費の推計、自主事業収入を得る仕組みをどのように構築するのか。赤字が発生した場合の市の負担範囲といった、将来の財政負担を判断するための基礎的な情報が示されていません。維持管理費については、委員会報告の中で維持費の見込みが示されていますが、十分な検証が行われているとは言い難く、全体として将来の財政負担を判断するには情報が不十分であると言えます。特に重要なのは、これらの運営・維持管理コストが、宇土市公共施設等総合管理計画に掲げる総量の抑制、長寿命化、財政負担の平準化という基本方針と、どのように整合しているかが示されていない点です。公共施設等総合管理計画は、市全体の公共施設を俯瞰し、将来世代の負担を抑えるための計画です。しかし、今回の議案では、この施設を新たに整備し、今後20年、30年と維持していくことが、市全体の公共マネジメントの中でどのような位置づけになるのかが見えてきません。維持管理費は一過性の支出ではなく、将来世代が支払い続けるコストです。仮に、年間数千万円規模であっても、長期間積み重ねれば建設費に匹敵する負担となります。このように、長期的な財政影響と公共施設等総合管理計画との整合性が示されていないまま、14億円の債務負担行為を先に承認することは、議会として責任ある判断とは言えません。

まとめます。私は、この施設の理念そのものを否定しているわけではありません。むしろ、将来の宇土市を支える価値ある施設となることを心から期待しています。しかし、今回の議案審査は、委員会での説明不足、資料の議員全体の共有不足、事業規模拡大に対する検証不足、公共施設全体の優先順位の不明確さ、長期的な財政負担に関する説明不足という重大な課題を考えています。この状態で14億円もの債務負担行為を可決することは、市民への説明責任を果たすものではありません。

以上の理由から、私は議案第99号の当該債務負担行為に反対いたします。以上です。

○議長（野口修一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第88号から議案第91号までの4件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第88号から議案第91号までの4件については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第93号、指定管理者の指定について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成する議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第93号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第94号、指定管理者の指定について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成する議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第94号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第96号、指定管理者の指定について採決したいと思います。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第98号、公有水面埋立免許出願に係る意見について採決したいと思います。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第98号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第99号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成する議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第99号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第100号から議案第103号まで並びに議案第105号及び議案第106号の6件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第100号から議案第103号まで並びに議案第105号及び議案第106号の6件については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第92号 指定管理者の指定について

○議長(野口修一君) 日程第3、議案第92号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

4番、浦本晴美さん及び5番、佐美三洋君は地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退場を求めます

[浦本晴美議員、佐美三洋議員 退場]

○議長(野口修一君) 総務市民常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長、中口俊宏君

○総務市民常任委員長(中口俊宏君) それでは、総務市民常任委員会に付託を受けました議案第92号の審査の経過及び結果について報告いたします。

議案第92号、指定管理者の指定について。これは、指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

対象となる施設は、網田レトロ館で、指定管理候補者はNPO法人網田倶楽部、指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

この議案第92号については、全会一致で原案のとおり可決しております。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長(野口修一君) 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

これから、総務市民常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第92号について、ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号については、原案のとおり可決されました。

4番、浦本晴美さん及び5番、佐美三洋君の入場を求めます。

[浦本晴美議員、佐美三洋議員 入場]

-----○-----

日程第4 議案第95号 指定管理者の指定について

○議長(野口修一君) 日程第4、議案第95号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで議事の都合により、副議長と交代いたします。

なお、私は地方自治法第117条の規定により除斥いたします。

[野口修一議長 退場]

[副議長 議長席へ]

○副議長(西田和徳君) 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、園田茂君

○文教厚生常任委員長(園田茂君) それでは、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案第95号の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

議案第95号、指定管理者の指定について。これは、指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

対象となる施設は宇土市網津公民館網引分館で、指定管理候補者は網引地区振興会、指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

この議案第95号については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

○副議長(西田和徳君) 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

これから、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○副議長(西田和徳君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○副議長(西田和徳君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第95号について、ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○副議長(西田和徳君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号については、原案のとおり可決されました。

野口修一君の入場を求めます。

[野口修一議長 入場]

○副議長(西田和徳君) ここで、議長と交代いたします。

[議長 議長席へ 副議長自席へ]

-----○-----

日程第5 議案第97号 指定管理者の指定について

○議長(野口修一君) 日程第5、議案第97号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

4番、浦本晴美さんは、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退場を求めます

[浦本晴美議員 退場]

○議長(野口修一君) 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、園田茂君

○文教厚生常任委員長(園田茂君) それでは、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案第97号の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

議案第97号、指定管理者の指定について。これは、指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

対象となる施設は宇土市網田焼の里資料館で、指定管理候補者は網田の魅力発見隊、指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

この議案第97号については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長(野口修一君) 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

これから、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第97号について、ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号については、原案のとおり可決されました。

4番、浦本晴美さんの入場を求めます。

[浦本晴美議員 入場]

-----○-----

日程第6 請願、陳情について

○議長（野口修一君） 日程第6、請願、陳情についてを議題といたします。

まず、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

令和7年陳情第3号、介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

この陳情に対する文教厚生常任委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、令和7年陳情第3号については、委員長報告のとおり採択とすることに決定をい

たしました。

次に、お諮りいたします。

令和7年陳情第4号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

この陳情に対する文教厚生常任委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、令和7年陳情第4号については、委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

令和7年陳情第5号、安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める陳情書について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

この陳情に対する文教厚生常任委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、令和7年陳情第5号については、委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第7 議案第104号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長(野口修一君) 日程第7、議案第104号、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

議案第104号について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第104号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長(野口修一君) 日程第8、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

諮問第1号について、原案のとおり答申することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

全員賛成です。

よって、諮問第1号については、原案のとおり答申することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第9 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長(野口修一君) 日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といた

します。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件及び所管事務調査について会議規則第111条の規定により、配布しております閉会中の継続審査及び調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、日程についてお諮りいたします。

本日、市長より議案第107号及び議員提出として発議第7号から発議第10号までの4件、以上5件が新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第10 議案第107号 令和7年度宇土市一般会計補正予算(第6号)について

○議長(野口修一君) 日程第10、議案第107号、令和7年度宇土市一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君

○市長(元松茂樹君) 追加提出しております案件について、御説明を申し上げます。

議案第107号、令和7年度宇土市一般会計補正予算(第6号)について。補正額は1億3,301万2千円を増額するもので、補正後の総額は248億5,724万6千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上を行っております。

歳出につきましては、民生費で、物価高対応子育て応援手当支給事業の計上等を行っております。

そのほか、繰越明許費については、物価高対応子育て応援手当支給事業ほか1件の追加を行っております。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（野口修一君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第107号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第107号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

議案第107号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

全員賛成です。

よって、議案第107号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第11 発議第7号 外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

○議長（野口修一君） 日程第11、発議第7号、外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書を議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君） 発議第7号、外国資本等による土地売買等に関する法整備を求め

る意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。令和7年12月15日提出。提出者、宇土市議会議員、今中真之助、西田和徳、杉本寛。宇土市議会議長、野口修一様

以下、意見書につきましては、配布の議案書を御覧願います。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第7号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書に反対をいたします。

現在、証券をはじめ全国的に問題になっている不動産取引は、購入先が日本の資本、日本人か、外国の資本、外国人かの区別も不明瞭な不動産ファンドが資金源となって、投機の対象として取引され、不動産価格の高騰を招いております。今求められているのは、この投機的目的の不動産取引の規制であります。この投機規制の全体の中で購入主体、目的の明確化、転売規制等を検討すべきであり、購入主体が不明確な現状で立法事実を明確にできないことで、ことさら外国人排除の排外的考えを助長する法規制の要求には賛成できません。

この点を明確にして、反対をいたします。

○議長（野口修一君） ほかに討論はありますか。

7番、今中真之助君

○7番（今中真之助君） 私は、外国人土地法の施行を検討することを求める意見書について、賛成の立場から討論を行います。

まず最初に申し上げたいのは、本意見書は特定の国や国籍の人々を排除することを目的とするものでは決してないという点でございます。問題としているのは人ではなく、日本の国

土、水、安全保障という国家の根幹をなす資源の管理の在り方でございます。現在、日本国内では防衛施設周辺、水源地、国境離島といった安全保障上、生活基盤上極めて重要な土地が外国資本によって取得される事例が増加しております。国会答弁等でも明らかになっているとおり、誰が、どの目的で、どこまで取得しているのか把握しきれていないというのが実態でございます。数字を申し上げます。重要土地等調査法に基づく政府公表によりますと、調査対象取引件数約2万件中、外国関係者が関与した取引が356件、これは防衛施設周辺、国境離島、重要インフラ周辺といった安全保障上、重要と国が指定した区域のみの数字でございます。また、外国人、外国法人による農地取得面積は、直近でいきますと2022年度154ヘクタール、2023年度90ヘクタール、2024年度175ヘクタールとなっております。農地は本来、食料生産、水管理、地域保全に直結する土地でございます。量の大小ではなく、取得が続いている事実こそが重要と政府も答弁しております。水源地は、一度失えば取り戻せません。離島は、一度機能を失えば、安全保障上の空白地帯となります。これは将来の懸念ではなく、既に進行している現実の問題でございます。政府は、令和4年に重要土地等調査法を施行いたしました。しかし、この法律は調査と勧告が中心、取得そのものを原則として制限できない対象区域が限定的という抑止力としての限界を超えています。つまり、気づいたときには既に取得されているという構造から抜け出せていないわけでございます。本意見書が求めているのは、新たな強権的法律の制定ではございません。大正14年に制定された外国人土地法という既に存在する法律の施行を検討せよという要請です。この法律は、総合主義に基づき、日本人の土地取得を制限している国に対し、日本も同様の措置を取れるという、国際的にも極めて一般的な考え方でございます。実際、諸外国では外国人による土地取得制限、安全保障区域での取得禁止は、決して珍しい制度ではございません。ここで強調したいのは、地方自治体は、国土管理の最前線に立たされている存在だということです。水源地も、離島も、防衛施設周辺も全て市町村の中に存在します。しかし、現状では、自治体が危機感を持って法的に打てる手は極めて限られております。だからこそ、国に対して検討を求める声を挙げることは、地方議会として当然の責務ではないでしょうか。先ほど述べられた反対討論では、外国人差別につながる人権侵害のおそれ、経済的な悪影響といった点を指摘されましたが、国土の安全と国民生活を守るのための合理的な規制と人権侵害や排外主義は、明確に区別されなければなりません。この意見書は、一律禁止を求めるわけでも、無制限の規制を求めるわけでもなく、国が必要と判断した場合に法的手段を検討できるようにせよと、極めて抑制的で現実的な内容でございます。土地も水も国境も、一度失えば取り戻すことは困難です。私たち議員には、今を生きる人だけでなく、将来の世代に安全な国土を引き継ぐ責任がございます。何か起きてからでは遅い、だからこそ今検討を始める本意見書は、その第一歩でございます。

以上の理由から、本意見書は排他的でも過激でもなく、国土と暮らしを守るための極めて冷静で責任ある意見書だと考えます。議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（野口修一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第7号、外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、発議第7号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第12 発議第8号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書

○議長（野口修一君） 日程第12、発議第8号、介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書を議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君） 発議第8号、介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。令和7年12月15日提出。提出者、宇土市議会議員、今中真之助、佐美三洋、山村保夫、藤井慶峰、樫崎政治、小崎憲一。宇土市議会議長、野口修一様

以下、意見書につきましては、配布の議案書を御覧願います。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第8号については、会議規則第37条第3項の規定に

より委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第8号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第8号、介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、発議第8号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第13 発議第9号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書

○議長(野口修一君) 日程第13、発議第9号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書を議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長(田尻清孝君) 発議第9号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。令和7年12月15日提出。提出者、宇土市議会議員、今中

真之助、佐美三洋、山村保夫、藤井慶峰、樫崎政治、小崎憲一。宇土市議会議長、野口修一様

以下、意見書につきましては、配布の議案書を御覧願います。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第9号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第9号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第9号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、発議第9号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第14 発議第10号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める意見

書

○議長（野口修一君） 日程第14、発議第10号、安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める意見書を議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君） 発議第10号、安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。令和7年12月15日提出。提出者、宇土市議会議員、佐美三洋、山村保夫、藤井慶峰、樫崎政治、小崎憲一。宇土市議会議長、野口修一様

以下、意見書につきましては、配布の議案書を御覧願います。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第10号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第10号、安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、発議第10号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和7年12月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午後1時10分閉会

○議長(野口修一君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る、11月28日に招集されました今定例会は、議員各位及び執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりました。厚く御礼を申し上げます。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君

○市長(元松茂樹君) 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、補正予算案をはじめ、多数の重要案件を提案しましたところ、慎重な御審議により、全て原案どおりに御決定をいただき、御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様からいただきました数々の御意見、そして御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

さて、令和7年3月定例会の閉会日にも御報告いたしましたとおり、本年3月13日、宇土市は、宇城市、美里町とともに台湾の台南市と友好交流協定を締結いたしました。この友好交流協定は、台南市で英雄と称されている、本市にゆかりのある湯徳章氏、日本名で坂井徳章氏を縁として進めてまいりました。

このたび、湯徳章氏の功績を伝えるため、台南市政府が制作された湯徳章氏に関する絵本を日本語に翻訳した本が完成をいたしました。この日本語版の絵本は、今月上旬から市内小中学校へ配布しております。また、市内の中学1年生には、一人一人に本を配り、市学芸員による出前授業も実施し、理解を深める教育プログラムを展開しているところでございます。

本市の子どもたちがこの絵本をきっかけとして、地域の歴史に限らず、台湾をはじめ、海外の歴史にも関心を持ち、国際交流の発展につながることを期待しております。

また、湯徳章氏のドキュメンタリー映画が、年明け2月28日土曜日から日本で公開されることに伴いまして、映画の配給会社であります太秦株式会社様から本市に対し、試写会の

御案内をいただきました。そこで、本市のこれまでの3回の台南市訪問に関係した職員及び民間の方々のほか、議員の皆様にもお声かけをしまして、今月23日に庁舎内で試写会を開催する予定としております。

なお、熊本では、3月20日金曜日から熊本市の映画館、熊本Denkikanにて公開予定です。

未来を担う子どもたちが、郷土への誇りを持ち、世界へ目を向けるきっかけとなるよう、今後も台南市との交流を積極的に進め、文化理解の促進に努めてまいります。引き続き、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

続きまして、男女共同参画における取組になります「うとみらいカレッジ」について御報告いたします。この取組は、9月定例会の閉会日にも御案内しましたとおり、女性がいきいきと活躍できる社会の実現を目指し、10月から12月にかけて開催いたしました。

全5回にわたる講座では、地域の様々な分野で御活躍の講師の先生方による講話や、参加者同士の交流が活発に行われました。また、12月5日に開催された公開講座では、男女問わず、幅広い世代の市民の皆様にご参加いただき、女性が元気な地域、笑顔があふれる地域の大切さについて、共に考える貴重な機会となりました。

多様な人材が活躍できる環境づくりが求められる中、男女共同参画・女性活躍推進はますます重要になってまいります。本講座を修了された皆様の今後の御活躍を期待するとともに、更なる推進に取り組んでまいりますので、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ここで、副市長の退職について御報告をいたします。

11月28日付けで、光井副市長から、本年12月19日をもっての退職したい旨の退職届が提出され、これを受理いたしました。光井さんは、平成5年に市の職員として採用されて以来、若い頃は世代のリーダーとして、特に熊本地震後は市の幹部の中心として汗を流してきてくれた人でございます。今年4月からは副市長の大役を担ってございまして、特に副市長になって以降、若い職員とこの組織の改革について議論をするなど、何度も何度も議論を重ねて、この組織づくりについても一生懸命考えてくれた人材でもございます。寂しくはございますけれども、いろいろ目的もあろうかと思えます。どうか皆様方におかれましても、是非御理解を賜りたいと思えます。ありがとうございました。

いよいよ今年も残すところ2週間余りとなりました。議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。

これから日に日に寒くなってまいります。どうか、健康管理に十分御留意され、御家族揃って健やかに新年を迎えられますよう心から御祈念申し上げます。

結びに、本年も市政の運営に対し、多大なる御理解と御協力を賜りましたことに深く感謝

を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（野口修一君） これをもって、終了といたします。

今、市長からお話がありましたとおり、光井副市長が退職されます。せっかくの機会でございますので、ここで御挨拶をいただきたいと思います。議員の皆様には御協力よろしくお願いいたします。

副市長、光井正吾君

○副市長（光井正吾君） 閉会後の貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございました。お許しをいただきまして、御挨拶をさせていただきます。

私は、平成5年度に宇土市役所に入庁し、令和6年度まで32年間、市職員として従事し、令和7年4月から12月まで副市長を務めさせていただきました。職員時代は11年間、スポーツ振興担当として多くの市民の皆様と活動をさせていただき、感動と充実感をたくさん味わわせていただきました。熊本地震後は、財政や総務、企画を担当させていただき、市全体の視点を持つ意識が高まりました。そのような中、市議会の皆様から御指導、御意見、御提案いただき、宇土市民のために、宇土市を良くしていきたいという気持ちや思いを共感できたことは、とても大きな財産になっていると思っております。また、副市長拝命後も、多くの皆様から激励の言葉をいただき、そして支えていただき、充実した時間を過ごさせていただいたことに関して感謝の気持ちしかありません。今後も何らかの形で宇土市政に関わっていきたくと思っております。御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、宇土市議会のますますの御発展と、議員の皆様のお多幸、御活躍を御祈念申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。長い間お世話になりました。本当にありがとうございました。

（拍手）

○議長（野口修一君） 光井副市長におかれましては、本当に御苦勞様でございました。豊富な行政経験をお持ちでございますので、退職されても市議会に対して、御意見、御指導を今後ともよろしくお願い申し上げます。また、健康には十分留意され、穏やかに過ごされることを御祈念申し上げます。ありがとうございました。

本日はこれで終了したいと思います。お疲れ様でした。

-----○-----

午後1時20分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 野 口 修 一

宇土市議会議員 中 野 洋 一

宇土市議会議員 藤 井 慶 峰